

令和 6 年 度

(2024 年度)

吹田市包括外部監査結果報告書の公表

令和 7 年 2 月

吹田市監査委員



令和7年1月31日

吹田市監査委員 稲 田 勲 様
吹田市監査委員 川 西 英 之 様
吹田市監査委員 浜 川 剛 様
吹田市監査委員 橋 本 潤 様

吹田市包括外部監査人
久保井 聡明

包括外部監査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査を実施したので、その結果を同法第252条の37第5項、第252条の38第2項の規定に基づき別添のとおり提出します。

令和 6 年度
包括外部監査結果報告書
「債権の管理回収について」

吹田市包括外部監査人
弁護士 久保井 聡明

目 次

第 1 編 外部監査の概要.....	5
第 1 監査の種類.....	5
第 2 選定した特定の事件（テーマ）	5
1 テーマ	5
2 監査対象部局.....	5
3 監査対象期間.....	5
4 特定の事件との利害関係	5
第 3 特定の事件（テーマ）を選定した理由.....	5
第 4 外部監査の方法.....	6
1 監査の視点－地方自治体にとって債権管理回収がなぜ重要か（3つの視点）	6
2 具体的な監査のポイント	6
3 主な監査手続・監査の手法.....	9
第 5 包括外部監査実施期間	9
第 6 外部監査人及び監査人補助者.....	9
1 外部監査人	9
2 監査人補助者.....	9
3 利害関係.....	9
第 7 定義等.....	9
第 8 監査の対象とし意見を述べた債権の一覧	10
第 2 編 債権管理回収事務の全般に関する報告	11
第 1 地方自治体の有する債権の種類	11
1 債権の種類	11
2 債権管理上の主な留意事項.....	12
第 2 吹田市における債権管理回収の概要	13
1 吹田市行政組織図（監査対象債権を所管する組織を抜粋したもの）	13
2 吹田市の主な債権の分類	14
3 吹田市債権管理回収に関する事務に関連する組織.....	15
4 吹田市債権管理条例（平成 25 年 4 月 1 日から施行）	17
5 マニュアルなどの整備状況.....	19
6 債権徴収・整理計画について	22
第 3 編 令和 5 年度における債権の概況.....	24
第 1 吹田市債権徴収・整理計画	24
第 2 主な債権についての徴収率等の推移及び他市との比較	27
1 概要	27
2 市税（強制徴収公債権）	28
3 保育所等保育料（強制徴収公債権）	29
4 介護保険料（強制徴収公債権）	31
5 国民健康保険料（強制徴収公債権）	32

6	後期高齢者医療保険料（強制徴収公債権）	33
7	生活保護法第 63 条返還金（非強制徴収公債権）	34
8	住宅使用料（私債権）	35
9	下水道使用料（強制徴収公債権、企業会計）	36
10	水道料金及びメーター料（私債権、企業会計）	37
第 3	滞納債権の傾向	38
1	オープンデータ情報	38
2	収入未済額・不納欠損額の推移	38
第 4	本監査における個別の台帳調査の対象	41
第 4 編	債権管理回収に関する共通質問と回答	43
第 1	各室課に対する債権管理回収に関する共通質問と回答の概要	43
1	各室課での独自マニュアルの有無	43
2	各室課が債権管理をどのようにして行っているか、参考書式の活用有無	43
3	支払督促等の法的手続の利用の有無（私債権、非強制徴収公債権について）	45
4	滞納処分の実施の有無（強制徴収公債権について）	46
5	遅延損害金、延滞金	47
6	債権管理回収にあたり悩んだ具体的事例	48
7	債権管理回収にあたっての課題	48
8	債権管理課が委託している外部弁護士の法律相談の活用状況	49
第 2	共通質問への回答から分かること	51
1	各室課の独自マニュアル	51
2	債権管理の方法	51
3	債権管理課の参考書式の活用状況	51
4	支払督促（私債権、非強制徴収公債権）	51
5	滞納処分（強制徴収公債権）	52
6	遅延損害金、延滞金	52
7	債権管理回収にあたり悩んだ具体的事例や課題	52
8	債権管理課が委託している外部弁護士の法律相談の活用状況	52
第 5 編	結果、意見のまとめ表	53
第 6 編	総論的な意見	66
第 1	総論的な意見の概要	66
第 2	債権管理回収の時系列にしたがって見えてきた共通の課題について	66
1	未収債権発生 of 事前予防について	66
2	台帳や債権管理回収システムなど未収債権の管理について	67
3	未収発生後の対応	70
4	債権放棄・不納欠損・徴収不能引当金の計上等	87

第3 各室課の債権管理回収を支える債権管理課の役割、マニュアル、研修、外部弁護士の関与のあり方などについて	94
第4 生活再建担当課との連携などによる情報共有のあり方について	103
第7編 各論 個別債権の管理回収に関する報告	107
第1 納税課の所管する債権管理回収に係る監査の結果及び意見	107
1 本項の構成	107
2 個人住民税	107
3 固定資産税・都市計画税	108
4 軽自動車税	109
5 監査の結果及び意見	110
第2 子育て給付課の所管する債権管理回収に係る監査の結果及び意見	121
1 過年度分児童扶養手当返還金	121
2 母子福祉資金貸付金元利収入	125
第3 保育幼稚園室の所管する債権管理回収に係る監査の結果及び意見	128
1 本項の構成	128
2 保育所等保育料	128
3 幼保連携型認定こども園使用料（2・3号）	129
4 公立保育所等延長保育料	130
5 公立保育所等3歳以上児給食費	131
6 認定こども園給食費負担金	132
7 監査の結果及び意見	133
第4 すこやか親子室の所管する債権管理回収に係る監査の結果及び意見	141
1 過年度分障害児通所給付費返還金	141
2 障害児通所給付費返還金（加算金）	142
3 監査の結果及び意見	143
第5 生活福祉室の所管する債権管理回収に係る監査の結果及び意見	146
1 緊急援護資金貸付基金	146
2 災害援助資金貸付基金	148
3 生活保護法第78条徴収金	150
4 生活保護法第63条返還金	152
第6 高齢福祉室の所管する債権管理回収に係る監査の結果及び意見	155
1 介護保険料	155
2 返納金（介護保険給付費等：不正利得）	169
3 返納金（介護保険給付費等：不当利得）	172
4 居宅サービス等に係る利用者負担額助成金返還金	176
第7 障がい福祉室の所管する債権管理回収に係る監査の結果及び意見	179
1 過年度分介護給付費返還金（移動支援）	179
2 障害者福祉自己負担納入金（あいほうふ吹田給食材料費）	183
第8 国民健康保険課の所管する債権管理回収に係る監査の結果及び意見	186
1 国民健康保険料	186
2 後期高齢者医療保険料	192
3 一般被保険者返納金	198
第9 住宅政策室の所管する債権管理回収に係る監査の結果及び意見	204
1 住宅使用料	204

2	住宅共益費入居者負担金	205
3	借上型住宅使用料	206
4	借上型市営住宅共益費入居者負担金	207
5	住宅使用料等の債権回収に関する現況.....	208
6	監査の結果及び意見.....	209
第10	経営室の所管する債権管理回収に係る監査の結果及び意見	218
1	下水道使用料.....	218
第11	学校教育室の所管する債権管理回収に係る監査の結果及び意見	221
1	小学校給食費.....	221
2	公立小中学校の給食費その他学校徴収金の債権管理について（国の動き）	221
3	吹田市の取組み（給食費の公会計化、学校徴収金システムの導入）	222
4	監査の結果及び意見.....	222
第12	放課後子ども育成室の所管する債権管理回収に係る監査の結果及び意見	224
1	留守家庭児童育成室使用料.....	224
第13	水道部総務室の所管する債権管理回収に係る監査の結果及び意見	227
1	水道料金及びメーター料	227
第8編	まとめ	233

第1編 外部監査の概要

第1 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項から第3項まで及び吹田市外部監査契約に基づく監査に関する条例の規定に基づく包括外部監査

第2 選定した特定の事件(テーマ)

1 テーマ

吹田市における債権の管理回収に関する事務全般を監査対象とする。

2 監査対象部局

債権管理課及び債権の管理回収の事務の執行を行っている全部署

3 監査対象期間

原則として、令和5年度を対象とし、必要に応じて、その前後の期間も含めた。

4 特定の事件との利害関係

外部監査人及び補助者と特定の事件との間に地方自治法第252条の29に該当する利害関係はない。

第3 特定の事件(テーマ)を選定した理由

- 1 吹田市は、債権管理回収に関して次のような取組みを進めている。
 - ①平成25年4月に「吹田市債権管理条例」施行
 - ②全債権について「吹田市債権徴収・整理計画」の作成
 - ③平成29年度からは国民健康保険課の国民健康保険料累積滞納事案の一部の徴収業務を債権管理課へ移管等
 - ④令和4年度からは国民健康保険課の後期高齢者医療保険料、高齢福祉室の介護保険料、保育幼稚園室の保育所保育料、母子保健課（現すこやか親子室）の未熟児養育医療自己負担金の累積滞納事案の一部についても、新たに債権管理課への移管等
 - ⑤債権管理課や関係部署のオープンデータで債権管理の状況について積極的に情報公開
- 2 ホームページで公開されている債権管理課の収入未済額調によると、吹田市における令和5年度の一般会計及び特別会計の収入未済額は33億2418万520円、不納欠損額は2億9227万7138円となっている。市の収入及び市民負担の公平性の確保の観点から、債権の適正で効率的・効果的な管理回収は重要課題である。また、債権管理条例の施行から10年が経過し、令和2年4月1日施行の民法改正（時効管理等）への対応や、適切公平に徴収猶予・免除等の対応が実施されているかなども含め、専門的な第三者による検証を行うことは有効と考えテーマとして選定した。

第4 外部監査の方法

1 監査の視点－地方自治体にとって債権管理回収がなぜ重要か(3つの視点)

外部監査にあたっては、合規性（地方自治法第2条第16項）、経済性、効率性、有効性（同法第2条第14項）、透明性、公平性が確保されているか、債権の管理回収を行うにあたって組織運営が合理的に行われているか（同法第2条第15項）、債権の管理回収全般について内部統制を適切に図っているか、という視点を重視した。

この点、監査人としては、自治体にとって債権管理回収がなぜ重要なのか、次の3つの視点を考えている。

一つ目は、自治体財政の健全性を確保し市民に対して必要なサービスを安定的に提供する基礎となる、という点である。市税や国民健康保険料などを見れば一目瞭然のように、自治体財政は市民から適切に債権を回収するということで成り立っている。地方財政法において、「地方公共団体は、その財政の健全な運営に努め」（第2条第1項）とされ、「地方公共団体の収入は、適実且つ厳正に、これを確保しなければならない」（第4条第2項）とされているのも、この理からである。

二つ目は、市民の公平性の確保、市民の市政に対する信頼の確保という点である。法律や行政に則って発生する債権はもちろんのこと、契約関係によって発生する債権も、その財源は市民からの税金によって賄われている。仮に、自治体が債権管理回収を適正に行わなかった場合、市民の公平性は確保できない。さらに、滞納債権を放置するなどした場合、市民の市政に対する信頼が失われ、ひいては、市民のモラルハザード、すなわち滞納の波及的な発生につながりかねない。この点から合規性、透明性、公平性、債権管理回収についての全般的な内部統制が重要視される。

三つ目は、自治体に対する債務を滞納するということは、市民が生活困窮に陥っていることの重要なシグナルであり、滞納開始早々に自治体が市民に適切にアプローチすることは、市民の生活再建にとって重要、ということである。多重債務者の場合が典型であるが、自治体に対する債務の滞納の発生は、生活困窮に原因があるケースが多い。このような場合、早い段階で自治体が市民にアプローチし、各種の福祉的サービスを紹介したり、自治体債権の徴収緩和措置を実施したり、時には弁護士など外部専門家を紹介することで生活再建につなげることができる。最終的には市民が生活再建を果たせば、市に対する滞納解消につながっていくことになる。

2 具体的な監査のポイント

上記1にある3つの視点を踏まえ、より具体的には、債権管理回収が実施される時系列と債権の性質の違い（強制徴収公債権、非強制徴収公債権、私債権）を意識し、下記の流れ図にある各点を監査のポイントとした。

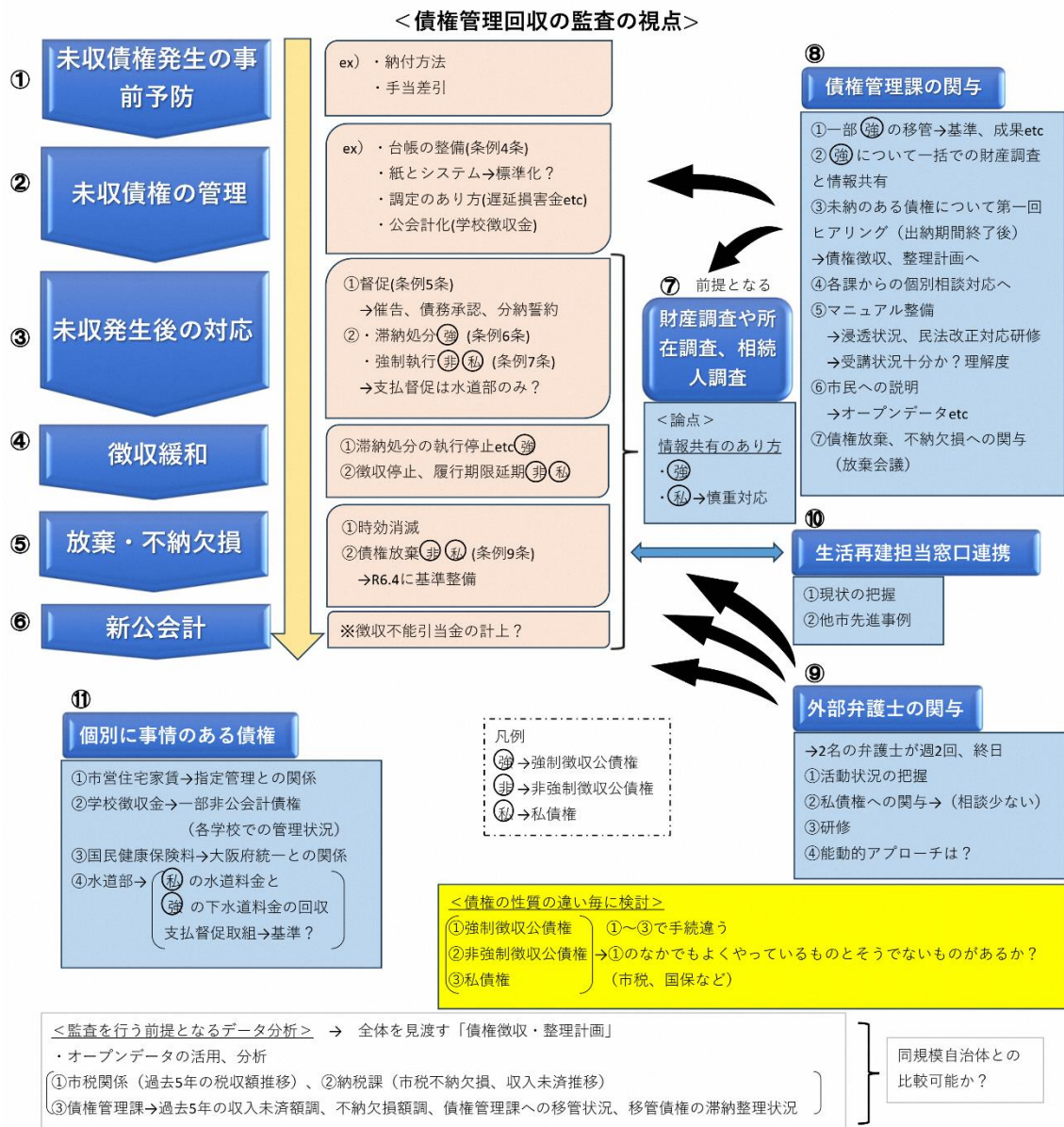
すなわち、①未収債権が発生しないように事前予防を行っているか、②台帳の整備など未収債権の管理を適切に行っているか、③督促、滞納処分、強制執行などの未収債権発生後の対応を適切に行っているか、④滞納処分の執行停止（強制徴収公債権）や徴収停止・履行期限の延期（私債権、非強制徴収公債権）などの徴収緩和措置を適切に行っているか、⑤債権放棄・不納欠損が適切に行われているか、⑥徴収不能引当金など新公会計制度が適切に運用されているかなどについて監査を行った。⑦これらに加えて、①～⑥の債権管理回収の各段階を通じて、規程、要綱、マニュアルなどが適切に整備され、研修などを通じて債権管理課が自治体内で適切に内部統制を働かせているか、⑧外部弁護士など専門家の活用が効果的に行われているか

るか、⑨滞納状態に陥っている市民の生活再建に向けて生活再建担当課との連携が適切に行われているか、についても監査を行った。

そして、これらの監査を行うにあたって、吹田市から提供を受けた債権管理回収に関するデータや、ホームページ上で公表されているオープンデータをもとに、基礎となるデータ分析を行った。

【具体的な監査のポイント】

未収債権管理回収の各段階	主な具体的な監査項目
① 未収債権発生予防	・ 納付方法の効率化、児童手当の申出徴収など
② 未収債権の管理	・ 台帳の整備（紙ベース、システム、条例第 4 条）、遅延損害金の調定のあり方、公会計化されていない債権の管理
③ 未収債権発生後の対応	・ 督促（条例第 5 条）、強制徴収債権の滞納処分（同第 6 条）、非強制徴収公債権・私債権の強制執行（同第 7 条）、支払督促などの活用状況
④ 徴収緩和措置	・ 強制徴収公債権の滞納処分の執行停止、非強制徴収公債権・私債権の徴収停止、履行期限の延期等
⑤ 債権放棄・不納欠損	・ 消滅時効管理、非強制徴収公債権・私債権の債権放棄（条例第 9 条）
⑥ 新公会計制度	・ 徴収不能引当金の計上
⑦ 全般について内部統制	・ 債権管理課による全般の内部統制 ・ 規程、要綱、マニュアルなどの整備・運用、研修の実施 ・ 一部の強制徴収公債権の債権管理課への移管の成果と課題 ・ 財産調査や所在調査、相続人調査 ・ 収集した情報共有のあり方 ・ 債権管理回収を行っている各室課へヒアリングなど
⑧ 外部弁護士の活用	・ 外部弁護士の活用状況（相談、研修、法的手続等）
⑨ 生活再建担当課との連携	・ 滞納者の生活再建に向けた生活再建担当課との連携



3 主な監査手続・監査の手法

具体的な監査手続・監査の手法としては、次の各点を実施した。個別の室課の調査については、監査人と補助者を2人一組3チームに分けて分担して実施した。

- ①吹田市の債権の適正管理に係る総合企画及び調整を担い、徴収困難な強制徴収公債権の滞納整理事務の一部移管などを受けている債権管理課からの複数回のヒアリング
- ②債権の管理回収を担当している各室課に対する全体質問と個別質問の実施
- ③各室課の債権管理回収に関するシステムの視察
- ④各室課の債権管理台帳（主に滞納金額上位者）の閲覧と質問
- ⑤債権管理課から委託を受けている外部弁護士2名に対する地方自治法第252条の38第1項の規定に基づく関係人調査

第5 包括外部監査実施期間

監査対象の部署に対し、令和6年4月1日から令和7年1月31日までの期間で監査を実施した。

第6 外部監査人及び監査人補助者

1 外部監査人

弁護士 久保井 聡明（久保井総合法律事務所）

2 監査人補助者

外部監査人は、地方自治法第252条の32第1項に基づき、次の者を監査事務の補助にあたらせた。

弁 護 士 東	尚 吾（山口法律会計事務所）
弁 護 士 幡 野	有 紀（橋森・幡野法律会計事務所）
弁 護 士 城之内	太 志（森・吉村法律事務所）
弁 護 士 中 村	和 寛（久保井総合法律事務所）
弁 護 士 若 林	直 樹（弁護士法人関西法律特許事務所）
公認会計士 浦 野	清 明（株式会社プロシード）

3 利害関係

吹田市と包括外部監査人及び補助者との間には、いずれも監査の対象とした事件について地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第7 定義等

本報告書における「結果」及び「意見」の定義は次のとおりである。

① 結果

適法性（法令、条例、規則、規程、要綱、ガイドライン等）の観点から、改善の必要を認める事項。

② 意見

適法性の問題はないものの、経済性・効率性・有効性（いわゆる3E）の観点から、改善の必要が認められる、あるいは、改善が期待される事項。

第8 監査の対象とし意見を述べた債権の一覧

所管室課(主担当補助者)	債権の名称(債権の性質)	第7編各論
税務部納税課 (中村弁護士)	・個人住民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(強)	第1
児童部子育て給付課 (城之内弁護士)	・過年度分児童扶養手当返還金(非強) ・母子福祉資金貸付金元利収入(私)	第2
児童部保育幼稚園室 (東弁護士)	・保育所等保育料(強) ・幼保連携型認定こども園使用料(2・3号)(強) ・公立保育所等延長保育料(非強) ・公立保育所等3歳以上児給食費(私) ・認定こども園給食費負担金(私)	第3
児童部すこやか親子室 (若林弁護士)	・障害児通所給付費返還金(加算金)(強) ・過年度分障害児通所給付費返還金(強)	第4
福祉部生活福祉室 (浦野会計士)	・緊急援護資金貸付基金(私) ・災害援助資金貸付基金(私) ・生活保護法第78条徴収金(強) ・生活保護法第63条返還金(非強、一部は強)	第5
福祉部高齢福祉室 (幡野弁護士)	・介護保険料(強) ・返納金(介護保険給付費等：不正利得)(強) ・返納金(介護保険給付費等：不当利得)(非強) ・居宅サービス等に係る利用者負担額助成金返還金(私)	第6
福祉部障がい福祉室 (中村弁護士)	・過年度分介護給付費返還金(移動支援)(私) ・障害者福祉自己負担納入金(あいほうふ吹田給食材料費)(私)	第7
健康医療部国民健康保険課 (城之内弁護士)	・国民健康保険料(強) ・後期高齢者医療保険料(強) ・一般被保険者返納金(非強)	第8
都市計画部住宅政策室 (若林弁護士)	・住宅使用料、借上型住宅使用料、借上型市営住宅共益費入居者負担金、住宅共益費入居者負担金(いずれも私)	第9
下水道部経営室 (中村弁護士)	・下水道使用料(強)	第10
学校教育部学校教育室 (東弁護士)	・小学校給食費(私) ・学校徴収金(私、非公会計)	第11
地域教育部放課後子ども育成室 (浦野会計士)	・留守家庭児童育成室使用料(非強)	第12
水道部総務室 (幡野弁護士)	・水道料金及びメーター料(私)	第13

※債権の性質で、(強)は強制徴収公債権、(非強)は非強制徴収公債権、(私)は私債権を意味する。

※以後、本報告書では所管室課名について、原則として部を省略し室課名のみで表記している。

第1 地方自治体の有する債権の種類

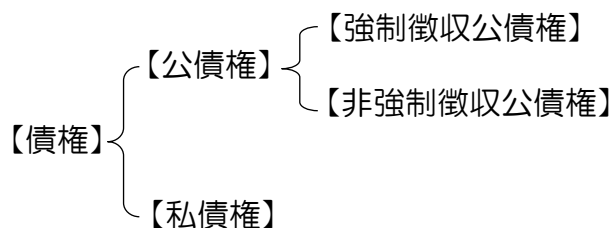
1 債権の種類

(1) 地方公共団体の保有する債権

地方自治法上の財産とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいい、地方公共団体が「財産」として管理の対象としている「債権」とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう（地方自治法第237条第1項、第240条第1項）。具体的には、貸付金や収入未済金等である。

債権は、公法上の原因又は公法関係から発生した債権（以下「公債権」という。）と私法上の原因又は私法関係から発生した債権（以下「私債権」という。）に区分される。ただし、公債権、私債権の区分は、必ずしも法令等で明確に規定されているわけではない。

公債権は地方税（国税）の滞納処分の例により、地方公共団体が裁判手続を経ることなく自ら強制徴収できるもの（以下「強制徴収公債権」という。）と、裁判手続を行い、裁判所の命令によらなければ強制執行できないもの（以下「非強制徴収公債権」という。）に区分される。



(2) 公債権と私債権の区分

強制徴収公債権と非強制徴収公債権、私債権の各区分における主な債権は、次の表のとおりである。

区 分	例 示
強制徴収公債権	地方税、分担金、加入金、過料、法律で定める使用料その他の地方公共団体の歳入（下水道使用料、道路占用料、国民健康保険料、介護保険料、保育所等保育料、生活保護費返還金の一部※等）
非強制徴収公債権	行政財産の目的外使用料、法律に滞納処分によることができる旨の定めのない使用料・手数料（ただし、市営住宅の家賃、水道料金は判例により私債権とされている。）
私債権	各種資金・普通財産の貸付金、普通財産の売払いによる債権、契約解除に伴う違約金等、市営住宅の家賃、水道料金、参加費・利用料等の実費

※生活保護費返還金については、吹田市においては、平成26年7月以降の支給分における生活保護法第78条の徴収金及び平成30年10月以降の支給分における生活保護法第63条の返還金で債務者の申し出があるもののみ強制徴収公債権と分類し、それ以外は従来どおり非強制徴収公債権として分類している。

2 債権管理上の主な留意事項

強制徴収公債権と非強制徴収公債権、私債権の主な相違点は、以下のとおりである。

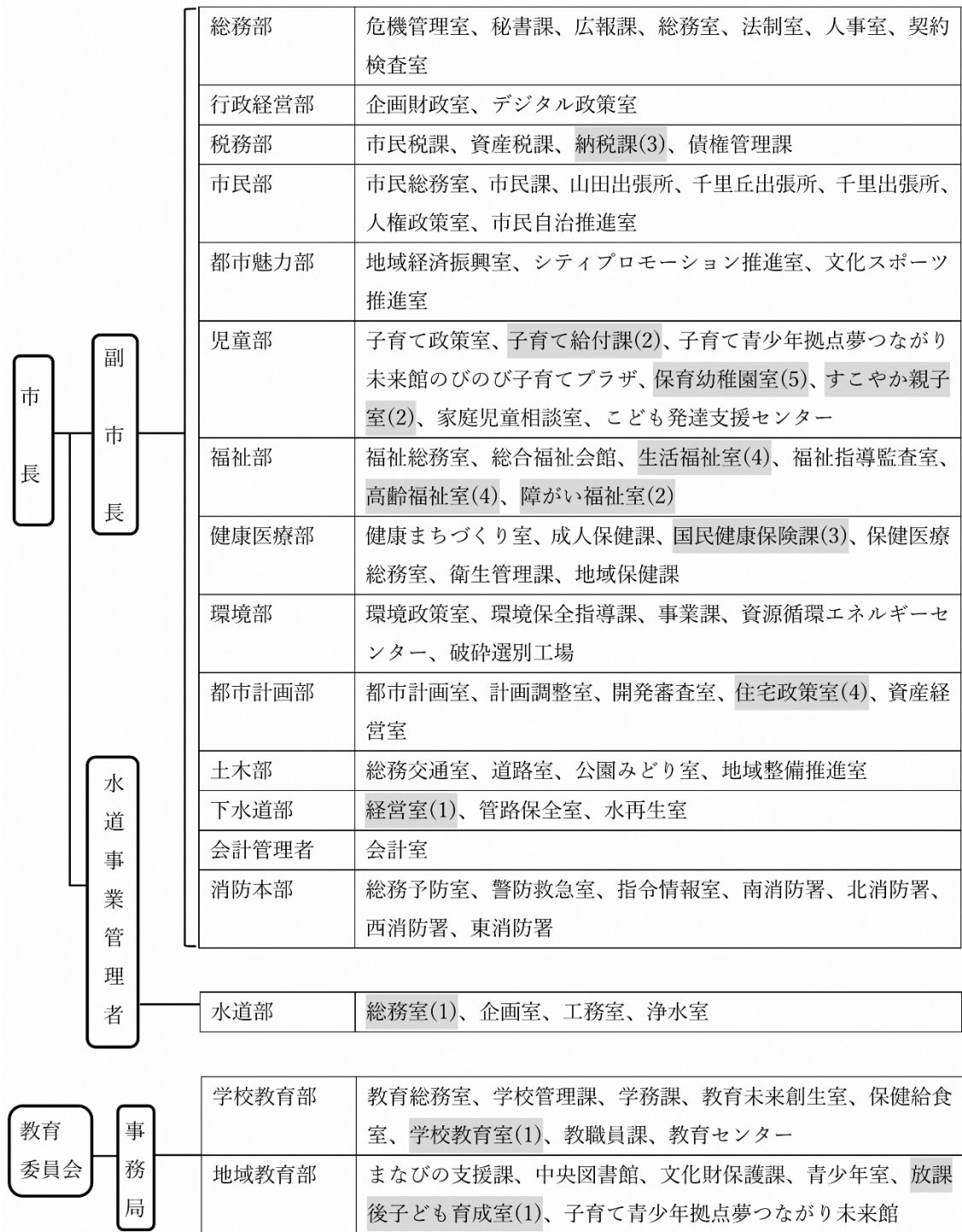
【債権の区分による主な相違点】

	強制徴収公債権	非強制徴収公債権	私債権
裁判手続によらず差押えができる（自力執行権の有無）	○（可能）	×（差押えには支払督促などの裁判手続が必要）	×（差押えには支払督促などの裁判手続が必要）
滞納者からの消滅時効の援用がなくても時効期間経過により債権が消滅	○（消滅する。）	○（消滅する。）	×（滞納者からの援用があるまでは消滅しない。）
遅延損害金の請求	①地方税 地方税法第326条第1項、第369条第1項等により延滞金を徴収可能 ②その他の債権 地方自治法第231条の3第2項により条例制定が必要	地方自治法第231条の3第2項により条例制定が必要	民法第419条第1項本文、第404条により法定利息年3%（ただし変動制）は条例や契約書に定めがなくても法律上は請求可能
滞納者からの同意を得ずに財産調査する権限があるか	地方自治法第231条の3第3項により国税徴収法第141条質問・検査権、第142条搜索が可能	滞納者から同意を得て任意調査が原則。 ただし、判決等の執行力ある債務名義を有する金銭債権の債権者であれば、同意がなくても一定の要件のもと財産開示手続（民事執行法第196条以下）や、弁護士法第23条の2の弁護士会照会制度の活用可能	
徴収緩和措置、不納欠損	①停止措置 滞納処分の執行停止（地方自治法第231条の3第3項、地方税法第15条の7） ②履行期限の延長 徴収の猶予（地方自治法第231条の3第3項、地方税法第15条）、換価の猶予（地方税法第15条の5） ③免除・権利放棄 滞納処分の執行停止が3年間継続したとき等は義務消滅（地方自治法第231条の3第3項、地方税法第15条の7第4項、第5項）	①停止措置 徴収停止（地方自治法施行令第171条の5） ②履行期限の延長 履行延期の特約等（地方自治法施行令第171条の6） ③免除・権利放棄 免除（地方自治法施行令第171条の7） 権利の放棄は原則として地方自治法第96条第1項第10号による議会の議決が必要。自治体によっては、債権管理条例を制定し、一定の要件を満たした場合に議会の議決なしに債権放棄が可能としている。	

第2 吹田市における債権管理回収の概要

1 吹田市行政組織図（監査対象債権を所管する組織を抜粋したもの）

吹田市行政組織図概要 令和6年（2024年）4月1日



注1) 網掛け()は令和5年度の個別債権の抽出件数

注2) 組織変更により所属部変更及び名称変更が行われたため、令和6年度の組織図を掲載する。

2 吹田市の主な債権の分類

吹田市による主な債権（令和 5 年度の収入未済額が発生した債権）の分類は、以下のとおりである（「吹田市債権管理基本マニュアル（第 6 版）」の「別添 1 債権分類表」より抜粋）。

種別	債権名称	徴収の根拠	督促の根拠	滞納処分の根拠	時効期間	時効の根拠	所管
強制徴収公債権	市税 （市民税等）	地方税法 吹田市市税条例	地方税法第329条 など	地方税法第331条 など	5年	地方税法 第18条第1項	納税課
	児童福祉サービス給付費 不正利得徴収金・加算金	児童福祉法第57条の2	地方自治法 第231条の3第1項	児童福祉法 第57条の2第6項	5年	地方自治法 第236条第1項	すこやか 親子室
	保育所保育料 （公立）	吹田市立教育・保育施設条例 第10条	地方自治法 第231条の3第1項	児童福祉法 第56条第6項	5年	地方自治法 第236条第1項	保育幼稚園室
	保育所保育料 （私立）	子ども・子育て支援法 附則第6条第4項	地方自治法 第231条の3第1項	子ども・子育て支援法 附則第6条第7項	5年	地方自治法 第236条第1項	保育幼稚園室
	介護保険料	介護保険法第129条	地方自治法 第231条の3第1項	介護保険法第144条	2年	介護保険法 第200条第1項	高齢福祉室
	介護保険給付費 不正利得徴収金・加算金	介護保険法第22条	地方自治法 第231条の3第1項	介護保険法第144条	2年	介護保険法 第200条第1項	高齢福祉室
	生活保護費 不正利得徴収金・加算金	生活保護法第78条第1～3項 〔H26.7.1以降支給の 保護費等に係る徴収金〕	地方自治法 第231条の3第1項	生活保護法 第78条第4項	5年	地方自治法 第236条第1項	生活福祉室
	住宅確保給付金返還金	生活困窮者自立支援法第18条	地方自治法 第231条の3第1項	生活困窮者自立支援法 第18条第2項	5年	地方自治法 第236条第1項	生活福祉室
	国民健康保険料	国民健康保険法第76条	吹田市 国民健康保険条例 第19条	国民健康保険法 第79条の2	2年	国民健康保険法 第110条	国民健康 保険課
	後期高齢者医療保険料	高齢者の医療の 確保に関する法律 第104条	吹田市後期高齢者 医療に関する条例 第6条	高齢者の医療の 確保に関する法律 第113条	2年	高齢者の医療の 確保に関する法律 第160条	国民健康 保険課
	未熟児養育医療 自己負担納入金	母子保健法第21条の4第1項	地方自治法 第231条の3第1項	母子保健法 第21条の4第3項	5年	地方自治法 第236条第1項	すこやか 親子室
	行政代執行費実費弁償金	行政代執行法第2条	地方自治法 第231条の3第1項	行政代執行法第6条	5年	地方自治法 第236条第1項	住宅政策室
非強制徴収公債権	下水道使用料	下水道法第20条 吹田市下水道条例第22条	地方自治法 第231条の3第1項	地方自治法附則第6条	5年	地方自治法 第236条第1項	経営室
	老人福祉自己 負担納入金	老人福祉法第28条	地方自治法 第231条の3第1項	-	5年	地方自治法 第236条第1項	高齢福祉室
	生活保護費 不当利得返還金等	生活保護法第63、77、78条 第78条はH26.6.30以前 に支給の保護費に係る徴収金	地方自治法 第231条の3第1項	-	5年	地方自治法 第236条第1項	生活福祉室
	保育所延長保育料 （公立）	吹田市立教育・ 保育施設条例第10条	地方自治法 第231条の3第1項	-	5年	地方自治法 第236条第1項	保育幼稚園室
	幼稚園使用料 （公立）	吹田市立教育・ 保育施設条例第11条	地方自治法 第231条の3第1項	-	5年	地方自治法 第236条第1項	保育幼稚園室
	障害者生活介護事業 施設使用料	吹田市立障害者 支援交流センター条例 第8条	地方自治法 第231条の3第1項	-	5年	地方自治法 第236条第1項	障がい福祉室
	留守家庭児童育成室 使用料 （通達・延長）	吹田市留守家庭 児童育成室条例第8条	地方自治法 第231条の3第1項	-	5年	地方自治法 第236条第1項	放課後 子ども育成課
	公立保育所等 3歳以上児給食費	吹田市立教育・保育施設条例 第12条	地方自治法施行令 第171条	-	5年 (10年)	民法 第166条第1項	保育幼稚園室
	認定こども園・ 幼稚園 給食費負担金	吹田市立教育・保育施設条例 第12条	地方自治法施行令 第171条	-	5年 (2年)	民法 第166条第1項	保育幼稚園室
	返還金 〔 居宅サービスに係る 利用者負担助成金返還金 〕	吹田市居宅サービス等に係る 利用者負担助成金交付要綱 第9、10条	地方自治法施行令 第171条	-	5年 (10年)	民法 第166条第1項	高齢福祉室
	貸付金 （災害復旧資金など）	吹田市災害弔慰金の 支給等に関する条例 第12条など	地方自治法施行令 第171条	-	5年 (10年)	民法 第166条第1項	生活福祉室 など
	障害者福祉 自己負担納入金	吹田市立障害者 支援交流センター条例 第8、15条など	地方自治法施行令 第171条	-	5年 (10年)	民法 第166条第1項	障がい福祉室

種別	債権名称	徴収の根拠	督促の根拠	滞納処分の根拠	時効期間	時効の根拠	所管
私債権	市営住宅（借上）家賃	吹田市市営住宅条例第9、11条	地方自治法施行令第171条	-	5年（5年）	民法第166条第1項	住宅政策室
	市営住宅（借上）共益費	契約	地方自治法施行令第171条	-	5年（5年）	民法第166条第1項	住宅政策室
	留守家庭児童育成室おやつ代	吹田市留守家庭児童育成室条例施行規則第10条	地方自治法施行令第171条	-	5年（10年）	民法第166条第1項	放課後子ども育成課
	水道料金	吹田市水道条例第22、23条	地方自治法施行令第171条	-	5年（2年）	民法第166条第1項	水道部総務室

※私債権の時効期間は改正した民法（新民法）の施行に伴い、令和2年4月1日以降は一律5年となる（不法行為による賠償金等の一部の私債権を除く）。ただし、令和2年3月31日以前の契約等による取り決めに生じた債権については、旧民法の時効が適用となる。表の上段は新民法での時効期間で下段は旧民法での時効期間。

※本分類表については、全庁に債権の状況調査を実施し、その回答を基に法令等の追加や同種と考えられる債権を統合する等の修正を行って作成したものであり、必要に応じて加除・修正を行う。

3 吹田市債権管理回収に関する事務に関連する組織

(1) 税務部債権管理課について

ア 債権管理課の概要及び人員配置

債権管理課は、吹田市の債権の管理に係る企画及び調整、並びに、滞納債権に係る助言及び指導を担当する部署である。

債権管理課の職員は8人（内、1人は休職中）であり、その配置は、以下のとおりである。

係又は担当の名称	人員配置
庶務・企画担当	課長1名、課長代理1名、主査1名
滞納整理担当	主査1名、主任2名
システム導入担当	主幹（課長代理級）1名、主任1名

イ 債権管理回収における債権管理課の役割

債権管理回収における債権管理課の役割は主として以下のとおりである。

【全庁的な債権管理に係る業務（庶務・企画グループ）】

(ア) 市の債権の適正管理に係る総合企画及び調整

a 弁護士への相談業務の実施[令和2年度から実施]

債権管理に精通している弁護士2名と業務委託契約を交わし、債権所管室課からの相談に対する助言、指導を行う。

b 債権管理課での相続人調査の実施[令和3年度から実施]

市税を除く市債権を滞納している者が亡くなった場合、相続人に対して債権の請求を行う必要があることから、債権所管室課からの依頼に基づいて相続人調査を債権管理課で実施する。

(イ) 債権管理状況の調査・ヒアリング

a 債権管理状況の調査

過去3年間の収納状況や債権管理台帳の整備状況、収入未済の債権の対策について、債権所管室課から調査票を提出してもらい、市債権の債権管理状況を分析する。

b 債権管理に関するヒアリング

提出のあった調査票をもとに、債権管理に関する実施内容の詳細や疑問部分についてヒアリングを実施し、債権管理台帳の整備状況の確認をする。

(ウ) 債権徴収・整理計画の策定[平成 28 年度から実施]

収入未済のある市債権に対し、前年度の徴収率以上を原則として、現年度や滞納繰越分ごとの目標徴収率や徴収額、不納欠損見込額の設定を行う。なお、平成 29 年度からは設定した目標徴収率や徴収額などに関して、市のホームページで公開している。

(エ) 徴収不能と見込まれる強制徴収公債権以外の債権の整理

(オ) 債権管理に関する研修に係る業務

- a 債権管理入門研修
- b 時効管理研修
- c 外部講師による時事研修
- d 実務基礎能力習熟度チェック

【強制徴収公債権の滞納整理事務推進に係る業務（滞納整理グループ）】

(ア) 徴収困難な公課の滞納整理事務の移管[平成 29 年度から実施]

一部の強制徴収公債権について、徴収の努力を行ったにもかかわらず徴収が困難なものに関しては債権管理課へ移管し、滞納処分を前提とした徴収業務を行う。その際には、税情報を活用の上、徴収の効率性の向上を図る。

a 移管の基準

債権名 年度	国民健康保険料	後期高齢者医療保険料	介護保険料	保育所保育料	未熟児養育医療 自己負担金
平成29年度	滞納金額60万円以上				
平成30年度	滞納金額60万円以上				
令和元年度	滞納金額60万円以上				
令和2年度	滞納金額30万円以上				
令和3年度	滞納金額30万円以上				
令和4年度	滞納金額30万円以上	滞納金額15万円以上	滞納金額15万円以上	滞納金額20万円以上	滞納金額1円以上
令和5年度	滞納金額30万円以上	滞納金額15万円以上	滞納金額15万円以上	滞納金額20万円以上	滞納金額1円以上
令和6年度	滞納金額15万円以上	滞納金額15万円以上	滞納金額15万円以上	滞納金額15万円以上	滞納金額1円以上

※同一人物が他債権に滞納がある場合は、基準額以下であっても、移管対象としています。

b 移管の主な流れ

(a)債権所管室課からの依頼

移管の基準に基づき債権所管室課から対象者を抽出し、債権管理課へ依頼する。

(b)移管依頼債権の移管可否の精査

時効管理が適正かどうかや、財産の有無等の調査を行い、移管が適当かどうかの精査を行う。

(c)移管予告対象者の決定・債権所管室課にて移管予告通知の送付

移管が適当と判断した滞納者について、債権所管室課より「移管予告通知書」を滞納者に送付する。

(d)移管決定

債権所管室課からの「移管予告通知書」を送付後、連絡が無いものについては、債権管理課に移管が決定する。

(e)滞納整理

移管決定者は、差押えできる財産を持っている滞納者が対象となるので、移管決定後に差押えを中心とした滞納整理業務を行う。

(f)移管解除

滞納者の財産の取立や納付折衝を通じて完納等になった場合は、移管を解除し、債権所管室課に滞納整理事務を返還する。

(イ) 財産調査・交付要求業務の一元化[平成 30 年度から実施]

事務の効率化及び徴収機会の拡張を目的として、市税を含む強制徴収公債権の財産調査及び交付要求事務の一部を債権管理課において一元的に実施している。吹田市では、強制徴収公債権相互の間の情報共有は行っているものの、地方税法上の守秘義務の観点から、強制徴収公債権の財産調査権に基づき取得した情報を非強制徴収公債権や私債権とは共有していない。

(2) 債権管理検討部会、債権管理推進会議

債権管理検討部会及び債権管理推進会議は、いずれも年 2 回程度開かれる会議であり、債権管理検討部会が課長級会議、債権管理推進会議が部長級会議である。

債権管理検討部会においては、各債権所管室課の有する債権について、議会の議決を経ずに債権放棄ができる要件を定めている吹田市債権管理条例第 9 条第 1 項各号への該当性をチェックし、債権放棄の適否を検討する。

債権管理検討部会において債権放棄が適当であると認められた債権については、債権管理推進会議に諮り、承認を得ることとなる。

債権管理推進会議において債権放棄が承認された債権は、各債権所管室課より放棄の起案処理を行い、債権管理者（市長又は水道事業管理者）の決裁を受けて債権放棄が確定する。債権放棄の確定後、不納欠損として会計処理が行われる。

4 吹田市債権管理条例(平成 25 年 4 月 1 日から施行)

私債権については、消滅時効期間が経過しても、滞納者からの時効援用の意思表示がない以上、債権は消滅しない。このため、不納欠損処理を行うためには、債権放棄が必要となるが、債権放棄については地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号による議会の議決が必要とされている。しかしながら、実際には議会の議決を経た上での債権放棄は、事務量や時間、個人情報開示の問題等から困難であり、私債権について不納欠損処理がなされないまま不良債権化した債権が多く存在するとの問題があった。このため、適切な滞納整理を行った上で不良債権を整理していくことを目的として、地方自治法の規定により吹田市債権管理条例が制定された。

吹田市債権管理条例は吹田市が有するすべての債権の管理に関して規定するものであり（第 2 条）、督促（第 5 条）、強制徴収公債権の滞納処分（第 6 条）、私債権・

非強制徴収公債権の強制執行等（第 7 条）を定めているが、本条例においては「台帳の整備」（同条例第 4 条）及び「債権の放棄」（同条例第 9 条）が特に重要である。

同条例は、台帳の整備に関し以下のとおり定める。

（台帳の整備）

第 4 条 債権管理者は、債権を適正に管理するために必要な事項を記載した台帳を整備しなければならない。

（吹田市債権管理条例）

上記「債権を適正に管理するために必要な事項」の具体的な内容については、吹田市債権管理条例と同じ平成 25 年 4 月 1 日より施行された吹田市債権管理条例施行規則において、以下のとおり定められている。

（台帳の整備）

第 2 条 条例第 4 条の台帳に記載する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 債権の名称
- (2) 債務者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、所在地及び代表者の氏名）
- (3) 債権額
- (4) 債権の発生原因及び発生年月日
- (5) 履行期限その他履行方法に関する事項
- (6) 債権徴収に係る履歴
- (7) その他市長が必要と認める事項

（吹田市債権管理条例施行規則）

また、債権放棄については、以下のとおり定める。

（債権の放棄）

第 9 条 債権管理者は、非強制徴収公債権等について、次の各号のいずれかに該当するときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等に係る債権を放棄することができる。

- (1) 私債権にあっては、債務者が生活困窮状態（生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定による保護を受け、又はこれに準ずる状態をいう。）にあり、資力の回復が困難で、相当の期間を経ても履行の見込みがないと認められるとき。
- (2) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 253 条第 1 項その他の法令の規定により債務者がその責任を免れたとき。
- (3) 第 7 条の強制執行等の措置又は令第 171 条の 4 の規定により債権の申出等の措置をとったにもかかわらず、なお完全に履行されなかった場合において、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で履行の見込みがないと認められるとき。
- (4) 令第 171 条の 5 の規定により徴収停止を行った場合において、相当の期間が経過した後においても、なお同条各号に該当し、これを履行させることが困難又は不相当と認められるとき。
- (5) 債務者が失踪、行方不明その他これらに準ずる状態にあり、履行の見込みがないと認められるとき。
- (6) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合、相続人全員が相続放棄をした場合又は相続人が存在しない場合において、その相続財産の価格が強制執行をした場合の費用の額並びに他に優先して弁済を受ける本市の債権の額及び本市以外のものの権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。
- (7) 私債権の時効期間が満了した場合において、時効を援用するかどうかの債務者の意思を確認できないとき。

2 債権管理者は、前項の規定により非強制徴収公債権等を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

（吹田市債権管理条例）

5 マニュアルなどの整備状況

(1) 各室課における個別マニュアルの整備状況

吹田市では、債権管理課において、「吹田市債権管理基本マニュアル（第 6 版）」のほか債権管理回収に関する指針や手順書が策定されており、全庁的に共有されている。その他、各室課において個別にマニュアルを整備し活用している例もある。

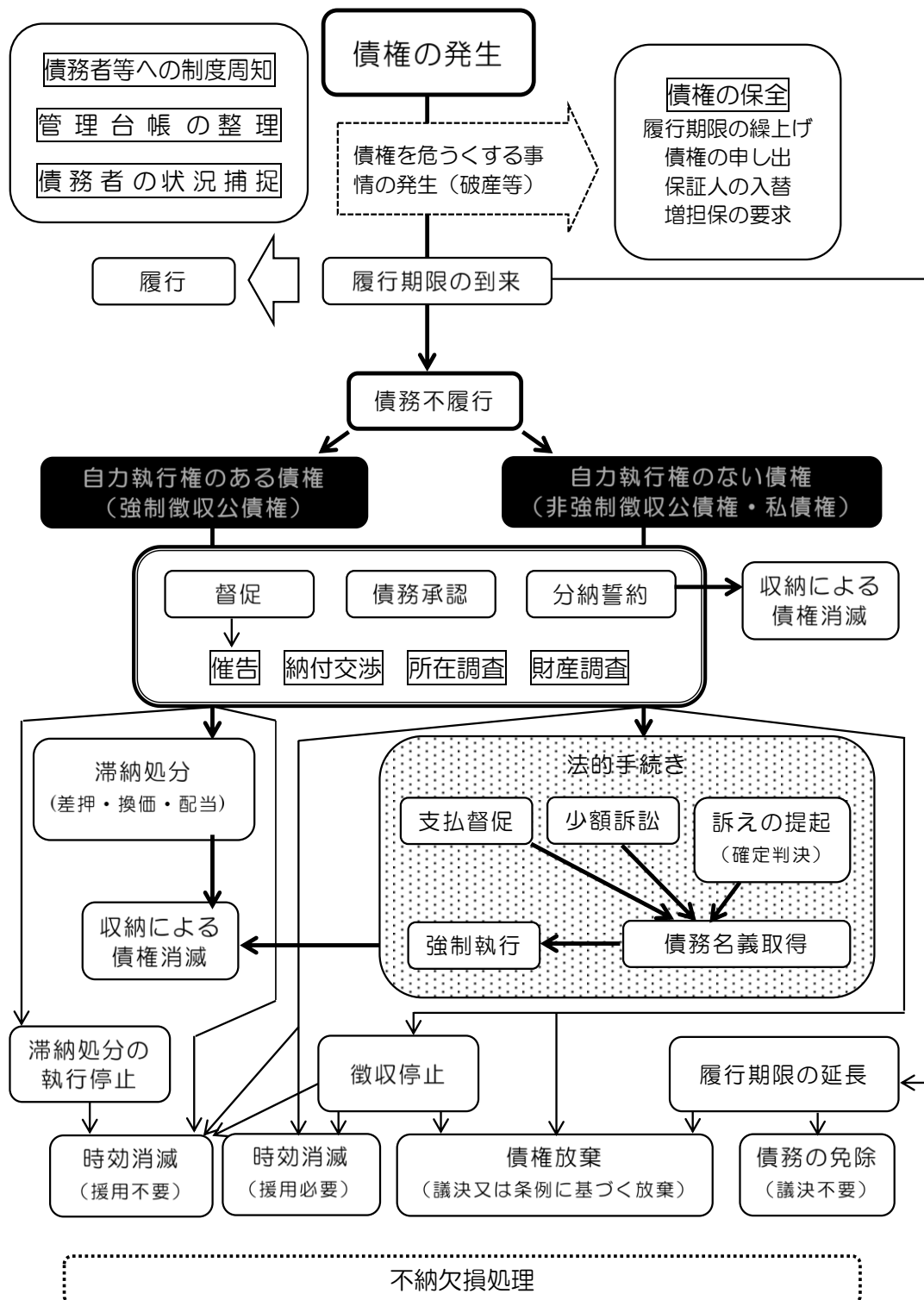
吹田市における債権管理回収に関するマニュアルの整備状況は次のとおりである。

室課名	マニュアル等
①債権管理課	(1) 債権管理基本マニュアル【別添に債権管理推進会議設置要領、債権管理台帳、債権放棄検討調書、債権放棄調書、滞納者情報交換の制限の考察等】 (2) 強制徴収公債権の滞納整理の手順について (3) 債権管理を伴うシステム構築に関する指針 (4) 強制徴収公債権の滞納整理強化に関する WT 会議手順書【強制徴収公債権の財産調書手順、交付要求】 (5) その他【改正民法の要点について、強制徴収公債権執行停止取扱基準、私債権財産調査同意書取扱い】
②会計室	事務の手引き会計編
③国民健康保険課	令和 6 年度滞納整理方針
④住宅政策室	市営住宅家賃滞納整理要領、フローチャート
⑤障がい福祉室	自立支援給付不正利得徴収事務要領
⑥水道部総務室	法的手続処理手続
⑦生活福祉室	吹田市福祉事務所債権管理事務の手引き
⑧納税課	執行停止第 1 号研修資料 ver3、市税延滞金減免取扱要領
⑨放課後子ども育成室	児童手当からの留守家庭児童育成室保育料の徴収に関する取扱指針
⑩文化スポーツ推進室	文化会館使用料 債権管理マニュアル

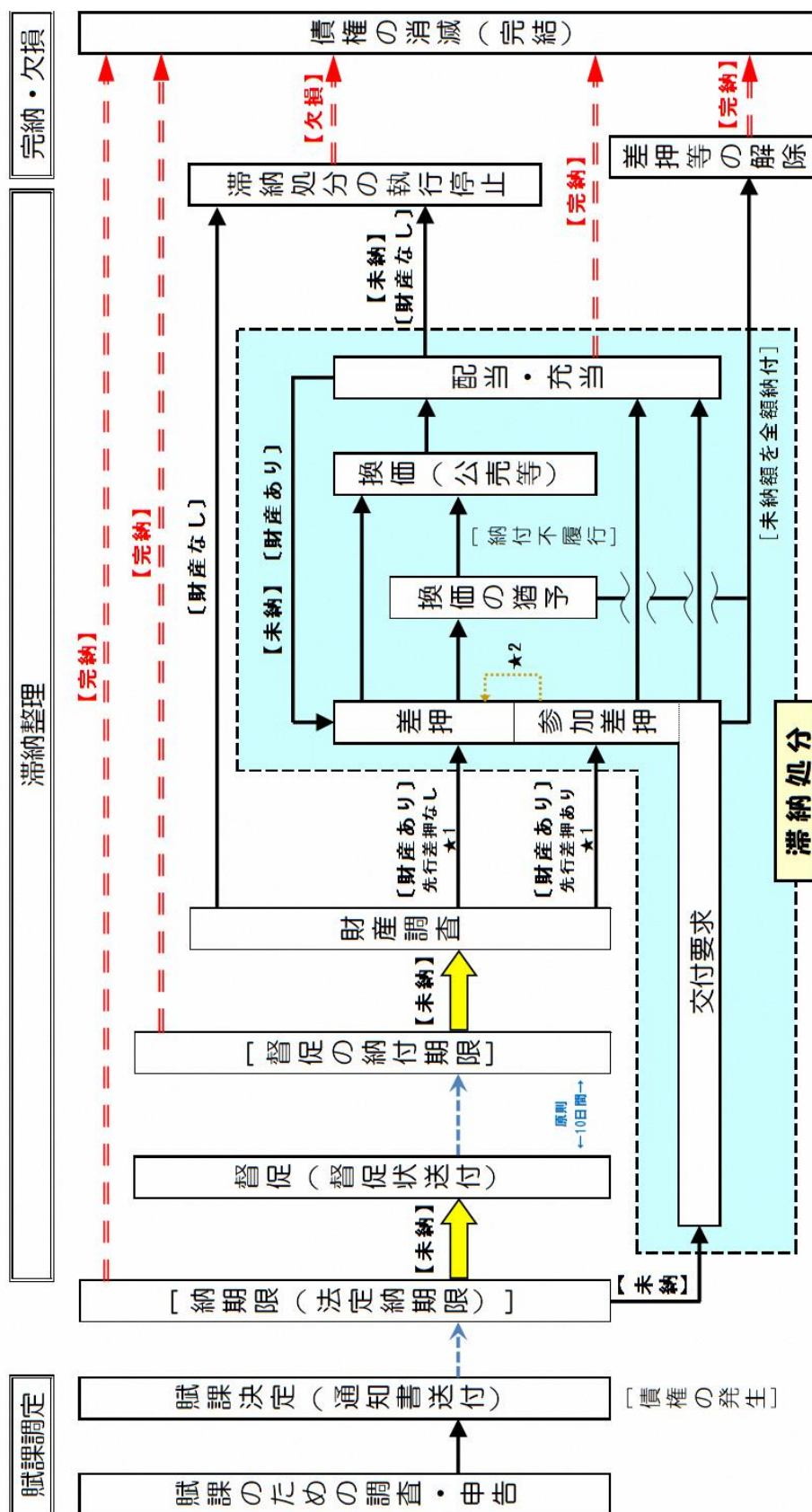
(2) 債権管理業務の流れ

吹田市における債権管理業務の流れについては、債権管理課が策定した「吹田市債権管理基本マニュアル」において、また、強制徴収公債権の債権管理については「強制徴収公債権の滞納整理の手順について」において、以下のフロー図のとおり整理されている。

1 債権管理業務のフロー



強制徴収公債権の滞納整理の流れ



★1 参加差押については参加差押できる財産のみ。それ以外の財産は先行差押があっても差押（二重）になります。

★2 差押の次順位の参加差押については、先行の差押が解除されたときに執行機関へ昇格し、差押と同様の効力を持つこととなります。

※ 納付期限後から債権の消滅するまでの期間については、個々の案件により異なります。また、滞納処分の実施要件に催告、差押予告は含まれませんので、督促の納付期限後において滞納の債権に対して催告等を必ず実施する必要があります。また、滞納整理の手法として実際には督促の納付期限後において滞納の債権に対して催告等を実施しています。

6 債権徴収・整理計画について

(1) 目標徴収率の設定

未納債権がある所管室課は、原則として現年度は前年度以上の目標徴収率を、過年度は前年度の実績を参考にしながら実現可能な目標徴収率を「債権徴収の整理計画書」において設定する。

その後、債権管理課の所管室課に対するヒアリングを経て、最終的に債権管理推進会議において目標徴収率を決定することとなる。

(2) 目標徴収率と実績徴収率の比較検討

各所管室課は、毎年、債権管理課に対し、「債権に関する調査票」、「債権徴収の実績報告書」、「債権徴収の整理計画書」を回答する。債権管理課は、その調査票等をもとに所管室課にヒアリングを行い、滞納整理に対する評価・分析・改善等の検討を行う。

そして、債権管理推進会議に、徴収結果とともに、上記ヒアリングで挙げた評価点や課題・改善点などについて報告する。

次頁は、所管室課が債権管理課に対して回答する「債権徴収の整理計画書」の記入例の一部である。

令和6年度 債権徴収の整理計画書

(記入例)

所管室課	●●●●●室		
グループ名	●●●●●グループ		
債権の名称	○〇給食費		
債権の種類	私債権	主要な債権	○

調査票で全体の収入未済額が無い場合は整理計画書の提出は不要ですので、入力も不要です。(このコメントの上にその旨が表示されます。)

「主要な債権」は前年度状況から、対象については自動的に「○」が出力されます。

1 令和3年度から令和5年度までの徴収状況

(1) 債権の徴収実績(直近3年間)

ア 全体

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
調定額	1,073,500円	1,036,500円	1,025,000円
収入(徴収)済額	508,500円	466,500円	430,000円
不納欠損額	20,500円	40,000円	40,000円
収入未済額	544,500円	530,000円	555,000円
収入(徴収)率	47.4%	45.0%	42.0%

イ 現年度分

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
調定額	510,500円	492,000円	495,000円
収入(徴収)済額	468,500円	410,500円	410,000円
不納欠損額	円	円	円
収入未済額	42,000円	81,500円	85,000円
収入(徴収)率	91.8%	83.4%	82.8%

ウ 滞納繰越分

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
調定額	563,000円	544,500円	530,000円
収入(徴収)済額	40,000円	56,000円	20,000円
不納欠損額	20,500円	40,000円	40,000円
収入未済額	502,500円	448,500円	470,000円
収入(徴収)率	7.1%	10.3%	3.8%

(2) 収入未済額分析の結果(徴収不能引当金の区分結果より)

	通常債権	注意債権	危険債権	計
参考金額				
金額	290,000円	165,000円	100,000円	555,000円

徴収不能引当金の債権名が債権の名称と違う等の理由により「参考金額」が正しく反映されず、参考金額の計が全体の収入未済額と合致しません。この場合は、「金額」の項目に収入未済額の分析結果を入力して下さい。

今年度5月に会計室より照会していただいた新公会計制度の前年度決算整理に係る徴収不能引当金報告書の内容を収入未済額分析の参考金額に反映しております。

(新公会計) (徴収・整理計画)

一般債権 → 通常債権
貸倒懸念債権 → 注意債権
破産更生債権 → 危険債権

として区分してします。

企業会計で上記の報告書を提出していない債権や、事業単位で複数の債権をまとめて報告したものについては値が反映されておりませんので、お手数ですが、下の金額欄に債権単位での入力をお願いいたします。

基本の区分は 通常債権(債権発生から6か月未満)
注意債権(6か月未満以上、2年未満)
危険債権(2年以上)

としておりますが、各債権の管理状況に合わせて変えていただいで結構です。
(その際の区分の期間については別途報告いただきますようお願いいたします。)

(3) 徴収不能引当金

会計室照会数値	区分による算出
円	199,349円

「会計室照会数値」の値が「値なし」となっているものは、上記の「金額」に入力した収入未済額分析の結果より算出した「区分による算出」による徴収不能引当金を用いて下さい。

(4) 消滅時効完成債権(私債権のみ)

	全体	採用されている分	採用されていない分
金額	100,000円	円	100,000円

私債権は消滅時効が完成している債権を「採用されている分」と「採用されていない分」とに分けて金額を入力して下さい。

2 令和6年度の徴収目標

(1) 現年度分

ア 目標徴収率の設定

目標徴収率	90.0%	(主要な債権以外は原則100%として下さい。)
-------	-------	-------------------------

【「主要な債権」セルに「○」がついてある債権】
「イ 参考」に記載のある過去3年間の現年度分の徴収率を参考に、現年度分の目標徴収率を設定して下さい。(原則、前年度以上の徴収率の設定をお願いいたします。)
【「主要な債権」セルに「○」がついていない債権】
原則100%ですので、「100」と入力して下さい。

イ 参考

【現年度分】	令和3年度	令和4年度	令和5年度
収入(徴収)率	91.8%	83.4%	82.8%

(2) 滞納繰越分(以下のア又はイのどちらかの方法で設定して下さい。)

ア 独自に滞納繰越分全体での徴収目標を設定する場合(以下の(7)又は(4)のどちらかの方法で設定して下さい。)

(7) 目標徴収額を設定する場合(以下の「ウ 参考」の「徴収設定可能上限金額」以下で設定して下さい。)

目標徴収額	円	→	対応する目標徴収率	
-------	---	---	-----------	--

(4) 目標徴収率を設定する場合(原則は、令和5年度実績報告の滞納繰越分の徴収率以上で設定して下さい。)

目標徴収率	10.0%	→	対応する目標徴収額	55,500円
-------	-------	---	-----------	---------

滞納繰越分の目標徴収額に関しては、原則としては「徴収設定可能上限金額」以上の設定は行わないで下さい。
ただし「徴収設定可能上限金額」が「0」の場合は設定を可とします(「0」の場合目標自体が立てられなくなるため)。
また、上限以上の目標額を設定する場合は、その理由を整理しておいて下さい。

「ア」の滞納繰越分の目標設定を滞納繰越分全体の徴収額又は徴収率で設定する場合
目標徴収額を設定する場合は(7)のみを入力(対応する目標徴収率が前年度の実績以上になる額を設定して下さい。)、目標徴収率を設定する場合は(4)のみを入力して下さい(前年度以上の徴収率で設定をお願いします。)
なお(7)、(4)の両方を入力しないで下さい。また、次のイの入力も不要です。

イ 簡便法による場合

(7) 債権の状態ごとの徴収割合の設定

	通常債権	注意債権	危険債権
金額	290,000円	165,000円	100,000円
目標徴収割合			
目標徴収額	円	円	円

(4) 目標徴収額と目標徴収率

目標徴収額合計	円
目標徴収率	

「ア」で徴収額又は徴収率を設定しない場合
収入未済額分析の結果の徴収不能リスク区分が示されていますので、各区分ごとに目標の徴収率を設定して下さい(「ア」で全体の徴収目標を設定している場合はこの記載は不要です。)
設定すれば、滞納繰越分の目標徴収率及び、徴収額が設定されますので以下の内容に注意して下さい。
・(4)の目標徴収額の合計が「徴収設定可能上限金額」を超えていないか。
・(4)の目標徴収率は前年度以上の設定となっているか。

第3編 令和5年度における債権の概況

第1 吹田市債権徴収・整理計画

吹田市は、全庁的な債権管理水準の向上に努めるべく、「吹田市債権徴収・整理計画」を作成しており、オープンデータとして、公式ホームページで公表している。令和5年度（2023年度）吹田市債権徴収・整理計画は次頁のとおりである。

前年度分調定額・徴収額・実績徴収率、またこれらを踏まえた目標徴収率を、現年度分と滞納繰越分に分けて記載している。

令和5年度 吹田市債権徴収・整理計画

1 全債権 (収入未済額が発生した債権のうち、企業会計・基金を除いた債権) (金額単位: 円)

区分	債権の種類	担当部署	債権名	現年度分				令和5年度(2023年度)				令和6年度(2024年度)			
				債権額	回収率	実績徴収率	目標徴収率	債権額	回収率	実績徴収率	目標徴収率	債権額	回収率	実績徴収率	目標徴収率
1	税制課	税制課	市税	70,530,801,149	70,215,554,380	99.6%	99.6%	789,112,516	299,479,936	38.2%	38.0%	752,652,203	287,513,142	38.2%	38.2%
2	子育て政策室	子育て政策室	児童福祉サービス給付費不正利得徴収金(通年度分)児童福祉サービス給付費不正利得徴収金(通年度分)	1,200	1,200	0.0%	100.0%	2,400	1,200	50.0%	50.0%	1,200	0	0.0%	0.0%
3	子育て政策室	子育て政策室	児童福祉サービス給付費不正利得徴収金(通年度分)	2,656,569	0	0.0%	0.0%	712,826	712,826	100.0%	100.0%	2,656,569	61,101	2.3%	2.3%
4	子育て政策室	子育て政策室	児童福祉サービス給付費不正利得徴収金(通年度分)	1,062,627	0	0.0%	0.0%	925,130	925,130	100.0%	100.0%	1,062,627	24,440	2.3%	2.3%
5	子育て政策室	子育て政策室	児童福祉サービス給付費不正利得徴収金(通年度分)	698,205,710	695,228,680	99.6%	99.6%	47,248,210	9,594,270	20.3%	20.3%	35,020,220	6,523,979	18.6%	18.6%
6	子育て政策室	子育て政策室	児童福祉サービス給付費不正利得徴収金(通年度分)	20,800,527	3,480,030	21.0%	16.7%	260,037,128	12,633,517	6.0%	4.9%	251,499,112	12,574,956	5.0%	5.0%
7	子育て政策室	子育て政策室	児童福祉サービス給付費不正利得徴収金(通年度分)	351,000	0	0.0%	0.0%	0	0	-	-	351,000	1,000	0.3%	0.3%
8	子育て政策室	子育て政策室	児童福祉サービス給付費不正利得徴収金(通年度分)	6,243,989,567	6,205,559,737	99.3%	99.4%	101,216,456	18,765,095	14.5%	18.5%	105,965,045	19,603,718	18.5%	18.5%
9	子育て政策室	子育て政策室	児童福祉サービス給付費不正利得徴収金(通年度分)	0	0	100.0%	-	3,222,067	40,000	0.3%	1.2%	1,883,151	357,799	19.0%	19.0%
10	子育て政策室	子育て政策室	児童福祉サービス給付費不正利得徴収金(通年度分)	214,410	212,410	99.1%	99.1%	16,510	2,500	16.0%	15.1%	6,000	2,000	33.3%	33.3%
11	子育て政策室	子育て政策室	児童福祉サービス給付費不正利得徴収金(通年度分)	7,072,248,270	6,527,530,199	93.3%	92.3%	2,439,712,054	462,132,665	18.0%	18.9%	2,291,485,787	435,382,300	19.0%	19.0%
12	子育て政策室	子育て政策室	児童福祉サービス給付費不正利得徴収金(通年度分)	5,083,089,418	5,060,263,646	99.6%	99.6%	57,351,278	15,553,390	25.7%	27.1%	57,282,548	15,660,553	27.2%	27.2%
13	子育て政策室	子育て政策室	児童福祉サービス給付費不正利得徴収金(通年度分)	5,060,000	0	0.0%	0.0%	0	0	-	-	5,060,000	10,000	0.2%	0.2%
14	子育て政策室	子育て政策室	児童福祉サービス給付費不正利得徴収金(通年度分)	67,923,288	67,828,488	100.0%	99.9%	107,650	0	0.0%	0.0%	94,800	94,800	100.0%	100.0%
15	子育て政策室	子育て政策室	児童福祉サービス給付費不正利得徴収金(通年度分)	220,700	220,800	100.0%	78.7%	1,200	1,200	100.0%	0.0%	61,100	59,900	98.0%	98.0%
16	子育て政策室	子育て政策室	児童福祉サービス給付費不正利得徴収金(通年度分)	120,000	0	0.0%	0.0%	230,000	0	0.0%	0.0%	350,000	30,000	8.6%	8.6%
17	子育て政策室	子育て政策室	児童福祉サービス給付費不正利得徴収金(通年度分)	2,777,550	1,553,540	100.0%	56.1%	3,267,130	316,270	5.9%	9.7%	4,169,900	404,438	9.7%	9.7%
18	子育て政策室	子育て政策室	児童福祉サービス給付費不正利得徴収金(通年度分)	49,586,471	47,157,043	100.0%	95.1%	12,306,340	2,719,698	5.8%	22.1%	12,018,070	2,223,343	18.5%	18.5%
19	子育て政策室	子育て政策室	児童福祉サービス給付費不正利得徴収金(通年度分)	2,678,850	2,466,073	100.0%	92.1%	748,975	127,575	8.5%	17.0%	834,177	115,577	13.9%	13.9%
20	子育て政策室	子育て政策室	児童福祉サービス給付費不正利得徴収金(通年度分)	1,701,500	281,850	100.0%	16.6%	909,928	261,600	28.7%	28.7%	2,087,978	593,510	28.7%	28.7%
21	子育て政策室	子育て政策室	児童福祉サービス給付費不正利得徴収金(通年度分)	4,839,800	4,801,000	99.2%	99.2%	385,420	63,370	11.9%	16.4%	299,100	40,080	13.4%	13.4%
22	子育て政策室	子育て政策室	児童福祉サービス給付費不正利得徴収金(通年度分)	55,269,750	54,974,650	99.2%	99.5%	3,695,750	522,450	4.5%	14.1%	3,372,920	391,063	11.6%	11.6%
23	子育て政策室	子育て政策室	児童福祉サービス給付費不正利得徴収金(通年度分)	781,400	779,000	100.0%	99.7%	2,600	2,600	100.0%	100.0%	2,400	2,400	100.0%	100.0%
24	子育て政策室	子育て政策室	児童福祉サービス給付費不正利得徴収金(通年度分)	0	0	0.0%	-	1,107,520	273,000	12.0%	24.6%	828,520	161,568	19.5%	19.5%
25	子育て政策室	子育て政策室	児童福祉サービス給付費不正利得徴収金(通年度分)	110,600	109,200	100.0%	98.7%	200	0	0.0%	0.0%	1,600	1,600	100.0%	100.0%
26	子育て政策室	子育て政策室	児童福祉サービス給付費不正利得徴収金(通年度分)	9,309,230	9,184,010	99.8%	98.7%	133,520	41,960	44.2%	31.4%	214,280	67,180	31.4%	31.4%
27	子育て政策室	子育て政策室	児童福祉サービス給付費不正利得徴収金(通年度分)	39,142,050	38,984,100	99.9%	99.6%	243,120	46,530	20.5%	19.1%	350,540	42,244	12.1%	12.1%
28	子育て政策室	子育て政策室	児童福祉サービス給付費不正利得徴収金(通年度分)	1,030,600	1,030,400	-	100.0%	0	0	-	-	200	200	100.0%	100.0%
29	子育て政策室	子育て政策室	児童福祉サービス給付費不正利得徴収金(通年度分)	272,750	272,000	100.0%	99.7%	800	250	100.0%	31.3%	1,300	750	-57.7%	-57.7%
30	子育て政策室	子育て政策室	児童福祉サービス給付費不正利得徴収金(通年度分)	0	0	100.0%	-	2,905,250	240,000	8.3%	8.3%	812,250	240,000	29.5%	29.5%
31	子育て政策室	子育て政策室	児童福祉サービス給付費不正利得徴収金(通年度分)	0	0	100.0%	-	19,295	0	0.0%	0.0%	18,385	0	0.0%	0.0%
32	子育て政策室	子育て政策室	児童福祉サービス給付費不正利得徴収金(通年度分)	121,125,780	96,396,080	90.0%	79.0%	79,051,473	9,832,492	9.0%	12.4%	87,210,742	11,337,986	13.0%	13.0%
33	子育て政策室	子育て政策室	児童福祉サービス給付費不正利得徴収金(通年度分)	17,116	17,116	100.0%	100.0%	54,539	0	0.0%	0.0%	54,539	10,000	18.3%	18.3%
34	子育て政策室	子育て政策室	児童福祉サービス給付費不正利得徴収金(通年度分)	0	0	0.0%	-	387,973	18,126	0.0%	4.7%	369,747	0	0.0%	0.0%
35	子育て政策室	子育て政策室	児童福祉サービス給付費不正利得徴収金(通年度分)	233	0	0.0%	0.0%	38,951	10,000	100.0%	25.7%	29,184	29,184	100.0%	100.0%
36	子育て政策室	子育て政策室	児童福祉サービス給付費不正利得徴収金(通年度分)	20,400	17,000	-	83.3%	0	0	-	-	3,400	3,400	100.0%	100.0%
37	子育て政策室	子育て政策室	児童福祉サービス給付費不正利得徴収金(通年度分)	2,328	2,134	-	91.7%	0	0	-	-	194	194	100.0%	100.0%

38	非強徴収公債権・私債権	介護給付不正利得返還金	B	0	0	0.0%	-	100.0%	2,796,300	0	50.0%	0.0%	2,796,300	1,398,150	50.0%	0
39		障害者生活介護事業施設使用料	C	142,582,341	142,571,986	-	100.0%	100.0%	0	0	-	-	11,245	11,245	100.0%	0
40		障害者福祉自己負担納入金 (あいほう3次団地食料費)	B	3,481,250	3,402,900	98.2%	97.7%	98.3%	655,654	75,900	16.8%	11.6%	653,550	75,710	11.8%	0
41		一部負担金等助成金返還金		62,111	62,111	100.0%	100.0%	100.0%	150	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0
42		成年後見開始申立審判費用自己負担納入金		3,400	3,400	0.0%	100.0%	100.0%	103,400	0	0.0%	0.0%	103,400	0	0.0%	0
43		一般衣保給付金返還金	B	18,769,432	16,508,466	88.0%	88.0%	88.0%	11,158,487	353,980	6.0%	3.2%	12,230,092	733,806	6.0%	4,072,301
44		除障福祉基金等	B	716,210	676,473	100.0%	94.5%	100.0%	211,805	39,000	9.2%	18.4%	212,142	39,337	18.5%	155,146
45		出産費等貸付金返還金	B	0	0	0.0%	-	0.0%	626,000	0	0.0%	0.0%	626,000	0	0.0%	290,000
46		住宅使用料	B	280,153,700	273,649,800	99.0%	99.5%	99.5%	39,636,800	2,346,840	8.7%	5.9%	38,163,760	4,159,850	10.9%	669,100
47		借上型住宅使用料	B	27,794,000	27,485,300	-	98.9%	98.9%	0	0	-	-	307,500	307,500	100.0%	0
48		借上型市営住宅共益費入居者負担金	B	10,129,200	10,019,200	99.0%	99.5%	99.5%	55,000	55,000	8.7%	100.0%	110,000	110,000	100.0%	0
49		住宅共益費入居者負担金	B	21,712,480	21,598,900	99.0%	99.5%	99.5%	842,830	42,210	8.7%	5.0%	914,120	99,639	10.9%	44,080
50		教育センター		47,740	47,740	100.0%	100.0%	100.0%	9,900	9,900	100.0%	0.0%	9,900	9,900	100.0%	0
51		留守家庭児童育成会使用料	B	196,145,000	195,759,000	99.8%	99.9%	99.9%	1,501,150	240,400	17.3%	16.0%	1,482,100	256,403	17.3%	280,000
52		留守家庭児童育成会延長使用料	B	22,378,500	22,355,750	99.9%	99.9%	99.9%	154,250	20,750	25.0%	13.5%	133,250	23,052	17.3%	30,000
53		留守家庭児童育成会利用料	C	1,593,500	1,561,000	100.0%	98.0%	100.0%	9,500	9,500	100.0%	100.0%	32,500	32,500	100.0%	0
54		留守家庭児童育成会おやつ代	B	74,476,900	74,243,800	99.8%	99.7%	99.7%	595,200	106,000	21.0%	17.8%	722,300	151,683	21.0%	0
55		計		90,815,521,637	89,828,861,362	99.0%	98.9%	99.0%	3,863,512,235	837,606,030	21.0%	21.7%	3,676,600,197	800,892,622	21.8%	347,940,124
56		主要な債権の計		90,746,908,687	89,760,407,689	99.0%	98.9%	99.0%	3,859,938,366	837,337,654	20.9%	21.7%	3,675,996,397	800,454,494	21.8%	347,569,827

※1 繰上型住宅使用料は、借付金で発生する負債は除きます。また、自治体で発生する負債は除きます。1日現在の決算額であり、4月と5月の決算額は合算しております。4月以降は連年率として算出しており、最終的には9%を超える徴収率となっています。

※2 令和5年度(2023年度)当初の期終結額は、令和4年度(2022年度)決算時の取入実額です。

2 基金債権

債権の種類	担当室課	債権名	令和4年度(2023年度)		令和5年度(2023年度)	
			当初債権額	新増貸付金	徴収額	目録徴収額
1	緊急援助資金貸付基金		40,016,100	0	387,800	4,964,290
2	災害救助資金貸付基金		11,622,770	0	60,000	1,890,000
計			51,638,870	0	447,800	6,854,290

繰上型住宅使用料は、借付金で発生する負債は除きます。また、自治体で発生する負債は除きます。1日現在の決算額であり、4月と5月の決算額は合算しております。4月以降は連年率として算出しており、最終的には9%を超える徴収率となっています。

第2 主な債権についての徴収率等の推移及び他市との比較

1 概要

本監査においては、吹田市より、債権徴収・整理計画の残存するデータとして平成 28 年度以降の計画データの提供を受け、調定額が高額に及ぶ以下の債権について、現年度分の調定額及び実績徴収率（徴収額／調定額）、滞納繰越分の調定額及び実績徴収率（徴収額／調定額）の推移を整理し、分析することとした。

（分析対象債権）

市税（強制徴収公債権（吹田市債権徴収・整理計画上の分類（以下同じ。）））

保育所等保育料（強制徴収公債権）

介護保険料（強制徴収公債権）

国民健康保険料（強制徴収公債権）

後期高齢者医療保険料（強制徴収公債権）

生活保護法第 63 条返還金（非強制徴収公債権）

住宅使用料（私債権）

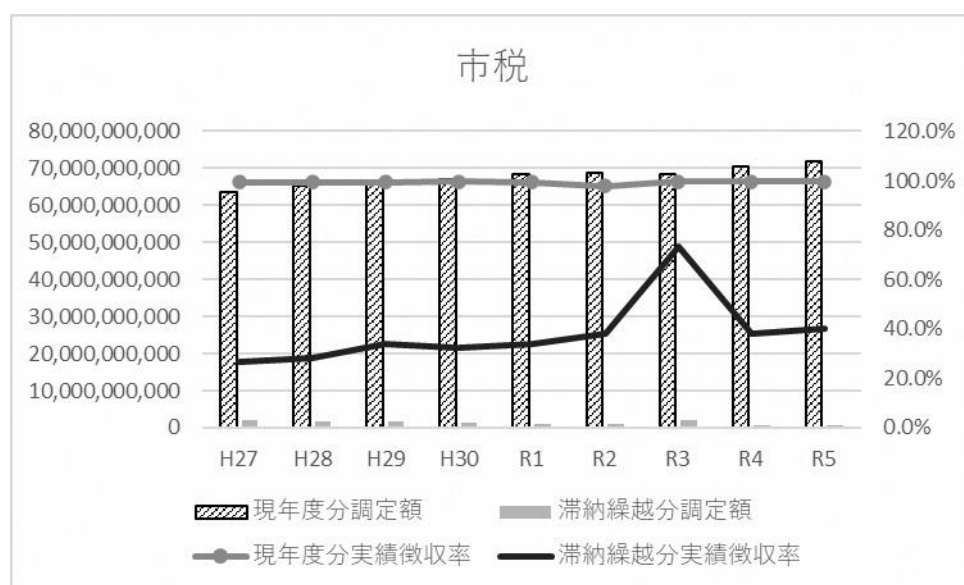
下水道使用料（強制徴収公債権、企業会計）

水道料金及びメーター料（私債権、企業会計）

また、他市情報との比較については、吹田市に対し参考情報の提供を求め、情報提供があったものについては、それぞれ可能な範囲で言及することとした。

2 市税(強制徴収公債権)

年度	現年度分調定額 (単位：円)	滞納繰越分調定額 (単位：円)	現年度分実績 徴収率	滞納繰越分実績 徴収率
H27	63,568,646,146	2,034,471,115	99.2%	26.6%
H28	65,437,679,833	1,851,829,872	99.3%	28.2%
H29	66,096,490,585	1,622,515,046	99.4%	33.7%
H30	67,151,271,338	1,319,772,075	99.5%	32.4%
R1	68,362,984,831	1,097,473,491	99.4%	34.1%
R2	68,796,844,938	1,007,277,435	97.9%	38.2%
R3	68,463,386,649	2,017,742,443	99.6%	73.3%
R4	70,530,801,149	789,112,616	99.6%	38.0%
R5	71,743,674,359	747,165,779	99.6%	40.2%



(調定額の単位：円)

現年度分については100%に近い徴収率が実現できているが、滞納繰越分の徴収率はおおむね30%から40%で推移している。令和3年度に限っては、新型コロナウイルス感染拡大に伴う特例措置に関連するものとして滞納繰越分が増加しているが、その徴収率は73.3%と高い実績であった。

なお、吹田市の徴収率に関する他市との比較については、大阪府内北摂7市（茨木市、池田市、高槻市、摂津市、箕面市、豊中市、吹田市）の令和5年度徴収率を比較すると（吹田市から提供を受けた府集計の非公表データに基づく）、市税全体及び主要税目ごとの徴収率順位は、以下のとおりであった。

税目	区分	徴収率	7市中順位
市税（全体）	現年度分	99.6%	3位
	滞納繰越分	40.3%（※1）	5位
所得割	現年度分	99.4%	2位タイ
	滞納繰越分	37.5%	4位
法人税割	現年度分	100.0%（※2）	3位
	滞納繰越分	25.1%	7位
固定資産税	現年度分	99.8%	3位
	滞納繰越分	46.4%	5位
軽自動車税	現年度分	98.3%	5位
	滞納繰越分	38.5%	3位

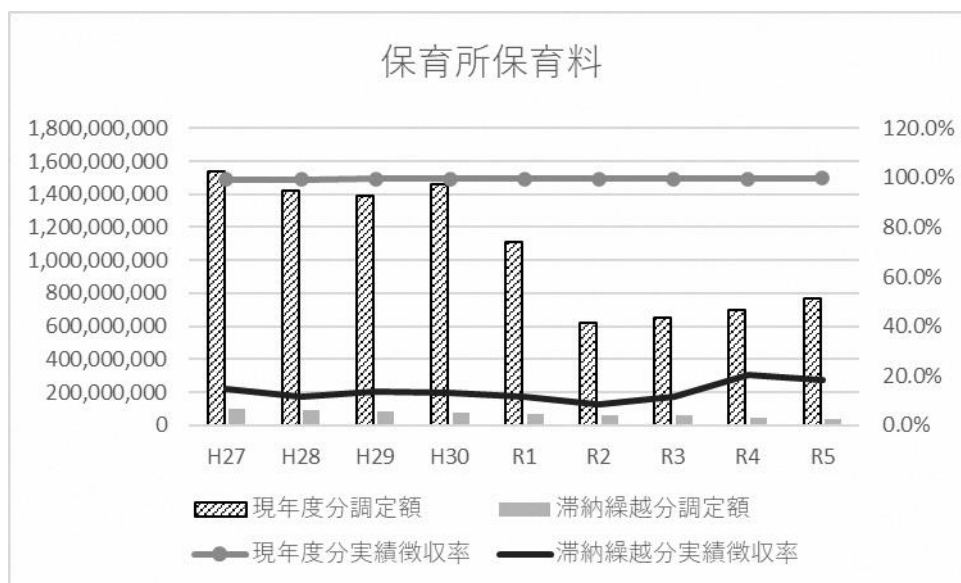
※1 冒頭の表にある市税の滞納繰越分実績徴収率が 40.2%のところ、上記の表では 40.3%となっており差異が生じている。これは、冒頭の表は吹田市の決算における数値であり、各税目における還付未済額について、雑入に計上することとなっているのに対し、上記の表の府の集計資料は、国の決算統計第 6 表から引用し作成されたもので、還付未済額を各税の収入済額に計上しているため、とのことである。

※2 上記※1 のとおり、吹田市の決算では、各税目における還付未済額について、雑入に計上することとなっているため、必ず調定額≧収入済額となる。一方、国の決算統計においては、各税の収入済額に計上することとされているため、調定額<収入済額となることがあり、このとき、収入率は100%を超えることになる。このため吹田市の徴収率が 100.0%（小数点第 4 位四捨五入後）であるが、7 市中順位では 3 位となっている、とのことである。

その他大阪府内市町村との比較情報については、第 6 編「総論的な意見」第 2【意見 8】を参照いただきたい。

3 保育所等保育料(強制徴収公債権)

年度	現年度分調定額 (単位:円)	滞納繰越分調定額 (単位:円)	現年度分実績 徴収率	滞納繰越分実績 徴収率
H27	1,533,813,800	99,548,241	99.2%	14.4%
H28	1,417,918,125	91,254,391	99.3%	11.4%
H29	1,391,966,000	80,372,501	99.4%	13.4%
H30	1,462,175,450	72,310,771	99.4%	13.0%
R1	1,108,407,150	66,371,700	99.5%	11.3%
R2	622,205,380	59,474,120	99.5%	8.2%
R3	647,298,170	56,799,550	99.6%	11.4%
R4	698,205,710	47,248,210	99.6%	20.3%
R5	766,067,430	35,020,220	99.7%	18.2%



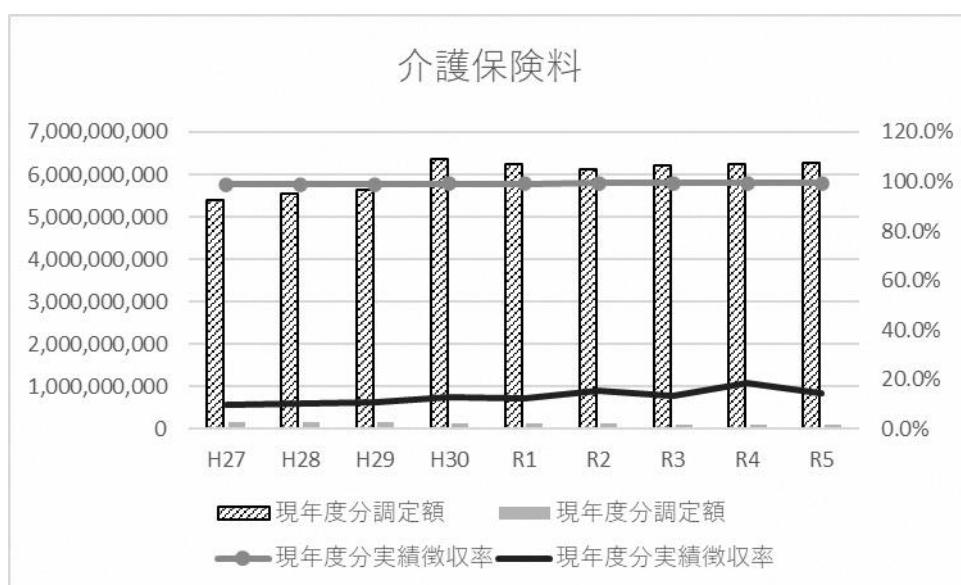
(調定額の単位：円)

吹田市は、令和元年 10 月から、保育所・幼稚園・認定こども園等を利用する主に 3 歳児クラスから 5 歳児クラスまでの子供、及び、0 歳児クラスから 2 歳児クラスの市民税非課税世帯の子供を対象に、幼児保育・保育の無償化制度が実施されており、それに伴い、令和元年度以降調定額が減少している。

現年度分の徴収率は 100%に近い数字で推移しているが、滞納繰越分の徴収率は、令和 4 年度、令和 5 年度は、他年度に比較して高水準となっており上昇傾向にあるといえる。この点、第 2 編、第 2、3 の債権管理課の業務で紹介したように、保育所等保育料については、令和 4 年度から徴収困難な債権の一部について債権管理課への移管を開始している。

4 介護保険料(強制徴収公債権)

年度	現年度分調定額 (単位:円)	滞納繰越分調定額(単位:円)	現年度分実績 徴収率	滞納繰越分実績 徴収率
H27	5,395,254,851	157,027,830	98.7%	9.7%
H28	5,539,692,320	154,853,242	98.7%	10.3%
H29	5,626,092,671	150,102,174	98.8%	10.6%
H30	6,350,246,954	147,987,539	99.1%	12.7%
R1	6,235,363,824	136,986,697	99.1%	12.1%
R2	6,114,209,906	129,545,216	99.3%	15.3%
R3	6,213,023,812	110,241,922	99.3%	13.5%
R4	6,243,989,567	101,216,456	99.4%	18.5%
R5	6,279,264,733	105,814,913	99.4%	14.2%



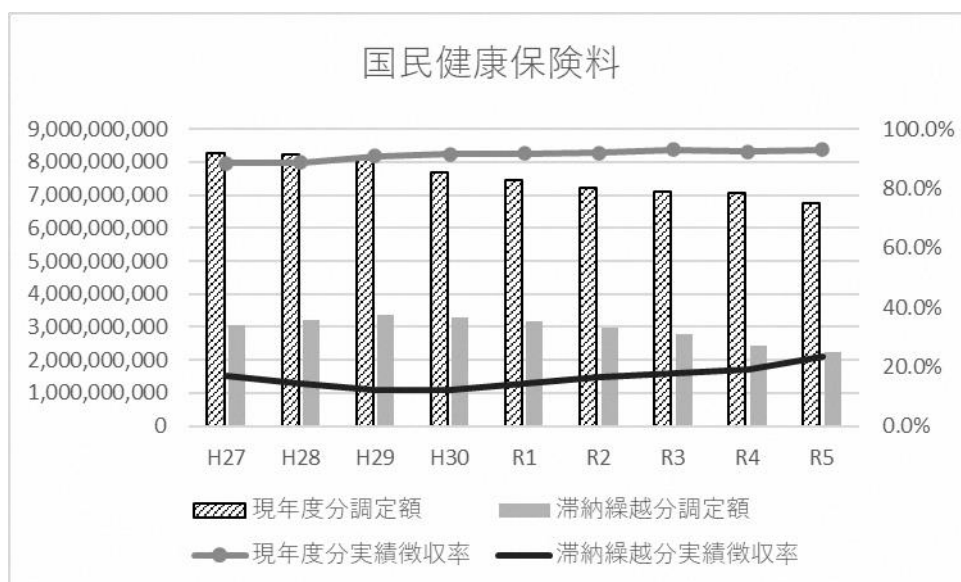
(調定額の単位:円)

現年度分の徴収率は100%に近い水準で推移している。一方、滞納繰越分はおおむね10%台で推移しているが、徐々に徴収率は上昇傾向にあるとも読める。この点、第2編、第2、3の債権管理課の業務で紹介したように、介護保険料については、令和4年度から徴収困難な債権の一部について債権管理課への移管を開始している。

なお、大阪府内北摂7市（茨木市、池田市、高槻市、摂津市、箕面市、豊中市、吹田市）の介護保険料収納率（徴収率）を比較すると（吹田市から提供を受けた非公表データに基づく）、令和5年度決算値によれば、吹田市は、現年度分徴収率が7市中3位と中位にあるが、滞納繰越分の収納率が7位と最下位に位置している。

5 国民健康保険料(強制徴収公債権)

年度	現年度分調定額 (単位:円)	滞納繰越分調定額(単位:円)	現年度分実績徴収率	滞納繰越分実績徴収率
H27	8,247,972,400	3,068,462,033	88.6%	16.7%
H28	8,219,592,070	3,222,782,398	88.7%	14.5%
H29	8,108,380,710	3,351,328,131	90.8%	12.2%
H30	7,683,448,400	3,292,795,252	91.4%	12.2%
R1	7,453,066,330	3,178,274,250	91.7%	14.5%
R2	7,201,704,520	2,986,734,829	92.0%	16.6%
R3	7,118,088,030	2,774,874,616	93.0%	17.7%
R4	7,072,248,270	2,439,712,054	92.3%	18.9%
R5	6,744,754,700	2,258,186,967	93.1%	23.2%



(調定額の単位:円)

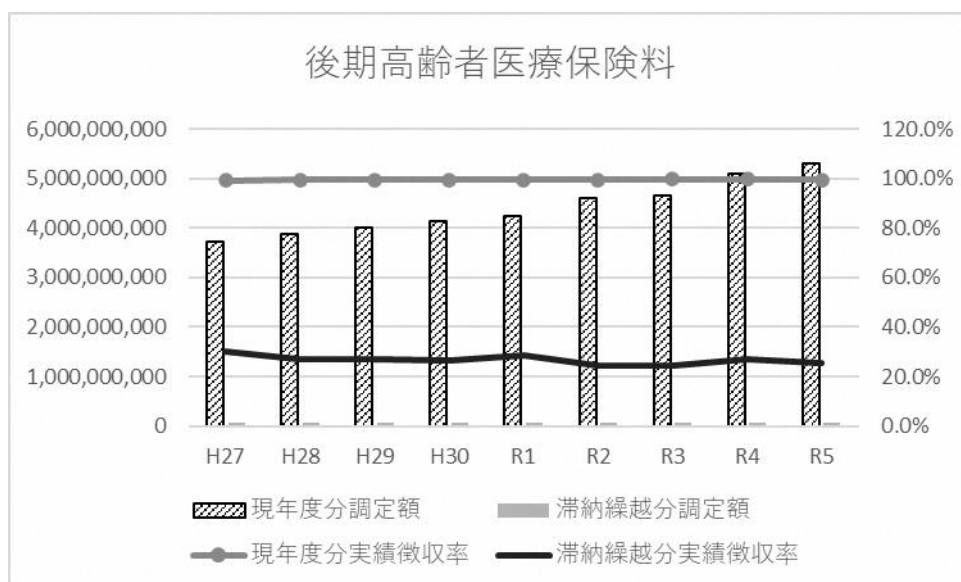
少子高齢化に伴い、現年度分の調定額は減少傾向にある。また、滞納繰越分は現年度分調定額の3分の1程度の規模で毎年推移しており、他の債権に比して、滞納繰越分の調定額の規模が大きい。

現年度分の徴収率は、かつての80%台から近年は90%台へと改善傾向がみられるが、他の強制徴収公債権に比較すると、やや低い水準にとどまる。滞納繰越分の徴収率は、平成29年度、平成30年度の14%台を底としてその後、改善傾向にあり、令和5年度は23%にまで増加している。この点、第2編、第2、3の債権管理課の業務で紹介したように、国民健康保険料については、平成30年度から徴収困難な債権の一部について債権管理課への移管を開始している。

一般被保険者に関する国民健康保険料の収納率は、令和4年度実績として、大阪府内北摂7市(茨木市、池田市、高槻市、摂津市、箕面市、豊中市、吹田市)のなかで、現年分及び滞納繰越分ともに、吹田市は、7市中6位に位置している(出典:大阪府健康保険団体連合会、公表資料)。

6 後期高齢者医療保険料(強制徴収公債権)

年度	現年度分調定額 (単位:円)	滞納繰越分調定額(単位:円)	現年度分実績 徴収率	滞納繰越分実績徴収率
H27	3,720,183,763	67,733,095	99.2%	30.3%
H28	3,877,397,338	67,557,292	99.3%	27.0%
H29	4,016,334,811	58,279,358	99.3%	27.2%
H30	4,132,702,728	59,898,149	99.4%	26.3%
R1	4,250,603,092	60,915,954	99.4%	28.3%
R2	4,613,313,589	59,272,683	99.5%	24.4%
R3	4,658,526,580	62,536,815	99.6%	24.4%
R4	5,083,089,418	57,351,278	99.6%	27.1%
R5	5,306,061,196	57,169,689	99.5%	25.3%



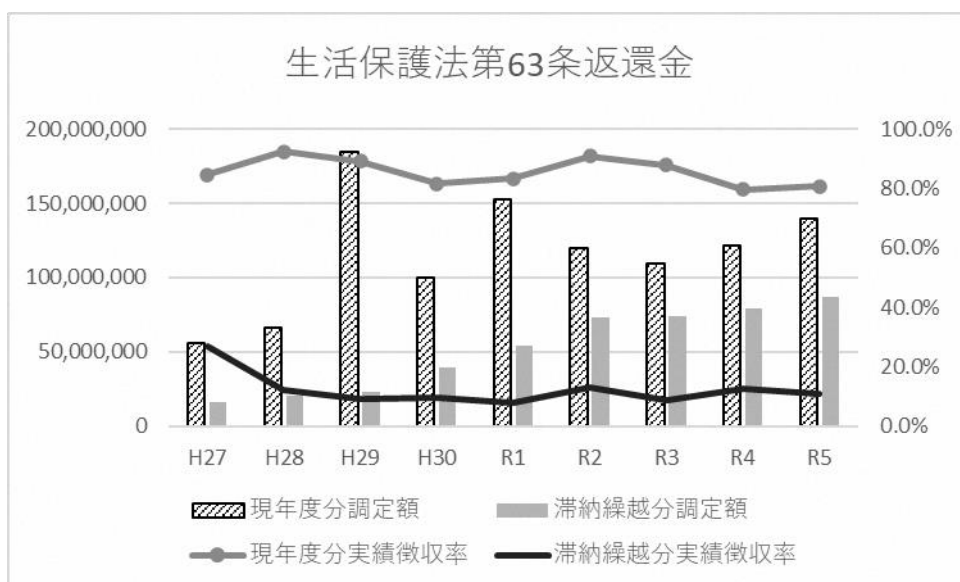
(調定額の単位:円)

高齢化に伴い調定額も増加傾向にある。現年度分の徴収率は100%に近い数字で推移しており、滞納繰越分の徴収率も20%台で推移し、市税に次ぐ高水準を維持している。この点、第2編、第2、3の債権管理課の業務で紹介したように、後期高齢者医療保険料については、令和4年度から徴収困難な債権の一部について債権管理課への移管を開始している。

なお、大阪府内北摂7市（茨木市、池田市、高槻市、摂津市、箕面市、豊中市、吹田市）で比較すると（吹田市からの非公表データに基づく）、吹田市は、令和5年度現年度分収納率が7市中5位、滞納繰越分の収納率が7市中7位と最下位にある。

7 生活保護法第 63 条返還金(非強制徴収公債権)

年度	現年度分調定額 (単位:円)	滞納繰越分調定額(単位:円)	現年度分実績 徴収率	滞納繰越分実績 徴収率
H27	55,460,381	16,146,442	84.5%	26.9%
H28	66,127,005	20,383,017	92.3%	12.0%
H29	184,577,858	22,641,028	89.2%	9.0%
H30	100,273,602	39,640,555	81.7%	9.4%
R1	152,687,288	54,278,842	83.4%	7.8%
R2	119,508,677	73,447,853	91.0%	13.2%
R3	109,512,126	73,969,120	87.8%	8.6%
R4	121,125,780	79,051,473	79.6%	12.4%
R5	140,102,160	87,210,742	80.6%	10.7%



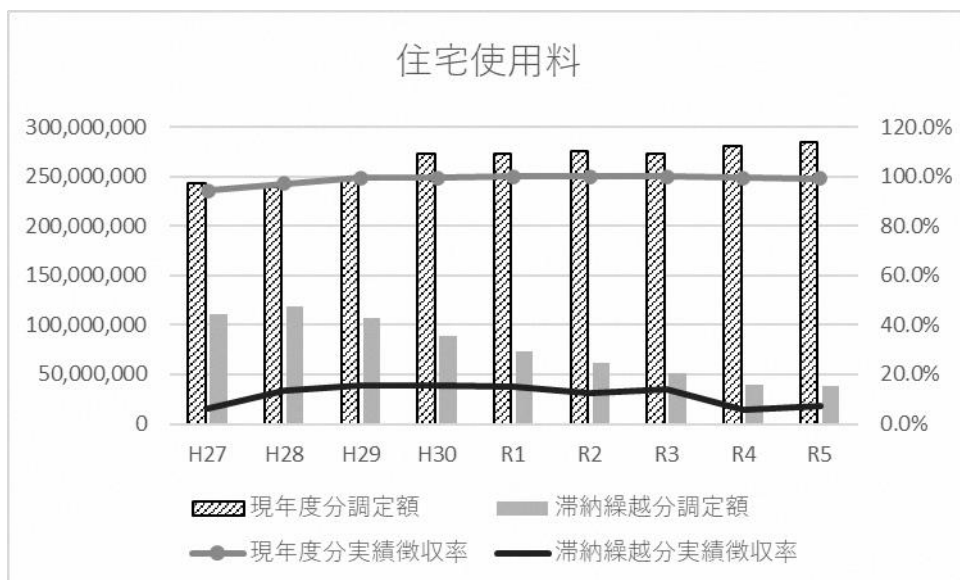
(調定額の単位:円)

現年度分の調定額は年度によってばらつきがあるが、滞納繰越分は増額傾向にある。

現年度分徴収率は、80%を下回る年度もみられるが、近年おおむね 80%台で推移している。滞納繰越分の徴収率は、10%前後で推移し、強制徴収公債権に比して低水準にある。

8 住宅使用料(私債権)

年度	現年度分調定額 (単位:円)	滞納繰越分調定額(単位:円)	現年度分実績 徴収率	滞納繰越分実績 徴収率
H27	242,774,600	110,958,480	94.2%	6.1%
H28	239,153,300	118,235,170	97.1%	13.7%
H29	247,740,600	106,642,020	99.4%	15.4%
H30	272,681,300	88,317,000	99.5%	15.7%
R1	273,237,000	73,434,810	100.0%	15.1%
R2	275,856,900	61,378,700	99.9%	12.6%
R3	272,778,600	51,378,420	100.0%	13.8%
R4	280,158,700	39,636,800	99.5%	5.9%
R5	284,232,200	38,163,760	99.2%	7.2%



(調定額の単位:円)

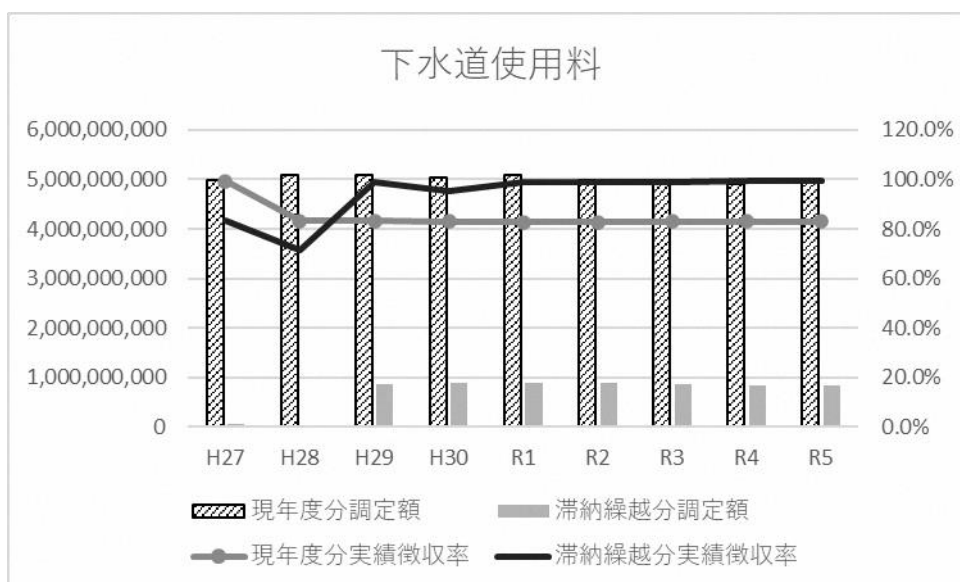
現年度分の調定額は平成 29 年から平成 30 年にかけて増加し、徴収率は、近年 100%に近い水準で推移している。

滞納繰越分については、調定額が減少傾向にあるものの、徴収率は低く、近年 10%を下回るものとなっている。この点、令和 4 年 4 月から市営住宅管理等の維持管理、市営住宅の賃料の収納等に関する業務について、指定管理者制度を導入している(第 7 編、第 9 の住宅政策室参照)。

なお、全国の中核市における住宅使用料の収入状況(吹田市からの非公表データ)と比較すると、吹田市は、令和 5 年度現年度分収納率が全国 62 中核市のうち 19 位、滞納繰越分が 41 位にある。

9 下水道使用料(強制徴収公債権、企業会計)

年度	現年度分調定額 (単位:円)	滞納繰越分調定額 (単位:円)	現年度分実績徴収率	滞納繰越分実績徴収率
H27	4,985,729,217	64,432,900	99.4%	83.5%
H28	5,092,933,875	39,323,213	83.2%	71.6%
H29	5,077,073,649	864,152,451	83.3%	98.9%
H30	5,049,019,826	891,178,920	83.1%	95.2%
R1	5,089,244,457	895,821,700	82.7%	99.0%
R2	4,990,400,937	889,747,287	82.6%	99.1%
R3	4,957,032,761	873,728,948	83.0%	99.1%
R4	4,914,010,332	851,199,476	83.1%	99.2%
R5	4,951,810,294	837,607,897	83.1%	99.2%



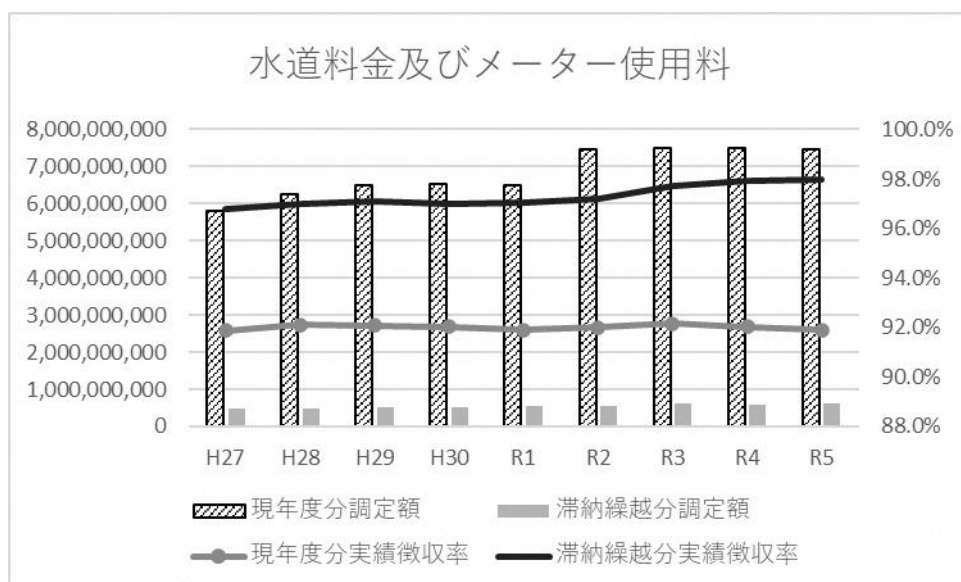
(調定額の単位: 円)

下水道事業は、平成 29 年 4 月 1 日から地方公営企業法の一部（財務規定等）を適用し、公営企業会計に移行している。

公営企業会計導入以降、現年度徴収率が 80% 台前半、滞納繰越分の徴収率が 100% に近い水準で推移しており、現年度分と滞納繰越分の徴収率の逆転現象がみられる。これは、所管室の説明によると、「下水道使用料は 2 か月ごとの調定となっており、3 月に調定された 2 か月分は翌月以降に収入となります。これに伴い、公営企業会計では出納整理期間がないことから、「債権徴収の整理計画書」の現年度分・収入未済額が多額となり、収入（徴収）率に影響しております。」とのことであった。

10 水道料金及びメーター料(私債権、企業会計)

年度	現年度分調定額 (単位:円)	滞納繰越分調定額(単位:円)	現年度分実績 徴収率	滞納繰越分実績 徴収率
H27	5,808,574,387	486,266,068	91.9%	96.8%
H28	6,237,060,396	485,990,550	92.1%	97.0%
H29	6,486,012,502	505,635,948	92.1%	97.1%
H30	6,535,697,883	529,499,444	92.0%	97.0%
R1	6,501,187,499	538,534,963	91.9%	97.0%
R2	7,455,241,729	542,522,444	92.0%	97.2%
R3	7,507,373,589	608,852,198	92.2%	97.7%
R4	7,481,398,311	600,755,870	92.0%	97.9%
R5	7,465,211,324	609,110,822	91.9%	98.0%



(調定額の単位：円)

調定額は増加傾向にある。徴収率は、下水道使用料と同様に、現年度分と滞納繰越分の逆転現象が生じているが、所管室によれば「現年度分の収入未済額のほとんどが3月分(納期限が次年度4月10日)であるため、現年度分が滞納繰越分より収入(徴収)率が低くなっている」とのことであり、公営企業会計上の処理方法の影響を受けたものである。

なお、現年度・滞納繰越分の合計収納率については、中核市における令和3年度実績(吹田市からの非公表データ)を比較すると、57中核市中5位タイ(99.97%、平均99.85%)であった。

第3 滞納債権の傾向

1 オープンデータ情報

吹田市は、滞納債権に関する情報として、年度別に以下の情報を公表している。

- ① 収入未済額調（過去5年間）
- ② 不納欠損額調（過去5年間）
- ③ 債権管理課への各債権の移管状況
- ④ 債権管理課への移管債権の滞納整理状況の推移
- ⑤ 債権管理課への移管債権の滞納処分状況の推移

これらのうち、①収入未済額調及び②不納欠損額調については、平成24年度以降の実績値を把握できることから、その推移を分析した。

2 収入未済額・不納欠損額の推移

(1) 収入未済額

①一般会計全体、（一般会計のうち）②市税、③分担金及び負担金¹、④使用料及び手数料²、⑤特別会計全体、（特別会計のうち）⑥国民健康保険料、⑦介護保険料、⑧後期高齢者医療保険料について、そして、⑨一般会計及び特別会計の合計を、それぞれ折れ線グラフでその推移を示したものが次頁のものである。

近年は、おおむね全体として収入未済額は減少傾向にある。令和2年度の収入未済額の増加は、市税の収入未済が影響しており、新型コロナウイルス感染拡大に伴う一時的な事象であると考えられることは、債権徴収整理計画上の市税の実績値の分析において述べたとおりである。

(2) 不納欠損額

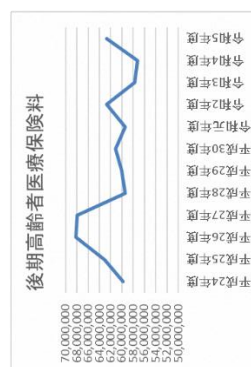
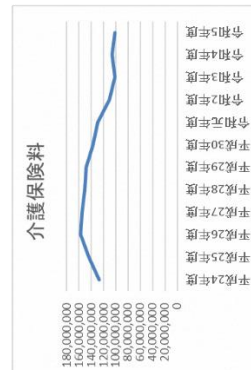
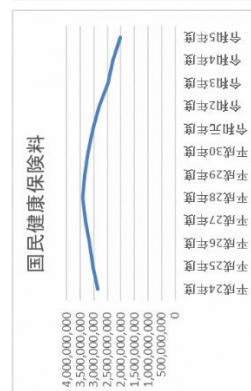
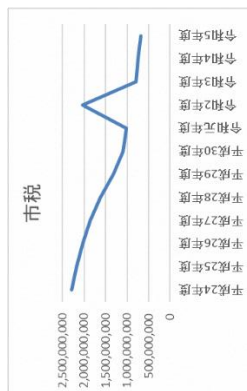
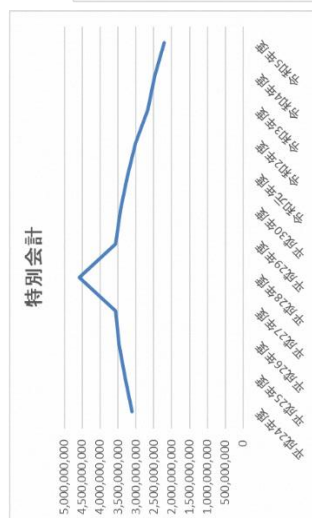
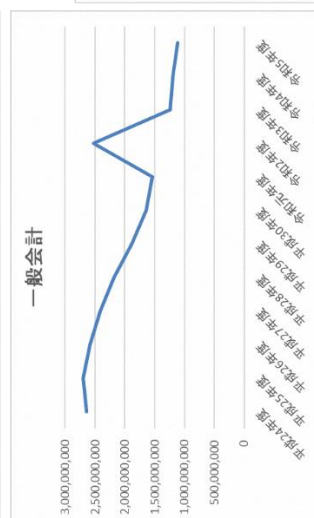
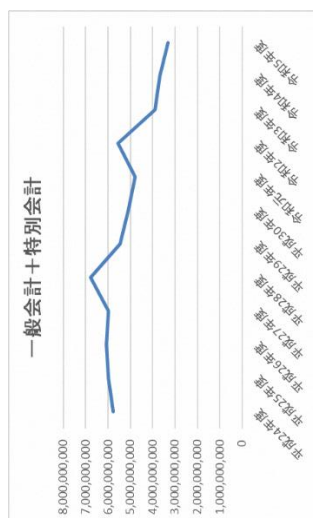
上記①～⑨についての不納欠損額の推移を表したのは次々頁のとおりである。

一般会計、特別会計、またその合計の推移をみれば、全体としては収入未済額と同様、おおむね減少傾向にあると読めるが、例えば、一般会計における分担金及び負担金は令和2年度以降増加傾向にあり、使用料及び手数料も各年度における高低があり、一概に増加傾向又は減少傾向にあるとも言えない。

¹ 分担金及び負担金は、民生費負担金（老人福祉費負担金（福祉部）、児童福祉費負担金（児童部））を内容とする。

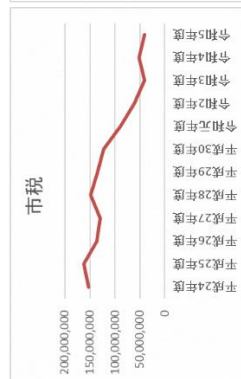
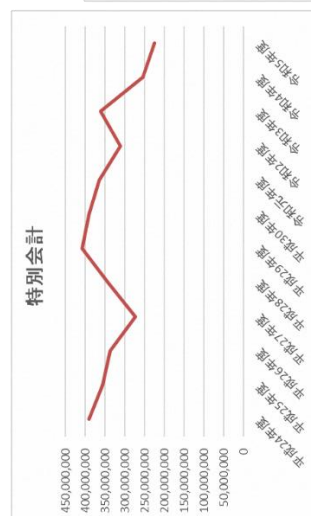
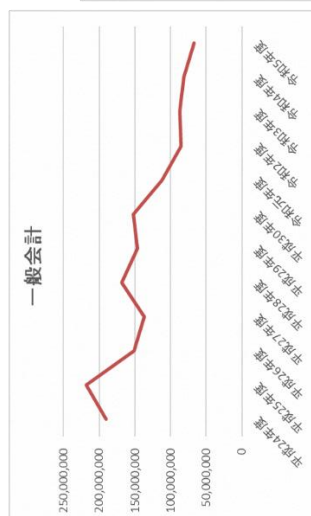
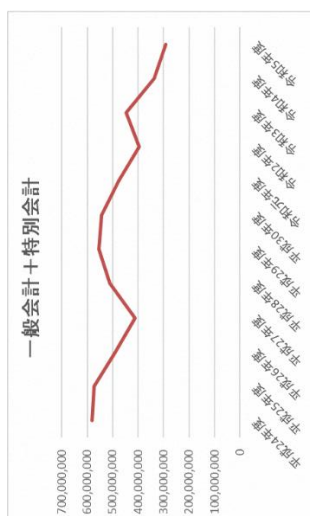
² 使用料及び手数料は、総務使用料（スポーツグラウンド使用料、文化会館使用料等（都市魅力部））、民生使用料（留守家庭児童育成室使用料（地域教育部）、幼保連携型認定こども園使用料（児童部）等）、衛生使用料、土木使用料（住宅使用料（都市計画部）、道路占用料（土木部）、教育使用料（スポーツグラウンド使用料（児童部））などを内容とする。

<収入未済額の推移>



(単位：円)

<不納欠損額の推移>



(単位：円)

第4 本監査における個別の台帳調査の対象

本監査においては、個別に台帳調査の対象とする債権について、令和 5 年度調定額の規模、未収金発生の有無、債権の性質等を踏まえて合計 36 債権を抽出した。また、これら債権とは別に、近年、一部公会計化などの取組みが行われている学校給食費及び学校徴収金（学校教材費、積立金など）についても個別の監査対象とした。

第7編 各論	債権の名称	所管室課	性質
第 1	市税（個人住民税）	納税課	強制徴収公債権
第 1	市税（固定資産税・都市計画税）	納税課	強制徴収公債権
第 1	市税（軽自動車税）	納税課	強制徴収公債権
第 2	過年度分児童扶養手当返還金	子育て給付課	非強制徴収公債権
第 2	母子福祉資金貸付金元利収入	子育て給付課	私債権
第 2	母子福祉資金違約金 （※個別監査後、対象から除外）	子育て給付課	私債権
第 3	保育所等保育料	保育幼稚園室	強制徴収公債権
第 3	公立保育所等延長保育料	保育幼稚園室	非強制徴収公債権
第 3	公立保育所等 3 歳以上児給食費	保育幼稚園室	私債権
第 3	幼保連携型認定こども園使用料（2・3 号）	保育幼稚園室	強制徴収公債権
第 3	認定こども園給食費負担金	保育幼稚園室	私債権
第 4	過年度分障害児通所給付費返還金	すこやか親子室 ※令和 6 年度から子育て政策室からすこやか親子室に移管	強制徴収公債権
第 4	障害児通所給付費返還金（加算金）	すこやか親子室 ※同上	強制徴収公債権
第 5	緊急援護資金貸付基金	生活福祉室	私債権
第 5	災害救助資金貸付基金	生活福祉室	私債権
第 5	生活保護法第 63 条返還金	生活福祉室	非強制徴収公債権
第 5	生活保護法第 78 条徴収金	生活福祉室	強制徴収公債権
第 6	介護保険料	高齢福祉室	強制徴収公債権
第 6	返納金（介護保険給付費等：不正利得）	高齢福祉室	強制徴収公債権
第 6	返納金（介護保険給付費等：不当利得）	高齢福祉室	非強制徴収公債権
第 6	居宅サービス等に係る利用者負担額助成金返還金	高齢福祉室	私債権
第 7	過年度分介護給付費返還金（移動支援）	障がい福祉室	私債権

第7編 各論	債権の名称	所管室課	性質
第 7	障害者福祉自己負担納入金（あいほう ぷ吹田給食材料費）	障がい福祉室	私債権
第 8	国民健康保険料	国民健康保険課	強制徴収公債権
第 8	後期高齢者医療保険料	国民健康保険課	強制徴収公債権
第 8	一般被保険者返納金	国民健康保険課	非強制徴収公債権
第 9	住宅使用料	住宅政策室	私債権
第 9	借上型住宅使用料	住宅政策室	私債権
第 9	住宅共益費入居者負担金	住宅政策室	私債権
第 9	借上型市営住宅共益費入居者負担金	住宅政策室	私債権
第 9	行政代執行費実費弁償金 （※個別監査後、対象から除外）	住宅政策室	強制徴収公債権
第 1 0	下水道使用料	経営室	強制徴収公債権
第 1 1	小学校給食費	学校教育室	私債権
第 1 1	学校徴収金	学校教育室	私債権、非公会計
第 1 2	留守家庭児童育成室使用料	放課後子ども育成室	非強制徴収公債権
第 1 3	水道料金及びメーター料	水道部総務室	私債権

上記一覧表記載の債権については、原則として、各債権の滞納上位 5 者、また必要に応じて不納欠損額の上位 5 者に係る債権管理台帳の調査を行った。

第4編 債権管理回収に関する共通質問と回答

第1 各室課に対する債権管理回収に関する共通質問と回答の概要

債権管理回収を担当している所管室課に対して、いくつかの共通質問を行った。その結果の概要を紹介する。

1 各室課での独自マニュアルの有無

債権管理課が各債権に共通のマニュアルとして制定準備しているものを確認したところ、下記のとおりであった。

【共通マニュアル】

- 債権管理基本マニュアル【別添に債権管理推進会議設置要領、債権管理台帳、債権放棄検討調書、債権放棄調書、滞納者情報交換の制限の考察等】
- 強制徴収公債権の滞納整理の手順について
- 債権管理を伴うシステム構築に関する指針
- 強制徴収公債権の滞納整理強化に関する WT 会議手順書【強制徴収公債権の財産調書手順、交付要求】
- その他【改正民法の要点について、強制徴収公債権執行停止取扱基準、私債権財産調査同意書取扱い】

上記以外に各室課でも独自のマニュアルがあるか否かを確認したところ、必ずしもマニュアルというものではないものも含めてであるが、次の回答であった。

【各室課の独自マニュアル等】

室課名	マニュアル等
会計室	事務の手引き会計編
国民健康保険課	令和6年度滞納整理方針
住宅政策室	市営住宅家賃滞納整理要領、フローチャート
障がい福祉室	自立支援給付不正利得徴収事務要領
水道部総務室	法的手続処理手続
生活福祉室	吹田市福祉事務所債権管理事務の手引き
納税課	執行停止第1号研修資料 ver3、市税延滞金減免取扱要領
放課後子ども育成室	児童手当からの留守家庭児童育成室保育料の徴収に関する取扱指針
文化スポーツ推進室	文化会館使用料 債権管理マニュアル

2 各室課が債権管理をどのようにして行っているか、参考書式の活用有無

【質問内容】

債権管理において、財務会計システム、各種コンピューターシステム、ソフトによる管理、台帳等の紙媒体などの手法を併用している例が多いようです。そこで、以下の点をご教授ください。①上記の手法それぞれの使い分けなどの具体的運用をお教えてください。②債権管理課への質問の回答として、債権所管室課において、滞納整理に係る電算処理システムを導入している場合も多いため、債権管理台帳も含めた統一的な様式を設けておらず、ただそういったシステムを保有していない債権

で様式が法令等により定まっていない債権のために、参考様式（履行延期、徴収停止、免除、債権管理台帳、督促状、同意書）を設けている、とのことでした。そこで、当該債権についてこれら参考様式を活用しているかどうか、もし活用している場合にはどの参考書式かについて回答ください。

質問①（債権管理の方法）への回答

室課	回答
水道部総務室	債権管理業務では主に各種コンピューターシステムを使用し、非定型的な資料、情報の管理の際に各種ソフトを使用しています。紙台帳は使用していません。
国民健康保険課	国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料は電算処理システムを導入し管理している。 一般被保険者返納金は財務会計システムで調定処理のみを行い、エクセルファイルで債権管理している。
放課後子ども育成室	保育料と児童の入退室を管理している独自システムを採用しており、財務会計システム等のシステムとの併用は行っておりません。
住宅政策室	住宅管理システムにてデータ管理しており、督促状、催告状その他の送付はエクセルにて作成している。財務会計システム及び紙媒体による管理は行っていない。※なお、監査人が台帳閲覧をしたところ、督促状などはキングファイルで綴綴管理されていた。
すこやか親子室	債権管理台帳については紙媒体、督促、催告についてはソフトによる管理、納入通知書及び納付状況については財務会計システムにより債権を管理。
生活福祉室	財務会計システムにより納付書等の作成をおこない、業務システム及び台帳を併用して、納付状況等の管理を行っております。時効管理はエクセルを用いています。
経営室	下水道使用料の徴収における基本的な特徴として、徴収経費の節減や使用者の支払いに係る利便性等を考慮し、水道部へ徴収業務の一部を「吹田市下水道使用料調定等事務に関する覚書」に基づき、水道部へ徴収事務を委託しております。このため、「水道料金システム」の一部権限を付与された状況下で債権管理等を行っているのが現況となります。
高齢福祉室	【介護保険料】財務会計システムは、調定、収納・支払事務、予算・決算等の処理を行うために使用しています。介護保険システムでは、介護保険料の賦課、徴収・滞納状況の管理等、介護保険制度全般に関わる電算処理を行っています。それぞれ機能が異なるため、システムを併用しています。 【返納金、居宅サービス等に係る利用者負担額助成金返還金】年数件程度の債権であるため、現在はエクセルで管理しています。システムは導入しておらず、納付書の発行等に財務会計システムを利用しています。
障がい福祉室	納付書発行、また収入状況確認等の金銭に関する実務は財務会計システムにて運用している。督促状・催告書発行、対応の経緯に関する実務は台帳にて運用している。
子育て給付課	【児童扶養手当】財務会計システムだけでは、債権の状況が分かり難いため、別途エクセルで管理台帳を作成している。 【母子福祉資金貸付金元利収入】財務会計システムにおいては、母子父子寡婦及び現年過年ごとの管理を中心におこなっており、各種コン

室課	回答
	ピューターシステムにおいては、債権者ごとの管理を中心に行っている。
納税課	債権管理につきましては、滞納管理システム（各種コンピューターシステム）を導入し、滞納情報の管理、催告書の作成、滞納処分書類の作成、データの集計などを行っています。また、システムはパッケージシステムであるため、業務に不足している内容（集計等）は、システムから CSV データ等を抽出し、エクセルなどのソフト（表計算ソフト等）にて加工するなどして対応しています。また、差押えした預金等の取立を行う場合に財務会計システムを利用して歳入歳出外現金用の納付書を作成しております。紙媒体については、主に滞納管理システムから出力される文書（催告書、納付書等）や決裁を必要とする文書で使用しています。予算上の歳入や歳出の管理については財務会計システムにて行っています。
保育幼稚園室	財務会計システム：調定、歳入の管理。還付の戻出。時効等による不納欠損の際の欠損処理。各種コンピューターシステム：某ベンダーの製品である子ども・子育て支援システムにより、賦課、調定、歳入・徴収消込、督促、催告、還付、時効等による不納欠損を管理。台帳等の紙媒体：分納誓約

質問②（参考様式活用の有無）への回答

活用有無	具体的回答
活用あり	・すこやか親子室（債権管理台帳、督促状については参考様式を活用。） ・水道部総務室（債務承認書及び同意書等の書式を作成するに際し参考にしました。） ・高齢福祉室・返納金、居宅サービス等に係る利用者負担額助成金返還金（債権管理台帳を活用しています。） ・障がい福祉室・過年度分介護給付費返還金（移動支援）（債権管理台帳を利用。）
活用なし	・生活福祉室（参考様式は活用しておらず、独自で様式を作成しています。） ・国民健康保険課 ・放課後子ども育成室 ・住宅政策室 ・高齢福祉室・介護保険料 ・障がい福祉室・障害者福祉自己負担納入金（あいほうぶ吹田給食材料費） ・子育て給付課 ・保育幼稚園室（債権管理台帳と督促状については子ども・子育て支援システムの機能を活用している。その他の参考様式については子ども・子育て支援システムの機能の中にないが、本室における滞納整理において該当する事案が発生していないため、それらの参考様式の活用実績もありません。）

3 支払督促等の法的手続の利用の有無(私債権、非強制徴収公債権について)

【質問内容】

過去、支払督促もしくは訴訟提起にいたった例がありますか。ある場合、過去 5 年間（令和元年度～5 年度）の実績（件数）、ない場合は、その理由についてご説明ください。

【利用あり】

- 国民健康保険課
令和4年度に一般被保険者返納金の支払督促を1件行った。他の年度は0件。
- 子育て給付課
母子福祉資金貸付金元利収入について令和6年度1件行った。
- 水道部総務室

年度	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	合計
請求（件）	3	2	12	9	9	35
請求（人）	3	1	11	7	9	31
請求額（円）	67,083	549,280	335,705	580,083	330,353	1,862,504
支払（件）	2	0	4	2	0	8
支払（人）	2	0	4	2	0	8
支払額（円）	46,876	0	52,450	97,067	0	196,393
回収率（％）	69.88	0.00	15.62	16.73	0.00	10.54

※支払督促一覧（年度別）※金額は手数料等を除いた金額

※各年度3月末日時点抽出

【利用なし】

その他の室課については、いずれも過去5年間、支払督促の実績はないとの回答であった。その理由としては、債権金額が少額のため、費用的、時間的効果が低い（放課後子ども育成室）、行ったとしても回収の実現性が低い実情があると判断しているため（障がい福祉室）、業務繁忙により支払督促等の実施のための十分な検討ができていないため（保育幼稚園室）などの回答であった。

4 滞納処分の実施の有無（強制徴収公債権について）

【実施あり】

- 国民健康保険課

国民健康保険料 差押え件数（参加差押え含む。）

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
90	114	201	206	586	1197

後期高齢者医療保険料 差押え件数（参加差押え含む。）

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
0	0	2	0	4	6

- 高齢福祉室

介護保険料 差押え件数（参加差押え含む。）

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
1	1	0	2	8	12

● 納税課

滞納処分件数					
令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
322	332	624	828	1,225	3,331

【実施なし】

その他の室課については、実施がないとの回答であった。その理由としては、分割納付での対応及び財産調査で財産がなかったため（すこやか親子室）、未納債権が少額のため（経営室）、滞納処分する案件がなかったため（高齢福祉室）、滞納者に対し、滞納処分に向けた債権移管予告等各種通知を送付したことに対して、結果的に分納等による納付約束にいたったため。また、その他の滞納者についても、債権管理課に依頼し財産調査を行ったが、換価性の高い財産が発見できなかったため（保育幼稚園室、ただし令和6年度に参加差押え1件実施）、などの回答であった。

5 遅延損害金、延滞金

【質問内容】

債権管理課への質問の回答によると、遅延損害金については債権所管室課の判断で設定・調定をしており統一的な基準は特にありません、とのことでした。そこで、当該債権に関し、遅延損害金についての管理実態（令和5年度における調定の有無、時期その他管理回収状況）をご説明ください。

【調定あり】

室課	具体的内容
国民健康保険課	令和5年度における調定無。 令和4年度に一般被保険者返納金の支払督促を行い遅延損害金も請求。債務名義取得後に一般被保険者返納金を優先して納付する分納誓約。現在一般被保険者返納金を分割納付している。遅延損害金は一般被保険者返納金の分割納付終了時に金額確定となるため、その後に調定し通知する。
子育て給付課	母子福祉資金貸付金元利収入 令和5年度調定有。元金完納時に違約金についてのお知らせを同封し、調定を行っています。一括での返済が困難な方については、分割で納付いただいています。
納税課	（地方税法上の根拠に基づく）

【調定なし】

上記以外の室課についてはいずれも調定なしとの回答であったが、水道部総務室からは、給水契約の内容となる吹田市水道条例に定めがないため遅延損害金は請求していない、との理由が、子育て給付課からは、児童扶養手当法第23条の規定により、不正利得にあたる場合は遅延損害金を請求できることとなっていますが、現在まで不正利得の債権はない、との回答であった。

6 債権管理回収にあたり悩んだ具体的事例

具体的回答	
なし	すこやか親子室、高齢福祉室
あり	● 水道部総務室（徴収停止による債権放棄について全庁的な判断基準がなく、実質的に運用できない状況のため、複数の相続人に分割されて債権が著しく少額の場合でも請求しています。費用対効果も悪く市民感情とも乖離しているため、対応に苦慮する場面があります。） ● 生活福祉室（《緊急援護資金貸付基金、災害救助資金貸付基金》債権発生日から何十年も経過しているケースが多く、債務者もしくは債務者の相続人等の行方を追いつけることが難しくなっております。《生活保護法第 63 条返還金、生活保護法第 78 条徴収金》基本的に債務者に資力がないため、少額ずつの分割納付しか回収の手段がないことです。） ● 経営室（生活保護世帯の債務者に関して、資力がなく回収困難となるケースの対応が難しい。） ● 国民健康保険課（一般被保険者返納金債権は保険料と異なり、払うべきものという認識がないのか、納付してもらえないことが多々ある。督促状を送っても反応が薄い。） ● 放課後子ども育成室（令和 2 年 4 月の民法改正前の私債権について時効とする期間を分けた方がよいか、改正後の時効と同一でもよいのか悩んでおります。） ● 住宅政策室（住宅使用料→生活保護世帯やそれに準じる低所得の債務者が多く、納付意思はあるが資力が無く回収困難になることが多々ある。） ● 障がい福祉室（債権管理の業務を遂行する職員が不足しており、また債権管理の専門的な知識を持ち合わせている職員もいない中、回収の見込みがほとんどないと思われる債権について、どこまで対処すれば良いかが難しい。） ● 保育幼稚園室（・強制徴収公債権（保育所等保育料）、非強制徴収公債権（公立保育所等延長保育料）、私債権（公立保育所等 3 歳以上児給食費・認定こども園給食費負担金）、と債権の性質が複数あり管理が煩雑となっています。・分納不履行等納付約束が守られなかった後に、電話等にて滞納者とのコンタクトを図っても、応じないタイプの滞納者が一定数存在している。財産調査等の結果も芳しくない場合、執行停止や債権放棄等の要件を満たしていない場合、滞納整理が手詰まりとなります。） ● 納税課（未納の案件で完納までに時間がかかる案件がある。・住民票を移さずに転居されている方の滞納整理。・所有する財産が居住している不動産のみの場合、公売を行うことが難しい。）

7 債権管理回収にあたっての課題

具体的回答
● すこやか親子室（債権管理の知識不足） ● 水道部総務室（少額債権や、他市に転居した滞納者の債権など、件数が多かつたり労力が必要だったりするケースにまで徹底的な徴収努力が求められる一方で、経験のある十分な数の人員が不足しています。） ● 生活福祉室（《緊急援護資金貸付基金、災害救助資金貸付基金》徴収専門の職員がいないため、現担当が主となる業務を抱えながら、債権の管理・回収をせざるを得ないため、その両立を維持することが困難になる場合があります。《生活保護法第 63 条返還金、生活保護法第 78 条徴収金》生活保護のケースワーカー（債務者の支援をする職員）が債権の管理・回収をせざるを得ないため、その両立を維持することが困難になる場合があります。）

具体的回答	
●	経営室（実務担当者が他業務も兼任している職員 1 名のみであり、少額債権や市外転居した滞納者の債権など回収に多大な労力を要するケースに対し、経験のある人員やノウハウ等が不足していることから対応に苦慮している。）
●	国民健康保険課（一般被保険者返納金債権は、担当者 1 人で、他の業務も兼務しているため人員が不足し、異動等もあり専門知識が不足。）
●	放課後子ども育成室（現年度の債権（保育料等）に未納がある場合、翌年度の留守家庭児童育成室の入室の許可をしない運用としているため、現年度分の債権の徴収率が比較的高いですが、過年度分の債権の徴収率が低いことが課題と感じております。）
●	住宅政策室・住宅使用料（指定管理者が一次的な対応を行うが、住宅政策室と足並みがそろわず、対応が後手に回ることがある。）
●	高齢福祉室（《介護保険料》時効管理を行う際、システムのみで正しく時効管理を行うことができず、担当者が目検にて時効到達日が正しいか確認し、適当でない場合には修正する必要がある、煩雑な状態となっています。収納担当が 2 名であり、両名ともに今年度から収納業務へ異動となったため、人員不足、知識不足を感じる面があります。《返納金、吹田市居宅サービス等に係る利用者負担額助成金返還金》異動に伴い、債権管理に全く携わっていない職員が対応するため知識が不足しており、人員的にも厳しいと感じます。）
●	障がい福祉室（債権管理の業務を遂行する職員が不足しており、また債権管理の専門的な知識を持ち合わせている職員もいない。）
●	子育て給付課（児童扶養手当…認定や給付業務に時間を取られ、債権回収に割ける業務時間に限りがある。母子福祉資金貸付金元利収入…債権の管理、回収に際し、職員の知識不足を感じています。）
●	保育幼稚園室（強制徴収公債権（保育所等保育料）、非強制徴収公債権（公立保育所等延長保育料）、私債権（公立保育所等 3 歳以上児給食費・認定こども園給食費負担金）、と債権の性質が複数あり管理が煩雑となっています。また、子ども・子育て支援システムにおける滞納整理に係る機能が十分なものでなく、一部の滞納処分の執行に対応していないほか、分納誓約の管理等にも職員の手作業が伴い、業務負担が大きくなっています。加えて民法改正による強制（非強制）徴収公債権の催告による時効中断が子ども・子育て支援システム上管理できず、時効管理が複雑化しています。その他にも、人員に比して業務量が大きいことから、長年滞納処分の執行にまで手が回せておらず、それに伴い知識についても不足している状況となっています。）
●	納税課（・公売など、頻繁に行わない事務作業について知識の継承が難しい。・人員不足で 1 人あたりの件数が多い。）

8 債権管理課が委託している外部弁護士の法律相談の活用状況

具体的回答	
なし	すこやか親子室、放課後子ども育成室
あり	● 生活福祉室（同一ケース 2 件、令和 4 年度中国残留邦人等支援事業にて交通事故で死亡した保険金の収入認定について相談しました。） ● 経営室（件数：令和 2 年度に 1 件、相談概要：破産管財人より、破産手続開始の通知が届いたが、破産者と上下水道名義が異なっていた場合の交付要求の取扱いについて） ● 国民健康保険課（4 件、医療機関不正請求に伴う返還金が私債権となる根拠について（2 年度）、医療機関による不正又は不当請求により支払った診療報酬返還金における民事再生計画案に対する対応について（4 年度）、一般被保険者返納金の支払督促について（4 年度）、母親を暴力死させた息子への母親の滞納情報提供について（5 年度））

具体的回答	
	● 住宅政策室・住宅使用料（令和 2 年度に 1 件あり、その他の年度は実績なし。当該相談の概要は、破産申立ての進める債務者に対する住宅明渡要求の可否について。） ● 高齢福祉室（4 件（すべて介護保険料）、①還付請求書の提出から口座振込までの間に亡くなった場合、口座振込先は亡くなった人でもよいのか、相続人の口座でなければならないのか。②収納業務の業務委託を導入する際に、民間事業者が行うことのできる業務範囲についての相談。③還付に関する相談（還付先が代理人であることは可能か、受領権通知書の運用について）④還付の時効に関する相談（海外にいる間に還付の時効は延長されるか）） ● 障がい福祉室（《過年度分介護給付費返還金（移動支援）》令和 5 年度に 1 件、弁護士相談の実績あり。相談概要は、介護給付費不正利得返還金（移動支援）の執行停止の可能性及び支払督促の必要性について。《障害者福祉自己負担納入金》令和 2 年度に 1 件、弁護士相談の実績あり。相談概要は、私債権の時効について、令和 2 年 4 月以降の改正民法が適用されるのかについて。） ● 子育て給付課（児童扶養手当 1 回 本債権が強制徴収公債権になり得るか、母子福祉資金貸付金元利収入 3 回 違約金の考え方、支払督促のプロセス等） ● 保育幼稚園室（令和 2 年度～令和 4 年度 「保育料関連の日常家事債務の取扱いについて」2 件、「保育所等保育料の法定納期限等の設定に関する規則改正について」1 件について、債権管理課を通じて相談を行っています。令和 5 年度は 2 件→「児童手当申出徴収申請書に記載する申請者名について」の内容で 2 回相談しています。） ● 納税課（相談した件数は 9 件です。年度別の件数及び概要は以下のとおりです。令和 2 年度：4 件・共有で所有している不動産に対して課される固定資産税等の延滞金・賦課期日に国内にいたが、納税通知書等の書類発送時に海外転出している方に対する国内居所への書類送達の効果・納期限 20 日以降に督促状の未発送が判明した場合の対応・海外転出した納税者に対する旧住所所地への課税通知送付令和 4 年度：4 件・納税義務者死亡後に一部納付があった場合の承継・名義人が死亡した不動産の代位登記など・共有名義の滞納市税の承継・分離相続について令和 5 年度：1 件・給与と賞与の差押えについて）

【水道部総務室】

なお、水道部総務室の水道料金についてだけは、水道部独自で弁護士と契約を行っており、下記の相談があったとの回答であった。

年度	件数	概要
令和 2 年度	3	①債務者死亡時の請求について、②中止後未納分の口座請求について、③虚偽の申告（偽名）による水道施用届出への対応
令和 3 年度	4	①破産債権の考え方及びその取扱い、②支払督促手続、③支払督促手続（令和 2 年度③の続き）、④強制執行及び通常訴訟移行
令和 4 年度	4	①債務者が破産した場合の請求、②債務者が行方不明の場合の支払督促申立、③法定相続人への請求、④支払督促申立て手続中の債務者から支払いについて相談があった際の対応
令和 5 年度	0	

また、債権管理以外の法律相談件数は下記のとおりであり、さらに弁護士による内容証明・特定記録の送付も下記のとおり実施しているとの回答であった。

< 法律相談件数（債権管理以外） >

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数	6	5	4	3

< 弁護士実施にかかる内容証明・特定記録送付一覧 >

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
請求 (件)	弁護士実施	35	49	52	51	187
請求額 (円)	弁護士実施 (上水のみ)	1, 584, 646	1, 507, 730 (918, 753)	1, 148, 255 (709, 130)	1, 354, 998 (852, 183)	5, 595, 629 (2, 480, 066)
支払額 (円)	弁護士実施 (上水のみ)	75, 291	277, 537 (118, 296)	289, 426 (184, 251)	176, 520 (110, 181)	818, 774 (412, 728)
回収率 (%)	弁護士実施	4. 75	18. 41	25. 21	13. 03	14. 63

第2 共通質問への回答から分かること

以上の回答結果及び各室課へのヒアリングやシステム等の実態調査又は視察から、概略、次のような傾向が読み取ることができた。

1 各室課の独自マニュアル

一部の室課において独自マニュアルを作成していることが分かった。

2 債権管理の方法

システムで管理している場合、紙やエクセルなどで管理している場合、双方を活用している場合など、バリエーションがあるが、債権の数や金額が多い室課では、必ずシステムを活用している。ただ、システムで管理している場合でも、システムだけでは機能上、対応できない部分があり、エクセルなどを併用しているケースが少なくない。

3 債権管理課の参考書式の活用状況

債権管理台帳や債務承認書、同意書、催告書などの書式を活用しているとの回答がみられる一方で、活用していないという課もみられた。当該課が管理している債権の性質上、一般的な書式ではない方が望ましい、という判断のもと活用していないという場合は問題ないが、ヒアリングや実査などからは、単に手が回っていない等の理由で活用ができていない、というケースもみられた。

4 支払督促(私債権、非強制徴収公債権)

私債権、非強制徴収公債権について支払督促を活用している室課は水道料金等、ごく限られていることが分かった。

5 滞納処分(強制徴収公債権)

納税課（市税）と国民健康保険課の国民健康保険料については、この 5 年間で徐々に件数が増えており、相当の数の差押えが行われていることが分かった。国民健康保険料については、債権管理課への移管などを通じてノウハウを蓄積した効果がみられるように思われる。これに対して、後期高齢者医療保険料、介護保険料などは、令和 4 年度から移管を開始したとのことであり、件数は限られていた。

6 遅延損害金、延滞金

私債権の遅延損害金については債権を所管する室課のそれぞれの判断で設定・調定を行うか決められているとの債権管理課の回答であったが、ほとんどの室課で行っていなかった。また、公債権については延滞金の徴収には条例の定めが必要とされるが（地方自治法第 231 条の 3 第 2 項）、吹田市では条例の定めがされておらず、徴収がされていない状況であった。

7 債権管理回収にあたり悩んだ具体的事例や課題

職員の知識不足、人事異動によりノウハウが蓄積されないこと、人員不足などの回答がみられ、各室課へのヒアリングなどでも多くの室課でそのような声が聞かれた。具体的事例としては、長期間にわたり滞納が継続していることで回収が困難となり、住民票を追っても連絡先が分からないケース、滞納者に相続が発生しているケース、などの回答がみられた。また、少額債権など債権放棄の基準がなく活用できていないことや、各所管室課のシステムの債権管理機能が不十分のため、消滅時効管理や督促などに支障をきたしているとの回答もあった。

8 債権管理課が委託している外部弁護士の法律相談の活用状況

過去 5 年間で法律相談を行ったことがあるという室課が多くみられた。傾向としては、市税や国民健康保険料、介護保険料などの強制徴収公債権に関する相談が多いのに対し、私債権に関する相談が比較的少ない状況であった。相談内容は、上記 7 にある具体的事例や課題を反映した内容がみられた。

第5編 結果、意見のまとめ表

結果、意見の内容		頁
第6編 総論的な意見		66
第2 債権管理回収 の時系列にし たがって見え てきた共通の 課題について	【意見1】 未収債権発生の事前予防策の強化 吹田市は、引き続き、納付方法の効率化、市民への周知文書の改善、児童手当の申出徴収の更なる活用を含め、未収債権発生の事前予防策を強化していくべきである。	66
	【意見2】 債権管理台帳の適正な整備 吹田市は、債権管理にあたり、吹田市債権管理条例及び同施行規則の定める債権管理台帳を適正に整備すべきである。	67
	【意見3】 大量の債権を扱うシステムが不十分であることへの対応 吹田市は、大量の債権を扱う債権管理回収システムの機能が不十分であることについて、できるだけ早期に新たなシステムを導入すべきである。また、新たなシステム導入までに相当な期間がかかることが見込まれることから、それまでの間、現行のシステムの不足機能を補うための担当者レベルでの様々な工夫や処理方法について、マニュアル化その他手順書などの形で整理し、所管室課内で共有し、過誤が生じないよう対応すべきである。	69
	【意見4】 未収発生後の催告書のより一層の工夫 ①吹田市は、未収発生後の催告書について、債権管理課への徴収移管の対象となっている債権（例えば介護保険料、保育所等保育料）については、これまでよりも広く移管可能性を付言するなどの工夫を行って、滞納者の納付意識の向上を図るべきである。 ②また、そもそも催告書の封を開けることすらしない滞納者への対策として、他市の事例も参考に、封筒に「借金などの返済で生活が行き詰っている方へ ご相談ください」などと記載し、生活再建窓口の電話番号を記載するなどの対応を試行し、その反応率を確認するなどの取組みも行うことを提案する。	70
	【意見5】 分納誓約の適正な活用 吹田市は、分納誓約の適正な活用のために、下記の各点に留意すべきである。 ①滞納者から分納誓約を取り付けるにあたっては、滞納者から、その時点における債務の明細を記載した分納誓約書を受け入れて行うこと。 ②滞納者に法的に期限の利益を付与しているものとの誤解を生む可能性のある分納誓約書を利用している室課においては、そのような誤解がされないような表現に変更を行うこと。 ③滞納者から分納誓約書を受け入れる際に、吹田市から文書を滞納者に交付する場合には、滞納者に法的に期限の利益を付与する内容とならないようにすること。 ④分納の期間や金額を決定するにあたって、特に長期の分納を検討するにあたっては、滞納者の資産や収入状況を客観的資料の提出を求めて確認し、その状況に見合った適正な期間と金額にすること。 ⑤分納誓約書の提出を受けた後の債権管理を適正に実施すること。	71

結果、意見の内容		頁
	【意見 6】 保証人、法律上の連帯納付義務者への請求 吹田市は、保証契約を締結した保証人や法律に根拠のある連帯納付義務者など、法律上、債務の請求が可能な場合、これを求めるべきである。	76
	【意見 7】 税金以外の債権の遅延損害金、延滞金の徴収 吹田市は、近隣の中核市の条例なども参考にしつつ、公債権については条例を制定して延滞金を徴収することを、また、私債権についても、遅延損害金の調定を行って、滞納者に請求を行うことを検討すべきである。	77
	【意見 8】 強制徴収公債権での滞納処分のあり方 吹田市は、強制徴収公債権の滞納者が、多額の預貯金を有するにもかかわらず一括弁済に応じないような場合には、少額の分納誓約の申出があったとしてもこれを許容せず、預貯金の差押えも検討すべきである。また、吹田市は、市税について、軽自動車の差押えや、滞納者が収益不動産や遊休不動産を保有している場合など、ケースによっては不動産公売の活用も検討すべきである。	82
	【意見 9】 私債権等について支払督促の積極活用 吹田市は、私債権や非強制徴収公債権について、未納額が多額に及んでいるものの連絡が取れないケースや、納付交渉に誠実に応じようとしないケース等については、裁判所の支払督促の活用を積極的に検討すべきである。	84
	【意見 10】 不正により発生した債権への厳格対応 吹田市は債務者の不正行為が原因として発生した債権については、下記の対応を進めるべきである。 ①発生直後の段階で債権管理課への報告相談を義務付け、必要に応じ債権管理課が業務委託をしている弁護士とも相談のうえ対応を行うべきである。 ②各所管室課において、過去に発生した案件を参考に、債権管理課や業務委託弁護士の助力も得て、簡潔な対応フロー図を作成しておくべきである。 ③不正行為が特に悪質なケースでは、費用対効果が仮に不明であったとしても、処理の過程の透明性の観点や、市民に対する説明責任の観点から、私債権、非強制徴収公債権については支払督促など法的手続を、強制徴収公債権については滞納処分の検討も行うべきである。	86
	【意見 11】 少額債権の放棄の基準 吹田市は、適正な少額債権放棄を実施するため、債権管理条例第 9 条(4)に基づく少額債権の徴収停止後の債権放棄の要件該当性、具体的には「履行させることが著しく困難」の該当性や「債権が少額で取立てに要する費用に満たない」の該当性につき、具体的かつ統一的な基準を策定すべきである。	87

結果、意見の内容		頁
	【意見 1 2】 私債権の消滅時効の援用を促す方策 ①吹田市は、消滅時効期間がすでに相当以前に経過した私債権について、引き続き必要な調査を実施のうえ、債権管理条例第 9 条(7)の条項を活用して債権放棄を行い、不納欠損処理を積極的に進めていくべきである。 ②また、吹田市が債権放棄を進めていくために債務者に通知文を送る際、法的知識に乏しい者だけが過度に不利益を被ることがないように、通知文の文面に工夫を行うことを提案する。	90
	【意見 1 3】 評価性引当金に関する会計基準の運用方法の周知徹底 吹田市は、各所管室課において、評価性引当金に関する会計基準の適切な運用がなされるよう周知徹底すべきである。	91
	【意見 1 4】 一般債権に係る徴収不能引当金の計上方法の見直し 吹田市は、一般債権に係る将来の徴収不能となるリスクを適切に財務諸表に反映するため、現状の徴収不能引当金の算定方法が実態に即したものとなっているかを改めて検証した上で、他市や民間の事例も参考に徴収不能引当金の計上方法の見直しを検討すべきである。	92
第3 各室課の債権管理回収を支える債権管理課の役割、マニュアル、研修、外部弁護士との関与のあり方などについて	【意見 1 5】 債権管理マニュアルや業務フロー図など 吹田市は、債権管理回収を担当する室課の担当職員が実際に取り扱うことの多い場面（例えば滞納者からの分納相談等）をストーリー仕立てで簡潔に説明するマニュアルの作成や、各室課が所管する個別の債権ごとのスケジュール入りの業務フロー図などの整備を検討していくべきである。その際、債権管理回収の専門知識を十分有していない個別債権を所管する各室課と、専門知識を十分有する債権管理課や同課から業務委託を受けている弁護士が意見交換を行いながら作成することが有益と考える。	95
	【意見 1 6】 研修についての更なる工夫 吹田市は、例えば、債権管理回収を担当する室課の担当職員が実際に取り扱うことの多い場面（例えば滞納者からの分納相談等）のロールプレイング形式の研修などの工夫を行い、引き続き債権管理回収の研修に努めるべきである。	98
	【意見 1 7】 債権管理課と各室課の相互の連携のより一層の強化 吹田市は、債権管理課が行っている一元的な財産調査の実施、滞納整理事務の一部の移管などの債権管理回収に関する事務に関して、債権管理課と各室課の正式な会議以外で、各室課から債権管理課への意見や要望を出すことができるチャットや電子会議室を使用する等して、相互の連携をより一層強化すべきである。	99

結果、意見の内容		頁
	【意見 18】 債権管理課の外部委託弁護士の更なる有効活用 吹田市は、債権管理課が業務委託を行っている 2 名の外部弁護士をより一層活用できるよう、次のような点を検討する必要がある。 ①外部弁護士がより各室課からの債権管理回収に関する相談を受けやすくするため、例えば毎年度当初に主要な債権を担当する室課と顔合わせの機会を設ける等、直接各室課の担当者と顔を合わせる機会を意識的に作るなどして、お互いに「顔の見える」関係にすること。 ②外部弁護士の行う研修のプログラムとして、研修に関する意見 16 で述べたロールプレイ研修を取り入れること。 ③外部弁護士に意見 15 で述べた債権管理マニュアルや個別債権の業務フロー図の作成のアドバイスを求めること。	100
	【意見 19】 任期付き職員（短時間）制度による弁護士の活用 吹田市は、債権管理回収に関する弁護士の活用方法として、条例を改正し任期付き職員（短時間）の検討をすべきである。	102
第4 生活再建担当課との連携などによる情報共有のあり方について	【意見 20】 生活困窮者自立支援法の支援会議による情報共有の推進 吹田市は、滞納者の自立支援目的の範囲内で、自立支援事業（家計改善事業など）を経て整理された情報を他室課と情報共有し、債権所管室課が徴収緩和策を検討するなどの連携が効率的かつ効果的に実施できるよう、生活困窮者自立支援法の支援会議の仕組みを早急に構築すべきである。	103
	【意見 21】 非強制徴収公債権、私債権での同意書の活用 吹田市は、非強制徴収公債権、私債権について、滞納者から「債務承認兼分納誓約書及び同意書」を徴求して分割納付を認めているケースで、滞納者が任意に疎明資料の提出に応じないなどの不誠実な対応を取る場合には、この同意書に基づく財産調査も検討するべきである。	105
第7編 各論 個別債権の管理回収に関する報告		107
第1 納税課の所管する債権管理回収に係る監査の結果及び意見	【意見 22】 債権差押え以外の徴収方法の推進 吹田市は、地方税債権の回収に関し、債権だけでなく、不動産や自動車などに対する差押え・換価も積極的に検討すべきである。	110
	【意見 23】 役員報酬の差押え・第三債務者への支払督促や取立訴訟といった過去に利用経験のない債権回収手続の利用の試み 吹田市は、地方税の債権の回収に関し、個別事案によっては、役員報酬の差押え・第三債務者への支払督促や取立訴訟といった、これまで利用したことのない債権回収手続についても積極的に利用を試みるべきである。	111
	【結果 1】 分割納付の誓約を受ける際の分割納付誓約書の必要的徴求 吹田市は、地方税の滞納債権に関し、分割納付の誓約を受ける際には、消滅時効更新のためにも、必ず分割納付誓約書を徴求すべきである。	112

結果、意見の内容		頁
	【意見 2 4】 分割納付交渉中や分割納付中における必要性に応じた滞納処分の実施 吹田市は、地方税の滞納債権に関し、分割納付の誓約にかかる分割納付交渉中や、分割納付中であっても、滞納者の同意の有無にかかわらず、消滅時効更新その他の必要性があれば滞納処分を行うべきである。	112
	【結果 2】 分割納付計画書（控）の記載事項の修正 吹田市は、地方税債権の回収に関し、滞納者に対して交付している分割納付計画書（控）の記載について、吹田市が滞納者に対し、期限の利益を付与するかのように誤解を生じかねない表現を改めるべきである。	115
	【意見 2 5】 世帯単位での家計収支の考慮 吹田市は、分割納付の場面で滞納者より 1 年を超える長期の分割納付提案がされた場合（1 年以内であっても、最終月に残額一括納付をして帳尻を合わせるような提案を含む。）、世帯の中で滞納者と生計を一にする配偶者その他の親族がいるときには、当該親族が生活費を負担しているかも含めて調査し、必要に応じてその収支を世帯単位でみて分割納付額を検討するべきである。	116
	【結果 3】 即時消滅適用基準の整理 吹田市は、滞納処分の執行停止、特にいわゆる即時消滅が不可逆的性質を有することに鑑み、適用場面の内部基準を厳格化・明確化するよう整理・統一すべきである。	119
第2 子育て給付課 の所管する債 権管理回収に 係る監査の結 果及び意見	1 過年度分児童扶養手当返還金	121
	【意見 2 6】 疎明資料の提出 吹田市は、過年度分児童扶養手当返還金について、原則分割納付を認めるべきではなく、例外的に分割納付を認める際には預金通帳等の疎明資料の提出を求め、特に公的年金の遡り受給によって返還金が発生する場合には、当該年金が一括支給された口座の通帳の提出を求め、財産状況の確認を行うよう努めるべきである。	122
	【意見 2 7】 財産調査に関する同意書の活用 吹田市は、過年度分児童扶養手当返還金について、滞納者が分納誓約を申し出ているにもかかわらず、疎明資料の任意提出に応じないなどの不誠実な対応を取るときは、分割誓約時に取得した同意書に基づいて財産調査を実施するべきである。	123
	【意見 2 8】 判断過程の記録化 吹田市は、過年度分児童扶養手当返還金について、不正受給か否かの判断を慎重に行い、その調査内容及び判断過程については記録化すべきである。	123
	2 母子福祉資金貸付金元利収入	125
	【意見 2 9】 法的手段の活用 吹田市は、母子福祉資金貸付金元利収入の回収にあたって、借主や連帯保証人らと長期間連絡がとれない場合や、相手方が終始不誠実な対応をとるような場合には、速やかに支払督促等法的手段の積極的な活用を検討すべきである。	126
	【意見 3 0】 連帯借主及び連帯保証人への請求 吹田市は、母子福祉資金貸付金元利収入の返還について、今後交渉する際には、借主だけでなく、必ず連帯借主及び連帯保証人とも電話等で連絡をとり、交渉を試みるべきである。	126

結果、意見の内容		頁
	【意見 3 1】 福祉的観点に基づく他機関との連携 吹田市は、母子福祉資金貸付金元利収入の返還交渉の際に、借主や連帯借主に生活困窮状態が認められたときは、多重債務相談やくらしサポートセンターすいた（旧：生活困窮者自立支援センター）の紹介を、より積極的に行うべきである。	127
第3 保育幼稚園室 の所管する債 権管理回収に 係る監査の結 果及び意見	【意見 3 2】 業務上の工夫のマニュアル化 吹田市は、保育幼稚園室所管債権の管理において、現行のこども・子育て支援システムの不足機能を補うための担当者レベルの様々な工夫や処理方法について、マニュアルその他手順書の形で整理し、所管室課内で共有すべきである。	133
	【意見 3 3】 文書催告の工夫、債権管理課への移管可能性の記載 吹田市は、保育所等保育料に関し、催告文書において、債権管理課への移管や児童手当法第 22 条に基づく児童手当からの特別徴収による回収の可能性について言及するなど、債務者の納付意識の向上を図る工夫を行うべきである。	133
	【意見 3 4】 申出徴収対象債権の競合の場合の処理基準の具体化 吹田市は、特別徴収及び申出徴収について、同一児童手当に対し、複数室課の所管する費用徴収が競合し、取扱基準によってはその調整方法が明らかとならない場合の処理方法について、過去の関係部局間の調整結果や考え方を集積し、取扱指針に追記するなどして、債権管理担当職員がより判断しやすくすべきである。	135
	【意見 3 5】 申出徴収申請時の徴収額の明確化 吹田市は、児童手当法第 21 条に基づく申出徴収について、納付義務者が児童手当支給月に児童手当金額から実際に控除のうえ徴収される金額を明確に把握できるよう申出徴収開始通知書の書式を改めるなど、徴収額の誤解が生じないような工夫を行うべきである。	135
	【結果 4】 分納誓約書の記載 吹田市は、保育幼稚園室所管の債権に係る分納誓約書の記載について、吹田市が債務者に対し、期限の利益を付与するかのように誤解を生じかねない表現を改めるべきである。	137
	【意見 3 6】 公立保育所等延長保育料についての未納発生防止の工夫 吹田市は、公立保育所等延長保育料について、月額制の延長保育料の未納が生じ、かつ、1 月あたりの利用実績が僅かに留まる債務者に対しては、いったん月額制を選択しても、利用日単位で保育料が発生する日額制へ切り替えることが可能であることを案内するなどして、未納発生防止を工夫すべきである。	138
	【意見 3 7】 分納誓約時の家計把握と分納額の見極め 吹田市は、保育所等保育料などの分納誓約の際の納付交渉において、納付義務者の資産や家計収支状況を把握し、適切な分納額の見極めを行うべきである。	138
	【意見 3 8】 債権管理課との連携 吹田市は、保育所等保育料などを所管する保育幼稚園室の業務につき、移管予告対象債権の選定基準や財産調査情報の共有方法などについて、引き続き保育幼稚園室及び債権管理課間においてより緊密に相互の連携を図り、効率的な業務への改善に向けて取り組むべきである。	139

結果、意見の内容		頁
	【意見 3 9】 支払督促等の活用 吹田市は、保育幼稚園室所管の公立保育所等 3 歳以上児給食費、認定こども園給食費負担金の回収のために支払督促の申立てを行うべきである。	140
第4 すこやか親子 室の所管する 債権管理回収 に係る監査の 結果及び意見	【意見 4 0】 不正により発生した債権回収への速やかな対応 吹田市は、障害児通所給付費返還金について、下記の対応を進めるべきである。 ①発生直後の段階で債権管理課への報告相談を義務付け、必要に応じ債権管理課が業務委託をしている弁護士とも相談のうえ対応を行うこと。 ②過去に発生した案件を参考に、債権管理課や業務委託弁護士の助力も得て簡潔な対応フロー図を作成しておくこと。	143
	【意見 4 1】 法人代表者に対する債権回収の検討 吹田市は、障害児通所給付費返還金について、その回収にあたり、法人の代表者に対する債権回収を行うことができないかどうか、積極的に検討すべきである。	144
	【意見 4 2】 債権分類の見直し 吹田市は、過年度分障害児通所給付費返還金について、債務者の財政状態又は経営状態等を適切に評価し、債権の分類を行った上で、評価性引当金の計算を行うべきである。	145
	1 緊急援護資金貸付基金	146
第5 生活福祉室の 所管する債権 管理回収に係 る監査の結果 及び意見	【結果 5】 分納誓約書の作成 吹田市は、緊急援護資金貸付基金について、分納時に貸付台帳に収入状況を記録するだけでなく、「債務承認及び分割納付誓約書」を提出させるなど、吹田市債権管理基本マニュアルに則った対応を行うべきである。	146
	【意見 4 3】 債権放棄も活用した債権の整理 吹田市は、緊急援護資金貸付基金について、消滅時効が経過した債権の整理を進めるため、時効援用を促すとともに、債権放棄の手続も積極的に活用し、債権の整理を進めるべきである。	147
	【意見 4 4】 時効援用の書式提供についての工夫 吹田市は、緊急援護資金貸付基金について、催告時に時効期間の経過した債権については弁護士への相談を促すなど、その後の円滑な債権の整理につながり易くなるための工夫を検討すべきである。	147
	【意見 4 5】 基金のあり方の検討 吹田市は、緊急援護資金貸付基金について、近年、新規の利用実績が無い現状に鑑み、その求められる役割や他の制度との関係等を踏まえ、基金のあり方そのものの検討を進めるべきである。	148
	2 災害援助資金貸付基金	148
	【結果 6】 分納誓約書の作成 吹田市は、災害援助資金貸付基金について、分納時に貸付台帳に収入状況を記録するだけでなく、「債務承認及び分割納付誓約書」を提出させるなど、吹田市債権管理基本マニュアルに則った対応を行うべきである。	149
	【意見 4 6】 債権放棄も活用した債権の整理 吹田市は、災害援助資金貸付基金について、消滅時効が経過した債権の整理を進めるため、時効援用を促すとともに、債権放棄の手続も積極的に活用し、債権の整理を進めるべきである。	149

結果、意見の内容		頁
	【意見 4 7】 時効援用の書式提供についての工夫 吹田市は、災害援助資金貸付基金について、催告時に時効期間の経過した債権については弁護士への相談を促すなど、その後の円滑な債権の整理につながり易くなるための工夫を検討すべきである。	149
	【意見 4 8】 基金のあり方の検討 吹田市は、災害援助資金貸付基金について、近年、新規の利用実績が無い現状に鑑み、その求められる役割や他の制度との関係等を踏まえ、基金のあり方そのものの検討を進めるべきである。	149
	3 生活保護法第 78 条徴収金	150
	【意見 4 9】 滞納処分の実施 吹田市は、生活保護法第 78 条徴収金について、多額の預貯金等の財産を有しているケースなどは積極的に滞納処分を検討し、債権の回収に努めるべきである。	151
	4 生活保護法第 63 条返還金	152
	【意見 5 0】 法的手続の検討 吹田市は、生活保護法第 63 条返還金について、状況に応じて生活保護法第 77 条の 2 を適用した滞納処分や裁判所を通しての法的手続の検討を進めるべきである。	153
	【意見 5 1】 世帯主以外の世帯構成員に対しての請求の実施 吹田市は、生活保護法第 63 条返還金について、世帯主以外の世帯構成員に資力が生まれ、かつ、世帯主への納付交渉では回収が困難な場合には、当該構成員を対象とし、請求その他の債権回収に係る手続を行うべきである。	153
第6 高齢福祉室の 所管する債権 管理回収に係 る監査の結果 及び意見	1 介護保険料	155
	【結果 7】 介護保険法第 132 条の連帯納付義務者に対する請求の実施 吹田市は、介護保険料について、介護保険法第 132 条の連帯納付義務について市民に対して周知を図るとともに、連帯納付義務者に対する請求を実施し、介護保険料の公平かつ適切な徴収を行うべきである。	156
	【結果 8】 分納誓約書の記載内容の改訂 吹田市は、介護保険料について、滞納者から提出を受ける分納誓約書につき、滞納者に対し期限の利益を付与するとの誤解を与えないような記載に改めるべきである。	157
	【意見 5 2】 資産、収入等を踏まえた適正な分納額による分納誓約書の徴収 吹田市は、介護保険料について、滞納者からその資産、収入、支出等に関する資料の提出を受けた上で、資産、収入等の状況に見合った適正な分割額を納付する旨の分納誓約書を徴収すべきである。	160
	【意見 5 3】 分納誓約にいたった債権の適正な債権管理 吹田市は、介護保険料について、分納誓約後の債権管理を適正に実施すべきである。	164
	【意見 5 4】 適正な債権管理のための仕組み化の実施 吹田市は、介護保険料について、滞納者に対する適正な債権管理に関する知見を蓄積し承継する観点から、徴収に関する業務の仕組み化を実施し、例えばスケジュール入り業務フロー図を作成する等して業務プロセスを体系化・効率化すべきである。	165

結果、意見の内容		頁
	【意見 5 5】 財産調査の定期的な実施及び適正な滞納処分の実施 吹田市は、介護保険料について、その滞納者に対する財産調査を定期的に実施し、財産調査の結果及び滞納額を考慮した適正な債権差押え等の滞納処分を実施すべきである。	167
	【意見 5 6】 催告文書の工夫 吹田市は、介護保険料について、一定回数以上催告書を送付している滞納者に対する催告書には、債権管理課への移管可能性について付言する等、催告文書の文言を工夫して、滞納者の納付意識を高めるべきである。	168
	2 返納金（介護保険給付費等：不正利得）	169
	【意見 5 7】 債権の適正管理に必要な情報の債権管理台帳への集約 吹田市は、返納金（介護保険給付費：不正利得）債権を適正に管理する観点から、債務者に関する情報等の必要な情報をすべて債権管理台帳に集約すべきである。	170
	3 返納金（介護保険給付費等：不当利得）	172
	【意見 5 8】 適正な債権管理の実施及びそのための仕組み化の実施 吹田市は、返納金（介護保険給付費等：不当利得）債権の管理に関する知見を蓄積し承継する観点から、債権発生後の業務の仕組み化を実施し、業務フロー図にスケジュールを入れる等して業務プロセスを体系化すべきである。	173
	【結果 9】 債権管理台帳への記載の適切な実施 吹田市は、返納金（介護保険給付費等：不当利得）の債権管理にあたり、債権管理台帳への記載を適切に実施すべきである。	174
	4 吹田市居宅サービス等に係る利用者負担額助成金返還金	176
	【意見 5 9】 適正な債権管理の実施及びそのための仕組み化の実施 吹田市は、居宅サービス等に係る利用者負担額助成金返還金の管理に関する知見を蓄積し承継する観点から、債権発生後の業務の仕組み化を実施し、業務フロー図にスケジュールを入れる等して業務プロセスを体系化すべきである。	177
	【結果 1 0】 遅延損害金の適切な徴収 吹田市は、居宅サービス等に係る利用者負担額助成金返還金の滞納者に対し、遅延損害金を請求し、その適切な徴収を図るべきである。	178
第7 障がい福祉室 の所管する債 権管理回収に 係る監査の結 果及び意見	1 過年度分介護給付費返還金（移動支援）	179
	【意見 6 0】 債権管理台帳の記載不備 1 吹田市は、過年度分介護給付費返還金（移動支援）の債権管理台帳には、時効の起算日や時効期間を記載すべきである。	180
	【意見 6 1】 債権管理台帳の記載不備 2 吹田市は、過年度分介護給付費返還金（移動支援）の債権管理台帳には、交渉経過等の記録に係る担当者ないし記録者の記載をすべきである。	180

結果、意見の内容		頁
	【意見 6 2】 不正事案への姿勢 吹田市は、過年度分介護給付費返還金（移動支援）のような不正事案に係る私債権の管理・回収にあたっては、債権発生後遅滞なく債権管理課と連携したり、内部の弁護士に相談したりするなどして、支払督促等の法的手段を早期かつ積極的に検討すべきである。	181
	【意見 6 3】 債権分類の見直し 吹田市は、過年度分介護給付費返還金について、既に発生から 6 年以上経過していることから、破産更生債権等に分類し、その全額に対して徴収不能引当金を計上すべきである。	182
	2 障害者福祉自己負担納入金（あいほうぶ吹田給食材料費）	183
	【意見 6 4】 債権管理台帳の整理 吹田市は、障害者福祉自己負担納入金（あいほうぶ吹田給食材料費）債権に関し、「吹田市債権管理基本マニュアル」の参考様式を用いるなどして債権管理台帳を整理すべきである。	184
	【意見 6 5】 債権放棄処理の推進 吹田市は、障害者福祉自己負担納入金（あいほうぶ吹田給食材料費）債権に関し、消滅時効が完成するなどして条例上債権放棄が可能なものや不納欠損が可能なものは、その処理を進めるべきである。	184
	【意見 6 6】 徴収不能実積率の計算方法の見直し 吹田市は、障害者福祉自己負担納入金について、統一的なルールに基づき適切に徴収不能引当金を計算できるよう計算方法を改めるべきである。	185
第8 国民健康保険 課の所管する 債権管理回収 に係る監査の 結果及び意見	1 国民健康保険料	186
	【意見 6 7】 延滞金の請求 吹田市は、国民健康保険料について、条例を改正して、延滞金を導入することを検討すべきである。	187
	【結果 1 1】 納付誓約書の記載 吹田市は、国民健康保険料の納付誓約書の記載について、滞納者に期限の利益を与えるような誤解を生まないよう、表現を改めるべきである。	188
	【意見 6 8】 分割納付の際の疎明資料の提出 吹田市は、国民健康保険料において、滞納者の分割納付を認める際には疎明資料の提出又は財産調査の実施を徹底し、その旨を記載したマニュアルを策定すべきである。	189
	【意見 6 9】 滞納処分の執行停止 吹田市は、国民健康保険料について、滞納者に滞納処分をする財産がない時や滞納処分をすることで滞納者の生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき等には、滞納処分の執行停止を活用することによって滞納繰越金の整理に努めるべきである。	190
	【意見 7 0】 徴収不能実積率の計算方法の見直し 吹田市は、国民健康保険料について、統一的なルールに基づき適切に徴収不能引当金を計算できるよう計算方法を改めるべきである。	191
	2 後期高齢者医療保険料	192
	【意見 7 1】 延滞金の請求 吹田市は、後期高齢者医療保険料について、条例を改正して、延滞金を導入することを検討すべきである。	193

結果、意見の内容		頁
	【結果 1 2】 分納誓約書の記載 ①吹田市は、後期高齢者医療保険料の分納誓約書の記載について、滞納者に期限の利益を与えるような誤解を生まないう、表現を改めるべきである。 ②吹田市は、後期高齢者医療保険料の分納誓約書の提出を受けた際、滞納者に期限の利益を与えるような誤解をさせる分納承認連絡書の交付は行わないようにし、これに代えて意見①にしたがって表現を改めた分納誓約書のコピーを交付するように改めるべきである。	193
	【意見 7 2】 分割納付の際の疎明資料の提出 吹田市は、後期高齢者医療保険料において、滞納者の分割納付を認める際には疎明資料の提出又は財産調査の実施を徹底し、その旨マニュアルを策定すべきである。	195
	【意見 7 3】 債権管理システム取扱マニュアルの策定 吹田市は、後期高齢者医療保険料の債権管理において、債権管理システムの不足機能を補うための担当者レベルの様々な工夫、処理手順等について、債権管理システム取扱マニュアルを策定し、所管室課内で共有すべきである。	195
	【結果 1 3】 高齢者の医療の確保に関する法律第 108 条の連帯納付義務者に対する請求の実施 吹田市は、後期高齢者医療保険料について、高齢者の医療の確保に関する法律第 108 条の連帯納付義務について市民に対して周知を図るとともに、連帯納付義務者に対する請求を実施し、後期高齢者医療保険料の公平かつ適切な徴収を行うべきである。	196
	【意見 7 4】 徴収不能実積率の計算方法の見直し 吹田市は、後期高齢者医療保険料について、統一的なルールに基づき適切に徴収不能引当金を計算できるよう計算方法を改めるべきである。	197
	3 一般被保険者返納金	198
	【意見 7 5】 説明文書の記載の工夫 吹田市は、一般被保険者返納金の債権管理について、医療費の返納に関する説明文書及び保険者間調整に関する説明文書をより分かりやすい記載となるよう工夫すべきである。	199
	【結果 1 4】 一般被保険者返納金の性質と延滞金の請求 吹田市は、過去に申し立てた支払督促について、一般被保険者返納金の元本に遅延損害金を付して請求したが、一般被保険者返納金の性質を非強制徴収公債権であると考えるのであれば、条例の規定なく延滞金（遅延損害金）を請求すべきではなかった。	202
	【意見 7 6】 法的手段の活用 吹田市は、一般被保険者返納金の滞納金額が多額で、滞納者が財産を保有しているにもかかわらず納付意思を一切見せないような場合には、支払督促や訴訟提起といった法的手段を積極的に活用することを検討すべきである。	202

結果、意見の内容		頁
第9 住宅政策室の 所管する債権 管理回収に係 る監査の結果 及び意見	【意見 7 7】 不納欠損処理 吹田市は、住宅使用料等の債権について、時効完成、相続人不存在等の不納欠損処理を行うべき債権について、不納欠損事由に該当するかどうかの調査を適宜に行った上で、該当する場合は速やかに不納欠損処理を行うべきである。	209
	【結果 1 5】 保証人への請求 吹田市は、住宅使用料等の債権について、滞納債務者について、保証人を立てている場合において、滞納債務者からの回収が見込めない場合には、保証人から回収すべきである。	211
	【意見 7 8】 吹田市営住宅家賃滞納整理要領の整備 吹田市は、住宅使用料等の債権について、保証人に対する請求のフローを吹田市営住宅家賃滞納整理要領及びフローチャートに追記することを検討すべきである。	211
	【結果 1 6】 遅延損害金の請求 吹田市は、住宅使用料等の債権について、その滞納者に対し、遅延損害金を請求し、その適切な徴収を図るべきである。	212
	【意見 7 9】 債権管理の一元化 吹田市は、住宅使用料等の債権について、住宅政策室と指定管理者との間で滞納債務者に対する督促等の状況を適切に情報共有し、滞納債権の回収や整理につなげていくために、両者協議して適切な方法で情報管理の一元化を行うべきである。	213
	【意見 8 0】 法的措置による債権回収 吹田市は、住宅使用料等の債権について、訴訟等により回収を行うことができないか検討し、また、訴訟等により債務名義を得たものについては、強制執行等の手続による回収を行うことができないか、積極的に検討すべきである。	214
	【結果 1 7】 催告書の送付 吹田市は、債権管理フローに沿って、滞納債務者には、すべからく催告書を送付すべきである。	215
	【意見 8 1】 債権分類の見直し 吹田市は、住宅使用料について、各債権がその分類基準に照らして適切に集計されているか改めて点検し、適切な分類に基づいて徴収不能引当金を計算すべきである。	216
第10 経営室の所管 する債権管理 回収に係る監 査の結果及び 意見	【結果 1 8】 債権管理台帳の整備 吹田市は、下水道部において交渉や交付要求、財産調査、不納欠損処理等を行った下水道使用料債権（滞納発生分）や下水道専用栓に係る下水道使用料債権に関し、「吹田市債権管理基本マニュアル」の参考様式を用いるなどして債権管理台帳を整備すべきである。	219
	【意見 8 2】 引当金算定方法の統一的な運用 吹田市は、下水道使用料の貸倒引当金の計上について、会計室が定めた計算方法を統一的に運用すべきである。	220
第11 学校教育室の 所管する債権 管理回収に係 る監査の結果 及び意見	【意見 8 3】 未収金の解消に向けた取組み 吹田市は、各学校における学校徴収金等の未収金の実態調査をより詳細に行い、教員にいわゆる「自腹」を切らせないような解決策に向けた取組みを行うべきである。	222

結果、意見の内容		頁
第12 放課後子ども 育成室の所管 する債権管理 回収に係る監 査の結果及び 意見	【意見 8 4】 債権の回収に向けた取組みの強化 吹田市は、留守家庭児童育成室使用料について、翌年度利用予定の保護者以外の債務者に対しても架電等の取組みを強化し、債権の回収に努めるべきである。	225
	【意見 8 5】 収入未済の発生抑制に向けた取組みの強化 吹田市は、留守家庭児童育成室使用料について、翌年度利用予定の保護者以外の債務者に対しても吹田市留守家庭児童育成室条例第 7 条に基づく入室許可の取消しの適用がある旨を周知するなどし、収入未済の発生抑制に努めるべきである。	225
第13 水道部総務室 の所管する債 権管理回収に 係る監査の結 果及び意見	【結果 1 9】 分納誓約書の記載内容の訂正 吹田市は、水道料金及びメーター料について、滞納者から提出を受ける債務承認及び納付誓約書における、滞納者に対して期限の利益を付与する旨の記載を訂正するべきである。	228
	【結果 2 0】 遅延損害金の適切な徴収 吹田市は、水道料金及びメーター料について、滞納者に遅延損害金を請求し、その適切な徴収を図るべきである。	231
	【意見 8 6】 債務名義取得後の債権の定期的な管理 吹田市は、水道料金及びメーター料について、債務名義を取得した後についても、定期的に管理が実施できるよう業務フロー図等を作成すべきである。	232
	【意見 8 7】 引当金算定方法の統一的な運用 吹田市は、水道料金及びメーター料について、会計室が定めた計算方法を統一的に運用すべきである。	232

第6編 総論的な意見

第1 総論的な意見の概要

債権管理課に対するヒアリング、吹田市の債権徴収率などの関するデータ（第3編）、各室課の共通質問への回答結果（第4編）、債権管理所管室課のシステム視察や債権管理台帳の閲覧と個別のヒアリングを踏まえた個別の債権に関する意見（第7編）、債権管理課が委託している2名の外部弁護士の関係人調査等から見える共通の課題について、第6編で総論的な意見として記載する。

総論的な意見としては、第2で債権管理回収の時系列にしたがって見えてきた共通の課題を、第3で各室課の債権管理回収を支える債権管理課の役割、マニュアル、研修、外部弁護士の関与などについて、第4で生活再建担当課との連携などによる情報共有のあり方を記載する。

第2 債権管理回収の時系列にしたがって見えてきた共通の課題について

1 未収債権発生 of 事前予防について

【意見1】 未収債権発生 of 事前予防策の強化

吹田市は、引き続き、納付方法の効率化、市民への周知文書の改善、児童手当の申出徴収の更なる活用を含め、未収債権発生 of 事前予防策を強化していくべきである。

（理由）

- (1) 令和6年度吹田市債権徴収・整理計画によると、令和5年度の吹田市の主要な債権（A：強制徴収公債権、B：現年度分が断続的におおむね10万円以上の収入未済額を発生させている又は滞納繰越分がおおむね20万円以上の債権、C：A又はBに該当する債権に係る性が深い債権、のどれかに該当する債権）の実績徴収率（徴収額÷調定額）は、現年度分と滞納繰越分とで、下記表のとおりとなっており、いかに未収債権発生 of 事前予防を行うことが重要か、が見て取れる（なお、今回監査の対象とした各債権の過去3年度の徴収率は、第7編の各論の個別債権の管理回収に関する報告に記載している。）。すでに主要債権の現年度分の実績徴収率は合計金額ベースで99%を超えているものの、個別の債権によっては現年度分の徴収率が低いものもみられる。

【令和5年度実績徴収率】

現年度分	99.1%
滞納繰越分	24.6%

- (2) 吹田市も収入未済額の発生を抑制する取組みの重要性は認識しており、債権管理課が各室課から「収入未済額の発生を抑制する取組調査票」の提出を受けるなどして、この点を強化しているところである。例えば、取組調査票のいくつかの例を挙げると、下記の回答がみられた。

所管室課	収入未済額発生防止のための既存の取組み、課題など
高齢福祉室	支払方法の拡充（コンビニ収納・スマートフォン決済）。訪問納付勧奨の実施。
子育て給付課	納付書払い（金融機関・コンビニエンスストアで納付可能）。
水道部総務室	支払方法の拡充（コンビニ収納・スマートフォン決済・クレジット決済）。
生活福祉室	返還金等が生じる場合は、対象者へ事前に説明を行い、必要に応じて返還の必要性を記載した内容の文書を発行。
保育幼稚園室	納付方法につき口座振替を原則としている。課題として、納付方法が口座振替と納付書納付に留まっており、庁内における電子化への取組みへの推進の観点からも、他室課が導入を進めているコンビニ収納やQR決済など、支払手段の選択肢を増やす取組みが必要と考える。現在使用しているシステム契約期間満了時期が近いことや、システム標準化に関する今後の動向に留意しながら導入時期や方法について検討を進めていきたいと考えている。
放課後子ども育成室	徴収方法には納付書か口座振替が選択できるが、口座振替の利用率を上げ、徴収率につなげることが課題となる。定期的に督促状に口座振替用紙を封入するなどして利用率の向上に努めたい。

- (3) この点、個別の債権の監査においても、①保育幼稚園室に関して児童手当の申出徴収をよりスムーズに実施するための工夫（意見34、35）、②保育幼稚園室の公立保育所延長保育料について月額制ではなく利用日単位で保育料が発生する日額制へ切り替えることを案内する（意見36）、③国民健康保険課所管の一般被保険者返納金について、医療費の返納に関する説明文書及び保険者間調整に関する説明文書をより分かりやすい記載とするよう工夫をすること（意見75）、④放課後子ども育成室所管の「留守家庭児童育成室を利用している児童の保護者が負担する使用料」について、翌年度利用予定の保護者以外の債務者に対しても条例上の入室許可取消しの適用がある旨を周知するなどして収入未済の発生抑制に努めるべき（意見85）などの課題がみられた。

2 台帳や債権管理回収システムなど未収債権の管理について

【意見2】 債権管理台帳の適正な整備

吹田市は、債権管理にあたり、吹田市債権管理条例及び同施行規則の定める債権管理台帳を適正に整備すべきである。

（理由）

- (1) 吹田市債権管理条例第4条は、「債権管理者は、債権を適正に管理するために必要な事項を記載した台帳を整備しなければならない。」と定める。台帳に記載すべき事項は、吹田市債権管理条例施行規則第2条において以下のとおり定められている。

【台帳記載事項】

第2条 条例第4条の台帳に記載する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 債権の名称
- (2) 債務者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、所在地及び代表者の氏名）
- (3) 債権額
- (4) 債権の発生原因及び発生年月日
- (5) 履行期限その他履行方法に関する事項
- (6) 債権徴収に係る履歴

(7) その他市長が必要と認める事項

- (2) 債権管理課が令和 5 年度に実施した債権管理入門研修の「03 債権管理業務の概要」においても、債権管理台帳には徴収の管理に関する事項、具体的には督促状の管理、交渉等の経過、時効の状況、債務者に係る情報（勤務先や口座、電話番号など）を記載すべきとされている。
- (3) この点、個別の債権の監査において、①子育て給付課所管の過年度分児童扶養手当返還金について、不正受給か否か（※仮に不正受給であれば強制徴収公債権となり、そうでなければ非強制徴収公債権となる）の調査内容や判断過程が記録化されていなかったこと（意見 28）、②高齢福祉室所管の返納金（介護保険給付費等：不正利得）について、債務者との交渉経過や財産調査の実施結果等が債権管理台帳に集約されていなかったこと（意見 57）、③高齢福祉室所管の返納金（介護保険給付費等：不当利得）について、分割納付後の債権残額が記載されていなかったこと（結果 9）、④障がい福祉室所管の過年度分介護給付費返還金（移動支援）について、時効の起算日や時効期間の記載がなく（意見 60）、交渉経過の担当者欄の記載が空欄であったこと（意見 61）、⑤障がい福祉室所管の障がい福祉自己負担納入金（あいほうぷ吹田給食材料費）について、各債務者別に様式が統一されておらず消滅時効が完成している債権が複数みられたこと（意見 64）、⑥住宅政策室所管の住宅使用料等について、住宅政策室と指定管理者との間で滞納債務者に対する督促状況などが債権管理システムに一元化されておらず適切に情報共有されていなかったこと（意見 79）、⑦経営室所管の下水道使用料について、下水道部における交渉経過、交付要求、財産調査、不納欠損処理等を行った下水道使用料債権等について、債権管理台帳が整備されていなかったこと（結果 18）など、多くの不備がみられた。
- (4) 債権管理課によると、古い滞納となっている債権ほど台帳の管理が形式化されておらず、経過も統合的にされていないことからかなり不十分な台帳となっており、ただ現実にはすべてに対応することは困難のため、新たに発生する債権から適正に整備するよう指導しており、将来的には統合滞納・収納管理機能付きの債権管理システムの導入を実施して対応をする方向とのことであった。
- (5) 監査人としても債権管理課の意見や現実の難しさは理解できるが、一方で、適切な債権管理台帳の整備は、債権管理回収を行う第一歩であり、消滅時効管理や分納誓約の経過、その妥当性の検証、将来の債権管理回収方針の決定などに大変重要なものである。吹田市においても、他自治体と同様に、職員の人事異動が定期的に行われ、新しい担当者が従前の債権管理の状況を確認するためには債権管理台帳が整備されていなければ正確に把握することも難しい。また、債権管理回収については専門的知識が要求されるが、第 4 編の各室課に対する共通質問への回答にもあったように、多くの室課がこの点について課題を抱えており、より一層債権管理台帳の適正な整備の必要性がある。

【意見3】 大量の債権を扱うシステムが不十分であることへの対応

吹田市は、大量の債権を扱う債権管理回収システムの機能が不十分であることについて、できるだけ早期に新たなシステムを導入すべきである。また、新たなシステム導入までに相当な期間がかかることが見込まれることから、それまでの間、現行のシステムの不足機能を補うための担当者レベルでの様々な工夫や処理方法について、マニュアル化その他手順書などの形で整理し、所管室課内で共有し、過誤が生じないように対応すべきである。

(理由)

- (1) 第4編の各室課に対する共通質問7の債権管理回収にあたっての課題への回答として、高齢福祉室から「介護保険料について時効管理を行う際、システムのみで正しく時効管理を行うことができず、担当者が目検にて時効到達日が正しいか確認し、適当でない場合には修正する必要がある、煩雑な状態となっている」との回答が、また、保育幼稚園室からも、現在のシステムでは「滞納整理に係る機能が十分なものでなく、一部の滞納処分の実行に対応していないほか、分納誓約の管理等にも職員の手作業が伴い、業務負担が大きくなっていること、加えて民法改正による強制（非強制）徴収公債権の催告による時効中断がシステム上管理できず、時効管理が複雑化している」との回答が寄せられた。
- (2) これらを受け監査人らは各室課のシステムの視察などを行ったところ、特に保育幼稚園室の債権（意見32）、高齢福祉室の介護保険料（意見54）、国民健康保険課の後期高齢者医療保険料（意見73）に関して、時効管理や帳票（分納誓約書、明細書、納付書等）の出力、滞納処分などにおいて、現行システムの機能が十分でないことが確認された（詳細は個別の意見の理由部分を参照）。
- (3) この状況について債権管理課に確認を行ったところ、「既に滞納管理や収納管理の機能を備えたシステムをもっている債権所管室課の中においても、現有システムが十分な管理や処理機能を備えていないこともあり、対応に苦慮している状況にあると聞いております。システムを有さない所管にとっては、大量の債権の管理や滞納整理業務に対する負担感はおさらのことと思います。そのような負担感を少しでも軽減し、適正に債権管理を行い、滞納整理を進めてもらうためにも、債権所管室課が利用できる統合滞納・収納管理システムの導入を現在進めているところです。」との回答であった。他方で、具体的なシステム導入計画や時期については、「システム標準化のうち、滞納・収納管理機能のシステムについては、一部の債権で対応ができない旨の回答がシステムベンダーからあったことを受け、費用対効果の観点からも統合滞納・収納管理機能としてシステム化する方が良いとの判断により、今年度（※令和6年度）7月に一般競争入札による入札を実施しましたが、本市のシステム標準化の期限である令和8年1月からの稼働では実施できるシステムベンダーが無かったことで、入札不調となりました。これに伴い、稼働時期を後ろにずらすことを検討しており、複数のシステムベンダーに構築可能な時期について聞き取りをした上で、今後、再度入札等を実施していく予定です。現時点では、令和8年1月から稼働できるシステムベンダーがいらないため、現状としてはどうにもできない状況になっています。また、それにより業務が繁忙になる可能性があります、標準化に対応していないシステムを導入することもできず、そもそも全国的にシステムベンダーがまともに対応できない状況では、滞納・収納管理機能のシステムを導入するまでの間、業務が複雑化、繁忙化することはやむを得ないものと考えています。」との回答であった。
- (4) この点、特に大量の債権を扱うことになる高齢福祉室の介護保険料、保育幼稚園室の保育所等保育料等、国民健康保険課の後期高齢者医療保険料については、シス

テムの視察においても、担当者に大きな負荷がかかっており、その労力を他の業務に振り分けられないことによるコストは大きなものであることが確認できた。また、特に時効管理などが適切にできない可能性がある場合、たとえ滞納が生じたとしても、速やかに債権管理課へ移管を行って滞納処分を行うなどの対応もできず、結果的に対応の遅れにもつながっていると考えられた。債権管理課が、上記回答のとおり「費用対効果の観点からも統合滞納・収納管理機能としてシステム化する方が良いとの判断」をして、今年度に入札を実施したことは当然の対応であり、システムベンダー側の状況から入札がなかったことはやむを得ないことではあるが、今後、できるだけ早い時期にシステム導入ができるよう、引き続き進める必要がある。

- (5) ただ、新たなシステム導入までに相当な期間がかかることが見込まれることから、それまでの間、保育幼稚園室の債権（意見 32）、高齢福祉室の介護保険料（意見 54）、国民健康保険課の後期高齢者医療保険料（意見 73）に記載したように、現行のシステムの不足機能を補うための担当者レベルでの様々な工夫や処理方法について、マニュアル化その他手順書などの形で整理し、所管室課内で共有し、過誤が生じないよう対応すべきである。この点は、他の室課においても同様である。なお、保育幼稚園室では、本意見と同様の問題意識から、令和 6 年度中に、この点への対応を行うべく進めている、とのことであった。

3 未収発生後の対応

【意見 4】 未収発生後の催告書のより一層の工夫

①吹田市は、未収発生後の催告書について、債権管理課への徴収移管の対象となっている債権（例えば介護保険料、保育所等保育料）については、これまでよりも広く移管可能性を付言するなどの工夫を行って、滞納者の納付意識の向上を図るべきである。

②また、そもそも催告書の封を開けることすらしない滞納者への対策として、他市の事例も参考に、封筒に「借金などの返済で生活が行き詰っている方へ ご相談ください」などと記載し、生活再建窓口の電話番号を記載するなどの対応を試行し、その反応率を確認するなどの取組みも行うことを提案する。

（理由）

- (1) 債権管理課では、負担の公平性の観点から国民健康保険課の国民健康保険料累積滞納事案の一部について、徴収業務の移管を平成 29 年度から受け、さらに、令和 4 年度からは、国民健康保険課の後期高齢者医療保険料、高齢福祉室の介護保険料、保育幼稚園室の保育所等保育料、母子保健課（現すこやか親子室）の未熟児養育医療自己負担金の累積滞納事案の一部について移管を受けるようになっている。
- (2) そして、債権管理課に移管する前に、各室課から「移管予告通知書」が送付されることになっており、保育幼稚園室の保育所等保育料（意見 33）、高齢福祉室の介護保険料（意見 56）、では、移管予告通知書を送った滞納者から分納誓約書の提出を受けることができたケースが相当数あり、その効果が認められた、ということである。
- ちなみに、すべてがこの移管の取組みの効果か否かは不明であるものの、第 3 編のデータで紹介したように、保育所等保育料は移管の始まる前の令和 3 年度までは年度の滞納繰越分の実績徴収率は 10%前半が多かったところ、令和 4 年度は 20.3%、令和 5 年度も 18.2%となっている。介護保険料についても、令和 3 年度 13.5%が、令和 4 年度 18.5%、令和 5 年度 14.2%と若干の上昇傾向がみられる。
- (3) ただ現状では移管予告通知書が送られる滞納者の数は限られており、介護保険料については令和 4 年度で 15 人、保育所等保育料では令和 4 年度が 3 人、令和 5 年度

は 0 人、という状況とのことであった。最終的に移管を行うか否かについては、現実の人員などの対応能力もあるが、上記の効果に鑑みれば、現状よりももう少し広く、例えば移管基準を充足している滞納者には、催告書に移管の可能性があることを付記するなどの工夫を行うことを検討すべきである（意見①）。

- (4) 他方で市役所からの文書については、「滞納債権の督促であろう」、ということでもそもそも封を開けてくれない、という滞納者も想定され、その場合、催告書の文面自体を目にすることすらないこととなってしまう。債権管理の所管室課へのヒアリングでも、市役所の文書を見て連絡をしてくれる滞納者は対応可能であるが、連絡すらしてくれない滞納者への対応が難しい、という声が聞かれた。

そのような滞納者に封を開けてもらう工夫は大変難しいところであるが、例えば、大阪弁護士会の令和 5 年 7 月 27 日付け「滞納者の生活再建を図る強制徴収公債権の管理のあり方について運用と制度の改善を求める意見書」（大阪弁護士会のホームページ掲載、https://www.osakaben.or.jp/speak/db/pdf/2023/oba_spk-327.pdf）では、大阪府内の自治体へのアンケート調査結果などを踏まえ、「地方公共団体は、住民に対し、賦課・徴収の各場面において、各種減免制度や徴収緩和措置について、口頭のみならず冊子等の書面も活用しながら積極的に情報提供・教示を行うべきである。特に、滞納者に対する催告・納付勧奨の際には、必ず徴収緩和措置の存在、内容等について教示すべきである。」との意見を発出している。その具体的な取組みの一例として、滋賀県野洲市では、封筒自体の裏面に、「消費者金融など高金利な借金の返済で生活が行き詰っている方へ ご相談ください！」と記載し、市民生活相談課の電話番号を記載するなどの工夫を行って、一定の効果をあげている、ということである。もちろん吹田市において同様の効果があるかどうかは不明ではあるが、このようなやり方も試行し、その反応率を確認するなどして、取組みを広げていくという対応も考えられる（意見②）。

【意見 5】 分納誓約の適正な活用

吹田市は、分納誓約の適正な活用のために、下記の各点に留意すべきである。

- ①滞納者から分納誓約を取り付けるにあたっては、滞納者から、その時点における債務の明細を記載した分納誓約書を受け入れて行うこと。
- ②滞納者に法的に期限の利益を付与しているものとの誤解を生む可能性のある分納誓約書を利用している室課においては、そのような誤解がされないような表現に変更を行うこと。
- ③滞納者から分納誓約書を受け入れる際に、吹田市から文書を滞納者に交付する場合には、滞納者に法的に期限の利益を付与する内容とならないようにすること。
- ④分納の期間や金額を決定するにあたって、特に長期の分納を検討するにあたっては、滞納者の資産や収入状況を客観的資料の提出を求めて確認し、その状況に見合った適正な期間と金額にすること。
- ⑤分納誓約書の提出を受けた後の債権管理を適正に実施すること。

（理由）

- (1) 滞納者に対して、法的に期限の利益を付与するためには、①私債権及び非強制徴収公債権については、地方自治法施行令第 171 条の 6 の履行延期の特約に、②強制徴収公債権の場合には、地方税法第 231 条の 3 第 3 項、地方税法第 15 条の徴収猶予の例による必要がある。その要件は下記のとおり定められている。

【地方自治法施行令】私債権及び非強制徴収公債権の場合
(履行延期の特約等)

第 171 条の 6 普通地方公共団体の長は、債権（強制徴収により徴収する債権を除く。）について、次の各号の一に該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

- 一 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
 - 二 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
 - 三 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。
 - 四 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。
 - 五 貸付金に係る債権について、債務者が当該貸付金の使途に従つて第三者に貸付けを行なった場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第一号から第三号までの一に該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。
- 2 普通地方公共団体の長は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金（次条において「損害賠償金等」という。）に係る債権は、徴収すべきものとする。

【地方税法】強制徴収公債権の場合
(徴収猶予の要件等)

第 15 条 地方団体の長は、次の各号のいずれかに該当する事実がある場合において、その該当する事実に基づき、納税者又は特別徴収義務者が当該地方団体に係る地方団体の徴収金を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その納付し、又は納入することができないと認められる金額を限度として、その者の申請に基づき、一年以内の期間を限り、その徴収を猶予することができる。

- 一 納税者又は特別徴収義務者がその財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難にかかったとき。
- 二 納税者若しくは特別徴収義務者又はこれらの者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したとき。
- 三 納税者又は特別徴収義務者がその事業を廃止し、又は休止したとき。
- 四 納税者又は特別徴収義務者がその事業につき著しい損失を受けたとき。
- 五 前各号のいずれかに該当する事実と類する事実があつたとき。

- (2) しかしながら、上記(1)の履行延期の特約や徴収猶予の実質的な要件を、全ての案件について法的に確認することは困難なため、実務上は、滞納者から分割納付の誓約書の提出を受けて、事実上、その誓約書にしたがって分割納付を受け入れる、ということが広く行われている。ただ、分割納付誓約書は、法的には、履行期限を延長するもの（すなわち期限の利益を滞納者に付与するもの）ではなく、あくまで、債務者が自治体に対して、事実上の法的手続の猶予を求めるために自主的に差入れる弁済計画を記載した書面に過ぎない。³したがって、弁済計画に則って弁済を継続

³ 「改正民法対応版 Q&A 自治体の私債権管理・回収マニュアル」（ぎょうせい・編集大阪弁護士会 自治体債権管理研究会 170～176 頁参照

したとしても、履行遅滞の状況が解消されているわけでもなく、遅延損害金や延滞金が発生する債権については、これらも継続的に発生する。吹田市の債権管理基本マニュアルにおいても、「延滞金や遅延損害金等は分割納付期間中も発生することを説明する」(35 頁)とされている。

(3) 意見①について

自治体が滞納者からの分割納付の申出を受け入れるにあたっては、滞納者から書面で、その時点での残債務を明記した分割納付書を受け入れることが、後々の行き違いを防止することからも、また、その時点で消滅時効を更新させるという時効管理という意味からも重要である。吹田市の債権管理基本マニュアル 14 頁にもこの点が明記されている。ところが、納税課所管の市税に関して分割納付誓約書を受け入れることなく、分割納付分の納付書を滞納者に交付して分割納付させていたため、古い滞納分について消滅時効が完成していた事例がみられた(結果 1)。また、生活福祉室所管の緊急援護資金貸付基金や災害援助資金貸付基金について、分割納付誓約書を受け入れることなく、単に分納時に貸付台帳に収入状況を記録するだけの対応を行っている事例もみられた(結果 5、6)。以上より、滞納者から分割納付の申出を受けるにあたっては、その時点での債務残高の明細を記載した分割納付誓約書を受け入れるべきである。

(4) 意見②③について

前記(2)のとおり、滞納者からの分割納付誓約書の受け入れは、法的には期限の利益を付与するものではない。しかしながら、一般の市民である滞納者からは、分割納付の誓約書を提出したからには、その分割納付を行っている期間中は、一括弁済を求められることもなく、また、仮に遅延損害金や延滞金が発生する債権であっても、これらは発生しないもの、と考える可能性が高いと思われる。したがって、分割納付誓約書は、一般の市民である滞納者がこのような誤解をしないような記載内容とする必要がある。吹田市の「債務承認兼分割納付誓約書及び同意書」の書式では、「私は、吹田市に対して下記のとおり未納額があることを承認します。本件未納額については、今後下記納付計画のとおり誠意をもって履行することを誓約します。なお、下記納付計画に係る納付を履行しなかった場合、令和 年 月中に納付についての連絡をしなかった場合や納付計画の協議が成立しなかった場合は、当然に債務残高全額について一括して請求がなされ法的措置の手續を受けても異議はありません。」と記載されており、これらと同様の文言の入った分割納付誓約書を多くの室課が利用していた(結果 4 の保育幼稚園室の保育所等保育料、結果 8 の高齢福祉室の介護保険料、結果 11、12 の国民健康保険課の国民健康保険料と後期高齢者医療保険料、結果 19 の水道部総務室の水道料金。なお水道部総務室については、水道部の意図としても期限の利益を付与するもの、とのことであった。)。この記載は、そのまま素直に読めば、一般の市民である滞納者は、納付計画どおりに履行をしている以上は、一括弁済などを求められることはない、と解釈するように思われる。

この点について、債権管理課の見解を確認したところ、「強制徴収公債権での様式においても同様の文言が記載されており、特段、期限の利益を与えているような文言であるとは思っていません。また、当然のように履行延期の特約ではないことから、期限の利益ではありません。『債務承認兼分納誓約書及び同意書』の作成については、先進自治体の様式を参考にしており、また、本市の相談業務委託弁護士に監修の上作成しております。その際に、期限の利益を与えるような文言であるという指摘はありませんでした。」との回答であった。

確かに、分割納付誓約書は、滞納者から一方的に吹田市から差入れを受ける文書であり、「納付計画に係る納付を履行しなかった場合、令和 年 月中に納付についての連絡をしなかった場合や納付計画の協議が成立しなかった場合」というのは、一括弁済を求められる典型例を記載しただけで、これにあたらないうり一括弁済等を求めない、と吹田市が約束したものではない、との法的解釈も不可能ではないかもしれない。しかしながら、納税課では滞納者から分割納付の誓約を受けた際には、納税課から滞納者に対し、「この計画書どおりに納付されない場合、分割納付計画を取消し、法に基づき財産調査の上、滞納処分（差押え等）の対象となりますので注意してください」との記載のある「分割納付計画書（控）」を送付しているとのことである（結果 2）。国民健康保険課の後期高齢者医療保険料についても、滞納者から「…下記の分納計画のとおり納入することを誓約いたします。なお、誓約違反のときには、地方税法の定めるところにより私の所有財産の差押え（公売）処分を受けても異議ありません」との記載の入った分納誓約書の提出を受けた際に、「…分納について下記のとおり承認しましたので通知します」との記載のある分納承認連絡書を交付していた（結果 12）。このように吹田市側から承認の文書が交付されている場合は、期限の利益を付与したと解釈される可能性が高いであろう。その他の債権についても、多くの場合は分割納付誓約書のコピーを、分割のための納付書とともに滞納者に渡しているものと考えられ、法的にも少なくとも信義則上の制限が認められる可能性は否定できず、分納誓約書を受け入れた後に、多額の資産を保有していることが判明し一括納付を求める必要が生じたようなケースでトラブルが生じることも考えられる。

よって、「分割納付誓約者は、本分割納付誓約書の提出により、法律上の期限が延長されるものではなく、分割納付中であっても、新たな財産が見つかった場合などには一括納付が求められることがあることを承認します」というような文言を入れておく必要がある。この点、自治体として一括納付を求めることとなる典型的な場合を例示し滞納者の自主的な納付を促したい、というニーズは理解できるところである。このような場合には、例えば、吹田市の現在の文言を活かして、「分割納付誓約者は、本分割納付誓約書の提出により、法律上の期限が延長されるものではないことを承認します。分割納付中であっても、新たな財産が見つかった場合、下記納付計画に係る納付を履行しなかった場合、令和 年 月中に納付についての連絡をしなかった場合、納付計画の協議が成立しなかった場合等には、当然に債務残高全額について一括して請求がされ法的措置の手續を受けても異議はありません。」などの記載が考えられる。

なお、高齢福祉室の介護保険料については、令和 6 年 9 月より、「一括納付が困難なため分割納付を申し出ていますが、財産調査の結果、介護保険料等に充てることのできる財産が見つかった場合に差押え又は公売等、税法に定められた滞納処分を受けても異議ありません。」との文言に変更を行ったとのことである（結果 8 の変更後の参考書式参照）。

(5) 意見④について

吹田市債権管理基本マニュアルには、以下のとおり分割納付時に生活状況や納付資力の調査を実施すべき旨が記載されている。

【分割納付】

1 一括納付が困難な場合、債務者の生活状況や納付資力を調査し、回収の実効性を高める観点から、やむを得ないと認められる場合は分割納付についても検討をする。

(吹田市債権管理基本マニュアル(第6版) 14頁)

また、同マニュアルには、「自力執行権のない債権(非強制徴収公債権・私債権)の回収」に関する記載としてはあるが、分割納付時に提出を受けるべき疎明資料について以下のとおり記載されている。

(6) 分割納付(分割納付の誓約)

～中略～

イ 分割納付の期間

納付総額が高額な場合でも分割納付期間は原則1年以内とし、分割納付の最終納付期日までに再相談することとし、再相談では債務者の生活状況を改めて事情聴取した上で、できる限り分割納付額の増額を試みる。

ウ 疎明資料の提出

長期間となる分割納付を認めるかどうかの判断材料として、資力または資産の状況が確認できる疎明資料を提出してもらう。

～中略～

(ア) 収入が確認できる資料

給与明細書、源泉徴収票、確定申告書(控え)、年金受給振込通知書、雇用保険受給資格者証、生活保護受給証明書、給与等振込の銀行通帳等

(イ) 支出を証明できる資料

賃貸借契約書(賃貸等の家賃を証明できるもの)、各種支払いを証明できる領収書(税金、保険、年金、生命保険料、電話、医療費、公共料金等)

(ウ) 借入、支払い事実の証明できる資料

返済計画表、引落履歴が見られる通帳(本人口座かどうかの確認ができるページの提出を求める)など、支払領収書等

(吹田市債権管理基本マニュアル(第6版) 35頁～36頁)

前述のとおり、分割納付誓約書の受け入れによる対応は、地方自治法施行令や地方税法に明記されていない例外的な取扱いであることや、吹田市債権管理基本マニュアルにおいて分割納付を検討するにあたっては債務者に関する調査が求められていること、さらには市政の公正・公平性の観点から、これらの滞納者の収入や資産状況の確認を可能な限り、客観的な資料をもとに行うことが必要である。しかしながら、個別の債権の監査において、多くの室課でこれらの確認を行うことなく、分納誓約を認めていることが分かった(例えば、意見26の子育て給付課の過年度分児童扶養手当返還金、意見37の保育幼稚園室の保育所等保育料、意見52の高齢福祉室の介護保険料、意見68の国民健康保険課の国民健康保険料)。

この点、債権管理課の回答によれば、「債権管理課としては、分割納付の場合は原則として1年で完納、最大であっても2年間で完納するように助言しています。また、どうしても少額による分納で2年を超えるような場合は、上記の「債務承認兼分納誓約書及び同意書」による分納の上、財産調査を実施する、家計簿などの収入、資力状況の分かる資料を提出させる等により、本当に生活困窮となっているのか、資力があるのかを調べて少額分納するようにヒアリングなどを通じて伝えています。また、そういった場合は生活困窮自立支援制度の活用等を行った上で実施するように伝えています。現実的には、安易な分割納付を認めている傾向が強く、特に過去においては市税を除き他の強制徴収公債権でも財産調査無しに少額分納している

ケースが多々みられたため、現在、移管を通じて是正しているところです。なお、強制徴収公債権の少額分納になるようなケースにおいては、財産調査を行い納付資力が無いような場合は、原則として執行停止処分の手続をふむように助言しています。」との回答であった。

もちろん、少額の滞納の場合や、早期に滞納の解消が見込まれる場合にまで、全ての案件で客観的資料の提示を求めることは、人員の制約や、滞納者の不要な反発を招くおそれがあるなど、かえって、債権回収に支障をきたすおそれがあることは理解できるところであるが、少なくとも、債権管理課の回答にあるような長期の分納誓約の場合には、前記マニュアルが示すような客観的資料の提出を求めるべきである。その際の担当者用の手控えのひな形を、意見 52 の介護保険料の理由に記載したので参考にされたい。

なお、債権管理課の回答にあるように、分納誓約時に徴収する客観的資料から生活困窮状態が認められる場合は、生活困窮関連部署へ連携し、生活困窮者に対する適切なアプローチを実施すべきは当然である。

(6) 意見⑤について

分割納付は債権回収の一手段であるから、分納誓約後も、債権管理が適切に実施されるべきことは当然である。この点、高齢福祉室の介護保険料について、分納誓約後の管理が適切でない例があった（意見 53）。他の債権でも同様なことがないか、注意が必要である。

【意見 6】 保証人、法律上の連帯納付義務者への請求

吹田市は、保証契約を締結した保証人や法律に根拠のある連帯納付義務者など、法律上、債務の請求が可能な場合、これを求めるべきである。

（理由）

- (1) 結果 7 にあるように、高齢福祉室所管の介護保険料について、介護保険法第 132 条第 2 項及び第 3 項は、第一号被保険者の保険料を普通徴収の方法によって徴収しようとする場合における世帯主及び配偶者の一方の連帯納付義務を定めているが、吹田市においては同条項に基づく連帯納付義務者に対する請求は実施されていなかった。結果 13 の国民健康保険課の後期高齢者医療保険料（高齢者の医療の確保に関する法律第 108 条第 2 項及び第 3 項）、でも同様の状況であった。
- (2) これらの対応は適正な債権管理とは言えず、市政の公正・公平性の観点から相当ではない。この点、介護保険料や後期高齢者医療保険料の連帯納付義務者については、債権管理システムの機能が不十分であることや、担当者の人員不足などの問題があるとのことであった。しかしながら、法律において連帯納付義務が定められている以上、各自治体の導入するシステムや人員配置状況等により、連帯納付義務者への請求がなされるか否かが変わることは、本来、市政の公正・公平性の観点から相当ではない。

この点、例えば、芦屋市、明石市、今治市等複数の自治体において、各自治体のホームページの介護保険のページに、被保険者が属する世帯の世帯主及び被保険者の配偶者は、被保険者本人の介護保険料について連帯納付義務を負う旨や、連帯納付義務者に対して滞納処分等が行われる可能性がある旨等を記載し、市民に対し介護保険料の連帯納付義務があることについて周知する努力を行っている。また、保険料決定通知書の裏面に、連帯納付義務について明記する等の工夫を行っている自治体や、包括外部監査において結果 7 と同様の指摘を受け、対象世帯に対し個別訪

間等で連帯納付義務の説明を行って市民の理解を得た上で徴収につなげるような取組みを行っている自治体もある。

そこで、吹田市においても、市民に対し介護保険料や後期高齢者医療保険料の連帯納付義務の周知を図るとともに、滞納が発生した場合には連帯納付義務者への請求を実施し、介護保険料や後期高齢者医療保険料の公平かつ適切な徴収を実施すべきである。

- (3) また、住宅政策室所管の住宅使用料等の債権について、吹田市は条例上、原則として保証人を求めているが、結果 15 にあるように、保証人は連絡先としてのみ機能をしており、保証債務の履行を求めた実績はなかった。意見 30 の子育て給付課所管の母子福祉資金貸付金元利収入の保証人についても同様であった。
- (4) この点、吹田市が保証債務履行請求権という債権を保有している以上、地方自治法や地方自治法施行令、債権管理条例上、適切に回収しなければならないことは言うまでもない。加えて、令和 2 年 4 月 1 日施行の民法改正により、個人が保証人の場合には、主債務者が期限の利益を喪失したときは、債権者（＝吹田市）は、保証人に対して、その喪失を知った日から 2 か月以内にその旨を通知しなければならない（民法第 458 条の 3 第 1 項）、とされている。保証人に早期に通知を行うことで、主債務者と保証人の関係から、滞納が多額にいたるのを事前に予防するという効果も期待できる。

【意見 7】 税金以外の債権の遅延損害金、延滞金の徴収

吹田市は、近隣の中核市の条例なども参考にしつつ、公債権については条例を制定して延滞金を徴収することを、また、私債権についても、遅延損害金の調定を行って、滞納者に請求を行うことを検討すべきである。

（理由）

- (1) 第 4 編の各室課に対する共通質問の回答結果の部分でも紹介したように、吹田市においては、遅延損害金については債権所管室課の判断で設定・調定をしており統一的な基準は特に設けていないところ、市税以外の公債権（国民健康保険料、介護保険料等）については、延滞金を徴収するために必要とされる条例の定め（地方自治法第 231 条の 3 第 2 項）がなく、また、水道料金、住宅使用料等のほぼ全ての私債権についても、遅延損害金の調定、請求が行われていない。
- (2) 第 7 編各論の個別債権の管理回収の監査においても、条例の定めがなくとも、民法第 419 条第 1 項に基づき当然に遅延損害金が発生する私債権について、調定や請求を行っていない理由の確認を行ったが、概略、下記のような回答であった。

所管室課と債権	請求していない理由
高齢福祉室の居宅サービス等に係る利用者負担額助成金返還金（私債権）	吹田市居宅サービス等に係る利用者負担額助成金交付要領において、遅延損害金の定めがないため徴収は適切ではないと判断している。（結果 10 の理由参照）
住宅政策室の住宅使用料（私債権）	使用しているシステムにおいて、自動的に遅延損害金を計算することができず、遅延損害金を請求することは、事務の煩雑を招く。（結果 16 の理由参照）
水道部総務室の水道料金（私債権）	水道料金が公債権であった平成 5 年に、収納率の向上や、停水処分も含めた滞納整理の業務体制が確立したこと、料金改

所管室課と債権	請求していない理由
	正で延滞金負担も高額となり滞納者とのトラブルが増加し対応に時間がかかること、延滞金を徴収している自治体は全国的にもほとんどないこと等を理由として、水道料金の延滞金を廃止することとなり、同年の吹田市水道条例施行規程改正により「延滞料を徴収する」旨の規定が削除された。その後、平成 28 年の水道条例改正により「延滞料を徴収することができる」旨の規定も削除された。 前記平成 15 年の最高裁決定により、水道料金は私債権であることが確定し、民法に基づき遅延損害金が発生することとなったが、吹田市においては、遅延損害金を請求しても、収納率向上の効果より滞納者とのトラブル増加や徴収事務の煩雑化などの弊害が大きくなることが懸念されるとの理由で、現在も遅延損害金の請求は行われていない。(結果 20 の理由参照)

- (3) また、この点についての債権管理課の回答では、「①遅延損害金の設定については、貸付金等については契約の段階で設定していることがあり、それ以外の場合は契約上の設定が無いことから法定利率による設定となりますが、本市の私債権については、水道料金や貸付金を除いては元金の滞納整理もなかなかできていない上、管理できる電算システムもない中では、適正な遅延損害金の管理はできないものと考えており、現状として困難であると考えます。②本市の延滞金は市税と下水道の受益者負担金に係る条例にしか規定が無く、受益者負担金については近年、調定も少ないことから、実際は市税にしか延滞金を掛けていないのが現状です。このため、まずは強制徴収公債権である国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育所等保育料、下水道使用料、各不正利得徴収金等の延滞金をどうするのが先であり、続いて非強制徴収公債権の延滞金をどうするのが課題であると考えていますが、公債権の延滞金は条例での制定が必要であり、すぐに実施できないことも課題となっています。その点、私債権については法定利率での遅延損害金については条例での制定は当然不要であることから、すぐにでも実施することは可能ですが、滞納者が同じ室課の公債権と私債権を滞納していることは多くあり、公債権に延滞金がつかないのに私債権で遅延損害金がつくことは混乱を招くおそれがあることから、先行して私債権にのみ遅延損害金を設定することは難しいと考えています。」とのことであった。
- (4) 私債権所管の各室課及び債権管理課の回答は、現在の吹田市の状況をもとにすれば理解できないわけではない。そもそも公債権については条例の制定が必要であるため、市議会の議決が必要であるし、市民の理解を得るためには、導入前に丁寧な説明が必要であろう。また、大量にある債権について遅延損害金や延滞金を導入するにあたってはシステムで対応をできるようにしなければ、職員の不足に一層の拍車がかかる結果になり、事務が混乱するおそれもあるであろう。しかしながら、そのような現状を理由として、遅延損害金や延滞金の導入の検討すらせず、このままの状況を放置しておくのが本当に正しいことかは、改めて考えておく必要がある。特に、今後、システム標準化と並行して、債権管理課が統合滞納・収納管理機能としてシステム化することが予定されており、その前に検討を行うことは有意義と思われる。

- (5) この点、監査人として、遅延損害金及び延滞金の導入を検討する必要があると考える理由は以下の各点である。

ア 公平性、市民の市政に対する信頼の確保

1つは納期限までにきちんと支払っている市民との公平性、市民の市政に対する信頼の確保の観点である。第1編の監査の視点においても述べたように、納期限までにきちんと支払ったとしても、納期限を過ぎて支払ったとしても、遅延損害金等がかからずトータルの金額が同じということになると、納期限までにきちんと支払った市民との間の公平性が確保できない。ひいては、市民の市政に対する信頼が失われ、納期限までに支払う必要は必ずしもないとするモラルハザードが起きないとは限らない。

イ 分納誓約の長期化を招く可能性

前記の分納誓約の部分で述べたように、分納誓約自体は自治体が期限の利益を付与するものではなく、分納誓約中であつたとしても遅延損害金や延滞金が発生し続ける。このため、滞納者としては、遅延損害金や延滞金が増えすぎないように、できるだけ短い期間で分納しようという動機付けになる。しかしながら、遅延損害金や延滞金がかからなければ、滞納者に分納誓約の期間が長期化することの「痛み」がないため、どうしても分納誓約期間が長期化しがちとなる。特に、分納誓約の部分の意見5で述べたように、吹田市では現状として分納誓約を行うにあたって、滞納者の収入や資産を十分に確認しないままに受け入れているケースが多いため、この傾向が助長されることになってしまう。

ウ 他の遅延損害金や延滞金のかかる債務の支払いより後回しにされる可能性

滞納者のなかには吹田市に対する債務だけではなく、消費者金融など複数の債務を滞納しているケースもある。民間の債務については当然、遅延損害金がついているため延滞が続くと金額が膨れることになる。このような場合、遅延損害金がついている方を先に支払い、吹田市に対する債務を後回しにしよう、ということになりがちである。実際に、監査人が吹田市の各室課をヒアリングしている中でも、滞納者と交渉をしていてそのように感じることもある、という声が聞かれた。

エ 近隣の中核市の状況

第7編の個別債権に関する監査の部分で述べるように、近隣の中核市の事例を見ると遅延損害金や延滞金を請求している。例えば、国民健康保険料（意見67）について言えば、豊中市や枚方市では、納期限後3か月を経過するまで年7.3%、納期限後3か月を経過した後は年14.6%の延滞金を課すことを国民健康保険条例で定めている（豊中市国民健康保険条例第21条第1項、枚方市国民健康保険条例第27条第1項）。また、高槻市も、納期限の翌日から1か月を経過するまで年7.3%、納期限の翌日から1か月を経過した後は年14.6%の延滞金を課している（高槻市国民健康保険条例第24条第1項）。

豊中市、高槻市、枚方市の債権管理条例を調査すると、下記のとおり、いずれの市も一定の金額以上の場合には、私債権の遅延損害金を請求する旨の定めがある。そして、豊中市及び枚方市においては水道料金に対する遅延損害金が発生する旨が市のホームページの水道料金に関するページに明記されており、また高槻市においては水道料金のページには明記されていないものの債権管理条例において私債権の履行遅滞に係る損害賠償金を徴収する旨明記されており、いずれの市も水道料金の遅延損害金を徴収している（結果20）。

水道料金に関する個別の監査（結果 20）で述べたように、吹田市では今から約 30 年以上前の平成 5 年に水道料金の延滞金を廃止し、その際の理由の一つとして、その当時は延滞金を徴収している自治体は全国的にもほとんどないことをあげていたが、現在では大きく状況が変わっている。

【近隣の中核市の債権管理条例における遅延損害金の定め】

【豊中市債権管理条例】

（私債権の履行遅滞に係る損害賠償金）

- 第 8 条 前条の規定により私債権に係る督促を受けた者は、履行期限後に当該債権を納付する場合において、当該債権の額が 2,000 円以上（1,000 円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）であるときは、当該債権の額に、当該履行期限の翌日から納付の日までの期限に応じ、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 419 条第 1 項に規定する法定利率を乗じて計算して得た金額に相当する損害賠償金の額を加算して納付しなければならない。ただし、損害賠償金の確定金額が 1,000 円未満である場合における当該確定金額については、この限りでない。
- 2 前項における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。
- 3 第 1 項の規定により損害賠償金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる債権の額の一部が納付されているときは、その納付の日の翌日以後の期間に係る損害賠償金の額の計算の基礎となる債権の額は、その納付された金額を控除した額とする。
- 4 第 1 項の規定により損害賠償金の額をその計算の基礎となる債権の額に加算して納付すべき場合において、納付された金額が当該計算の基礎となる債権の額に達するまでは、当該納付された金額は、まず当該計算の基礎となる債権に充てられたものとする。
- 5 市長は、やむを得ない理由があると認める場合は、第 1 項に規定する損害賠償金の全部又は一部を徴収しないことができる。
- 6 前各項の規定は、他の条例、市規則又は契約で別段の定めをすることを妨げない。

附 則

- 1 この条例は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の豊中市債権の管理に関する条例第 8 条の規定は、この条例の施行の日以後に額が確定する損害賠償金について適用する。

【高槻市債権管理条例】

（強制徴収公債権に係る延滞金）

- 第 6 条 市長は、強制徴収公債権に係る滞納者に対して督促（法第 231 条の 3 第 1 項に規定する督促をいう。次条において同じ。）をした場合において、当該滞納に係る債権の額が 2,000 円以上（1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）であるときは、当該金額につきその債権の履行期限の翌日から履行の日までの期間に応じ、年 14.6 パーセント（当該履行期限の翌日から 1 か月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント）の割合をもって計算した金額に相当する延滞金を徴収するものとする。
- 2 前項の延滞金の金額に 100 円未満の端数があるとき又はその全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
- 3 第 1 項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。
- 4 市長は、滞納者が当該債権の履行期限までに履行しないことについて、やむを得ない理由があると認めるときは、第 1 項の延滞金を減額し、又は免除することができる。

（非強制徴収公債権に係る延滞金）

- 第 7 条 市長は、非強制徴収公債権に係る滞納者に対して督促をした場合において、当該滞納に係る債権の額が 2,000 円以上（1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）であるときは、当該金額につきその督促により指定した履行期限の翌日から履行の日までの期間（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 171 条の 5 の規

定により徴収停止をした期間を除く。)に応じ、年 7.3 パーセントの割合をもって計算した金額に相当する延滞金を徴収するものとする。

- 2 前条第 2 項から第 4 項までの規定は、前項の延滞金について準用する。この場合において、同条第 4 項中「当該債権の履行期限」とあるのは、「督促により指定された履行期限」と読み替えるものとする。

(平 25 条例 29・一部改正)

(私債権に係る損害賠償金等)

第 8 条 市長は、私債権に係る滞納者に対して督促(令第 171 条に規定する督促をいう。)をした場合においては、当該債権の履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金(以下「損害賠償金等」という。)を徴収するものとする。

- 2 損害賠償金等の金額その他必要な事項は、前条に定めるところを勘案して書面により定めるものとする。

【枚方市債権管理及び回収に関する条例】

(延滞金)

第 8 条 債権管理者は、公債権について、第 6 条第 2 項の規定による督促をした場合において、当該督促をした金額が 2,000 円以上であるときは、当該督促をした金額に同条第 1 項の規定により指定する期限(納入の通知を必要としない債権にあっては、履行期限)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該督促をした金額(その額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)につき年 14.6 パーセント(当該期限(納入の通知を必要としない債権にあっては、履行期限)の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント)の割合を乗じて計算した金額(その額に 100 円未満の端数があるとき又はその全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に相当する延滞金額を加算して徴収するものとする。

- 2 前項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。
- 3 債権管理者は、第 6 条第 2 項の規定により指定した期限までに納付しなかったことについて規則で定めるやむを得ない事由があると認める場合においては、第 1 項の延滞金額を減額し、又は免除することができる。

(遅延損害金)

第 9 条 債権管理者は、私債権について、第 6 条第 2 項の規定による督促をした場合において、当該督促をした金額が 2,000 円以上であるときは、契約に別段の定めがあるものを除き、当該督促をした金額に同条第 1 項の規定により指定する期限(納入の通知を必要としない債権にあっては、履行期限)の翌日から履行の日までの期間の日数に応じ、当該督促をした金額(その額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に民法(明治 29 年法律第 89 号)第 404 条に規定する割合を乗じて計算した金額(その額に 100 円未満の端数があるとき、又はその全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に相当する遅延損害金額を加算して徴収するものとする。

- 2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の遅延損害金について準用する。

オ 他の手段では滞納解消対策として十分でないケースもある

もちろん滞納者からの納付を促す手段としては遅延損害金や延滞金だけではない。例えば、国民健康保険料については、通常の保険証から短期被保険者証や資格証明書書の交付に切り替えるという手段があるし、水道料金については停水予告及び給水停止実施という強力な手段がある。

しかしながら、国民健康保険料を滞納したまま他市に転居し、他市で国民健康保険に加入する場合、転居先の地方自治体からは通常の保険証が交付されることとなり、転居先の自治体で延滞金が請求されるとすれば、そちらを優先するであろう(意見 67)。水道料金の停水処分についても、滞納者が吹田市外に転居してしまった

場合、当該自治体では何らの制約もなく水道の利用開始ができるため、このような場合、効果は限定的である（結果 20）。他の手段があるから遅延損害金や延滞金を請求しないでもよい、ということにはならない。

カ 私債権については民法第 419 条第 1 項で当然に遅延損害金は発生しており、にもかかわらず調定や請求を行わないのは法規性の観点から問題

私債権については条例の定めがなくとも、民法第 419 条第 1 項で当然に法定利息による遅延損害金が発生する。にもかかわらず事務が煩雑であるという理由などで調定や請求を行わないことは法規性の観点から問題がある。

キ 事務負担増を抑えるための一定の工夫

吹田市が延滞金や遅延損害金を徴収しない大きな理由が事務負担の点が挙げられる。この点は監査人としても理解できるところではあるが、前掲の他市の条例によると、損害金の請求は債権額が 2000 円以上（1000 円未満の端数切り下げ）に限定することとしており、一定の工夫がされている。これらの工夫も参考にする必要がある。

- (6) 以上の各点から、監査人としては、吹田市としても、そろそろ、遅延損害金や延滞金について、改めて検討を行う時期に来ていると考える。

【意見 8】 強制徴収公債権での滞納処分のあり方

吹田市は、強制徴収公債権の滞納者が、多額の預貯金を有するにもかかわらず一括弁済に応じないような場合には、少額の分納誓約の申出があったとしてもこれを許容せず、預貯金の差押えも検討すべきである。また、吹田市は、市税について、軽自動車の差押えや、滞納者が収益不動産や遊休不動産を保有している場合など、ケースによっては不動産公売の活用も検討すべきである。

（理由）

- (1) 第 4 編の各室課の共通質問に対する回答 4 で紹介したように、市税及び国民健康保険料について、滞納処分を進めており、令和元年度から徐々にその件数が増えている。また、令和 4 年度からは、後期高齢者医療保険料や介護保険料などについても、一部の債権について債権管理課への移管を行い、差押えを実施するようになり、滞納繰越分の徴収率は上昇傾向になっている。しかしながら、これらの取組みは一部の債権に留まっており、その他の強制徴収公債権では滞納処分が行われていない。また、滞納者が少額で長期であったとしても分納誓約を行った場合には、移管の対象とされていない。
- (2) 例えば、今回の個別の監査の対象としたものの中でも生活福祉室所管の生活保護法第 78 条徴収金について、多額の預貯金を保有していることを把握しながら滞納処分を実施せず、結果的に徴収ができなかったケース（意見 49）や、高齢福祉室所管の介護保険料について、同じく多額の預貯金の存在が判明したにもかかわらず少額の分納誓約によって対応をしていたケース（意見 55）がみられた。これらのケースでは、本来、多額の預貯金が判明した段階で滞納者に一括弁済を求め、これに応じない場合には債権差押えを実施することが、市政の公正・公平性の観点からも必要であったと考えられる。
- (3) また吹田市内でも最も滞納処分に取り組んでいる先進的な部署は市税を所管する納税課であるが、それでも市税を徴収するために不動産公売を行ったのは、令和 3 年度の 1 件が最終で、その前は平成 30 年度の 1 件とのことであり、軽自動車税徴収のために軽自動車を差し押さえたのは平成 28 年度が最終とのことであった（意見 22）。確かに、自宅不動産を安易に公売にかけるといったことは、市民の衣食住や生活

基盤に影響を及ぼしうるし、結果的に生活保護を受給することとなれば、トータルで市にとっても、市民にとってもよくないこととなる、という可能性はあるであろう。

しかしながら、一方で少額の預貯金であっても差押えを行ったり、承諾を得てではあるが年金の差押えをしていることとの整合性に疑問が残る。また自宅以外の不動産を保有する場合に公売を行っても、生活基盤への影響とは直結しないと思われる。

- (4) この点、吹田市から提供を受けた資料によると大阪府内の 43 市町村において、吹田市の市税の徴収率の順位は次のとおりであった。吹田市はほとんどの項目の徴収率において、比較的上位に位置し、徴収率も府内の平均徴収率を上回っているが、軽自動車税については比較的下位にとどまり、徴収率も府内の平均徴収率を下回っている。固定資産税については、徴収率は府内の平均徴収率と同レベルとなっている。

【市町村税（合計）の徴収率】

年度	吹田市順位	吹田市徴収率	府内の平均徴収率
令和 3	11 位	98.8%	98.6%
令和 4	10 位	98.9%	98.7%
令和 5	13 位	99.0%	98.7%

【市町村税（現年課税分）の徴収率】

年度	吹田市順位	吹田市徴収率	府内の平均徴収率
令和 3	10 位	99.6%	99.5%
令和 4	8 位	99.6%	99.5%
令和 5	8 位	99.6%	99.5%

【市町村（滞納繰越分）の徴収率】

年度	吹田市順位	吹田市徴収率	府内の平均徴収率
令和 3	8 位	73.3%	62.5%
令和 4	23 位	38%	35.6%
令和 5	20 位	40.3%	36.2%

【市町村（所得割）の徴収率（現年と滞納分の合計）

年度	吹田市順位	吹田市徴収率	府内の平均徴収率
令和 3	14 位	98.4%	97.6%
令和 4	12 位	98.4%	97.6%
令和 5	11 位	98.5	97.6%

【市町村（法人割）の徴収率（現年と滞納分の合計）

年度	吹田市順位	吹田市徴収率	府内の平均徴収率
令和 3	25 位	99.6%	99.2%
令和 4	21 位	99.7%	99.3%
令和 5	21 位	99.7%	99.4%

【市町村（固定資産税）の徴収率（現年と滞納分の合計）】

年度	吹田市順位	吹田市徴収率	府内の平均徴収率
令和 3	13 位	99.2%	99.1%
令和 4	12 位	99.2%	99.2%
令和 5	14 位	99.4%	99.3%

【市町村（軽自動車税）の徴収率（現年と滞納分の合計）】

年度	吹田市順位	吹田市徴収率	府内の平均徴収率
令和 3	33 位	94.1%	94.9%
令和 4	33 位	94.5%	95.3%
令和 5	30 位	95.3%	95.7%

(5) もちろん上記(4)の徴収率は、それぞれの自治体の規模や置かれた状況なども異なり、このデータだけで即断することはできない。事実、第 3 編、第 2、2 の市税の統計にあるように、大阪府内北摂 7 市での比較では、吹田市の軽自動車税の徴収率が他の税と比べて順位が特別低いというわけではないようである。とは言え、大阪府内の市町村での徴収率の順位も一つの参考資料にはなる。たとえ数は多くなくとも、場合によっては吹田市も不動産の公売や軽自動車の差押えなども行うことがある、ということが知られることでも一定の抑止効果は期待できるように思われる。

(6) なお、公売の実施について債権管理課の回答では、「現在は、不動産の公売については不動産の差押え執行機関である室課で行うことになっていますが、不動産公売はその期間において専属で処理を進めることになるため、滞納整理を専属の職員が実施している納税課以外の室課では実施が困難であると考えています。そのため、債権管理課での一元的実施を検討し、専門人員の確保のために本市の内部で色々な協議を進めてきましたが、現時点では継続的な実施にむけての体制の確保ができにくく、人材の確保が困難な状況にあるため、実施できていないのが現状となっております。今後への課題であると考えています。」とのことであつた。このような人員の体制があることは監査人も否定しないが、自治体のあらゆる業務について同様の事情は考えられるところであり、相対的にみて対応できる人員の多い納税課や、場合によっては債権管理課での一元的実施を改めて検討する必要があると考える。

なお、近隣の中核市の枚方市や高槻市のホームページを見ると、インターネットによる公売などにも取り組んでいるようであり、吹田市としてもこのあたりを参考に検討を進める必要がある。

【意見 9】 私債権等について支払督促の積極活用

吹田市は、私債権や非強制徴収公債権について、未納額が多額に及んでいるものの連絡が取れないケースや、納付交渉に誠実に応じようとしないケース等については、裁判所の支払督促の活用を積極的に検討すべきである。

(理由)

- (1) 第 4 編の共通質問への回答 3 で紹介したように、吹田市では水道部総務室以外の室課では、2 件を除いてこの 5 年間で支払督促の利用がなかった。その理由としては、債権金額が少額のため、費用的、時間的効果が低い、行ったとしても回収の実現性が低い実情がある、業務繁忙により検討の余裕がない、などの理由であつた。
- (2) 確かに、自治体が債権回収の手段を検討するにあたり、費用対効果を考慮することや、限られた人員で対応せざるを得ないという現実がある、ということ自体は理

解できる。しかしながら、未納額が多額に及んでいるものの連絡が取れないケースや、納付交渉に誠実に応じようとしないケースについて、私債権や非強制徴収公債権では、強制徴収公債権とは異なり法律上の財産調査権限がないため、そのまま漫然と催告書などを送付するだけで消滅時効期間の経過を待つ、ということになりかねない。

- (3) この点、第 7 編の個別の債権の監査においても、例えば、保育幼稚園室所管の公立保育所等 3 歳以上児給食費、認定こども園給食費負担金（いずれも私債権）で、未納額が高額に及んでいるものの、納付がないまま納付交渉もできず時間が経過している事例（意見 39）、生活福祉室所管の生活保護法第 63 条返還金（非強制徴収公債権）でも、債務者が納得しないという理由で未納となっているケース（意見 50）などがみられた。もちろん、私債権や非強制徴収公債権は、上記の債権も含め、福祉的配慮が必要な場合もあり、所管室課の難しい立場は理解できるが、全く支払督促を行わないという現状は改める必要がある。
- (4) 支払督促に関する債権管理課の回答によれば、「非強制徴収公債権や私債権についてはある程度の金額以上（おおむね 1 万円以上）については支払督促を含む法的執行を検討するように助言しており、貸付金等の債権は特に連帯保証人を含めて積極的に行うように助言しています。しかし、生活保護等の不正受給など、生活資力や財産が無いことがわかっている場合等については、債務名義を取得して財産調査を行っても費用が掛かるだけで徴収する見込みのない場合が多いことから、そういった場合については、特に支払督促等の法的執行の助言はしていません。また、弁護士法による財産調査には金融機関 1 照会にあたり 3 千円以上の費用がかかることから、費用対効果の観点より、1 万円よりもっと高額の金額のものが対象になると考えます。」などの回答であったが、上記(3)のケースなどは、財産もあり、これよりもはるかに高額の滞納にいたっている。
- (5) 債権管理課は、令和 5 年度、支払督促をテーマにした弁護士による研修を実施し、支払督促の活用を促す取組みを行っているし、水道部以外で支払督促を行ったことのある国民健康保険課所管の一般被保険者返納金（非強制徴収公債権）では、支払督促を行った結果、納付意思を一切見せなかった滞納者が、分割納付するにいった、とのことである（意見 76）。
- (6) 支払督促を行い、仮執行宣言付与を受け債務名義を取得すれば、一定の費用はかかるものの、私債権や非強制徴収公債権であっても、弁護士法第 23 条の 2 による預貯金調査、生命保険金解約返戻金調査や、民事執行法第 207 条の預貯金調査、同法第 205 条の不動産調査などが法的に可能となる。さらに、民事執行法が改正されて強化された財産開示手続（同法第 196 条以下）では、執行力ある債務名義を取得した債権者が裁判所に対して財産開示の申立てを行った場合、債務者は自らの財産について目録を提出し、財産開示手続において説明をしなければならないとされており、不出頭の場合には罰則もある（同法第 213 条第 1 項第 5 号）。このため、かなりの効果をあげている、と言われている（監査人自身の経験でも、代理人弁護士として、長年、判決を取得した後、どのように交渉しても財産が分からず、回収交渉も困難であった債務者について、この手続を申し立てたところ、一定の回収ができたケースが複数あった。）。

【意見 10】 不正により発生した債権への厳格対応

吹田市は債務者の不正行為が原因として発生した債権については、下記の対応を進めるべきである。

- ①発生直後の段階で債権管理課への報告相談を義務付け、必要に応じ債権管理課が業務委託をしている弁護士とも相談のうえ対応を行うべきである。
- ②各所管室課において、過去に発生した案件を参考に、債権管理課や業務委託弁護士の助力も得て、簡潔な対応フロー図を作成しておくべきである。
- ③不正行為が特に悪質なケースでは、費用対効果が仮に不明であったとしても、処理の過程の透明性の観点や、市民に対する説明責任の観点から、私債権、非強制徴収公債権については支払督促など法的手続を、強制徴収公債権については滞納処分を検討も行うべきである。

(理由)

- (1) 第 7 編の個別債権の監査の中には、債務者の不正行為が原因として発生する債権がいくつかみられる。例えば、すこやか親子室所管の過年度分障害児通所給付費返還金、同加算金（意見 40）、生活福祉室所管の生活保護法第 78 条徴収金（意見 49）、高齢福祉室所管の介護保険給付費等の不正利得（意見 57）、障がい福祉室所管の過年度分介護給付費返還金（移動支援）（意見 62）などである。
- (2) これらの債権については、不定期に、また、突発的に発生することが多いため、どうしても初期対応が遅れがちになる。上記(1)で取り上げた債権についても、後知恵的ではあるが、もう少し初動が早ければ、違った対応になった可能性がある。
- (3) この点、これらの不正により発生した債権については、専門的知識も必要であることから債権管理課に移管して対応を行うというのも一つの発想ではある。ただ、移管を行うとなると、市役所内の手続なども必要になること、強制徴収公債権以外の不正対応事案を受け入れるのが可能か、別途検討が必要であることなど課題も多い。債権管理課のこの点の回答では、「不正受給についても移管の検討をしてきましたが、不正受給の多くのケースは生活保護受給者や生活困窮者又は倒産や破産している実態の無い法人が滞納者となっており、滞納処分できる財産もほぼないことから、移管対象になりにくいという判断をしています。また、債権を移管する場合は、例年 4 月から移管予定者全員の財産調査を順次行い、9 月中旬には滞納者に対して移管予告を行うことになるため、迅速性が求められる不正受給の徴収金の債権について移管することは、初動の遅れにつながることから対象になりにくいと考えます。」とのことであった。
- (4) そうであるからと言って、元々の原室課だけが担当するのでは、専門知識や経験もないなか、時間が過ぎるということになってしまう可能性が高い。この点、債権管理課には債権回収に関する知識と経験を豊富に有する職員もいることや、さらに債権管理課が業務委託している外部弁護士 2 名が、週に 2 回交代で常駐をしていることから、各室課に、発生直後の段階で債権管理課への報告相談を義務付け、必要に応じ債権管理課が業務委託をしている弁護士とも連携のうえ対応を行うのが現実的かつ有効である（意見①）。
- (5) また監査人がこの種の案件のヒアリングを行っている中で、現在の担当職員がどのように対応を行ったか確認したところ、過去の同種事案の一件記録を引っ張り出してきて、手続の流れや対応について確認をして対応をした、とのことであった。もちろん、この方法も有益であり、今後とも必要と思われるが、一件記録では膨大過ぎたり、いつか処分されてしまったりする可能性がある。また、過去の対応が必ずしも正しかったとは限らず、着手が遅れてしまった案件をお手本にしてしまうリスクもある。そこで、ポイントとなる手続について、簡潔なフローチャートを各室課

が債権管理課や業務委託弁護士の助力も得て作成しておくこと、そのチャートの冒頭には、債権管理課への報告相談を行うことを入れるなどを行うことが有益と考える（意見②）。

- (6) 加えて債務者の不正により発生した債務について、債権管理課の回答にあるように、実際には財産などが見つからず回収が困難なケースが多いであろうことは想定されるが、仮にそうであったとしても、結局、何も法的手続を行わず、市民がその状況を認識した場合、市政の公平性へ疑問を持つ可能性がある。民間企業においても、株主に対して説明責任を負う上場企業であれば、費用対効果が仮に明らかでない場合であっても、処理の透明性を確保し説明責任を果たすために、法的手続を選択することがあるが、市民の負託を得て、税金を使って施策をしている自治体でも同じ理は当てはまる場合があると考ええる。よって、不正案件でも特に悪質なケースでは、費用対効果が不明であったとしても、法的手続によって透明性を確保して対応を行う必要がある（意見③）。

4 債権放棄・不納欠損・徴収不能引当金の計上等

【意見 1 1】 少額債権の放棄の基準

吹田市は、適正な少額債権放棄を実施するため、債権管理条例第 9 条(4)に基づく少額債権の徴収停止後の債権放棄の要件該当性、具体的には「履行させることが著しく困難」の該当性や「債権が少額で取立てに要する費用に満たない」の該当性につき、具体的かつ統一的な基準を策定すべきである。

(理由)

- (1) 吹田市債権管理条例第 9 条は私債権及び非強制徴収公債権について議会の議決を経ることなく債権放棄をできる場合を次のとおり定めている。非強制徴収公債権は時効期間が満了した場合、債務者の時効援用なく消滅するのに対し、私債権では債務者の時効援用がないと消滅しないため、債権放棄は特に私債権の不納欠損処理を行っていくにあたって重要な意味を持つ。

(債権の放棄)

第 9 条 債権管理者は、非強制徴収公債権等について、次の各号のいずれかに該当するときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等に係る債権を放棄することができる。

- (1) 私債権にあつては、債務者が生活困窮状態（生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定による保護を受け、又はこれに準ずる状態をいう。）にあり、資力の回復が困難で、相当の期間を経ても履行の見込みがないと認められるとき。
- (2) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 253 条第 1 項その他の法令の規定により債務者がその責任を免れたとき。
- (3) 第 7 条の強制執行等の措置又は令第 171 条の 4 の規定により債権の申出等の措置をとったにもかかわらず、なお完全に履行されなかった場合において、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で履行の見込みがないと認められるとき。
- (4) 令第 171 条の 5 の規定により徴収停止を行った場合において、相当の期間が経過した後においても、なお同条各号に該当し、これを履行させることが困難又は不適當と認められるとき。
- (5) 債務者が失踪、行方不明その他これらに準ずる状態にあり、履行の見込みがないと認められるとき。
- (6) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合、相続人全員が相続放棄をした場合又は相続人が存在しない場合において、その相続財産の価格が強制執行をした場

合の費用の額並びに他に優先して弁済を受ける本市の債権の額及び本市以外のものの権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。

(7) 私債権の時効期間が満了した場合において、時効を援用するかどうかの債務者の意思を確認できないとき。

2 債権管理者は、前項の規定により非強制徴収公債権等を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

(2) もっとも、上記条例の文言だけでは、具体的にどのような場合に債権放棄ができるのか必ずしも明らかではないため、吹田市では債権管理基本マニュアルによって具体的な債権放棄判断類型を定めている。そして、債権管理課の回答によれば、「令和 6 年 2 月の債権管理推進会議を経て、債権放棄判断類型について整理し、変更した。その理由は、相続人不明者や法人の破産のうち、破産管財人により精算されずに手続きが終了した場合等については、現行の類型では債権放棄ができない問題や、類型に設けられている相当期間が、強制徴収公債権の執行停止に係る期間と比較して非常に長い（相当期間を時効完成期間としているケースの場合、その類型で債権放棄せずに時効完成で債権放棄することになるため、意味のない類型となっているなど）又は短いため、整合性が取れていない問題等があったため」とのことである。この整理、変更内容自体は監査人が確認したところでも合理的なものと思われた。

(3) ところで、債権管理条例第 9 条(4)では、債権放棄ができる場合として、地方自治法施行令第 171 条の 5 の規定により徴収停止を行った場合において、相当の期間が経過した後においても、なお同条各号に該当し、これを履行させることが困難又は不適当と認められるとき、との定めがある。そして、同施行令第 171 条の 5 第 3 号では、「債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき」との定めがあるため、結局、少額で取立てに要する費用に満たない場合で、履行させることが著しく困難又は不適当であると認められる場合に徴収停止を行うことができ、その後、相当期間が経過して同様の状態が継続している場合には、債権放棄ができる、ということとなる。

(4) ただ債権管理課の回答やヒアリングによると、実際にはこの条項による債権放棄は過去されておらず、いわば「死文化」しており、その理由について、次のような回答があった。

「地方自治法施行令第 171 条の 5 による徴収停止のうち、第 3 号において債権金額が少額により徴収停止をすることができると規定されていますが、地方自治法施行令における徴収停止では第 1 号から第 3 号まで「これを履行させることが著しく困難又は不適当であると認めるとき」と規定されているため、まず履行させるための滞納整理の努力が必要であると考えており、少額だからすぐに滞納整理をしないで良いとは考えておらず、最低でも文書や電話等の催告を行わなければならないと考えています。その上で、時効完成期間を待たずに徴収停止を行うことは可能であると考えますが、何年間、何回催告をすれば「履行させることが著しく困難」と考えられるのか難しく、また取立に係る費用が、郵便切手代や電話代より高くなることで考えると、年 2 回の催告で考えれば 5 年間の時効完成で約 800 円の取立費用と考えれば、良いのか、逆に 800 円ぐらいなら払ってもらえるだろう、という考え方もあり、その基準については難しいものがあります。また、本市の債権管理条例については、1 年間の継続審議によって制定した経緯があり、その間において議会から「安易な債権放棄につながらないよう、適切な滞納整理の上で行い、十分な審議のもとで行うようにすること」などの意見がありました。このため、少額による徴収停止を行う場合、債権管理条例又は同条例施行規則においてその基準や考え方を規

定する必要があると考えており、これまでも条例改正に向けた債権所管室課との勉強会で議論をしてきましたが、それ以前に適切な滞納整理が依然としてできていない部分を先に解決することが必要であるものとして、現状としてはこれらの基準を設けることは難しいと考えています。」

- (5) 確かに、債権管理課が説明するように、少額だからすぐに滞納整理をしないで良いということでは全くなく、適切な滞納整理を解決することが先決、というのは正しい考え方であろう。しかしながら、吹田市議会における慎重な審議を経て制定されたのであるから、債権管理条例の規定を十分に活用することこそが、市政の公正の観点から相当と考える。
- (6) 実際にこの少額の債権放棄のニーズが高い債権としては、私債権（水道料金）が考えられるところ（第4編の共通質問への回答の6「債権管理回収にあたり悩んだ具体的事例」で、水道部総務室からは、「徴収停止による債権放棄について全庁的な判断基準がなく、実質的に運用できない状況のため、複数の相続人に分割されて債権が著しく少額の場合でも請求しています。費用対効果も悪く市民感情とも乖離しているため、対応に苦慮する場面があります。」との回答が寄せられている。）、水道料金については、滞納があった場合の対応手順や債権管理システムも一定整えられており、弁護士に依頼するなどして支払督促などの法的手続も実施している（第4編共通質問と回答3にあるように、令和元年度から5年度までに35件実施）。しかも水道料金については、令和2年4月の民法改正によって消滅時効期間が2年から5年に延びたため、債権管理を行わなければならない期間が今後長くなってくる。少額の水道料金の滞納案件について、相続が発生するなどしてさらに細分化した場合など、トータルで見れば債権放棄を行って、他の債権管理回収活動に注力した方が、かえって最小経費で最大効果を上げることができる場合はあると思われる。
- (7) (4)の債権管理課の回答にある「取立に要する費用」にはどのようなものが含まれるかという点に関しては、以下の判例が参考となろう。平成16年4月23日の最高裁判所判決（民集第214号43頁）は、はみだし自動販売機の占有料相当額の徴収に関して、はみ出し自動販売機の占用料相当額は1か月あたり約1683円に対し、はみ出し自動販売機の数が当時約3万6000台あったとした上で、「東京都が、はみ出し自動販売機全体について考慮する必要がある中において、1台ごとに債務者を特定して債権額を算定することには多くの労力と多額の費用とを要するものであったとして、本件について『債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たない』と認めたことを違法であるということはできない。」と判断し、「取立てに要する費用」に実費の他、人件費も含めることを認めた。また、平成21年2月16日の横浜地方裁判所判決（民集未掲載）は、取立に要する費用に関し、「督促を行うまでに要する費用として、郵便料や電話代等の通信費、債務者との連絡や損害額の調査等を行う者の人件費が想定され」と判断している。

したがって、「取立てに要する費用」の基準額を設定するにあたっては、郵便代等の実費のみならず人件費をも含めた金額を設定することは、現時点において裁判例に反するものではない。

そこで、吹田市は、債権管理の実情を勘案しつつ、例えば、「履行させることが著しく困難」に該当する基準を、3回以上の催告書送付と2回以上の架電又は訪問をしたにもかかわらず支払がない場合とし、「債権が少額で取立てに要する費用に満たない」に該当する基準を、郵送費や人件費等を積算した上で3,000円とする等、具体的かつ統一的な基準を策定して、適正な少額債権放棄を実施すべきである。

【意見 1 2】 私債権の消滅時効の援用を促す方策

①吹田市は、消滅時効期間がすでに相当以前に経過した私債権について、引き続き必要な調査を実施のうえ、債権管理条例第 9 条(7)の条項を活用して債権放棄を行い、不納欠損処理を積極的に進めていくべきである。

②また、吹田市が債権放棄を進めていくために債務者に通知文を送る際、法的知識に乏しい者だけが過度に不利益を被ることがないように、通知文の文面に工夫を行うことを提案する。

(理由)

- (1) 吹田市債権管理条例第 9 条(7)によれば、「私債権の時効期間が満了した場合において、時効を援用するかどうかの債務者の意思を確認できないとき」に、債権を放棄することができる、とされている。そして債権管理基本マニュアルでは、時効完成后、債務者の意思を確認するための回答に応じない場合、この条項にあたるとして債権放棄を行うこととされている。
- (2) 第 7 編の個別の債権の監査においても、例えば生活福祉室所管の緊急援護資金貸付基金（意見 43）、災害援助資金貸付基金（意見 46）、障がい福祉室所管の障害者福祉自己負担納入金（あいほうぷ吹田給食材料費）（意見 65）、住宅政策室所管の住宅使用料等（意見 77）などで、消滅時効期間がすでに相当以前に経過した私債権がみられた。このようなケースでは、すでに当初の債務者が死亡しており相続人調査を実施しているケースもみられた。
- (3) この点について債権管理課に確認したところ、「本市においては滞納者が死亡したにもかかわらず相続人調査も行わないまま、時効完成による債権放棄や公債権においては時効完成による不納欠損を行っていました。しかし、相続人が不存在のままでは時効は完成猶予により、相続財産清算人が選任されるなど相続人が確定するまでは時効が完成しないため、法令違反になっている可能性があることから、滞納者が死亡したときは速やかに相続人を調査するよう指導してきましたが、相続人調査のノウハウが無いや業務多忙により実施できない等の理由が多かったこと、債権管理課で一元的に実施する方が効率の良い方法であると考えたことから、令和 3 年度から債権管理課で相続人調査を一元的に実施してきました。」「このため、債権所管室課に最低限での負担でそれぞれの調査ができるように実施してきましたが、それでも長い期間、それらの調査の依頼をせずに滞納整理していなかった債権所管室課がありました。その後、本市の議会における決算常任委員会において、「きちんとした滞納整理ができていない」などの指摘を受けてきた経過があったことから、本市の債権管理推進会議を通じて債権管理課からより厳しい指導を進めてきたことが経緯としてあります。」とのことであった。
- (4) 上記(3)のとおり、すでに吹田市においても債権放棄に向けた手続を進めているところではあるが、このように長期に滞納が生じている案件の債権管理に職員が手を取られる状況は、他の本来行うべき仕事の時間を奪うことにもつながるものであり、監査人としても積極的に債権放棄に向けた手続に取り組むべきと考える（意見①）。
- (5) また、吹田市が債権放棄を進めていくために債務者に通知文を送る際に、法的知識に乏しい者だけが過度に不利益を被ることがないように、通知文の文面に工夫を行うことを提案したい。すなわち、債権管理条例や債権管理基本マニュアルでは、「時効完成后、債務者の意思を確認するための回答に応じない場合」に債権放棄を行うことができる、とされている。裏を返せば、法的知識に乏しい、いわば「お人好し」の市民が債務の確認に漫然と応じた場合や、消滅時効を経過していることを十分に認識せずに少額だけ弁済をした場合（典型的には親から、消滅時効期間が相当以前に経過している債務を相続した人が、過去の事情をよく認識しないまま少額だけ弁

済するような場合)には、消滅時効の援用がなかった、ということで債権放棄とはならず、以後も債務の弁済を求めていくこととなる。これは、公債権とは違って私債権は、消滅時効の制度は見方によっては、もともと負っていた債務を時間の経過を理由に消滅させるもので倫理に反する面がある、したがって、消滅時効の利益を得るために援用するか、消滅時効の利益を放棄して支払を続けるかを債務者の意思に委ねる、という消滅時効制度の趣旨によるものであり、ある意味、やむを得ない面はある。ただ、ここで問題となっているのは、すでに消滅時効期間が相当以前に経過しているケースであり、法的知識に乏しい債務者によっては、消滅時効期間が経過しているかどうか、認識をしていない場合も多々あるように思われる。

- (6) この点、債務者が時効の完成を知らずに債務を承認した場合であっても、時効の利益を放棄したことにはならないものの、判例では、相手方(=吹田市)において債務者はもはや時効の援用をしない趣旨と考えるであろうから、信義則に照らして、債務承認後は、債務者が時効を援用することは認められない(最判昭和41年4月20日・民集20巻第4号702頁)としている(時効援用権の喪失)。もちろん、吹田市としても、そもそも消滅時効が完成した私債権について債権放棄などを行って不納欠損処理を行うことが目的という面もあるので、このような杓子定規な対応はしないと思われるが、たまたま債務承認をした者との関係で、債務が残り続けるというのも釈然としない面がある。
- (7) だからと言って、吹田市が送る通知文書自体に、「すでに消滅時効期間が経過していますので援用をお願いします」というような記載をするのは、行き過ぎであろう。この点、難しい問題であるが、過去の監査人の経験では、監査人が自治体の代理人となって、消滅時効期間が相当以前に経過していた債務者に通知文書を送る際に、弁済状況などを記載のうえ、「すでに長期間が経過しているので、自治体での弁護士の無料法律相談などを行うことをお勧めします」というような記載を行ったことがあった。もちろん、このような記載がよいかどうか、また採用するかどうかは様々な考えがあるところであるが、監査人としてはこの点も提案をしたい。

【意見13】 評価性引当金に関する会計基準の運用方法の周知徹底

吹田市は、各所管室課において、評価性引当金に関する会計基準の適切な運用がなされるよう周知徹底すべきである。

(理由)

- (1) 本監査において調査対象とした債権のうち、評価性引当金の計上に関して監査の結果又は意見を述べた債権は以下のとおりである。

<評価性引当金に関連して意見を述べた債権>

所管室課	債権の名称	監査の結果又は意見
児童部すこやか親子室	過年度分障害児通所給付費返還金	債権分類の見直し(意見42)
都市計画部住宅政策室	住宅使用料	債権分類の見直し(意見81)
福祉部障がい福祉室	過年度分介護給付費返還金	債権分類の見直し(意見63)
水道部総務室	水道料金及びメーター料	引当金算定方法の統一的な運用(意見87)
下水道部経営室	下水道使用料	引当金算定方法の統一的な運用(意見82)

福祉部障がい福祉室	障害者福祉自己負担納入金	徴収不能実績率の計算方法の見直し（意見 66）
健康医療部国民健康保険課	国民健康保険料	徴収不能実績率の計算方法の見直し（意見 70）
健康医療部国民健康保険課	後期高齢者医療保険料	徴収不能実績率の計算方法の見直し（意見 74）

（監査人による集計）

- (2) これらの中には、例えば、破産更生債権の定義に合致するような状況にある債権を一般債権と分類し、徴収不能引当金を計上していない例や、徴収不能実績率の算定にあたり、分子と分母が対応せず、実績率の計算が過大になっているケースもあった。

評価性引当金は債権の回収可能性という将来のリスクを財務諸表に表示するために計上され、これにより、吹田市の財政状態を適切に内外に示す事が可能となる。また、債権徴収・整理計画の目標徴収額の設定等のマネジメントにも活かされるなど、重要な役割があることから、上表に記載のように多くの室課・債権において、適切ではないと考えられる状況となっていることは大きな課題である。

吹田市は、各所管室課において、評価性引当金に関する会計基準の適切な運用がなされるよう周知徹底すべきである。

【意見 1 4】 一般債権に係る徴収不能引当金の計上方法の見直し

吹田市は、一般債権に係る将来の徴収不能となるリスクを適切に財務諸表に反映するため、現状の徴収不能引当金の算定方法が実態に即したものとなっているかを改めて検証した上で、他市や民間の事例も参考に徴収不能引当金の計上方法の見直しを検討すべきである。

（理由）

- (1) 一般債権に係る徴収不能引当金の算定は、以下の方法で行われている。

<一般債権に係る要引当額の算定>

当該会計年度の債権の金額×徴収不能実績率

$$\text{徴収不能実績率} = \frac{\text{当該会計年度を含む過去 3 か年度の不納欠損額}}{\text{当該会計年度を含む過去 3 か年度の不納欠損額、債権の金額の合計}} \quad (\text{吹田市提供資料より作成})$$

この算式について、従来一般債権に限らず過去 3 年間の不納欠損額を集計していたが、令和 4 年度より、分子と分母を一般債権及びこれにかかる不納欠損額に限るとする取扱いの変更を行っている。本監査において調査対象とした債権のうち、一般債権の金額があるものに対して、評価性引当金（徴収不能引当金又は貸倒引当金）の計上額を比較すると以下のとおりである。

<対象債権のうち一般債権及び評価性引当金の金額>

（単位：円）

室課	債権名	一般債権の金額	評価性引当金
税務部納税課	市税	411,624,090	3,498,805
児童部子育て給付課	過年度分児童扶養手当返還金	43,070	0

室課	債権名	一般債権の金額	評価性引当金
児童部子育て給付課	母子福祉資金貸付金元利収入 (父子寡婦福祉資金含む)	413,158,402	0
児童部保育幼稚園室	公立保育所等延長保育料	19,600	0
児童部保育幼稚園室	公立保育所等3歳以上児給食費	433,800	0
児童部保育幼稚園室	認定こども園給食費負担金	300,300	0
児童部保育幼稚園室	保育所等保育料	4,220,710	37,484
児童部すこやか親子室	過年度分障害児通所給付費返還金、 障害児通所給付費返還金(加算金)	1,144,020	0
福祉部生活福祉室	緊急援護資金貸付基金	809,000	0
福祉部生活福祉室	災害救助資金貸付基金	335,000	0
福祉部生活福祉室	生活保護法第78条徴収金	19,251,277	0
福祉部生活福祉室	生活保護法第63条返還金	27,111,718	0
福祉部高齢福祉室	介護保険料	67,718,177	121,893
福祉部障がい福祉室	障害者福祉自己負担納入金	188,850	630
健康医療部国民健康保険課	国民健康保険料	1,449,240,958	152,605,074
健康医療部国民健康保険課	後期高齢者医療保険料	56,852,245	7,322,570
健康医療部国民健康保険課	一般被保険者返納金	6,197,676	0
都市計画部住宅政策室	住宅使用料	2,382,200	0
下水道部経営室	下水道使用料	378,500,970	1,173,354
地域教育部放課後子ども育成室	留守家庭児童育成室使用料、 留守家庭育成室延長使用料、 留守家庭児童育成室利用料	550,250	0
水道部総務室	水道料金及びメーター料	601,985,383	1,685,560

(2) 上表によると、21 の債権のうち、評価性引当金が計上されている債権は、8 債権あるが、そのうち 5 つの債権(水道料金及びメーター料、下水道使用料、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、障害者福祉自己負担納入金)は取扱いの変更後も従前の方法で徴収不能実積率を計算している。結果として、取扱い変更後の基準で算定している債権は 16 であり、そのうち 13 の債権は徴収不能実積率がゼロとして評価性引当金は計上されず、評価性引当金が計上されたのは介護保険料、市税、保育所等保育料の 3 つの債権だけである。当該 16 の債権の総額は 955,299,290 円であり、これらの債権に対して計上された評価性引当金の合計額は 3,658,182 円で、比率にして 0.4%程度と極めて限定的な金額となっている。評価性引当金は既述のとおり、債権の回収可能性という将来のリスクを財務諸表に表示するために計上されるものである。現に債権として計上されている金額は、一部の貸付金等を除いて、大部分

が既に滞納となっているものであるが、これに対する徴収不能リスクを低く見積もり過ぎているのではないかという疑念が生じる。

そもそも債権の分類は、評価性引当金に関する会計基準第 4 条なお書きで、「債務者の財政状態又は経営状態等の把握が困難な場合は、債務の履行が延滞している期間を基準に債権の分類を区分することができる。」とされており、これを簡便法として適用している債権がほとんどである。この簡便法による分類は、各債権の状況に応じて柔軟に設定されているものの、基準として示されているリスク区分は以下のとおりである。

<簡便法による債権の分類>

債権の分類	リスク区分
一般債権	通常債権（発生から 6 か月未満の債権） リスク低
貸倒懸念債権	注意債権（6 か月以上 2 年未満の債権） リスク中
破産更生債権等	危険債権（2 年以上の債権） リスク高

（吹田市提供資料より作成）

この基準のリスク区分を適用した場合は、一般債権は発生から 6 か月未満の債権であり、これが貸倒懸念債権や破産更生債権を経ずに不納欠損となるケースは極めて限定的と考えられる。実際に徴収不能実績率がゼロでなかった上記 3 つの債権はいずれも、基準のリスク区分を適用せず、独自に一般債権を滞納期間が 2 年以内として定義していた債権である。基準のリスク区分を適用している債権はすべて一般債権の徴収不能実績率がゼロとなっており、一般債権の範囲をせまく捉えていることも評価性引当金の計上が限定的となっている要因の一つと考えられる。

- (3) このような状況を踏まえると、徴収不能実績率の計算を一般債権に限定して行うことや一般債権の範囲を発生から 6 か月未満としていることは一つの考え方としてはとり得るものの、実際に 0.4%しか評価性引当金が計上されていないという事は、残りの 99.6%は回収可能と評価しているということであり、吹田市の現状からは回収可能性を適切に反映できていない可能性が高いと考えられる。
- (4) 徴収不能実績率の算定にあたっては、他市の事例として、吹田市も以前適用していたように貸倒懸念債権や破産更生債権の債権額やこれから生じた不納欠損額も含めて計算する方法や、民間企業では、貸倒懸念債権や破産更生債権に対して計上した貸倒引当金の金額を貸倒実績として集計する方法が取られる例もある。また、特別な事情により特定の年度に多額に発生した不納欠損を実績率の算定から除外することや一般債権の基準となるリスク区分を見直すこと、個別の債権の性質に応じた債権分類を徹底することなども、評価性引当金をより適切に計上するための工夫として考えられる。

吹田市は、一般債権に係る将来の徴収不能となるリスクを適切に財務諸表に反映するため、現状の徴収不能引当金の算定方法が実態に即したものとなっているかを改めて検証した上で、他市や民間の事例も参考に徴収不能引当金の計上方法の見直しを検討すべきである。

第3 各室課の債権管理回収を支える債権管理課の役割、マニュアル、研修、外部弁護士の関与のあり方などについて

【意見 15】 債権管理マニュアルや業務フロー図など

吹田市は、債権管理回収を担当する室課の担当職員が実際に取り扱うことの多い場面（例えば滞納者からの分納相談等）をストーリー仕立てで簡潔に説明するマニュアルの作成や、各室課が所管する個別の債権ごとのスケジュール入りの業務フロー図などの整備を検討していくべきである。その際、債権管理回収の専門知識を十分有していない個別債権を所管する各室課と、専門知識を十分有する債権管理課や同課から業務委託を受けている弁護士が意見交換を行いながら作成することが有益と考える。

（理由）

- (1) 第 4 編の共通質問に対する回答などによると、吹田市には主に下記のような債権管理マニュアルが整備されている。

【共通マニュアル】

- 債権管理基本マニュアル【別添に債権管理推進会議設置要領、債権管理台帳、債権放棄検討調書、債権放棄調書、滞納者情報交換の制限の考察等】
- 強制徴収公債権の滞納整理の手順
- 債権管理を伴うシステム構築に関する指針
- 強制徴収公債権の滞納整理強化に関する WT 会議手順書【強制徴収公債権の財産調書手順、交付要求】
- その他【改正民法の要点、強制徴収公債権執行停止取扱基準、私債権財産調査同意書取扱い】

【各室課の独自マニュアル等】

室課名	マニュアル等
会計室	事務の手引き会計編
国民健康保険課	令和 6 年度滞納整理方針
住宅政策室	市営住宅家賃滞納整理要領、フローチャート
障がい福祉室	自立支援給付不正利得徴収事務要領
水道部総務室	法的手続処理手順
生活福祉室	吹田市福祉事務所債権管理事務の手引き
納税課	執行停止 1 号研修資料 ver3、市税延滞金減免取扱要領
放課後子ども育成室	児童手当からの留守家庭児童育成室保育料の徴収に関する取扱指針
文化スポーツ推進室	文化会館使用料 債権管理マニュアル

- (2) 中でも基本となるのは債権管理基本マニュアルであり、その項目としては、概略、次のようになっている（一部、省略している）。

第 1 債権の概要

- 1 債権の種類（公債権と私債権など）
- 2 債権管理上の主な留意事項（裁判手続きの要否、消滅時効援用の要否）
- 3 本市の主な債権の分類

第 2 時効

- 1 時効とは
- 2 時効期間（原則、公債権と私債権の時効期間）
- 3 時効障害（時効の更新、完成猶予）
- 4 時効障害の事由（督促、裁判上の請求、支払督促、承認、交付要求、催告等）
- 5 時効の効果（公債権と私債権の効果など）

第3	債権管理業務の概要
1	債権管理業務フロー
2	債権の管理（留意点）
3	債権の回収（督促、催告、納付交渉、所在調査、財産調査、強制徴収等）
4	債権の整理（徴収停止、執行停止、納付の猶予、債務の免除、債権放棄、時効消滅、不納欠損処理）
5	制度の管理（適正な債権管理方法の把握など）
第4	自力執行権のある債権（強制徴収公債権）の回収
1	自主納付に向けた取組み（滞納の未然防止、督促、延滞金、督促手数料、催告等）
2	滞納処分に向けた取組み（滞納処分、財産調査、差押え、参加差押、滞納処分の執行停止、徴収猶予、納税猶予、換価猶予、分割納付）
3	債権の保全に向けた取組み（繰上徴収、交付要求）
4	債権整理に向けた取組み（消滅時効、不納欠損）
第5	自力執行権のない債権の回収（非強制徴収公債権・私債権）
1	非強制徴収公債権・私債権の特色
2	自主納付による回収（督促、催告、納付相談、所在調査、財産調査、分割納付（分割納付の誓約）、債務の承認）
3	法的手続きによる回収（支払督促、少額訴訟、通常訴訟、強制執行）
4	債権の整理（徴収停止、債務の免除、債権放棄、不納欠損等）
第6	情報共有について
1	情報共有の意義
2	情報交換についての制限
3	強制徴収公債権所管室課における滞納債務の情報交換
4	多重債務者の対応
第7	その他
1	債務者が死亡した場合（相続人など）
2	連帯債務について
3	債務者が所在不明等の場合
別添	
1	債権分類表、2 債権管理関係例規・要領、3 参照法令集、4 参考書式、5 参考資料

(3) 債権管理基本マニュアルは、法体系に従った記載内容になっていること、令和 2 年 4 月 1 日の民法改正など（消滅時効の改正など）にも的確に対応していること、私債権と公債権の相違点や注意点、私債権の管理回収と公債権の管理回収も網羅的に記載されていることなど、大変よく整理されており、困ったときに見直す辞書的な価値は大変高いと感じられた。

(4) その一方で、債権管理基本マニュアルは、法的に正確に、網羅的な辞書的なものとなっていて、もともと専門知識を有する職員にとっては非常に有益である反面、債権管理回収というある意味で日頃馴染みのない分野であることも相まって、知識が十分でない一般の職員にとっては取っつきにくいもの、となっているようにも感じられた。事実、監査人が吹田市の監査委員との間で中間協議を行った際にも、監査委員からもそのような意見や感想が寄せられ、また、監査人らが各室課のヒアリングをするなかでもそのような意見があった。監査人及び補助者の多くは弁護士であるため、このような意見等に接するまで、「一般の職員にとって分かり易い、使いやすいものになっているか」という視点が十分でなかった面があった。改めて、その視点から債権管理基本マニュアルを見直すと、網羅的であることの反面として、普段、個別の債権を所管する室課の職員が、滞納者である市民と接する場合によく出てくると、例えば、滞納者から分納の申出があったときにどうしたらよいのか、

その場合、こういったことを具体的に注意して相談に乗っていけばよいのか、分納誓約をする際の金額や期間をどうしたらよいのか、分納誓約の期間中であっても新しく財産が見つかった場合にはどうしたらよいのか、自分が実際に担当している具体的な債権にあてはめると、どの段階でどのようなことを具体的に行えばよいのか、について、必ずしも分かり易いものとなっていないように思われる。こういった点を補完するものが、前記(1)の各室課のマニュアルであるが、これらを見ても、必ずしもそのようなものとなっていないように思われた。

- (5) そこで、監査人としては、債権管理回収を担当する室課の担当職員が実際に取り扱うことの多い場面（例えば滞納者からの分納相談等）を、ストーリー仕立てで簡潔に説明するマニュアルの作成を検討する必要がある、と考える。これは例えば、定期的な研修や、債権管理課が委託している外部弁護士の研修にあたって、このような特定の場面にフォーカスをあてた、ロールプレイング形式のようなものを取り入れて（意見 16、18）、そのなかで出てきたポイントを簡潔なマニュアルとする、というような手法が考えられる。具体的には第 7 編の個別の債権に関する監査の、高齢福祉室所管の介護保険料に関する意見 53（分納誓約にいたった債権の適正な債権管理）のなかで示した「分納処理フロー図（案）」をもとに、それぞれの場面で何がポイントで、何をする必要があるのかを確認し、さらに意見 52 のなかで示した分納誓約時提出依頼書類チェックリストの案を併せて使ってみるのも一つであろう。
- (6) さらに、各室課が所管する個別の債権ごとのスケジュール入りの業務フロー図なども整備していくことを検討していくべきと考える。例えば、水道料金については、どの段階で何をすべきか、ということが比較的明確にフロー化されていることもあり、担当者がどの段階で何をすべきかが分かり易く整理されていた。これと同様なものとして、例えば高齢福祉室所管の介護保険料の意見 54（適正な債権管理のための仕組み化の実施）でスケジュール入りの督促・催告処理フロー図のたたき台を示したが、これと同様なものを、それぞれの債権について作成していくことは有効と思われる。
- (7) もちろん債権管理回収システムも比較的整い、フロー化しやすい水道料金と、不定期かつ稀にしか発生しない債権とでは全く事情が違うことは承知しているが、そうであっても、例えば、介護保険給付費等（不当利得）の意見 58 で示した【個人返納金の流れ】【自主点検による事業所返納金の流れ】や、同じく高齢福祉室所管の「吹田市居宅サービス等に係る利用者負担額助成金返還金」の意見 59 で示した流れ図のような簡潔なものをベースに、具体的な業務内容と標準スケジュール、書式のひな形などを整理しておくだけでも、あるのとないのとでは担当者の初動は全く違ってくるように思われる。
- (8) そして、これらを作成するにあたっては、債権管理回収の専門知識を十分有していない個別債権を所管する各室課の担当者と、専門知識を十分有する債権管理課や同課から業務委託を受けている弁護士が意見交換（あるいは、前記にあげたロールプレイングのような双方向の研修を通じて等して）を行いながら作成することが有益と考える。それは、今回、監査人自身が、弁護士である程度専門的知識を有するが故に、「吹田市の債権管理基本マニュアルが、もしかすると所管室課の現場の職員にとっては分かりにくいものになっているかもしれない」、と当初は気付かなかったように、債権管理を統括する債権管理課にとっても重要な気付きの機会となる可能性がある、という趣旨も含んでいる。

【意見 16】 研修についての更なる工夫

吹田市は、例えば、債権管理回収を担当する室課の担当職員が実際に取り扱うことの多い場面（例えば滞納者からの分納相談等）のロールプレイング形式の研修などの工夫を行い、引き続き債権管理回収の研修に努めるべきである。

（理由）

- (1) 吹田市の令和 5 年度の研修の受講状況は下記のとおり、とのことであった。

【令和 5 年度の受講状況】

入門編 アクセス件数 11 件 ※令和 4 年度実績 24 名

時効編 アクセス件数 12 件 ※令和 4 年度実績 33 名

※アクセス件数には、最大アクセス項目の件数

弁護士研修 22 名

- (2) 債権管理入門編と時効編の項目はレジュメによると次のとおり、債権管理回収及び時効の基本的な事項を全体的に触れている。またレジュメも図や表を多く使ってポイントを分かり易く解説している。

【入門編】

- 1 債権の概要（債権とは、債権管理の必要性、債権の種類）
- 2 時効について（時効について、時効期間、時効の成立と効果、更新・猶予）
- 3 債権管理業務の概要
 - (1) 債権管理業務とは、(2) 調定から収納まで、(3) 債権管理台帳の整備、(4) 督促、催告、納付交渉、(5) 強制徴収、強制執行、(6) 徴収の緩和、(7) 債権放棄、(8) 不納欠損処理

【時効編】

- 1 時効とは、2 時効の起算点、3 時効の期間、4 時効の完成、5 時効の更新と完成猶予、6 その他、7 事例の検討、8 おわりに

- (3) 弁護士研修は令和 5 年度のテーマとしては、支払督促を取り上げている。レジュメでは支払督促の流れや、支払督促申立書も配布されており、私債権や非強制徴収公債権で支払督促を検討している債権所管室課の職員にとっては非常に有益なものとなっている。
- (4) 第 4 編の各室課への共通質問と回答や、監査人の各室課のヒアリングにおいて、職員の債権管理回収に関する法的知識が十分でないこと、が多くの室課に共通する課題としてあがっていた。
- (5) この点について債権管理課に確認したところ、「令和 6 年 7 月から「債権管理入門研修」、11 月から「時効管理研修」の両研修を動画配信により行っており、今年度から「債権管理入門研修」については新規採用職員に対して必須研修としています。また、2 月には相談業務委託弁護士による時事問題の研修を行っており、昨年度は「支払督促と強制執行の流れ」をテーマに研修を実施しています。次に、分からない内容や困ったことがあれば債権管理課において随時相談を受けており、助言・指導を行っており、法律上での疑問点や特に私債権の滞納整理等で分からないことがあれば、毎週火・木曜日に実施している相談業務委託弁護士による相談を受けており、その都度、助言をしているところです。債権管理課としても人事異動によりノウハウの継承が難しい部分があるのを理解していますが、それに関しては債権管理に限らずどのような業務でも同じことが起こるわけであり、債権管理だけに起こるものではないことから、各室課の業務体制とマネジメントの問題であると考えています。なお、本市の債権管理統括責任者（副市長）より、債権管理推進会議において構成員（各部長級）に対し、滞納整理を含む債権管理は優先的な業務であり、

債権所管室課においてはおろそかにしてはいけない業務であることから、債権管理課を活用の上で業務を滞らせることがないように債権所管室課に対して適正なマネジメントを行うように指示されています。」との回答であった。

- (6) 監査人としても債権管理課が債権管理を所管する室課の職員の研修に大きな役割を果たしていることは認める。(5)にあるように、入門研修や時効管理研修の動画配信を行っていること、入門研修について新規採用職員に必須研修としていることは前向きに評価できる。
- (7) 加えて、監査人としては、債権管理回収を担当する室課の担当職員が実際に取り扱うことの多い場面（例えば滞納者からの分納相談等）のロールプレイング形式の研修などの工夫を行い、引き続き債権管理回収の研修の充実に努めるよう求めたい。そして、前の意見 15 で述べたように、その際の研修資料をもとにして、担当職員が実際に取り扱うことの多い場面をストーリー仕立てで簡潔に説明するマニュアルの作成につなげていくべきと考える。

【意見 17】 債権管理課と各室課の相互の連携のより一層の強化

吹田市は、債権管理課が行っている一元的な財産調査の実施、滞納整理事務の一部の移管などの債権管理回収に関する事務に関して、債権管理課と各室課の正式な会議以外で、各室課から債権管理課への意見や要望を出すことができるチャットや電子会議室を使用する等して、相互の連携をより一層強化すべきである。

(理由)

- (1) 第 2 編、第 2、3 の吹田市債権管理回収に関する事務に関連する組織で紹介したように、吹田市においては、債権管理課が債権の管理に係る企画及び調整、並びに滞納債権に係る助言及び指導を担当している。具体的に各室課が所管する債権回収に直接関連する事務としては、①市税を除く市の債権を滞納している者が亡くなった場合の相続人調査の実施（令和 3 年度から）、②徴収困難な一部の強制徴収公債の滞納整理事務の一部の移管（平成 29 年度から実施）、③市税を含む強制徴収公債権の財産調査及び交付要求事務の一元的な実施（平成 30 年度から実施）を行っている。
- (2) この点、第 3 編、第 2 の「主な債権についての徴収率等の推移及び他市との比較」で紹介したように、最初に滞納整理事務の一部の移管を開始した国民健康保険料については、現年度分の実績徴収率は平成 29 年度の 90.8%から令和 5 年度は 93.1%に、滞納繰越分の実績徴収率も平成 29 年度の 12.2%から令和 5 年度の 23.2%と改善している。国民健康保険課のヒアリングによっても、滞納整理事務の一部移管を通じて知識と経験を積むことで、自ら滞納整理事務を行うことができるようになってきている、とのことであった。
- (3) このように債権管理課の役割は吹田市の債権管理回収事務にとって重要なものであり、令和 4 年度から新たに移管の始まった後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育所等保育料についても国民健康保険料と同様の効果が期待されるところである。一方で、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育所等保育料については、監査人らのヒアリングやシステムの実査の結果では、国民健康保険料よりも、大量の債権管理回収を行うために必要なシステムが整っておらず、また債権の管理回収に関係する職員の人的資源も乏しいという現状であった（意見 3「大量の債権を扱うシステムが不十分であることへの対応」参照）。この現状を補うためには、もちろん、各債権を所管する室課が自ら債権管理回収に関する意識を変え、業務のやり方を工夫することが必要であるが、これに加えて、債権管理課との間で相互の連携をより一層緊密にすることが必要であると考ええる。

- (4) 例えば、現在、債権管理課では毎年、各室課の債権管理台帳の整備状況等の債権管理状況の調査・ヒアリングを行い、債権徴収・整理計画を策定している。また、債権管理検討部会や債権管理推進会議では各室課の債権放棄の適否を検討する等を行っている。このように、債権管理課から各室課の債権管理に関して様々な意見やアドバイスを行う機会は十分設けられている。他方で、例えば、債権管理課の行っている強制徴収公債権の財産調査の一元的な実施をより効率的に行うことができないか、について、各室課の担当職員から債権管理課の職員に対して個別に情報共有や認識の共有は行われているものの、正式な債権管理課と各室課の会議の中で、各室課から債権管理課の各種業務について意見や要望が述べられていないようであった。債権管理課と各室課との間では、債権管理回収に関する知識と経験に大きな差があることから、正式な会議の中で各室課から債権管理課に意見や要望を出すことのハードルはどうしても高くなると考えられる。この点から個々の職員間の個別の情報共有に加え、各室課から債権管理課への意見や要望を出すことができるチャットや電子会議室を使用する等の工夫が必要と考える。
- (5) 債権管理回収の専門知識を十分有していない各室課の担当者から、専門知識を有している債権管理課が意見や要望を聞くことは、債権管理を統括する債権管理課にとっても重要な気付きの機会となると考える（意見 15 の理由(8)参照）。もちろん、各室課からの意見や要望について、本格的なシステム開発や改修をしなければ改善できない場合が多いとは思われるが、現状のシステムを前提としても少しでも改善につながる意見や要望が出てくる可能性はあり、内容によっては、今後の債権管理課が予定しているシステム開発に活かせる知恵が出てくる可能性もあると思われる。

【意見 18】 債権管理課の外部委託弁護士の更なる有効活用

吹田市は、債権管理課が業務委託を行っている 2 名の外部弁護士をより一層活用できるよう、次のような点を検討する必要がある。

- ①外部弁護士がより各室課からの債権管理回収に関する相談を受けやすくするため、例えば毎年度当初に主要な債権を担当する室課と顔合わせの機会を設ける等、直接各室課の担当者と顔を合わせる機会を意識的に作るなどして、お互いに「顔の見える」関係にすること。
- ②外部弁護士の行う研修のプログラムとして、研修に関する意見 16 で述べたロールプレイ研修を取り入れること。
- ③外部弁護士に意見 15 で述べた債権管理マニュアルや個別債権の業務フロー図の作成のアドバイスを求めること。

(理由)

- (1) 吹田市は現在 2 名の外部弁護士との間で、債権管理業務の遂行を支援することを目的として委託契約を締結している。委託業務契約書によると、具体的な業務内容としては、①市の債権管理業務全般にわたる一般的法律的問題についての相談、助言、指導に関わる業務等、②市の債権に関する支払督促や訴訟に関する助言、指導の業務、③市の債権に関する研修の講師に関する業務（年 1 回）、④市の債権管理業務に関するマニュアルや指導書等の作成等に係る助言、指導に関わる業務とされている。吹田市がこれ以外の訴訟等を委任する場合には、別の契約を結ぶものとする、とされている。
- (2) 2 名の弁護士は原則毎週火曜日、木曜日（午前 9 時～17 時 30 分、間に 45 分の休憩）に 1 名ずつ交代で吹田市役所の債権管理課の執務室に席を置いて執務を行っている。令和 5 年度は延日数 87 日で、各室課からの相談件数や相談内容は下記のとおり

りとのことであった。より具体的な相談内容は、第 4 編各室課に対する共通質問と回答 8 に記載したところである。

相談室課		相談件数
税務部	資産税課	13件
	市民税課	1件
	納税課	17件
	債権管理課	32件
都市魅力部	文化スポーツ推進室	2件
児童部	子育て給付課	2件
	保育幼稚園室	2件
福祉部	高齢福祉室	3件
	障がい福祉室	1件
健康医療部	国民健康保険課	12件
都市計画部	住宅政策室	1件
土木部	総務交通室	1件
	道路室	2件
学校教育部	学校管理課	1件
水道部	総務室	5件
合計		95件

相談内容		件数
公租公課に関する相談	市税に関する法務相談	8件
	市税以外に関する法務相談	4件
民法に関する相談	返還請求に伴う法務相談	5件
	相続に伴う法務相談	15件
	時効に関する法務相談	6件
実務に関する相談	滞納整理に関する実務相談	30件
その他	債権放棄に関する法務相談	3件
	破産事件に関する法務相談	2件
	支払督促に関する法務相談	3件
	情報開示に関する相談	1件
	その他	18件
合計		95件

- (3) 債権管理課に対して業務委託弁護士の活用状況などを確認したところ、「本市が契約している相談業務委託弁護士の相談の内容については、滞納整理に関する相談よりも、賦課や調定に関する相談、市民からの訴えに対する反訴の法的根拠等の相談が多くあり、更に滞納整理に関する相談についても法的な解釈や抽象的な相談も多くあります。このため、滞納整理を適正に行っている室課については多くの質問や相談がありますが、滞納整理ができていないところからの質問や相談が少なく、そのため更に滞納整理が進まないという悪循環に陥ることもあります。このため、ヒアリングや研修の機会などを通じて、分からないことがあれば債権管理課や相談業務委託弁護士へ相談するように促しています。今後も、債権所管室課に対してあらゆる機会において、分からないことがあれば相談業務委託弁護士へ相談するように促していきます。」との回答であった。

- (4) 監査人は、業務委託を受けている弁護士 2 名の側からも、委託業務の実施状況などを確認する必要があると考え、地方自治法第 252 条の 38 第 1 項の規定に基づく関係人調査を、監査委員の同意を得て、それぞれの弁護士から個別に行った。その結果、強制徴収公債権を扱っている室課（※監査人注：前記(3)の債権管理課の回答にある「滞納整理を適正に行っている室課」と重なる室課が多いと思われる）の質問や相談が比較的多くあること、個別の法律相談業務が委託業務であるため、吹田市としての債権管理回収体制の全般的な課題等については把握しておらず、債権管理課が各室課に対して行っているヒアリングに同席したことはないこと、弁護士から各室課に出向くということは基本的になく、訴訟の委任はこれまでない、ということであった。また、2 名の弁護士の回答のニュアンスが若干異なった点としては、1 名の弁護士は各室課からの相談は相談票に基づきなされるが、もう少し気軽に相談できる体制になってもよいと思うという意見、もう 1 名の弁護士は、気軽に債権管理課の相談がある、債権管理課に相談があるので、その日に気軽に相談することができている、ということであった。ただ、後者の弁護士も市役所内で債権管理課に業務委託を受けている弁護士が来ていることがどの程度周知されているのかは気になる、ということであった。
- (5) 年間延べ日数 87 日で相談件数が 95 件という数だけで評価することは難しいところではあるが、監査人が個別債権のヒアリングにあたって各室課の担当者に聞いたところでも、やはり市役所内に債権管理に関して相談できる弁護士が週 2 日常駐している意義、安心感は大きく、委託に応じた効果はある、と考えられた。他方で、少なくとも債権管理課と業務委託を受けている弁護士の意見で一致していたのは、私債権や非強制徴収公債権など滞納整理ができていないところからの質問や相談が少ない、ということと考えられる。債権管理課としては、ヒアリングや研修の機会などを通じて、分からないことがあれば債権管理課や相談業務委託弁護士へ相談するように促している、とのことであるが、それだけでは改善するのは容易ではないように思われる。
- (6) この点、人間の一般の心理からしても、また監査人の弁護士としての個人的経験からしても、法律相談をするハードルを下げるためには、特に相談する側が、相談を受けてくれる弁護士が具体的にどのような人か、を知ってもらうことが最も有効な手段である。そのためにも、また委託弁護士が各室課の債権管理の現状や課題を知るために、例えば、毎年度当初に主要な債権を担当する室課と直接顔合わせの機会を設ける等、意識的に取り組むことは有効であると考えられる。
- (7) また、もともとの委託業務の中には研修や債権管理マニュアルの作成に係る助言、指導に関わる業務が入っている。そこで、意見 15、16 で述べたロールプレイング研修や個別債権の業務フロー図の作成への助言などを行うことで、直接各室課の担当者とは顔を合わせる機会ができ、一石二鳥と考える。

【意見 19】 任期付き職員（短時間）制度による弁護士の活用

吹田市は、債権管理回収に関する弁護士の活用方法として、条例を改正し任期付き職員（短時間）の検討をすべきである。

（理由）

- (1) 他市が行っている債権管理回収に関する弁護士の活用方法として、条例を制定して任期付き職員（短時間）を採用しているケースがある。例えば枚方市では、一般任期付き職員の条例に、「（短時間勤務職員の任期を定めた採用）第 4 条 任命権者は、短時間勤務職員を前条第 1 項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を

定めて採用することができる。」という条項がある。この条例により採用されていた弁護士によると、週 2 日、一般職として徴税吏員証ももって対応していた、ということであった。吹田市の業務委託弁護士のうちの 1 名の関係人調査でも、他の自治体で任期付き公務員として稼働していた際には、現在の業務委託よりも、より広く活動をしていた、との話があった。

- (2) もちろん短時間勤務の任期付き職員を採用するには、一定の費用もかかり、条例改正も必要なことで、政策判断的要素があることは承知しているが、現在の吹田市の債権管理回収の状況（人員不足、職員の専門知識不足、大量な債権管理回収が必要となるシステムの機能不足等）を考えると、一考に値するもの考える。

第4 生活再建担当課との連携などによる情報共有のあり方について

【意見 20】 生活困窮者自立支援法の支援会議による情報共有の推進

吹田市は、滞納者の自立支援目的の範囲内で、自立支援事業（家計改善事業など）を経て整理された情報を他室課と情報共有し、債権所管室課が徴収緩和策を検討するなどの連携が効率的かつ効果的に実施できるよう、生活困窮者自立支援法の支援会議の仕組みを早急に構築すべきである。

（理由）

- (1) 自治体の債権管理回収にとって、部門横断的に滞納者の情報共有をどこまで行うことが許されるか、また、実際にどこまで情報共有を行うか、は古くて新しい問題である。
- (2) この点、自治体によっては強制徴収公債権も非強制徴収公債権、私債権も債権管理回収課が移管を受けるなどして、情報を共有し債権管理回収を行っている例もある。しかしながら、特に税金などの強制徴収公債権の回収のために法律で特別に認められた権限をもとに収集した滞納者の財産等に関する情報を、非強制徴収公債権や私債権の回収に活用することは、条例を定める等をしたとしても、地方税法第 22 条の秘密漏えいに関する罪（「地方税に関する調査（不服申立てに係る事件の審理のための調査及び地方税の犯則事件の調査を含む。）もしくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）の規定に基づいて行う情報の提供のための調査に関する事務又は地方税の徴収に関する事務に従事している者又は従事していた者は、これらの事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用した場合においては、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。」）や、地方公務員法第 34 条第 1 項の秘密を守る義務（「職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。」）との関係でどこまで許されるのか、様々な考え方があり得る。
- (3) この点、吹田市では、現状、個人情報保護を重視し、強制徴収公債権相互での情報共有は行うものの、私債権や非強制徴収公債権には、強制徴収公債権の財産調査の結果の情報提供は行っていない。また、債権管理課も国民健康保険料、介護保険料、保育所等保育料などの強制徴収公債権の滞納債権の一部のみ移管を受けることとし、非強制徴収公債権、私債権の移管を受けることはしていない。債権の回収を原室課が行うか、債権管理課が移管を受けて行うかの基本的な考え方に関する債権管理課の回答は、「本市の債権のうち、市税を除くほとんどの債権が行政サービスの対価に対する費用であり、その費用の全部又は一部を債権として徴収しています。このため、債務者の視点から考えた場合、行政サービスを享受したところに対して費用を支払うことが最も納付してもらいやすい反面、行政サービスから離れたとこ

ろからの請求になると、滞納が増えるということが起こりやすくなります。(具体的な例としては、保育所等保育料は昔、施設で直接徴収していて、その時は徴収率が100%でしたが、公金の保管の困難さや横領の危険性があることから、金融機関での納付書又は口座振替にしたところ、多くの滞納が発生した例があります。)。これらのことから本市においては、原則として行政サービスを提供した室課が滞納整理を含む債権の管理をするべきであると考えており、まずは債権所管室課で滞納整理をすることを方針として定めています。」とのことであった。

- (4) 債権所管室課が債権回収を行うのと、債権管理課が移管を受けて行うのと、いずれが効率的かについては、債権所管室課の人員や債権に関する専門的知識の乏しさなどの現状からすると、債権管理課とは別の見方もできる可能性はあると思われるが、この点は、(2)の個人情報保護をどこまで重視するかということも相まって、市民、市議会、行政が民主的過程を経て政策的に選択していくべきものと考えられ、監査人としては意見を述べるべきでない、と考えた。
- (5) しかしながら、滞納者の情報には、自治体が債権回収を強化する方向の情報だけではなく、市民である滞納者が生活困窮に陥っており、行政の支援、債権回収の場面では様々な徴収緩和措置を必要としていることを裏付ける情報もある。このような情報を適切に共有することは、冒頭の監査の視点で書いた「自治体に対する債務を滞納することは、市民が生活困窮に陥っていることの重要なシグナル」という点に通じるものである。したがって、この点については、吹田市としても適切に進める必要があると考える。第7編の個別債権に関する意見でも、例えば、子育て給付課所管の母子福祉資金貸付金に関する意見31や、国民健康保険課所管の国民健康保険料の滞納処分の執行停止に関する意見69などでも、福祉的視点の重要性を述べているところである。
- (6) この点について債権管理課としては、「非強制徴収公債権、私債権において、債権放棄等の徴収緩和措置につながる情報に関して情報共有することは可能である点については、生活困窮者自立支援制度によるケース会議において実施することを総務省から通知されており、現時点ではそれ以外での情報共有は難しいものと考えています。また、どの債権に対して滞納があるのかという情報を把握することが現状では難しいことから、今後どのように把握するかが課題となっています。そのため、生活困窮者自立支援制度の所管室課である生活福祉室の担当と現在協議を進めており、債権の把握をしやすくするための債権管理システムの導入時期と合わせて生活困窮者自立支援制度によるケース会議の実施ができないかを検討しています。」との回答であった。また、監査人が生活福祉室・生活困窮者自立支援センターのヒアリングを行った際も、生活困窮者自立支援法にある支援会議の設置を検討する必要性があり、設置要領を作成中、とのことであった。
- (7) 生活困窮者自立支援法は、「生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的」とし(第1条)、「市…及び福祉事務所…を設置する町村…は、この法律の実施に関し、関係機関との緊密な連携を図りつつ、適切に生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給を行う責務を有する」とされている(第4条)。そして、支援会議について、次のとおり定めている。

生活困窮者自立支援法 (支援会議)

- 第九条 都道府県等（※注：市も含まれる）は、関係機関、第五条第二項（第七条第三項において準用する場合を含む。）の規定による委託を受けた者、生活困窮者に対する支援に関係する団体、当該支援に関係する職務に従事する者その他の関係者（第三項及び第四項において「関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援会議」という。）を組織することができる。
- 2 支援会議は、生活困窮者に対する自立の支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、生活困窮者が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行うものとする。
 - 3 支援会議は、前項の規定による情報の交換及び検討を行うために必要があると認めるときは、関係機関等に対し、生活困窮者に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
 - 4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するように努めるものとする。
 - 5 支援会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、支援会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 6 前各項に定めるもののほか、支援会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援会議が定める

上記のように、支援会議は、情報交換及び検討の必要性があれば、関係機関等に対して、生活困窮者に関する情報提供等を求めることができ（第9条第3項）、関係機関等は、この求めに対して協力するよう努める（第9条第4項）とされている。厚労省の説明資料（「生活困窮者への自立相談支援及び被保護者への自立支援のあり方について」令和5年10月23日・社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会）によれば、関係機関との情報共有は本人の同意がなくても可能で、支援会議における情報等の提供は、個人情報保護法や他の法令による守秘義務に反しない、とされている。この仕組みを使うことで、債権所管室課が徴収緩和策を検討するなど連携が効率的かつ効果的に実施することが可能となると考えられる。

【意見21】 非強制徴収公債権、私債権での同意書の活用

吹田市は、非強制徴収公債権、私債権について、滞納者から「債務承認兼分納誓約書及び同意書」を徴求して分割納付を認めているケースで、滞納者が任意に疎明資料の提出に応じないなどの不誠実な対応を取る場合には、この同意書に基づく財産調査も検討するべきである。

（理由）

- (1) 非強制徴収公債権及び私債権であっても、債務者が真に同意すれば、その同意を根拠に財産調査を行うことは可能である。
- (2) この点、吹田市においても債権管理課によれば、非強制徴収公債権、私債権の同意書による財産調査については、令和4年度に大阪府内の全市へ取り組みの事例についての照会を行い、先進都市である高槻市と茨木市へ視察を行い、その結果を受けて資料「非強制徴収公債権、私債権の財産調査に係る同意書の取扱い」を作成した、とのことである。ただ、現状としては、日々の滞納整理そのものが業務として定着できていない室課も多くある中では、取り組みとしてはなかなか難しい部分もあり、同意書による滞納整理までできていない室課がほとんどであることから、今後の課題である、とのことであった。
- (3) この点、第7編の個別債権の監査で子育て給付課所管の過年度分児童扶養手当返還金（非強制徴収公債権）の意見27で述べるように、滞納者が任意に疎明資料の提

出に応じないなどの不誠実な対応を取る場合には、今後はこの同意書を活用して財産調査を行っていく必要があると考えられる。

第1 納税課の所管する債権管理回収に係る監査の結果及び意見

1 本項の構成

納税課が滞納整理を所管する地方税債権については、納税義務者において滞納が重複することが多いことから、所管室課においては債権ごとではなく納税義務者ごとに管理がされており、また、いずれも地方税債権であって、各債権の管理に係る監査の視点も共通するものが多い。そこで、本項においては、まず滞納処分件数の多さから監査対象とした3債権の基本情報を列記した後に、監査の結果及び意見を述べる構成とした。

2 個人住民税

(1) 基本情報⁴

所管室課	税務部 納税課
債権の分類	強制徴収公債権
債権の発生	定期
債権の内容	所得に応じた負担を求める「所得割」と、所得にかかわらず定額の負担を求める「均等割」により、個人に課される府民税及び市民税からなる租税債権
関連法規等	発生根拠：地方税法第24条、同法第294条 督促：地方税法第329条第1項、同法第335条 滞納処分：地方税法第331条、同法第335条
時効期間	5年（地方税法第18条第1項）
交渉や管理の状況等の記録方法	滞納整理システム シンクタックス

(2) 令和3年度から令和5年度までの徴収状況

ア 全体

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
調定額	29,947,235,881円	30,527,493,942円	30,908,594,181円
収入（徴収）済額	29,449,197,945円	30,036,511,216円	30,448,879,043円
不納欠損額	27,599,810円	36,352,925円	25,568,499円
収入未済額	470,438,126円	454,629,801円	434,146,639円
収入（徴収）率	98.3%	98.4%	98.5%

イ 現年度分

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
調定額	29,409,621,663円	30,060,108,057円	30,457,708,004円

⁴ 私債権の場合、令和2年4月1日施行の民法改正前後で時効期間が変更されている場合があるが、基本情報においては改正後の民法の時効期間と条文を記載している。

収入（徴収） 済 額	29, 248, 445, 060 円	29, 868, 160, 904 円	30, 279, 725, 140 円
不納欠損額	635, 149 円	152, 799 円	1, 076, 210 円
収入未済額	160, 541, 454 円	191, 794, 354 円	176, 906, 654 円
収入（徴収） 率	99. 5%	99. 4%	99. 4%

ウ 滞納繰越分

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
調定額	537, 614, 218 円	467, 385, 885 円	450, 886, 177 円
収入（徴収） 済 額	200, 752, 885 円	168, 350, 312 円	169, 153, 903 円
不納欠損額	26, 964, 661 円	36, 200, 126 円	24, 492, 289 円
収入未済額	309, 896, 672 円	262, 835, 447 円	257, 239, 985 円
収入（徴収） 率	37. 3%	36. 0%	37. 5%

3 固定資産税・都市計画税

(1) 基本情報

所管室課	税務部 納税課
債権の分類	強制徴収公債権
債権の発生	定期
債権の内容	保有する固定資産（土地、家屋及び償却資産）の資産価値に応じて、所有者に課される固定資産税及び都市計画税からなる租税債権
関連法規等	発生根拠：地方税法第 342 条、同法第 702 条 督促：地方税法第 371 条第 1 項、同法第 702 条の 8 第 1 項 滞納処分：地方税法第 373 条、同法第 702 条の 8 第 1 項
時効期間	5 年（地方税法第 18 条第 1 項）
交渉や管理の状況等の記録方法	滞納整理システム シンクタックス

(2) 令和 3 年度から令和 5 年度までの徴収状況

ア 全体

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
調定額	33, 296, 445, 304 円	33, 046, 613, 770 円	33, 001, 059, 173 円
収入（徴収） 済 額	33, 013, 396, 066 円	32, 777, 978, 951 円	32, 779, 869, 601 円
不納欠損額	8, 354, 068 円	12, 406, 746 円	10, 460, 970 円
収入未済額	274, 695, 170 円	256, 228, 073 円	210, 728, 602 円
収入（徴収） 率	99. 1%	99. 2%	99. 3%

イ 現年度分

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
--	---------	---------	---------

調定額	31,922,867,600 円	32,773,191,600 円	32,746,307,900 円
収入（徴収）済額	31,808,491,116 円	32,665,402,673 円	32,661,729,495 円
不納欠損額	244,746 円	63,800 円	69,900 円
収入未済額	114,131,738 円	107,725,127 円	84,508,505 円
収入（徴収）率	99.6%	99.7%	99.7%

ウ 滞納繰越分

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
調定額	1,373,577,704 円	273,422,170 円	254,751,273 円
収入（徴収）済額	1,204,904,950 円	112,576,278 円	118,140,106 円
不納欠損額	8,109,322 円	12,342,946 円	10,391,070 円
収入未済額	160,563,432 円	148,502,946 円	126,220,097 円
収入（徴収）率	87.7%	41.2%	46.4%

4 軽自動車税

(1) 基本情報

所管室課	税務部 納税課
債権の分類	強制徴収公債権
債権の発生	定期
債権の内容	軽自動車の所有者に課される軽自動車税に係る租税債権
関連法規等	発生根拠：地方税法第 443 条第 1 項 督促：地方税法第 463 条の 5、同法第 463 条の 25 滞納処分：地方税法第 463 条の 7、同法第 463 条の 27
時効期間	5 年（地方税法第 18 条第 1 項）
交渉や管理の状況等の記録方法	滞納整理システム シンクタックス

(2) 令和 3 年度から令和 5 年度までの徴収状況

ア 全体

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
調定額	313,081,258 円	326,593,765 円	331,738,672 円
収入（徴収）済額	295,294,003 円	309,572,991 円	316,847,028 円
不納欠損額	1,533,590 円	1,095,602 円	1,031,462 円
収入未済額	16,253,665 円	15,925,172 円	13,860,182 円
収入（徴収）率	94.3%	94.8%	95.5%

イ 現年度分

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
--	---------	---------	---------

調定額	294,764,000 円	310,532,400 円	316,050,400 円
収入（徴収）済額	288,890,273 円	304,208,441 円	310,819,237 円
不納欠損額	6,000 円	0 円	2,000 円
収入未済額	5,867,727 円	6,323,959 円	5,229,163 円
収入（徴収）率	98.0%	98.0%	98.3%

ウ 滞納繰越分

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
調定額	18,317,258 円	16,061,365 円	15,688,272 円
収入（徴収）済額	6,403,730 円	5,364,550 円	6,027,791 円
不納欠損額	1,527,590 円	1,095,602 円	1,029,462 円
収入未済額	10,385,938 円	9,601,213 円	8,631,019 円
収入（徴収）率	35.0%	33.4%	38.4%

5 監査の結果及び意見

(1) 滞納処分の実施に関するもの

【意見 2 2】 債権差押え以外の徴収方法の推進

吹田市は、地方税債権の回収に関し、債権だけでなく、不動産や自動車などに対する差押え・換価も積極的に検討すべきである。

（関連する総論的意見）

【意見 8】 強制徴収公債権の滞納処分のあり方

（理由）

ア 吹田市における不動産公売や自動車等の差押えの状況

地方税債権の滞納処分（差押え・換価）の対象財産としては、預金や給与等の債権の他、不動産や、自動車等の動産がある。特に固定資産税・都市計画税は不動産の所有に対し、軽自動車税は軽自動車の所有に対して、それぞれ課される税であるから、特にこれらの滞納が蓄積された場合には、債権だけでなく、課税対象そのものである不動産や動産を差し押さえ、これを公売して換価することが選択肢となり得る。

しかしながら、所管室課によれば、不動産の公売は令和 3 年度に 1 件、その前は平成 30 年度に 1 件を行っているにとどまり、自動車等の差押えも平成 28 年度を最後に行っていないとのことであった。納税課における近年の滞納処分（差押え）件数は、第 4 編第 1 の 4 において示したとおり相当数に上っているところ、個別事案の事情にもよるのであろうが、数値上は、不動産や動産の差押え換価を積極的に行っているとは言い難い状況であった。

イ 不動産（特に収益不動産、遊休不動産）や自動車等に対する差押え・換価の必要性

例えば、個人の滞納者が現に居住している自宅不動産を差し押さえ、公売を行うなど、市民の衣食住、生活基盤に影響を及ぼすことになり得る処分に謙抑的になることはあり得るところだが、一方で、少額の預金であっても差押えを行ったり、年金の差押えをしたりすることとの整合性に疑問がないわけではないし、そもそも法

人の所有している財産や、個人の収益不動産、遊休不動産について差押え換価をしない理由にはなり得ない。

また、特に課税物件となっている不動産や自動車等について、課税物件はその所有に担税力が生じるものとされているはずであるのに、軽々に換価価値がないものと判断して滞納処分を行わないことは、課税物件を所有しない滞納者との間での公平性についても疑問が生じる。換価価値評価と課税の基準とする固定資産評価との二重規範（ダブルスタンダード）の問題が、課税物件に換価価値がないとしながら、現年度課税を行うという形で顕在化することにもなる。

そして、課税物件について差押え・換価を行わないまま滞納を許せば、今後の市税の滞納の蓄積を生むことにも目を向ける必要もある。

さらに、公売手続を実施しないことで、実務的な手続事務のノウハウの継承がされず、さらに実施に消極的になるという負のスパイラルが生じるおそれもある。

特に吹田市は、第6編の総論的意見8において示した徴収率の順位のとおり、大阪府内の市町村の中で、市民税、固定資産税に比して、軽自動車税の徴収率が低迷しているようである。

したがって、今後、不動産や自動車等に対する差押え・換価を積極的に検討すべきである。

【意見23】 役員報酬の差押え・第三債務者への支払督促や取立訴訟といった過去に利用経験のない債権回収手続の利用の試み

吹田市は、地方税の債権の回収に関し、個別事案によっては、役員報酬の差押え・第三債務者への支払督促や取立訴訟といった、これまで利用したことのない債権回収手続についても積極的に利用を試みるべきである。

（関連する総論的意見）

【意見8】 強制徴収公債権の滞納処分のあり方

（理由）

地方税債権のように、定期的に多数の滞納が発生する債権においては、往々にして債権回収方法もルーティン化し、上述の公売手続等の件数の少ない手続の実施だけでなく、そもそも過去に経験のない手続の実施についても、消極的になりがちである。

この点に関し、個人住民税を滞納している滞納者について、本人の財産調査を行ってもめばしい財産がなく、直近で分割納付誓約書の提出を受けているが初回から納付されず、自主納付もされていないが、同人が関係する会社の役員となっており、役員報酬の存在が見込まれるという事案がみられた。

このような場合、滞納者の会社に対する役員報酬債権を差押え、会社が任意に取立てに応じないときは、役員報酬債権について会社に対して第三債務者への支払督促を申し立てることや取立訴訟を提起するという手段が考えられる。所管室課としても、同事案では役員報酬の差押え・取立訴訟しか方法がないと考えているようだが、過去取立訴訟の利用経験がないとのことであり、実施に踏み切れていなかった。

所管室課においては、取立訴訟のように、これまで利用したことのない債権回収手続についても積極的に利用を試み、債権回収の途を拓くべきである。

なお、納税課においては、今回の監査の過程で監査人からの以上の意見を受け、今年度より、上記事案の他にも複数の事案において取立訴訟等による回収の検討を始めたとのことであった。

(2) 分割納付の誓約に関するもの

【結果 1】 分割納付の誓約を受ける際の分割納付誓約書の必要的徴求

吹田市は、地方税の滞納債権に関し、分割納付の誓約を受ける際には、消滅時効更新のためにも、必ず分割納付誓約書を徴求すべきである。

【意見 2 4】 分割納付交渉中や分割納付中における必要性に応じた滞納処分の実施

吹田市は、地方税の滞納債権に関し、分割納付の誓約にかかる分割納付交渉中や、分割納付中であっても、滞納者の同意の有無にかかわらず、消滅時効更新その他の必要性があれば滞納処分を行うべきである。

(関連する総論的意見)

【意見 5】 分納誓約の適正な活用

【意見 8】 強制徴収公債権での滞納処分のあり方

(理由)

ア 「分割納付の誓約」の位置付け

各自治体においては、一括納付ができない事情の聞き取りや調査をして分割納付が妥当と判断できる場合に、滞納者より、自身の滞納している債務の納付義務の承認を受けた上、分割納付計画のとおりに納付することを誓約する分割納付誓約書を差し入れさせる、「分割納付の誓約」に応じることが広く行われている。

分割納付の誓約は、法律上の制度ではない事実上の措置に過ぎず、履行延期の特約（地方自治法第 240 条第 3 項、同法施行令第 171 条の 6 第 1 項）のように履行期限を延期する法律上の効果がない代わりに、法律上の要件を充足する必要もない。各自治体において、滞納者に自主的な納付を促す実務上の工夫と言い得るものであり、吹田市においても活用されているところである（「吹田市債権管理基本マニュアル（第 6 版）」35 頁以下、「吹田市 強制徴収公債権の滞納整理の手順について 改訂版」12 頁以下）。

なお、納税課の利用する分割納付誓約書は、次頁の書式である。「分割納付誓約書」に「納付計画書」及び「納付計画明細書」で 1 セットとなっており、これらに滞納者の署名（法人の場合は押印も）を受け、「分割納付計画書（控）」が当該「納付計画書」及び「納付計画明細書」の写しとともに、後日滞納者に送付される。

分 割 納 付 誓 約 書	
私は、下記の納付義務者（※）を承認し、分割納付計画どおり必ず納付すること及び新たに滞納しないことを確約いたします。	
令和 年 月 日	
秋田市長 後藤 忠二 様	
1. 納税義務者	住所 氏名 電話番号 勤務先 勤務先電話番号
2. 納付計画内訳	※詳細は、別紙納付計画のとおり
3. 納税義務者以外に記入時	住（居）所 氏名（名称） 電話番号 ※納税義務者との関係
※各ページ右上の「署名：」にも署名し、返送してください。 ※法人が納税義務者の場合は、各ページ署名に加えて押印が必要となります。	

[illegible][illegible][illegible]

7

令和 5 年 8 月 2 5 日

様

〒604-6045
大阪府大阪市東淀川区1丁目3番40号

株式会社 佐野
佐野 祥晃
電話 06-6394-1231 代表

分割納付計画書（控）

あなたがお申込した納付計画は次のとおりです。各納付期限内に納付してください。
この計画書とおりに納付されない場合、分割納付計画を取消し、返に基づき財産調査の上、滞納処分（強制等）の対象となりますのでご注意ください。
此分割納付中でも督促状等は送付されますのでご了承ください。

1. 納税義務者 住所

氏名

電話番号

2. 納付計画内容

支払額は、支払納付計画書のとおり

イ 「分割納付の誓約」を受ける際の分割納付誓約書徴求の必要性

もっとも、漫然と分割納付を受けるだけでは、債権が複数あるような場合に一部の債権にしか充当できず、他の一部の債権の消滅時効を完成させてしまうおそれがある。そのため、分割納付の誓約に応じる前提としては、その対象となる債権の納付義務を承認する旨の分割納付誓約書を作成し、時効を更新することが重要となる（民法第 152 条第 1 項、「吹田市 強制徴収公債権の滞納整理の手順について 改訂版」12 頁）。

この点に関して、平成 22 年分より継続して個人住民税及び固定資産税・都市計画税を滞納している債務者と分割納付の誓約に係る納付交渉を行う中で、分割納付誓約書が徴求できないまま、分割納付分の納付書を滞納者に交付して、分割納付をさせていた事案がみられた。このような取扱い、上記分割納付の誓約の前提を欠くものであるところ、当該事案では結果として、分割納付分は最も納期限の古い平成 22 年分から順に充当されていくものの（民法第 488 条第 4 項第 2 号第 3 号）、消滅時効の完成に間に合わず、分割納付誓約書の追完を受けた時点で、平成 25 年分の固定資産税・都市計画税等が時効により消滅してしまうという結果を招いてしまっていた。

したがって、分割納付の誓約に応じる際には、必ず分割納付誓約書を徴求して債務承認を受け、債権全体について時効を更新させるべきである。

ウ 分割納付交渉中や分割納付中における必要に応じた滞納処分

（ア）時効の更新のための滞納処分の必要性

上記イ記載の事案は直接的には分割納付の誓約に応じる際の分割納付誓約書徴求の徹底不足に起因するものといえるが、所管室課においては、分割納付の誓約にかかる分割納付交渉中には、差押え対象となる不動産等の財産があっても、差押えをしないという取扱いをしているとのことである。同事案では差押え可能財産はなかったとのことであったが、仮に差押え可能財産があった場合、これを差し押さえることで時効の更新を図ることが考えられる。

すなわち、上述のとおり、分割納付の誓約は、あくまでも事実上の措置に過ぎず、履行期限を延期する法律上の効果はなく、ましてやその交渉中に滞納処分を妨げる理由はないため、上記事案における交渉中に滞納処分（差押え）を実施して、時効の更新を図る余地があるのである。

このような場合には、分割納付交渉中や分割納付中の滞納処分の必要性が認められる。

（イ）納税交渉の円滑ないし自発的納付へのインセンティブ

また、さらに進んで、分割納付の誓約に応じる上で、差押え可能な財産がある場合にこれを差し押えることは、差押え解除に向けた滞納者の自発的納付へのインセンティブを生じさせ、納付交渉をスムーズに進めることにつながる。

所管室課においては、分割納付の誓約にかかる分割納付中には、滞納者の同意なく財産の差押えはしないという取扱いをしているとのことであるが、そのような同意の有無にかかわらず、必要性に応じて、分割納付中であっても財産の差押えを行うべきである。

すなわち、繰り返しになるが、分割納付の誓約は事実上の措置に過ぎず、これによる分割納付中であっても差押えは当然可能であり、そのために滞納者の同意を得なければならない理由はない。

この点に関し、収益物件（課税物件でもある。）の不動産差押えを行った固定資産税の滞納者について、滞納者からの苦情と合わせた数か月以内の完納を前提とする差押え解除の申入れに応じて特に他の担保を徴求することなく差押えを解除した

事案がみられた。しかしながら、同事案では、そのとおり完納がされず、結局分割納付の誓約に応じることになったが、分割納付中であり、滞納者の同意が得られないからと、再度の不動産の差押えはしていない。同事案では、分割納付中とはいうものの、その分納は滞納者の意向に応じて不定期に納付書を発行して行われるもので、分割納付誓約に基づくものではない。このような取扱いをすべきでないことは上記【結果1】で述べたとおりであるが、分割納付中には、滞納者の同意なく財産の差押えはしないという内部の暗黙のルールを適用すべき事案ではない。また、そもそも、現年度分の固定資産税・都市計画税まで滞納がされており、過去の経緯に鑑みても、滞納者の同意の有無にかかわらず、不動産の差押えを検討すべき必要性のある事案である。

したがって、吹田市は、分割納付の誓約にかかる分割納付交渉中や、分割納付中であっても、滞納者の同意の有無にかかわらず、必要があれば滞納処分を積極的に行うべきである。

【結果2】 分割納付計画書（控）の記載事項の修正

吹田市は、地方税債権の回収に関し、滞納者に対して交付している分割納付計画書（控）の記載について、吹田市が滞納者に対し、期限の利益を付与するかのように誤解を生じかねない表現を改めるべきである。

（関連する総論的意見）

【意見5】 分納誓約の適正な活用

（理由）

ア 問題となる「分割納付計画書（控）」の記載内容

上述のとおり、所管室課においては、滞納者から分割納付の誓約を受ける際には、「分割納付誓約書」、「納付計画書」及び「納付計画明細書」に滞納者の署名（法人の場合は押印も）を受け、後日滞納者にその控えとして、「分割納付計画書（控）」を送付しているところ、当該「分割納付計画書（控）」には、「この計画書どおりに納付されない場合、分割納付計画を取消し、法に基づき財産調査の上、滞納処分（差押え等）の対象となりますので注意してください。」との記載がある。

イ 当該記載が市の債権回収を無用に自ら縛るものであること

しかしながら、同じく上述のとおり、分割納付の誓約は事実上の措置に過ぎず、「分割納付計画」も市を拘束するものではないから、法律上は、これを「取消」する必要はない。また、「分割納付計画」の「取消」をしなければ、滞納者が財産調査や滞納処分の対象にならないということもない。「分割納付計画」どおりの納付がなければ、予告なく滞納者の財産を調査し、滞納処分を行うことができるのが原則である（もっとも、分割納付がされている最中でも法律上は、これらは行うことができる。）。

滞納者から徴求する「分割納付誓約書」には上記「分割納付計画書（控）」のような記載はなく、当該記載は、市の債権回収を自ら無用に縛るものにほかならない。

ウ 当該記載に関し、担当者の口頭での説明の有無で取扱いに差異が生じてしまっていること

また、この点に関し、所管室課においては、分割納付の誓約の口頭での説明の際、次のとおり担当者による滞納者への説明の有無により、取扱いに差異が生じてしまっている、とのことであった。

すなわち、上記イ記載のとおり、「分割納付計画」どおりの納付がなければ、予告なく滞納者の財産を調査し、滞納処分を行うことができるのが原則であるところ（もっとも、分割納付がされている最中でも法律上は、これらは行うことができる

ことも前述のとおりである。)、この旨を滞納者から分割納付の誓約を受ける際に口頭で説明をしているかどうかはその担当者によるとのことであった。その結果、①その旨を担当者が滞納者に説明している場合(した場合には債権管理システムに経過を記録)には、「分割納付計画書」に基づく分割納付の不履行があれば原則どおりそのまま差押えに入るが、②その説明をしていない場合には、上記「分割納付計画書(控)」の記載に沿って、分割納付計画を取消した上、差押えの予告をしてから、差押えをする、との2通りの取扱いが生まれ、担当者の口頭での説明の有無で取扱いに差異が生じてしまっている。どの担当者に当たるかで取扱いが異なってしまうことには、公平性に疑義がある。

エ 分割納付計画書(控)の記載事項を修正すべきこと及びその内容

上記イ及びウ記載のとおり、「分割納付計画書(控)」の、「この計画書どおりに納付されない場合、分割納付計画を取消し、法に基づき財産調査の上、滞納処分(差押え等)の対象となりますので注意してください。」との記載は、市の債権回収を無用に自ら縛るものであり、かつ、当該記載に関し、担当者の口頭での説明の有無で取扱いに差異が生じてしまい、公平性に疑義がある状態となっているから、修正すべきである。

オ 具体的には、次のような記載が考えられる。

①上記エの「この計画書どおりに納付されない場合、分割納付計画を取消し、法に基づき財産調査の上、滞納処分(差押え等)の対象となりますので注意してください。」との記載は全て削除した上で、「今般、本分割納付誓約書の提出を受けましたが、これにより吹田市があなたに対して法律上の期限の延長を認めるものではなく、分割納付中であっても、新たな財産が見つかった場合などには一括納付を求めることがあります。」と記載する方法

②一括納付を求めることとなる典型的な場合である分割納付の不履行を記載して滞納者の自主的納付を促したい、ということであれば、「今般、本分割納付誓約書の提出を受けましたが、これにより吹田市があなたに対して法律上の期限の延長を認めるものではなく、分割納付中であっても、新たな財産が見つかった場合などには一括納付を求めることがあります。また、この計画書どおりに納付がされない場合等も、予告なく法に基づき財産調査の上、滞納処分(差押え等)を行うことがありますので注意してください。」と記載する方法

【意見25】 世帯単位での家計収支の考慮

吹田市は、分割納付の場面で滞納者より1年を超える長期の分割納付提案がされた場合(1年以内であっても、最終月に残額一括納付をして帳尻を合わせるような提案を含む。)、世帯の中で滞納者と生計を一にする配偶者その他の親族がいるときには、当該親族が生活費を負担しているかも含めて調査し、必要に応じてその収支を世帯単位でみて分割納付額を検討するべきである。

(関連する総論的意見)

【意見5】 分納誓約の適正な活用

(理由)

所管室課においては、分割納付交渉に際して、分割納付額を検討するとき、同世帯の家族それぞれに収入があるような場合、収入については滞納者のみで考え、支出については世帯で考えるという取扱いをしている。

この点に関し、個人住民税の滞納者について、滞納者本人の営業所得を1とすれば、これを配偶者と子らを合わせた世帯所得は4(倍)となることを把握している者

について、収入は滞納者本人のみ、支出は世帯全体で考慮し、一貫して月 3 万円程度の分割納付を受けている事案がみられた。

この点に関し、分割納付の誓約は、国税においても、換価の猶予ないし納税の猶予の期間経過後の滞納者について引き続き個別具体的な事情に即した対応を行うために、地方自治体と同様、事実上の措置として行われている（国税不服審判所令和 5 年 8 月 21 日裁決・国税不服審判所ホームページ）。「猶予の申請の手引」（令和 6 年 2 月、国税庁ホームページ）では、国税における換価の猶予・納税の猶予において分割納付金額を収入から支出を減算して算定する上で、支出に含まれる生活費を、「納税者及び納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の生活費として、次の A 又は B のいずれかの方法により計算した金額を記載します。なお、納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の中に生活費を負担している人がいる場合には、その人の負担額を次の A 又は B のいずれかの方法により計算した金額から減算します。」（同手引・12 頁）としており、同世帯の家族の収入について支出（生活費）から減算する形で考慮している。

そして、所管室課において換価の猶予時に用いられている財産収支状況書、財産目録及び収支の明細書は次頁のとおりであるところ、このうち収支の明細書には、家族の収入を記載する欄があり（「6 家族（役員）の状況」、これを考慮する前提の書式となっている。当該書式は、上記「猶予の申請の手引」において用いられている書式とほぼ同一のものであり、このような国税の取扱いは、吹田市においても参考とすべきものである。

したがって、一世帯の家族それぞれに収入があるような場合は、当該親族が生活費を負担しているかも含めて調査し、必要に応じて収支を世帯全体で把握し、それを考慮して分割納付額を決定すべきである。

もっとも、分割納付交渉全件においてこのような調査を行うことは所管室課にとって過大な負担となり得ること及び、短期の分割納付誓約においては調査の必要性に乏しいことから、上記意見にいたった。

【財産収支状況書、財産目録及び収支明細書】

財産収支状況書

年 月 日

1 住所・氏名等
住所又は内住地
氏名又は名称

2 現在納付する資産の種類
(金融機関・実業等)
現金
預貯金等の種類
預貯金等の額
納付可能金額
納付に充てられた事項
① 連帯保証金 ② 生活費 ③ その他
④ 連帯保証金 ⑤ 生活費 ⑥ その他
⑦ 連帯保証金 ⑧ 生活費 ⑨ その他
⑩ 連帯保証金 ⑪ 生活費 ⑫ その他

3 今後の予想的収入及び支出の見込金額(月額)
区分
収入
支出
収入合計
支出合計
収入超過額
支出超過額
収入不足額

4 財産等の状況
(1) 資産等の状況
資産の種類
取得年月日
取得方法
取得金額
取得場所
取得経緯
取得目的
取得手段
取得経緯
取得目的
取得手段

(2) 負債等の状況
負債の種類
取得年月日
取得方法
取得金額
取得場所
取得経緯
取得目的
取得手段

(3) 借入金・貸付金の状況
借入金の種類
借入金額
借入年月日
借入方法
借入場所
借入経緯
借入目的
借入手段

(4) 借入金・貸付金の状況
借入金の種類
借入金額
借入年月日
借入方法
借入場所
借入経緯
借入目的
借入手段

財産目録

年 月 日

1 住所・氏名等
住所又は内住地
氏名又は名称

2 財産の状況
(1) 財産の種類
財産の種類
取得年月日
取得方法
取得金額
取得場所
取得経緯
取得目的
取得手段

(2) 負債等の状況
負債の種類
取得年月日
取得方法
取得金額
取得場所
取得経緯
取得目的
取得手段

(3) 借入金・貸付金の状況
借入金の種類
借入金額
借入年月日
借入方法
借入場所
借入経緯
借入目的
借入手段

(4) 借入金・貸付金の状況
借入金の種類
借入金額
借入年月日
借入方法
借入場所
借入経緯
借入目的
借入手段

収支明細書

年 月 日

1 住所・氏名等
住所又は内住地
氏名又は名称

2 収支の状況
(1) 収入
収入の種類
収入金額
収入年月日
収入方法
収入場所
収入経緯
収入目的
収入手段

(2) 支出
支出の種類
支出金額
支出年月日
支出方法
支出場所
支出経緯
支出目的
支出手段

(3) 収入合計
収入合計金額
収入合計年月日
収入合計方法
収入合計場所
収入合計経緯
収入合計目的
収入合計手段

(4) 支出合計
支出合計金額
支出合計年月日
支出合計方法
支出合計場所
支出合計経緯
支出合計目的
支出合計手段

収支明細書

年 月 日

1 住所・氏名等
住所又は内住地
氏名又は名称

2 収支の状況
(1) 収入
収入の種類
収入金額
収入年月日
収入方法
収入場所
収入経緯
収入目的
収入手段

(2) 支出
支出の種類
支出金額
支出年月日
支出方法
支出場所
支出経緯
支出目的
支出手段

(3) 収入合計
収入合計金額
収入合計年月日
収入合計方法
収入合計場所
収入合計経緯
収入合計目的
収入合計手段

(4) 支出合計
支出合計金額
支出合計年月日
支出合計方法
支出合計場所
支出合計経緯
支出合計目的
支出合計手段

(3) 徴収緩和措置に関するもの

【結果3】 即時消滅適用基準の整理

吹田市は、滞納処分の執行停止、特にいわゆる即時消滅が不可逆的性質を有することに鑑み、適用場面の内部基準を厳格化・明確化するよう整理・統一すべきである。

(理由)

地方税法第15条の7第1項は、「地方団体の長は、滞納者につき次の各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができる。」と規定し、同項第1号は、「滞納処分をすることができる財産がないとき。」と規定するところ、同条第5項は、「第1項第1号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その地方団体の徴収金が限定承認に係るものであるとき、その他その地方団体の徴収金を徴収することができないことが明らかであるときは、地方団体の長は、前項の規定にかかわらず、その地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務を直ちに消滅させることができる。」と規定している（いわゆる即時消滅。）。

この即時消滅は、地方税法第15条の7第1項各号による場合のように、同法第15条の8に基づき3年以内の滞納処分の執行の停止の取消しをする余地のない、不可逆的な処分である。同法第1項各号の執行停止であれば、もし執行停止から3年以内に把握していなかった財産が見つかったり、事業を再開したりした場合には、執行停止を取消し、滞納処分にかかることができるが、即時消滅を行った場合には、直ちに徴収金の納付・納入義務が消滅するため、そのような余地はないのである。そのため、通常の滞納処分の執行停止の要件に加え、「その地方団体の徴収金を徴収することができないことが明らかであるとき」との要件が加重されているのであって、その適用は慎重かつ厳格にすべきであり、そのためにも適用基準は明確にしておく必要がある。

これに関して、吹田市は、令和5年4月1日より、「吹田市強制徴収公債権の滞納処分の執行停止の取扱基準」を定めている。同基準では、債務者が法人の場合において地方税法第15条の7第5項を適用する基準としては、「法人の滞納者が消滅したとき」のみを規定しており（同取扱基準第5条第3号）、破産手続開始決定の後手続が廃止される等して法人格が消滅した場合に、地方税法第15条の7第5項を適用するものとしている。

一方で、税務部債権管理課による「吹田市 強制徴収公債権の滞納整理の手順について 改訂版」（直近改訂日令和2年1月）29頁には、法人が即時消滅できる場合として、次のとおり記載されている。

ウ 法人消滅…★3

法人が、解散（倒産）により破産、清算等で消滅した場合で第二次納税義務に該当しない場合は滞納処分ができないため、執行停止の即時要件としています。

この場合、原則として法人登記に法人が解散後の清算等の記載があることが必要となりますが、年金機構による法人の資格喪失処理がされている場合や他の税務機関が執行停止処分を執行している場合も執行停止処分の検討が可能となります。

★3 登記簿に、解散による清算が満了している場合又は破産の場合は、清算人や裁判所及び破産管財人が別途財産調査を行い、その財産を原則として全て処分しているため。また、資格喪失等の場合は、他機関が既に財産調査をしているため。

また、税務部納税課の「執行停止1号研修資料 ver3」（直近改訂日令和6年3月）1頁には、法人が即時消滅できる場合として、次のとおり記載されている。

ア 商業登記簿が閉鎖・解散されており、財産調査をするも換価価値のある財産がないとき。
イ 法人所在地の法人台帳が閉鎖されており、財産調査をするも換価価値のある財産がないとき。(2021. 7. 20 修正)
ウ 年金事務所が法人の倒産情報や実態調査により社会保険の資格が喪失されており、財産調査をするも換価価値のある財産がないとき。
ただし、次の場合に執行停止する場合は即時停止ではなく 1 号停止にすること。
・社会保険の資格が喪失されているが法人営業している場合（従業員を雇っておらず、代表が国民健康保険に加入している場合）
・喪失理由が休業の場合（将来的に復業する可能性があるため）
エ 会社法第 472 条第 1 項の規定による解散（みなし解散）後 3 年を経過しており、財産調査をするも換価価値のある財産がないとき。
（会社法第 473 条にみなし解散から 3 年以内であれば株主総会の決議によって、株式会社を継続することができる」とあり、3 年を過ぎると株式会社を継続することができなくなる）

このように、吹田市においては、法人の即時消滅の適用基準について必ずしも整理・統一がされていない。たとえば、「吹田市 強制徴収公債権の滞納整理の手順について」や「執行停止 1 号研修資料 v e r 3」で即時消滅の余地があるとされている、年金事務所による社会保険の資格喪失処理がされていることを、「吹田市強制徴収公債権の滞納処分の執行停止の取扱基準」における「法人の滞納者が消滅したとき」に読み込むことは困難であり、即時消滅が不可逆的で適用は慎重かつ厳格にすべきことと相いれない。

このような中、破産手続開始決定もなく、商業登記も閉鎖されていない法人について、年金事務所により職権で社会保険の全喪処理がなされていることや、法人の本店所在地の現地調査をして外観上事業の実態がみられなかったことを理由として、令和 5 年 12 月 26 日付で、地方税法第 15 条の 7 第 5 項を適用して即時消滅させ、令和 5 年度に不納欠損処理がされた事案がみられた。当該事例は、「吹田市 強制徴収公債権の滞納整理の手順について」や「執行停止 1 号研修資料 v e r 3」に基づけば即時消滅の余地があるが、「吹田市強制徴収公債権の滞納処分の執行停止の取扱基準」に基づけば即時消滅は許されないことになる。

一方で、破産手続開始決定もなく、商業登記も閉鎖されていない法人について、府税事務所では滞納処分の執行停止（国税徴収法第 153 条第 1 項、地方税法第 15 条の 7 第 1 項に相当。）がなされていることや、法人の本店所在地の現地調査をして外観上事業の実態がみられず、催告書を発送しても返戻され、財産調査をしても換価価値のある財産がないことを理由に、地方税法第 15 条の 7 第 5 項ではなく同条第 1 項を適用した事案もみられた。

前者の事案における「吹田市強制徴収公債権の滞納処分の執行停止の取扱基準」違背は、このように結論が区々となる内部基準が存在していることが原因であると考えられる。

したがって、吹田市は、上述の即時消滅の不可逆的性質に基づく基準の厳格化・明確化の必要性を踏まえて、滞納処分の執行停止、特にいわゆる即時消滅の適用場面における内部基準を整理すべきである。

第2 子育て給付課の所管する債権管理回収に係る監査の結果及び意見

1 過年度分児童扶養手当返還金

(1) 基本情報

所管室課	児童部 子育て給付課
債権の分類	非強制徴収公債権（不正受給の場合は、強制徴収公債権）
債権の発生	不定期
債権の内容	児童扶養手当の支給要件に当てはまらなくなった場合には、受給者自らが直ちに資格喪失の手続を取らなければならないところ（児童扶養手当法施行規則第7条）、当該届出を故意又は過失により失念していた場合には、資格喪失事由が発生した日から当該届出までの間に支払われた児童扶養手当を返還しなければならない。具体的には、母等が婚姻（事実婚を含む。）したとき、公的年金を受給するようになったとき等に児童扶養手当返還金が発生することとなる。 本債権は、公的年金の遡り受給をした場合には必然的に発生するものであり、発生を未然に防ぐことは困難である。
関連法規等	発生根拠：民法第703条（不正受給の場合は、児童扶養手当法第23条） 督促：地方自治法第231条の3第1項
時効期間	5年（地方自治法第236条第1項）
交渉や管理の状況等の記録方法	財務会計システム・エクセル・紙台帳

(2) 令和3年度から令和5年度までの徴収状況

ア 全体

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
調定額	10,375,790 円	6,044,710 円	6,288,780 円
収入（徴収）済額	3,415,870 円	1,874,810 円	2,359,280 円
不納欠損額	3,692,790 円	0 円	0 円
収入未済額	3,267,130 円	4,169,900 円	3,929,500 円
収入（徴収）率	32.9%	31.0%	37.5%

イ 現年度分

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
調定額	4,167,500 円	2,777,580 円	2,118,880 円
収入（徴収）済額	3,050,440 円	1,558,540 円	2,075,810 円
不納欠損額	0 円	0 円	0 円
収入未済額	1,117,060 円	1,219,040 円	43,070 円
収入（徴収）率	73.2%	56.1%	98.0%

ウ 滞納繰越分

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
調定額	6,208,290 円	3,267,130 円	4,169,900 円
収入（徴収）済額	365,430 円	316,270 円	283,470 円
不納欠損額	3,692,790 円	0 円	0 円
収入未済額	2,150,070 円	2,950,860 円	3,886,430 円
収入（徴収）率	5.9%	9.7%	6.8%

(3) 監査の結果及び意見

【意見26】 疎明資料の提出

吹田市は、過年度分児童扶養手当返還金について、原則分割納付を認めるべきではなく、例外的に分割納付を認める際には預金通帳等の疎明資料の提出を求め、特に公的年金の遡り受給によって返還金が発生する場合には、当該年金が一括支給された口座の通帳の提出を求め、財産状況の確認を行うよう努めるべきである。

(関連する総論的意見)

【意見5】 分納誓約の適正な活用

(理由)

公的年金を受給する者が児童扶養手当を受給する場合は、年金の種類や受給額に応じて、児童扶養手当に支給制限が発生する。年金受給開始日以前の年月分に遡及して受給決定がされるケースが多く、その場合は、児童扶養手当の支給制限も遡って発生することから、児童扶養手当の過払いが発生することとなる。

子育て給付課では、このような公的年金の遡り受給による過年度分児童扶養手当返還金が発生した場合において、70 万円以上の債務があるにもかかわらず、特に疎明資料を求めることなく 5000 円や 1 万円での分割支払いに応じていることがあった。また、別の案件では、120 万円以上の債務がある事案で、今後支給される毎月の児童扶養手当からの相殺払いを行いたいという債務者の申し出に応じ、その後、滞納者が転居したため相殺をすることができず（児童扶養手当は転居先の自治体から支給されることとなるため）、回収が滞っていた。

この点、公的年金の遡り受給をした場合、児童扶養手当の過払いが発生する一方で、遡った公的年金が一括で対象者に支給されることとなるため、債務者が一定の資力を有していることが多いと考えられる。

確かに、今後支給される予定の児童扶養手当との相殺払いは、債権回収につながる可能性が高い処理であり、市としてもメリットが大きいことは理解できる。しかしながら、上記事案のように転居によって回収ができなくなるリスクも一定生じることから、そのようなリスクに対する考慮なく債務者の相殺払いの申し出に応じることは避けるべきである。また、一括納付のできるだけの資力がありながら、分割納付の申し出を承認することは、他の納付者との間の公平性の観点からも問題がある。

子育て給付課は、過年度分児童扶養手当返還金について、債務者から分割納付もしくは今後給付される児童扶養手当との相殺払いの申し出があった際には、疎明資料（特に公的年金の遡り受給による資格喪失の場合には、当該公的年金が振り込まれた預金通帳）の提出を求め、財産状況の確認を行うよう努めるべきである。

【意見 27】 財産調査に関する同意書の活用

吹田市は、過年度分児童扶養手当返還金について、滞納者が分納誓約を申し出ているにもかかわらず、疎明資料の任意提出に応じないなどの不誠実な対応を取るときは、分割誓約時に取得した同意書に基づいて財産調査を実施するべきである。

(関連する総論的意見)

【意見 21】 非強制徴収公債権、私債権での同意書の活用

(理由)

子育て給付課では、過年度分児童扶養手当返還金について一括返済が困難であるときは、「債務承認兼分納誓約書及び同意書」を記載させた上で分割納付を認めている。

「債務承認兼分納誓約書及び同意書」には、「吹田市が債務の回収に必要な範囲で、私の個人情報保有する裏面の関係機関に調査・照会を行い、私の個人情報の提供を受け、利用することに同意します」との記載があり、同書の裏面には「関係機関及び調査内容」として以下の 11 項目が挙げられている。

- ① 吹田市が有する私に対する債権について、滞納の有無及び滞納の内容と金額
- ② 吹田市が保有する私の勤務先の名称及び住所、預貯金口座のある金融機関名及び支店名に関する調査
- ③ 各税務署が行う、所得税等の課税及び納付に関する調査
- ④ 各都道府県が行う、自動車税等の課税及び納付に関する調査
- (中略)
- ⑦ 金融機関における取引状況に関する調査
- ⑧ 保険会社等の保険加入状況及び契約内容に関する調査
- (以下略)

過年度分児童扶養手当返還金は非強制徴収公債権であるため、債務者の同意なく財産調査を行うことはできないが、子育て給付課で用いている分納誓約書は、財産調査に関する同意書も兼ねた内容となっている。意見 26 で述べたとおり、原則として一括での返還を求め、分納を認める場合には疎明資料の提出を求めるべきであるが、滞納者が疎明資料の任意提出に応じない場合には、本同意書に基づいて財産の所在を調査すべきである。

【意見 28】 判断過程の記録化

吹田市は、過年度分児童扶養手当返還金について、不正受給か否かの判断を慎重に行い、その調査内容及び判断過程については記録化すべきである。

(関連する総論的意見)

【意見 2】 債権管理台帳の適正な整備

(理由)

過年度分児童扶養手当返還金の性質は非強制徴収公債権であるが、児童扶養手当法第 23 条では、「偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた者があるときは、都道府県知事等は、国税徴収の例により、受給額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる」と規定し、不正受給の場合その性質は強制徴収公債権となる。

そして、不正受給の具体例としては、昭和 37 年 5 月 7 日児企第 89 号厚生省児童局企画課長通知によって、以下の例が挙げられている。

- ① 受給資格を偽って認定を受けた場合
(中略)
- ⑦ 受給資格の喪失又は手当額改定の事由に該当することを知っているにもかかわらず届出をしないで手当の支給をうけた場合

不正受給か否かは、当該債権の性質が強制徴収公債権となるか非強制徴収公債権となるかに関わるものであり、非常に重要な判断となる。そして、仮に不正受給であった場合には、早期に財産調査や滞納処分を行う等、厳正に対応する必要がある。

この点、例えば事実婚状態が認められて返還金が発生したような場合であれば、不正受給の可能性を直ちに否定することはできない。愛媛県松山市では、交際相手の男性と同居していたにもかかわらず、市に届けることなく、また、市の調査に偽りの回答を行うなどして職員をだまし、令和6年1月から同年5月までの間の児童扶養手当を不正に受給したとして、受給者が令和6年7月10日に詐欺の被疑事実で逮捕された事案もある（松山市のホームページ参照）。

吹田市は、不正受給かどうかの判断の際には、不正受給の疑いのある者からのヒアリングや客観的事実を踏まえて、慎重に判断すべきである。

また、吹田市においては、不正受給に関してどのような調査をいつ行ったのか、また、当該事案が不正受給ではないと判断した過程に関してほとんど記録されていないが、担当者以外がその判断過程を検証できるよう記録化すべきである。

2 母子福祉資金貸付金元利収入

(1) 基本情報

所管室課	児童部 子育て給付課
債権の分類	私債権
債権の発生	定期的
債権の内容	配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又はその扶養をしている児童に対し、配偶者のない女子の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童の福祉を増進することを目的とした母子福祉資金貸付制度に基づく貸付金。
関連法規等	発生根拠：母子及び父子並びに寡婦福祉法第13条 督促：地方自治法第240条第2項、同施行令第171条
時効期間	5年（民法第166条第1項第1号 ⁵ ）
交渉や管理の状況等の記録方法	コンピューターシステム（パッケージ）・紙台帳

(2) 令和3年度から令和5年度までの徴収状況

ア 全体

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
調定額	56,119,956 円	61,894,811 円	55,616,874 円
収入（徴収）済額	43,811,616 円	49,876,741 円	42,212,476 円
不納欠損額	0 円	0 円	0 円
収入未済額	12,308,340 円	12,018,070 円	13,404,398 円
収入（徴収）率	78.1%	80.6%	75.9%

イ 現年度分

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
調定額	43,412,685 円	49,586,471 円	43,598,804 円
収入（徴収）済額	41,166,020 円	47,157,043 円	40,636,285 円
不納欠損額	0 円	0 円	0 円
収入未済額	2,246,665 円	2,429,428 円	2,962,519 円
収入（徴収）率	94.8%	95.1%	93.2%

⁵ 脚注4で記載したように私債権については令和2年4月1日施行の改正後の民法の時効期間と条文を記載しているが、改正後民法では債権者が権利を行使することができることを知った時から5年間と（第166条第1項第1号）、権利を行使することができる時から10年間（同第2号）のいずれか早い方となる。自治体の保有する私債権では基本的に前者が早いと考えられるため、基本情報では前者のみ記載している。

ウ 滞納繰越分

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
調定額	12,707,271 円	12,308,340 円	12,018,070 円
収入（徴収）済額	2,645,596 円	2,719,698 円	1,576,191 円
不納欠損額	0 円	0 円	0 円
収入未済額	10,061,675 円	9,588,642 円	10,441,879 円
収入（徴収）率	20.8%	22.1%	13.1%

(3) 監査の結果及び意見

【意見 29】 法的手段の活用

吹田市は、母子福祉資金貸付金元利収入の回収にあたって、借主や連帯保証人らと長期間連絡がとれない場合や、相手方が終始不誠実な対応をとるような場合には、速やかに支払督促等法的手段の積極的な活用を検討すべきである。

（関連する総論的意見）

【意見 9】 私債権等について支払督促の積極活用

（理由）

母子福祉資金貸付金元利収入の回収にあたって、吹田市自身が支払督促等の法的手段を採ったことは監査時点で過去 1 例のみであり、債権回収にあたって積極的に法的手段を活用しているとは言い難い。

この点、相手に誠実性が認められず、交渉継続が難しいような場合には、交渉や連絡を続けたとしても債権回収につながらないどころか、財産の散逸・隠匿等の機会を債務者に与えることになりかねない。また、交渉に携わる吹田市職員の負担も大きく、本来行うべき業務にまで支障をきたしかねない。

したがって、借主や連帯保証人らと長期間連絡がとれない場合や、相手方が終始不誠実な対応をとるような場合には、速やかに支払督促や訴訟提起を行い、債務名義を得た上で、改めて交渉を試みるべきである。

そして、債務名義を得た後、債務者や連帯保証人が資力を有している可能性が認められる場合には、弁護士会照会や財産開示手続を利用して、強制執行可能な財産の有無を調査することも検討すべきである。

【意見 30】 連帯借主及び連帯保証人への請求

吹田市は、母子福祉資金貸付金元利収入の返還について、今後交渉する際には、借主だけでなく、必ず連帯借主及び連帯保証人とも電話等で連絡をとり、交渉を試みるべきである。

（関連する総論的意見）

【意見 6】 保証人、法律上の連帯納付義務者への請求

（理由）

今回の監査で調査した中で、借主本人とのみ面談・交渉するのみで、連帯借主や連帯保証人に対する交渉を行わずに分納を認めている事例があった。

この点、連帯借主や連帯保証人が資力を有している可能性もあることから、借主本人が分割納付を求めたとしても、連帯借主や連帯保証人に電話等で連絡をとることによって、債権の早期回収につながる可能性がある。また、母子福祉資金貸付金

には、支払遅延による違約金が付されることとなっており、連帯借主や連帯保証人に連絡を取らないまま長期分納を認めてしまうと、連帯借主や連帯保証人が把握していない状況下で違約金が積みあがり、債権の全額回収ができない危険性が高まることとなる。意見 6 でも述べたような、令和 2 年 4 月 1 日施行の民法改正により、個人が保証人の場合には、主債務者が期限の利益を喪失したときは、債権者は、保証人に対して、その喪失を知った日から 2 か月以内にその旨を通知しなければならない（第 458 条の 3 第 1 項）とされているところでもある。今後、借主との間で滞納に関する交渉を行う際には、必ず連帯借主や連帯保証人に対しても連絡を取り、返済について協議すべきである。

【意見 3 1】 福祉的観点に基づく他機関との連携

吹田市は、母子福祉資金貸付金元利収入の返還交渉の際に、借主や連帯借主に生活困窮状態が認められたときは、多重債務相談やくらしサポートセンターすいた（旧：生活困窮者自立支援センター）の紹介を、より積極的に行うべきである。

（関連する総論的意見）

【意見 4】 未収発生後の催告書のより一層の工夫

【意見 20】 生活困窮者自立支援法の支援会議による情報共有の推進
（理由）

母子福祉資金貸付金は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第 13 条に基づいてなされる貸付であり、同法の目的は、母子家庭等の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって母子家庭等の福祉を図ることにある。すなわち、本貸付金には、金融機関の融資とは異なり福祉的側面がある。

本貸付金の趣旨・目的に鑑みると、借主や連帯借主が真に生活困窮状態となっているような場合にまで、本貸付金の回収を優先することは法の趣旨と整合しない。

来庁して当該貸付金の返済について相談を受けた際、疎明資料等の提出を求め、真に生活困窮状態にあると判断した場合は、本貸付金の回収よりも借主らの生活再建を優先すべきである。

現在でも、市の職員が債務者と面談した際に生活困窮が認められる場合、多重債務相談やくらしサポートセンターすいた（旧：吹田市生活困窮者自立支援センター）を紹介し、債務者をこれらの部署につないでいるようである。もっとも、現在の運用は、債務者が吹田市役所に相談に来て、生活困窮を訴えた場合に初めてこれらの部署と連携するものであり、やや受動的と言わざるを得ない。生活困窮者の中には市役所に相談に行けず、職員に自身の困窮状態を訴えることができない者もいると考えられる。このような債務者に対しても、生活再建の道があることを示す取組みを行うことが望ましい。例えば、滋賀県野洲市では、滞納者への連絡文の中に、多重債務相談に関する案内文を入れる、封筒に多重債務相談の相談窓口の連絡先を記載する（滞納者が役所からの封筒を開封せずに捨てることも考えられるため）などの取組みを行っている（意見 4 参照）。

吹田市でも、上記野洲市の例を参考に、滞納者に催告書等を送付する際に、多重債務相談や、くらしサポートすいたの案内を同封する、送付する封筒の裏に相談窓口の連絡先を記載するなど、アウトリーチを意識し、他部署の紹介を現在よりも積極的に行うべきである。

第3 保育幼稚園室の所管する債権管理回収に係る監査の結果及び意見

1 本項の構成

保育幼稚園室所管の債権のうち監査対象とした 5 債権は、保育所等の入所児童に係る債権であり、その管理システムは入所児童ごとに紐づけしたものとなっており、各債権の管理に係る監査の視点は共通するものが多い。そこで、本項においては、まず監査対象とした 5 債権の基本情報を列記したのちに、監査の結果及び意見を述べる構成とした。

2 保育所等保育料

(1) 基本情報

所管室課	児童部 保育幼稚園室
債権の分類	強制徴収公債権
債権の発生	定期的
債権の内容	保育所等（市内の公立保育所、市内外の私立保育所、市内の公立小規模保育事業所）利用者に係る使用料
関連法規等	発生根拠：児童福祉法第 56 条第 2 項、子ども・子育て支援法第 27 条第 3 項第 1 号・第 28 条第 2 項第 1 号・第 2 号、吹田市立教育・保育施設条例第 10 条、第 11 条、市立保育所の管理運営に関する規則第 8 条等 督促：地方自治法第 231 条の 3 第 1 項 滞納処分：地方自治法第 231 条の 3 第 3 項、児童福祉法第 56 条第 7 項、子ども・子育て支援法附則第 6 条第 7 項
時効期間	5 年（地方自治法第 236 条第 1 項）
交渉や管理の状況等の記録方法	コンピューターシステム（パッケージ） オフィス系ソフトによる管理 台帳等の紙媒体による管理

(2) 令和 3 年度から令和 5 年度までの徴収状況

ア 全体

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
調定額	704,097,720 円	745,453,920 円	801,087,650 円
収入（徴収）済額	651,396,200 円	704,822,950 円	770,152,900 円
不納欠損額	5,453,310 円	5,610,750 円	6,714,810 円
収入未済額	47,248,210 円	35,020,220 円	24,219,940 円
収入（徴収）率	92.5%	94.5%	96.1%

イ 現年度分

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
調定額	647,298,170 円	698,205,710 円	766,067,430 円
収入（徴収）済額	644,903,070 円	695,228,680 円	763,788,520 円

不納欠損額	0 円	41,000 円	0 円
収入未済額	2,395,100 円	2,936,030 円	2,278,910 円
収入（徴収）率	99.6%	99.6%	99.7%

ウ 滞納繰越分

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
調定額	56,799,550 円	47,248,210 円	35,020,220 円
収入（徴収）済額	6,493,130 円	9,594,270 円	6,364,380 円
不納欠損額	5,453,310 円	5,569,750 円	6,714,810 円
収入未済額	44,853,110 円	32,084,190 円	21,941,030 円
収入（徴収）率	11.4%	20.3%	18.2%

3 幼保連携型認定こども園使用料(2・3号)

(1) 基本情報

所管室課	児童部 保育幼稚園室
債権の分類	強制徴収公債権
債権の発生	定期的
債権の内容	市内の公立幼保連携型認定こども園利用者の使用料
関連法規等	発生根拠：児童福祉法第 56 条第 2 項、子ども・子育て支援法第 27 条第 3 項第 1 号・第 28 条第 2 項第 1 号・第 2 号、吹田市立教育・保育施設条例第 10 条、第 11 条、吹田市立幼保連携型認定こども園の管理運営に関する規則第 14 条等 督促：地方自治法第 231 条の 3 第 1 項 滞納処分：地方自治法第 231 条の 3 第 3 項、児童福祉法第 56 条第 7 項、子ども・子育て支援法附則第 6 条第 7 項
時効期間	5 年（地方自治法第 236 条第 1 項）
交渉や管理の状況等の記録方法	コンピューターシステム（パッケージ） オフィス系ソフトによる管理 台帳等の紙媒体による管理

(2) 令和 3 年度から令和 5 年度までの徴収状況

ア 全体（収入（徴収）率が 100%であり現年度分のみ）

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
調定額	18,870,460 円	19,586,580 円	17,216,350 円
収入（徴収）済額	18,870,460 円	19,586,580 円	17,216,350 円
不納欠損額	0 円	0 円	0 円
収入未済額	0 円	0 円	0 円
収入（徴収）率	100%	100%	100.0%

4 公立保育所等延長保育料

(1) 基本情報

所管室課	児童部 保育幼稚園室
債権の分類	非強制徴収公債権
債権の発生	定期的
債権の内容	公立保育所等利用者の延長保育利用者に対する自己負担金
関連法規等	発生根拠：吹田市立保育所の管理運営に関する規則第6条 督促：地方自治法第231条の3第1項
時効期間	5年（地方自治法第236条第1項）
交渉や管理の状況等の記録方法	コンピューターシステム（パッケージ） オフィス系ソフトによる管理 台帳等の紙媒体による管理

(2) 令和3年度から令和5年度までの徴収状況

ア 全体

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
調定額	5,415,420 円	5,225,220 円	4,903,100 円
収入（徴収）済額	5,029,500 円	4,864,370 円	4,649,400 円
不納欠損額	2,700 円	61,750 円	11,400 円
収入未済額	383,220 円	299,100 円	242,300 円
収入（徴収）率	92.9%	93.1%	94.8%

イ 現年度分

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
調定額一	5,031,600 円	4,839,800 円	4,603,600 円
収入（徴収）済額	4,992,200 円	4,801,000 円	4,595,600 円
不納欠損額	0 円	0 円	0 円
収入未済額	39,400 円	38,800 円	8,000 円
収入（徴収）率	99.2%	99.2%	99.8%

ウ 滞納繰越分

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
調定額	383,820 円	385,420 円	299,500 円
収入（徴収）済額	37,300 円	63,370 円	53,800 円
不納欠損額	2,700 円	61,750 円	11,400 円
収入未済額	343,820 円	260,300 円	234,300 円
収入（徴収）率	9.7%	16.4%	18.0%

5 公立保育所等 3 歳以上児給食費

(1) 基本情報

所管室課	児童部 保育幼稚園室
債権の分類	私債権
債権の発生	定期的
債権の内容	市内の公立保育所等を利用する 3 歳以上児に係る給食費
関連法規等	発生根拠：児童福祉法第 56 条第 2 項、吹田市立教育・保育施設条例第 12 条、吹田市立保育所の管理運営に関する規則第 7 条 督促：地方自治法第 240 条第 2 項、同施行令第 171 条
時効期間	5 年（民法第 166 条第 1 項第 1 号）
交渉や管理の状況等の記録方法	コンピューターシステム（パッケージ） オフィス系ソフトによる管理 台帳等の紙媒体による管理

(2) 令和 3 年度から令和 5 年度までの徴収状況

ア 全体

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
調定額	54,479,970 円	58,965,500 円	53,512,320 円
収入（徴収）済額	50,784,220 円	55,497,100 円	50,169,470 円
不納欠損額	0 円	95,480 円	892,320 円
収入未済額	3,695,750 円	3,372,920 円	2,450,530 円
収入（徴収）率	93.2%	94.1%	93.8%

イ 現年度分

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
調定額	51,045,830 円	55,269,750 円	50,139,400 円
収入（徴収）済額	50,642,110 円	54,974,650 円	49,911,800 円
不納欠損額	0 円	0 円	0 円
収入未済額	403,720 円	295,100 円	227,600 円
収入（徴収）率	99.2%	99.5%	99.5%

ウ 滞納繰越分

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
調定額	3,434,140 円	3,695,750 円	3,372,920 円
収入（徴収）済額	142,110 円	522,450 円	257,670 円

不納欠損額	0 円	95,480 円	892,320 円
収入未済額	3,292,030 円	3,077,820 円	2,222,930 円
収入（徴収）率	4.1%	14.1%	7.6%

6 認定こども園給食費負担金

(1) 基本情報

所管室課	児童部 保育幼稚園室
債権の分類	私債権
債権の発生	定期的
債権の内容	市内の公立認定こども園給食利用者に対する自己負担金
関連法規等	発生根拠：児童福祉法第 56 条第 2 項、吹田市立教育・保育施設条例第 12 条、吹田市幼保連携型認定こども園の管理運営に関する規則第 13 条 督促：地方自治法第 240 条第 2 項、同施行令第 171 条
時効期間	5 年（民法第 166 条第 1 項第 1 号）
交渉や管理の状況等の記録方法	コンピューターシステム（パッケージ） オフィス系ソフトによる管理 台帳等の紙媒体による管理

(2) 令和 3 年度から令和 5 年度までの徴収状況

ア 全体

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
調定額	29,886,080 円	39,385,170 円	41,758,740 円
収入（徴収）済額	29,642,960 円	39,034,630 円	41,261,850 円
不納欠損額	0 円	0 円	0 円
収入未済額	243,120 円	350,540 円	496,890 円
収入（徴収）率	99.2%	99.1%	98.8%

イ 現年度分

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
調定額	29,693,120 円	39,142,050 円	41,408,200 円
収入（徴収）済額	29,631,380 円	38,988,100 円	41,230,900 円
不納欠損額	0 円	0 円	0 円
収入未済額	61,740 円	153,950 円	177,300 円
収入（徴収）率	99.8%	99.6%	99.6%

ウ 滞納繰越分

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
調定額	192,960 円	243,120 円	350,540 円
収入（徴収）済額	11,580 円	46,530 円	30,950 円
不納欠損額	0 円	0 円	0 円
収入未済額	181,380 円	196,590 円	319,590 円
収入（徴収）率	6.0%	19.1%	8.8%

7 監査の結果及び意見

【意見 3 2】 業務上の工夫のマニュアル化

吹田市は、保育幼稚園室所管債権の管理において、現行のこども・子育て支援システムの不足機能を補うための担当者レベルの様々な工夫や処理方法について、マニュアルその他手順書の形で整理し、所管室課内で共有すべきである。

（関連する総論的意見）

【意見 3】 大量の債権を扱うシステムが不十分であることへの対応

（理由）

保育幼稚園室は、債権の性質の異なる多種多数の債権を管理する必要がある一方、現行システムの滞納整理機能（督促、催告、滞納処分や時効管理に関する機能）が十分でなく、例えば、催告対象者の抽出及び催告書の印刷には職員が自ら別ファイルへの転記作業を行ったり、各種滞納処分関連の書式がシステム上整備されているわけでもない。そして、意見 3 の理由で紹介したように、吹田市は令和 6 年度に統合滞納・収納管理機能としてのシステム化を目指して一般競争入札を行ったものの、入札不調となったため、システム導入時期の見通しは立っていない状況にある。

システム導入に向けた取組みは継続することが必要である一方で、新たなシステム構築にまで相当時間を要することも見込まれることから、当面の業務上の工夫の継続や事務過誤の防止策が不可欠である。そこで、現在、担当者レベルで様々な工夫されている処理について、一連のフローや過誤が生じがちな部分（催告対象債権の年度記載、二重納付防止、債権放棄と不納欠損処理の流れなど）をマニュアルや手順書のような形で整理し、適正事務の担保や事務の引継ぎ等に役立てることが有用であり必要である。

なお、所管室によれば、業務改善に関する取組みの一環として、業務フローや業務手順マニュアル作成をすすめており、令和 6 年度末の完成を予定しているとのことであり、上記視点も含めて取り組まれない。

【意見 3 3】 文書催告の工夫、債権管理課への移管可能性の記載

吹田市は、保育所等保育料に関し、催告文書において、債権管理課への移管や児童手当法第 22 条に基づく児童手当からの特別徴収による回収の可能性について言及するなど、債務者の納付意識の向上を図る工夫を行うべきである。

（関連する総論的意見）

【意見 4】 未収発生後の催告書のより一層の工夫

（理由）

保育幼稚園室では督促や催告の際の定型文書を用意し、基本的に定型文書を用いて起案し、未納者に対し文書発信している。

他方、保育所等保育料は、令和 4 年度以降、債権管理課への移管対象債権の一つとされ、債権管理課への移管予告文書の送付によって分納誓約などにつながるケースが多い。債権管理課への移管予定者については、毎年、債権管理課が債権ごとに設定している移管基準額以上の未納がある対象者を移管予定者として決定を行っており（第 2 編、第 2、3 参照）、令和 4 年度の移管予定者は 25 名、そのうち、既に分納誓約などによって原課対応が相当とされた者を除いた移管予告者は 3 名であった。そして、同年度の移管予告の対象者につき、保育幼稚園室が移管予告を行ったところ、全員が分納誓約を行うなどしたため、引き続き原課対応を行うことが相当とされ、債権管理課への移管決定者は 0 名であった。令和 5 年度の移管予定者は 13 名、移管予告者は 0 名であった（以上の債権管理課への各債権の移管状況は、吹田市債権管理課のオープンデータで公表されている）。

< 保育所等保育料の債権管理課への移管状況 >

	令和4年度	令和5年度
移管予定者（未納額が 20 万円以上の者）	25 人	13 人
移管予告者（移管予定者から分納約束者など原課対応する者を除いた者）	3 人	0 人
移管者（移管予告後も分納約束等のない者）	0 人	0 人

移管予告による応答効果に鑑み、たとえば移管予定者の移管基準額・条件を緩和するなどして、対象者をより広げることや、債権管理課との間で移管予告者として決定されるか否かにかかわらず、滞納者に対しては、移管可能性があることを催告文書に注記するなどの工夫が有用と考えられる。なお、移管基準額は令和 6 年度には「20 万円以上」の基準を「15 万円以上」に変更され、債権管理課への移管対象を広げ、徴収を強化する取組みが既に行われている。

また、保育所等保育料は、児童手当法第 22 条に基づく児童手当からの特別徴収制度がある。具体的運用は、吹田市における児童手当からの保育所等保育料等の徴収に関する取扱指針（平成 24 年 1 月 1 日制定、令和 6 年 4 月 1 日改正）に基づき、例えば、公立保育所については現年度分のうち納期限が到来しているもの、民間保育所であれば、現年度分のうち納期限が到来していないものが徴収できるとされている（指針別表第 1）。予告書を事前送付して特別徴収が可能であるとして、その手順も明記されている。実際に特別徴収を実施するかどうかの個別判断を別途行うとしても、少なくとも納付義務者に対する催告書等において、特別徴収によることができる旨を付記することで、徴収可能性を高めることが期待できる。

このように吹田市は、保育所等保育料の文書催告においては、移管予告や特別徴収の可能性を言及するなどして、より納付義務者の納付意識の向上を促す工夫を行うべきである。

【意見 3 4】 申出徴収対象債権の競合の場合の処理基準の具体化

吹田市は、特別徴収及び申出徴収について、同一児童手当に対し、複数室課の所管する費用徴収が競合し、取扱基準によってはその調整方法が明らかとならない場合の処理方法について、過去の関係部局間の調整結果や考え方を集積し、取扱指針に追記するなどして、債権管理担当職員がより判断しやすくすべきである。

(関連する総論的意見)

【意見 1】 未収債権発生 of 事前予防策の強化

(理由)

児童手当からの特別徴収（児童手当受給者が保育料等を滞納している場合に、申出の有無を問わず、市の判断による児童手当からの徴収を実施する制度）及び申出徴収（児童手当受給者からの申出により、児童手当からの徴収を実施する制度）については、保育所等保育料などの保育幼稚園室所管の債権以外の他室課所管の債権による徴収可能性もあり、それらが競合することが考えられる。

申出徴収の債権が競合した場合の扱いについては、「吹田市における児童手当からの保育所等保育料等の徴収に関する取扱指針」（平成 24 年 1 月 1 日制定、直近改正令和 6 年 3 月 1 日）は、第 14 項にて、「特別徴収対象者等について、他室課の所管する使用料又は手数料等の費用においても児童手当からの徴収が行われる場合は、次の各号の順位で徴収するものとする。」とし、以下の順序を定める。

- (1) 支給児童の費用に係る特別徴収
- (2) 支給要件児童以外の児童の費用に係る特別徴収
- (3) 支給要件児童の現年度分の費用に係る申出徴収
- (4) 支給要件児童の過年度分の費用に係る申出徴収
- (5) 支給要件児童以外の児童の現年度分の費用に係る申出徴収
- (6) 支給要件児童以外の児童の過年度分の費用に係る申出徴収

そして、この順によることができない場合（例えば、同順位の申出徴収対象費用がある場合）には、関係部局間で調整のうえ、徴収する費用及び金額を決定するとされる（同項なお書き）。

同順位による競合は令和 5 年度は生じていないが、過去には他室課所管債権の申出徴収と競合し、調整を要した事案があり、その際には、競合した債権のそれぞれの債権額に応じた割合で対象児童手当額を按分したとのことであった。

競合室課間の調整をより簡易迅速に行い、また、納付交渉にあたる担当者の判断を迅速に行えるよう、過去の調整事案の処理方法については、上記取扱指針のなかで先例として例示したり、その他の適切な方法により、関係職員が容易に認識し判断できるような形で記録化しておくべきである。

【意見 3 5】 申出徴収申請時の徴収額の明確化

吹田市は、児童手当法第 21 条に基づく申出徴収について、納付義務者が児童手当支給月に児童手当金額から実際に控除のうえ徴収される金額を明確に把握できるように申出徴収開始通知書の書式を改めるなど、徴収額の誤解が生じないような工夫を行うべきである。

(関連する総論的意見)

【意見 1】 未収債権発生 of 事前予防策の強化

(理由)

児童手当法第 21 条の規定に基づき、児童手当から保育所等保育料等の徴収に関する申出については、取扱指針（様式第 5 号）にて申請書式が存在し、同書式に基づき、申出徴収の申請が行われている。

申請書には、以下の項目があり、各記入のうえ提出するものとなっている。

- 1 対象となる児童の氏名、生年月日、在籍している（していた）施設名
- 2 充当する費用の内容（該当する費用にレ点を打つ形式）
- 3 充当する費用の内訳（現年度分か過年度分かの別のほか、現年度分を選択した者について現在利用中の口座振替の停止意思の確認）
- 4 対象児童以外の児童手当から申出により徴収する児童の氏名
- 5 徴収する児童手当の開始月
- 6 当室以外の児童手当から申出による徴収の有無

そして、この申請を受けて、保育幼稚園室は「児童手当から保育所保育料等の申出徴収開始通知書」を作成し、徴収内容として、対象者（児童氏名）のほか、児童手当支払期日、申出徴収する保育所保育料等未納額総額が記載される体裁となっている。もっとも、申出徴収の場合、児童手当支払期日ごとに徴収する保育所保育料等の未納額を記載するものではなく、あくまでも未納額総額であることから、開始通知書上は、実際に児童手当額からいくら徴収されるのかは支給月ごとの明細までは記載されていない。

<児童手当から保育所保育料等の申出徴収開始通知書の「徴収内容」の項>
(令和5年度の様式)

児童手当支払期日			申出徴収する 保育所保育料等未納額	摘 要
年 6 月分	(年 月分)	(年 月分)	年 月分 年 月分 円	
年 1 0 月分	(年 月分)	(年 月分)		
	(年 月分)	(年 月分)		
	(年 月分)	(年 月分)		
年 2 月分	(年 月分)	(年 月分)		
	(年 月分)	(年 月分)		
	(年 月分)	(年 月分)		
年 6 月分	(年 月分)	(年 月分)		
	(年 月分)	(年 月分)		

児童手当の支給は、扶養義務者世帯の生計維持に直結するものであり、徴収額の認識に誤解があっては時には生活困窮に陥るリスクすらある。したがって、申出徴収の申請及び徴収開始通知の際には、児童手当支給月ごとの徴収費用額を明らかにする必要性が高いといえる。現状の開始通知書はその点、記載としては十分とは言えない（なお、特別徴収の場合には、支給月ごとに特別徴収する額を明記する体裁となっている）。現に、徴収後の児童手当の手取額があまりに僅少であり、生計維持が困難である旨の苦情申入れの事案もあり、この点、通知書の記載等について改善を検討すべきである。

<児童手当から保育料の特別徴収開始通知書の「徴収内容」の項>
(令和5年度の様式)

児童手当支払期日	特別徴収する保育料の額			摘 要
年 6 月分	年	月分	円	
	年	月分	円	
年 1 0 月分	年	月分	円	
	年	月分	円	
	年	月分	円	
	年	月分	円	
年 2 月分	年	月分	円	
	年	月分	円	
	年	月分	円	
	年	月分	円	
年 6 月分	年	月分	円	
	年	月分	円	

【結果4】 分納誓約書の記載

吹田市は、保育幼稚園室所管の債権に係る分納誓約書の記載について、吹田市が債務者に対し、期限の利益を付与するかのように誤解を生じかねない表現を改めるべきである。

(関連する総論的意見)

【意見5】 分納誓約の適正な活用

(理由)

保育幼稚園室が作成した納付誓約書の書式には、分納計画の記載（回数、分納納付期限、分納額、対象債権（年度・種別・期別・金額等））のほか、「分納不履行の場合は、予告なく財産の滞納処分（差押え）を行う場合があります。」と記載されているが、この記載は、分納誓約どおりの納付を行っている限りは、滞納処分（差押え等）を行わないとの期待を抱かせる、すなわち期限の利益を付与されたとの誤解を招く文言である。

本来、自治体の扱う債権について、履行期限の延長を認めるには、強制徴収公債権（保育料）の場合は、徴収の猶予（地方自治法第231条の3第3項、地方税法第15条）、換価の猶予（地方税法第15条の5）による必要があり、非強制徴収公債権（延長保育料）や私債権（給食費）の場合には、履行延期の特約等（地方自治法施行令第171条の6）所定の手続を踏む必要がある。

上記分納誓約書の記載は、これら履行期限の延長を、法令に基づくことなく許容するかのような表現となっており、例えば、法律上の履行期限が延長されるものではないことを明記し、また、分割納付中であっても新たに財産を発見した場合等に滞納処分（差押え等）を行うことがある旨記載するなど、納付義務者に誤解を抱かせない表現に改めるべきである（意見5の理由(4)の文例参照）。この点、結果8の介護保険料については、既に今年度中に改訂を行っており、参考となる。

【意見 3 6】 公立保育所等延長保育料についての未納発生防止の工夫

吹田市は、公立保育所等延長保育料について、月額制の延長保育料の未納が生じ、かつ、1 月あたりの利用実績が僅かに留まる債務者に対しては、いったん月額制を選択しても、利用日単位で保育料が発生する日額制へ切り替えることが可能であることを案内するなどして、未納発生防止を工夫すべきである。

(関連する総論的意見)

【意見 1】 未収債権発生 の 事前予防策の強化

(理由)

公立保育所等延長保育料については、利用希望者は月額制（月単位で定額費用が発生するもの）か日額制（利用日単位で費用が発生するもの）を選択することができる。吹田市は、保護者からの申請内容に応じて、月額制を選択する場合は延長保育月額利用決定通知書、日額利用の場合は延長保育料決定通知書を都度発出する。

もっとも、利用者のなかには、月額制を選択しているにもかかわらず、延長保育の利用実績が乏しく、未納の月額延長保育料だけが増え続けている例がある。こうした月額制の利用者の場合、月額制ではなく日額制を選択したほうが経済的に有利である場合があり、事案によって、保育幼稚園室は当該利用者に対し、未納拡大を防ぐためにも日額制への切り替えを打診する例があるようである。

吹田市のホームページでは、保育所の利用についてウェブ申請が可能となっており、延長保育料についても申請用フォームが用意されている。もっとも用意されているのは「延長保育月額利用（登録・変更・取消）申請入力フォーム」「【対象者】延長保育の月額利用を希望される方」と記載されているとおり、月額利用の場合のみウェブ上の申請が行える運用となっている。他方、いったん月額利用を選択したものの日額利用に切り替える場合の申請方法などについては案内文などは見当たらず、その手続きにつきどれほど周知されているかにつき疑問がないわけではない。

吹田市は、延長保育料の未納が発生している利用者に関しては、延長保育の利用状況を踏まえた上で、いったん月額制を選択した場合であっても、その後の手続きにおいて日額制に切り替えることが可能であることを案内するなど、未納発生拡大を防止する取組みを統一的に行うべきである。

【意見 3 7】 分納誓約時の家計把握と分納額の見極め

吹田市は、保育所等保育料などの分納誓約の際の納付交渉において、納付義務者の資産や家計収支状況を把握し、適切な分納額の見極めを行うべきである。

(関連する総論的意見)

【意見 5】 分納誓約の適正な活用

(理由)

納付交渉経緯を調査したところ、分納誓約の際に、納付義務者の資産や家計収支状況を把握せぬまま、納付義務者が申し出た金額どおりに低額での分納誓約を行ったり、従前の分納誓約における分納額を下回ることは許容できないとして履行可能性の乏しい金額にて分納誓約を行うなどの事例がみられた。

早期の未納解消の観点からは、分納額がより高額であるほうが望ましく、納付義務者が申し出た低額での受け入れは、いっこうに滞納が解消されない事態も想定され、その場合、債権管理に要する人的コストも相当長期にわたって発生することとなる。

一方で、納付義務者の生活状況その他履行可能性を踏まえない高額での分納誓約は、分納誓約後一度も納付されず、画餅に帰す例も発生している。その場合、改めて催告、納付交渉を行う必要があり、そうした人的コストも無視できない。

このように分納誓約における分納額を適切に見極めることは重要であり、見極めるためには、納付義務者の履行可能性に関する情報を広く入手することが有用である。履行可能性を判断するには、①資産や負債に関する情報、②収入・支出に関する情報を入手することが必要である。

具体的には、①資産や負債に関する情報としては、現金、預貯金、保険、積立金、賃貸保証金・敷金、貸付金・売掛金、退職金、不動産、自動車、その他の動産、有価証券等といった項目ごとにその具体的内容を把握することが考えられる。また、②収入・支出に関する情報としては、納付義務者のみならず、同居家族の収入・支出、同居家族が生活費の一部を負担しているか等を把握すべきであり、そのためには家計収支表の書式を予め用意しておくことが有用である。これらを聴取し、必要に応じて裏付け資料を求めた上で、納付義務者が申し出る毎月の支払額が適切であるかを見極めることが有用である。

特に、未納額が相当高額に及んでいる事案、納付義務者以外の同居家族も収入を得て生活費の一部を負担していることがうかがえる事案などでは、分納誓約を行う場合において、その分納額の見極めはより重要であると考え（納税課の市税債権に関する意見 25 参照）。

【意見 38】 債権管理課との連携

吹田市は、保育所等保育料などを所管する保育幼稚園室の業務につき、移管予告対象債権の選定基準や財産調査情報の共有方法などについて、引き続き保育幼稚園室及び債権管理課間においてより緊密に相互の連携を図り、効率的な業務への改善に向けて取り組むべきである。

（関連する総論的意見）

【意見 17】 債権管理課と各室課の相互の連携のより一層の強化

（理由）

吹田市債権管理課は、債権移管や財産調査の場面において、各債権所管の原室課と連携する体制を既に構築している。

例えば、保育所等保育料の債権移管については、令和 6 年度には、その移管実績を踏まえて基準の改訂を行うなど取り組んでいる。

財産調査については、債権管理課が収集した財産調査資料は、債権管理課にて全てスキャンデータ化処理を行い、現在、各室課ごとに振り分ける作業を行ったのち、各室課が閲覧可能な共有フォルダに格納し、各室課はそのフォルダを閲覧して、情報を確認することとしている。格納された情報は、各室課共有フォルダにて、回答年月日、照会日のフォルダ階層の順で格納され、各ファイルは、例えば、預金照会結果については、ファイル名「預【宛名番号】【銀行名】【支店名】」として格納されている。もっとも、保育幼稚園室によれば、保育幼稚園室からの照会日以前の回答データが格納されていることがあり、新旧のデータが入り混じることからデータの更新履歴や、一度データを開いて金融機関からの回答日などで最新情報を確認しているため、分別に時間を要しているとのことであった。こうした所管室の業務の実情（債権管理課のデータ提供方法に非効率な点があること）については保育幼稚園室の担当職員から債権管理課の担当職員に対して個別に情報提供が行われ、これに対して、現在の債権管理課のシステム上、保育幼稚園室の希望する対応が難しいことについて認識の共有が行われている、とのことである。

このように所管室である保育幼稚園室と債権管理課との連携は、個別の職員間の情報交換によって行われている。ただ、保育所等保育料については、監査人らのヒアリングやシステムの実査の結果では、大量の債権管理回収を行うために必要なシ

システムが整っておらず、また債権の管理回収に関係する職員の人的資源も乏しいという現状であった。この現状を補うためには、もちろん、保育幼稚園室自らが、業務のやり方をより一層工夫することが必要であるが、これに加えて、債権管理課との間で相互の連携をより一層緊密にすることが必要と考えられる。

もちろん、各室課からの意見や要望について、システム改修などがされない限り改善できることは多くないと思われるが、現在のシステムを前提とした上で、より効率的効果的な業務へと改善を進めるために、個々の職員間の情報共有にとどめることなく、室課同士の正式な会議で議題とすることで、より緊密な連携を図ることができる考える。

【意見 3 9】 支払督促等の活用

吹田市は、保育幼稚園室所管の公立保育所等 3 歳以上児給食費、認定こども園給食費負担金の回収のために支払督促の申立てを行うべきである。

(関連する総論的意見)

【意見 9】 私債権等について支払督促の積極活用

(理由)

公立保育所等 3 歳以上児給食費、認定こども園給食費負担金（いずれも私債権）のなかには、未納額が高額に及んでいるものの、納付がないまま、納付義務者との連絡もつかず納付交渉もできず時間が経過している事例があった。

保育幼稚園室によれば、支払督促を検討する意向はあるとのことであるが、他方で、支払督促を行うための人的資源を投入できるほどの業務上の余裕が必ずしもなく、また、同室内において、過去、支払督促を行った例がなく、実際に手続を進めることについての担当職員の負担感も大きいという実情が垣間見えた。

しかし、例えば、債権管理課は、令和 5 年度、支払督促をテーマにした弁護士による研修を実施し、支払督促の活用を促す取組みを行っているし、他室課では、現に、弁護士委任を活用しながら支払督促を申し立てた例もある。保育幼稚園室においても、こうした他室課の取組みも参考にしながら、支払督促の申立てを行うことは、公平な債権管理・回収を実現するためには必要である。

第4 すこやか親子室の所管する債権管理回収に係る監査の結果及び意見

1 過年度分障害児通所給付費返還金

(1) 基本情報

所管室課	児童部 すこやか親子室
債権の分類	強制徴収公債権
債権の発生	不定期
債権の内容	通所支援事業所に支出した障害児通所給付費について、不正請求が判明したことによる返還金
関連法規等	発生根拠：児童福祉法第 57 条の 2
時効期間	5 年（地方自治法第 236 条第 1 項）
交渉や管理の状況等の記録方法	・財務会計システム、オフィス系ソフトによる管理、台帳等の紙媒体による管理

(2) 令和 3 年度から令和 5 年度までの徴収状況

ア 全体

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
調定額	2,312,826 円	3,369,395 円	3,391,972 円
収入（徴収）済額	1,600,000 円	712,826 円	2,662,081 円
不納欠損額	0 円	0 円	0 円
収入未済額	712,826 円	2,656,569 円	729,891 円
収入（徴収）率	69.2%	21.2%	78.5%

イ 現年度分

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
調定額	0 円	2,656,569 円	735,403 円
収入（徴収）済額	0 円	0 円	5,512 円
不納欠損額	0 円	0 円	0 円
収入未済額	0 円	2,656,569 円	729,891 円
収入（徴収）率	0.0%	0.0%	0.7%

ウ 滞納繰越分

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
調定額	2,312,826 円	712,826 円	2,656,569 円
収入（徴収）済額	1,600,000 円	712,826 円	2,656,569 円
不納欠損額	0 円	0 円	0 円
収入未済額	712,826 円	0 円	0 円
収入（徴収）率	69.2%	100.0%	100.0%

2 障害児通所給付費返還金(加算金)

(1) 基本情報

所管室課	児童部 すこやか親子室
債権の分類	強制徴収公債権
債権の発生	不定期
債権の内容	通所支援事業所に支出した障害児通所給付費について、不正請求が判明したことによる返還金にかかる加算金
関連法規等	発生根拠：児童福祉法第 57 条の 2 第 2 項
時効期間	5 年（地方自治法第 236 条第 1 項）
交渉や管理の状況等の記録方法	・財務会計システム、オフィス系ソフトによる管理、台帳等の紙媒体による管理

(2) 令和 3 年度から令和 5 年度までの徴収状況

ア 全体

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
調定額	925,130 円	1,987,757 円	1,476,756 円
収入（徴収）済額	0 円	925,130 円	1,062,627 円
不納欠損額	0 円	0 円	0 円
収入未済額	925,130 円	1,062,627 円	414,129 円
収入（徴収）率	0.0%	46.5%	72.0%

イ 現年度分

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
調定額	0 円	1,062,627 円	414,129 円
収入（徴収）済額	0 円	0 円	0 円
不納欠損額	0 円	0 円	0 円
収入未済額	0 円	1,062,627 円	414,129 円
収入（徴収）率	0.0%	0.0%	0.0%

ウ 滞納繰越分

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
調定額	925,130 円	925,130 円	1,062,627 円
収入（徴収）済額	0 円	925,130 円	1,062,627 円
不納欠損額	0 円	0 円	0 円
収入未済額	925,130 円	0 円	0 円
収入（徴収）率	0.0%	100.0%	100.0%

3 監査の結果及び意見

【意見40】 不正により発生した債権回収への速やかな対応

吹田市は、障害児通所給付費返還金について、下記の対応を進めるべきである。

- ①発生直後の段階で債権管理課への報告相談を義務付け、必要に応じ債権管理課が業務委託をしている弁護士とも相談のうえ対応を行うこと
- ②過去に発生した案件を参考に、債権管理課や業務委託弁護士の助力も得て簡潔な対応フロー図を作成しておくこと

(関連する総論的意見)

【意見10】 不正により発生した債権への厳格対応

(理由)

(1) 事実関係の整理

本調査において、以下のとおりの事実経過を経ている障害児通所給付費返還金未払の案件が確認された。

令和5年8月27日	A市法人指導課から指定事業者の取消処分の方で進めており、効果は指定日に遡及して、A市では全額返還となり、加算金も徴収する見込みとする連絡がある。
令和5年8月30日	A市法人指導課から指定事業者の行政処分による報酬返還に係る照会文書が届く。
令和5年8月31日	A市法人指導課から指定事業者の令和5年9月1日付指定取消の通知が届く。
令和5年10月26日	法人の代理人弁護士より、法人が破産予定であるとして、債権調査票の送付依頼を受け、吹田市が、債権調査票を作成して法人の代理人弁護士へ送付する。
令和6年1月11日	対象法人の破産手続開始決定が出る。

以上のとおり、吹田市は、8月27日時点で、指定取消しがなされることを把握していたにもかかわらず、通知書の送付等の債権回収に着手せず、10月26日になって債権調査票を送付するに留まっている。

- (2) 本調査において、より迅速な対応が可能であったのか確認を行ったところ、吹田市によれば、本件については、9月4日時点で返還を求める金額の算定が完了していたとのことであり、その時点で、法人に対して通知を行うことができ、督促等を行うことが可能な状態にあったとのことである。

しかしながら、本件においては、吹田市は何ら債権通知等の対応を行わず、結局、法人が破産手続の準備に入った段階で債権調査票を提出するにとどまった。本件では、最終的に破産手続にいたっていたものの、本債権は強制徴収公債権であるから、後知恵的ではあるものの、速やかに請求を行っていれば、優先して債権を回収できていた可能性が全くなかったとはいえない。ヒアリングによれば、本件は担当者が債権回収に不慣れであり、通知書送付の手順等を理解できていなかったことが対応が後手に回った理由であるとのことである（なお、ヒアリングによれば、本件以降に発生した債権については、本件の反省を生かして、速やかに通知書の送付を行っているとのことである。）。

- (3) 総論的意見10でも述べたように、事業者等の不正が原因で発生する債権は、定期的に、また突発的に発生することが多いため、どうしても初期対応が遅れがちになる。そこで、市として迅速に対応できる体制を整えることが必要である。

この点、これらの不正により発生した債権については、専門的知識も必要であることから債権管理課に移管して対応を行うというのも一つの発想である。吹田市の基本方針が原課に債権回収を委ねるべきとしている趣旨は、債権の特徴・債権者の特性は原課が一番よく分かっており、現場に近い原課が対応するのが最も効率的という理由である。しかしそうであれば、少なくとも、障害児通所給付費返還金については、発生原因はほぼ指定取消しによるものであり、債権回収の場面では、分納交渉はあまり想定されず（指定が取り消された瞬間に事業継続も厳しくなることが多い）機械的に早期に回収を行うべきことが特徴となる債権であり、また、年に数度しか発生しないことから原課が債権回収に手慣れているということもなく、かかる趣旨には合致しない。この点を重視すれば、債権管理課への移管も一つの手段であろう。

ただ、他方で移管を行うとなると、市役所内の手続などにも必要になりかえって遅れる可能性があること、不正事案は強制徴収公債権以外もあり、これらの不正対応事案をすべて受け入れるのが可能か、現状の債権管理課への移管は滞納処分を行うことが目的であるところ、本件のような不正事案については多くは財産がないケースが多いと考えられることなど、課題も多い。

そこで、現状では、意見 10 のように、①発生直後の段階で債権管理課への報告相談を義務付け、必要に応じ債権管理課が業務委託をしている弁護士とも相談のうえ対応を行うこと、及び、②過去に発生した案件を参考に、簡潔な対応フロー図を作成しておくこと、が現実的である。

【意見 4 1】 法人代表者に対する債権回収の検討

吹田市は、障害児通所給付費返還金について、その回収にあたり、法人の代表者に対する債権回収を行うことができないかどうか、積極的に検討すべきである。

（関連する総論的意見）

【意見 10】 不正により発生した債権への厳格対応

（理由）

障害児通所給付費返還金は、多くの場合、一般社団法人や株式会社等の法人が返還の主体となることが多い。

しかし、これら法人は、不正受給が発覚した段階で、回収の対象となる資産がほとんどないこと多く、広く債権回収先を検討する必要がある。一般論的には、このような場合、一般社団法人の理事や株式会社であれば悪意又は重過失がある役員等に対して、法律上、損害賠償請求をすることが可能であり（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 117 条、会社法第 429 条）、また、法人から代表者への不当な資金移動がみられる場合には、詐害行為取消し（民法第 424 条）も検討しうる。

本調査によれば、法人代表者へのヒアリングは行ったとの事であるが、広く債権回収ができないかどうかの検討の実施まではうかがわれなかった。

よって、吹田市は、上記の意見のとおり、対象法人だけでなく、広く債権回収を図ることができないか、検討を行うべきである。

【意見 4 2】 債権分類の見直し

吹田市は、過年度分障害児通所給付費返還金について、債務者の財政状態又は経営状態等を適切に評価し、債権の分類を行った上で、評価性引当金の計算を行うべきである。

(関連する総論的意見)

【意見 13】 評価性引当金に関する会計基準の運用方法の周知徹底

【意見 14】 一般債権に係る徴収不能引当金の計上方法の見直し

(理由)

本債権は、評価性引当金の算定上、全額が一般債権に分類されており、一般債権に係る不納欠損の実績が無いことから、徴収不能引当金は計上されていない。しかし、債務者は令和 5 年度末時点で破産手続中であり、一般債権の定義である「財政状態又は経営状態に重大な問題が生じていない債務者に対する債権」と評価することは妥当ではない。

評価性引当金に関する会計基準第 4 条では、「要引当金額は、債務者の財政状態又は経営状態等に応じて、個別の債権を次に掲げる債権の分類に区分し算定する。なお、債務者の財政状態又は経営状態等の把握が困難な場合は、債務の履行が延滞している期間を基準に債権の分類を区分することができる。」とされており、債務者が破産手続中であることを考慮すると、破産更生債権等（破産又は経営破綻等に陥っている債務者（実質的に破産又は経営破綻等に陥っている場合を含む。）に対する債権）に分類することが妥当である。

吹田市は、債務者の財政状態又は経営状態等を適切に評価し、債権の分類を行った上で、徴収不能引当金の計算を行うべきである。

第5 生活福祉室の所管する債権管理回収に係る監査の結果及び意見

1 緊急援護資金貸付基金

(1) 基本情報

所管室課	福祉部 生活福祉室
債権の分類	私債権
債権の発生	不定期
債権の内容	一時的な出費や収入の減少により、日常生活が困難な世帯に対する生活資金の貸付金
関連法規等	発生根拠：吹田市緊急援護資金貸付基金条例第3条 督促：地方自治法第240条第2項、同施行令第171条
時効期間	5年（民法第166条第1項第1号） ⁶
交渉や管理の状況等の記録方法	紙台帳

(2) 令和3年度から令和5年度までの徴収状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初債権額	40,592,600円	40,016,100円	34,684,010円
貸付額	0円	0円	0円
償還（徴収）済額	576,500円	367,800円	375,100円
不納欠損額	0円	4,964,290円	1,599,000円
決算時債権額	40,016,100円	34,684,010円	32,709,910円
償還（徴収）率	1.4%	0.9%	1.1%

(3) 監査の意見

【結果5】 分納誓約書の作成

吹田市は、緊急援護資金貸付基金について、分納時に貸付台帳に収入状況を記録するだけでなく、「債務承認及び分割納付誓約書」を提出させるなど、吹田市債権管理基本マニュアルに則った対応を行うべきである。

（関連する総論的意見）

【意見5】 分納誓約の適正な活用

（理由）

緊急援護資金は紙の貸付台帳で貸付金の管理が行われており、債務者が期日を過ぎた債務の分割納付を行う際にも当該貸付台帳に収入年月日、収入金額を記載することで、債権の返済状況を管理している。

この点、吹田市債権管理基本マニュアルによると「分割納付を認める際には、時効の更新事由である民法第152条の「承認」を兼ねた「債務承認及び分割納付誓約書」等を提出させることとし、その文面には「分割納付が不履行となった場合は、

⁶ 意見45の理由に記載したように現在残っている本債権は全て令和2年4月1日施行の改正後民法前に貸付けられたものである。このため、実際には改正前民法第167条第1項により時効期間は10年である。

直ちに債務を返済しなければならない」旨の文言を挿入することにより、滞納額全額を対象に滞納処分や強制執行等が可能な状態にしておくことなど、確実に債権が回収できるような措置を講じることが望ましい。」と記載されており、生活福祉室の現状の管理方法は債権管理基本マニュアルに則ったものとは認められない。

吹田市は、分納時に貸付台帳に収入状況を記録するだけでなく、「債務承認及び分割納付誓約書」を提出させるなど、吹田市債権管理基本マニュアルに則った対応を行うべきである。

【意見 4 3】 債権放棄も活用した債権の整理

吹田市は、緊急援護資金貸付基金について、消滅時効が経過した債権の整理を進めるため、時効援用を促すとともに、債権放棄の手続も積極的に活用し、債権の整理を進めるべきである。

(関連する総論的意見)

【意見 12】 私債権の消滅時効の援用を促す方策

(理由)

緊急援護資金貸付基金の貸付金は、昭和 39 年に発足した制度で、現在の貸付金残高も発生時期が相当程度古いものが大半を占めており、令和 5 年度末時点で、時効期間を経過した債権が債権総額の 9 割以上となっている。令和 4 年度から、時効の援用を促すことで債権の整理を進めており、令和 3 年度はゼロだった不納欠損額が令和 4 年度 4,964,290 円、令和 5 年度は 1,599,000 円（いずれもすべて時効完成によるもの）と一定の整理が進んでいる状況である。

一方で令和 5 年度末の債権残高は 32,709,910 円と一層の整理を進めるには、時効の援用を促すことに加えて、債権放棄といった他の手続も積極的に活用することが重要と考えられる。

吹田市は、消滅時効が経過した債権について、時効援用を促し不納欠損による債権の整理を進めるとともに、債権放棄の手続も積極的に活用し、債権の整理を進めるべきである。

【意見 4 4】 時効援用の書式提供についての工夫

吹田市は、緊急援護資金貸付基金について、催告時に時効期間の経過した債権については弁護士への相談を促すなど、その後の円滑な債権の整理につながり易くなるための工夫を検討すべきである。

(関連する総論的意見)

【意見 12】 私債権の消滅時効の援用を促す方策

(理由)

生活福祉室では催告書の送付時に納付困難な状況等について、理由を記載し返信することを求める文書を同封しており、返信があれば、時効援用通知書のひな形を送付するなど、時効の援用を促す対応をとっている。これにより、令和 4 年度以降、債権の整理を進めているが、債務者によっては、時効期間が経過し納付が困難な状況にあるものの、納付の責務があると考えうまく返信がもらえないケースも想定される。このような場合に債務者間の公平性の観点等も踏まえ、例えば弁護士への無料相談を促す文言を催告書に付記するなどの対応も考えられる。こういった対応により、その後の債権の円滑な整理につながる可能性もある。

吹田市は、催告時に時効期間の経過した債権については、弁護士への相談を促すなど、その後の円滑な債権の整理につながり易くなるための工夫を検討すべきである。

【意見 4 5】 基金のあり方の検討

吹田市は、緊急援護資金貸付基金について、近年、新規の利用実績が無い現状に鑑み、その求められる役割や他の制度との関係等を踏まえ、基金のあり方そのものの検討を進めるべきである。

(理由)

緊急援護資金の貸付金は、平成 25 年度以降、新規の利用実績が無く、債権の大部分が時効期間を経過した古い債権である。生活福祉室によると、近年は社会福祉協議会が様々な貸付制度を運用しており、使い勝手も良いことから当該制度が普及していることが、本貸付金の利用が無くなっている要因と考えられるとのことである。このような状況下で、債権の整理を進めているものの、80,000,000 円の基金であることから、不納欠損が生じた際には補正予算での基金の補填が必要となるといった課題もある。

本制度は、昭和 39 年の制度開始後、生活困窮世帯への支援として重要な役割を果たして来たと考えられるものの、近年利用実績が無い現状に鑑み、その求められる役割や他の制度との関係等を踏まえ、基金のあり方そのものの検討を進めるべきである。

2 災害援助資金貸付基金

(1) 基本情報

所管室課	福祉部 生活福祉室
債権の分類	私債権
債権の発生	不定期
債権の内容	災害被害により著しい被害を受け、その生業の維持及び家屋補修等の復旧資金の調達が困難な状況にあるものに対する貸付金。
関連法規等	発生根拠：吹田市災害救助資金貸付基金条例第 3 条 督促：地方自治法第 240 条第 2 項、同施行令第 171 条
時効期間	5 年（民法第 166 条第 1 項第 1 号） ⁷
交渉や管理の状況等の記録方法	紙台帳

(2) 令和 3 年度から令和 5 年度までの徴収状況

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
当初債権額	11,732,770 円	11,622,770 円	9,672,770 円
貸付額	0 円	0 円	0 円
償還（徴収）済額	110,000 円	60,000 円	130,000 円
不納欠損額	0 円	1,890,000 円	300,000 円

⁷ 脚注 6 と同じく実際には改正前民法第 167 条第 1 項により時効期間は 10 年である。

決算時債権額	11,622,770 円	9,672,770 円	9,242,770 円
償還（徴収）率	0.9%	0.5%	1.3%

(3) 監査の意見

【結果6】 分納誓約書の作成

吹田市は、災害援助資金貸付基金について、分納時に貸付台帳に収入状況を記録するだけでなく、「債務承認及び分割納付誓約書」を提出させるなど、吹田市債権管理基本マニュアルに則った対応を行うべきである。

（関連する総論的意見）

【意見5】 分納誓約の適正な活用

（理由）

既述の緊急援護資金貸付基金と同様の状況にあるため、結果5の理由と同じ。

【意見46】 債権放棄も活用した債権の整理

吹田市は、災害援助資金貸付基金について、消滅時効が経過した債権の整理を進めるため、時効援用を促すとともに、債権放棄の手続も積極的に活用し、債権の整理を進めるべきである。

（関連する総論的意見）

【意見12】 私債権の消滅時効の援用を促す方策

（理由）

既述の緊急援護資金貸付基金と類似の状況にあるため、意見43の理由と同じ。

【意見47】 時効援用の書式提供についての工夫

吹田市は、災害援助資金貸付基金について、催告時に時効期間の経過した債権については弁護士への相談を促すなど、その後の円滑な債権の整理につながり易くなるための工夫を検討すべきである。

（関連する総論的意見）

【意見12】 私債権の消滅時効の援用を促す方策

（理由）

既述の緊急援護資金貸付基金と同様の状況にあるため、意見44の理由と同じ。

【意見48】 基金のあり方の検討

吹田市は、災害援助資金貸付基金について、近年、新規の利用実績が無い現状に鑑み、その求められる役割や他の制度との関係等を踏まえ、基金のあり方そのものの検討を進めるべきである。

（理由）

既述の緊急援護資金貸付基金と類似の状況にあるため、意見45の理由と同じ。

3 生活保護法第 78 条徴収金

(1) 基本情報

所管室課	福祉部 生活福祉室
債権の分類	強制徴収公債権
債権の発生	不定期
債権の内容	不実の申請その他不正な手段により保護を受けた者に対する生活保護法第 78 条に基づく徴収金
関連法規等	発生根拠：生活保護法第 78 条第 1 項 督促：地方自治法第 231 条の 3 第 1 項 滞納処分：地方自治法第 231 条の 3 第 3 項
時効期間	5 年（地方自治法第 236 条第 1 項）
交渉や管理の状況等の記録方法	紙台帳及びコンピューターシステム（パッケージ）

(2) 令和 3 年度から令和 5 年度までの徴収状況

ア 全体

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
調定額	313,826,463 円	280,837,655 円	273,066,533 円
収入（徴収）済額	22,789,352 円	16,113,547 円	14,489,885 円
不納欠損額	30,999,983 円	13,224,996 円	14,115,439 円
収入未済額	260,037,128 円	251,499,112 円	244,461,209 円
収入（徴収）率	7.3%	5.7%	5.3%

イ 現年度分

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
調定額	32,827,828 円	20,800,527 円	21,567,421 円
収入（徴収）済額	5,139,434 円	3,480,030 円	2,316,144 円
不納欠損額	0 円	0 円	0 円
収入未済額	27,688,394 円	17,320,497 円	19,251,277 円
収入（徴収）率	15.7%	16.7%	10.7%

ウ 滞納繰越分

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
調定額	280,998,635 円	260,037,128 円	251,499,112 円
収入（徴収）済額	17,649,918 円	12,633,517 円	12,173,741 円
不納欠損額	30,999,983 円	13,224,996 円	14,115,439 円
収入未済額	232,348,734 円	234,178,615 円	225,209,932 円
収入（徴収）率	6.3%	4.9%	4.8%

(3) 監査の意見

【意見 49】 滞納処分の実施

吹田市は、生活保護法第 78 条徴収金について、多額の預貯金等の財産を有しているケースなどは積極的に滞納処分を検討し、債権の回収に努めるべきである。

(関連する総論的意見)

【意見 8】 強制徴収公債権での滞納処分のあり方

【意見 10】 不正により発生した債権への厳格対応

(理由)

本債権は、過去 5 年間債権の回収にあたって滞納処分が行われた実績はない。本監査において収入未済額の大きな事案を 9 件確認したところ、数百万円の生活保護法第 78 条徴収金が発生し、当該時点において発生した徴収金を上回る預貯金等の財産を有していた事案が 2 件あった。

当該事案の 1 例は以下のとおりである。

<事案>

平成 28 年に預金調査により未申告の口座が判明した。その後当該口座の入出金の状況から、数年間にわたり最低生活費を大幅に上回る財産を有していたことが確認されたことから、数百万円の生活保護法第 78 条徴収金を決定した。決定のあった平成 28 年時点では、決定額の 2 倍以上の財産を有していることが確認されているものの、徴収金の一部が僅かに分割で納付されただけで、その後に辞退廃止となり、当該財産は費消されている。なお、本世帯は再度生活が困窮したとのことで、令和元年より生活保護が再度開始されており、現在は毎月我的生活保護費から天引き徴収により分割で返還を継続している。しかし、債権額が多額なために全額を回収できる目途は立っていない。

もう一方の事案においても、徴収金の決定後、保護廃止となり、債務者が財産を費消し回収できなかつたり、月数千円の少額の分納にとどまるなど、結果として滞納債権として数百万円の債権が繰り越されている。もちろん納付交渉により、全額の支払いを受けることが望ましいが、納付交渉が不調となった際には、他の手段を検討する必要がある。

当該債権は不正な請求により市がその財源より支給した金員を取り戻すという性質のものであり、一般の債権よりも厳正に対処する姿勢を示すべきである。不正の対応を厳正に行うことは、行政への信頼の醸成にもつながると考えられる。また、債権管理・回収一般に通じるものであるが、債権回収は早期に実施しなければ、債務者の財産が散逸し、債権回収の可能性は刻一刻と低下していくこととなる。

吹田市は、多額の預貯金を有しているケースについては、積極的に滞納処分を検討し、債権の回収に努めるべきである。

4 生活保護法第 63 条返還金

(1) 基本情報

所管室課	福祉部 生活福祉室
債権の分類	非強制徴収公債権
債権の発生	不定期
債権の内容	急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた場合による、生活保護法第 63 条に基づく生活保護費の返還金
関連法規等	発生根拠：生活保護法第 63 条 督促：地方自治法第 231 条の 3 第 1 項 滞納処分：生活保護法第 77 条の 2
時効期間	5 年（地方自治法第 236 条第 1 項）
交渉や管理の状況等の記録方法	紙台帳及びコンピューターシステム（パッケージ）

(2) 令和 3 年度から令和 5 年度までの徴収状況

ア 全体

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
調定額	183,481,246 円	200,177,253 円	227,312,902 円
収入（徴収）済額	102,494,030 円	106,228,572 円	122,296,459 円
不納欠損額	1,935,743 円	6,737,939 円	3,366,757 円
収入未済額	79,051,473 円	87,210,742 円	101,649,686 円
収入（徴収）率	55.9%	53.1%	53.8%

イ 現年度分

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
調定額	109,512,126 円	121,125,780 円	140,102,160 円
収入（徴収）済額	96,130,969 円	96,396,080 円	112,990,442 円
不納欠損額	0 円	0 円	0 円
収入未済額	13,381,157 円	24,729,700 円	27,111,718 円
収入（徴収）率	87.8%	79.6%	80.6%

ウ 滞納繰越分

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
調定額	73,969,120 円	79,051,473 円	87,210,742 円
収入（徴収）済額	6,363,061 円	9,832,492 円	9,306,017 円
不納欠損額	1,935,743 円	6,737,939 円	3,366,757 円
収入未済額	65,670,316 円	62,481,042 円	74,537,968 円
収入（徴収）率	8.6%	12.4%	10.7%

(3) 監査の意見

【意見 5 0】 法的手続の検討

吹田市は、生活保護法第 63 条返還金について、状況に応じて生活保護法第 77 条の 2 を適用した滞納処分や裁判所を通しての法的手続の検討を進めるべきである。

(関連する総論的意見)

【意見 9】 私債権等についての支払督促の積極活用

(理由)

本債権は、各種年金の遡及受給や保険の解約返戻金など資力が発生したことに起因して債権が発生するケースがほとんどであり、意図的な無申告等を原因としたものではないことから、現年度分については 80%程度の徴収率となっている。一方で 20%程度、収入未済が生じている状況とも言え、本監査において確認した事案においても、債務者が納得しないといった理由で未納となっているものが散見された。生活福祉室においては、丁寧な説明と納付交渉を続けているものの債務者の不誠実な対応により数百万円の収入未済額が生じているケースもある。

本監査においても、以下のような事案が確認された。

<事案>

令和 5 年に年金の遡及受給により数百万円の生活保護法第 63 条返還金を決定した。遡及受給にあたっては、事前に返還となる旨を担当者より説明し、認識されていたが、納得がいかないとして返還がないまま、保護廃止となった。その後、催告書の送付は行っているものの、半年以上連絡がないまま現在にいたっている。

吹田市福祉事務所債権管理事務の手引きでは、「納付交渉が不調となり、また、相手が納付について誠意を示さず、納付交渉にも応じないなど、督促後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、原則として法的手続を検討しなければなりません。」と記載されているが、実際に本債権について、法的手続が取られた事例は無いとのことであった。もちろん、本債権は生活困窮者が対象となることから、自立支援の観点から十分に検討した上で返還金を決定する事や、回収にあたっての、法的手続の実施については、慎重に検討することが必要である。しかし、手引きに記載のように、法的手続を検討すべき状況が発生することも想定する必要がある。

吹田市は、本債権についても、状況に応じて生活保護法第 77 条の 2 を適用した滞納処分や裁判所を通しての法的手続の検討を進めるべきである。

【意見 5 1】 世帯主以外の世帯構成員に対しての請求の実施

吹田市は、生活保護法第 63 条返還金について、世帯主以外の世帯構成員に資力が生まれ、かつ、世帯主への納付交渉では回収が困難な場合には、当該構成員を対象とし、請求その他の債権回収に係る手続を行うべきである。

(理由)

生活保護は生活保護法第 10 条において、「世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。」として世帯単位の原則がとられている。このため、具体的な保護や変更、決定等の処分も、被保護世帯の各構成員に対して個別にされるものではなく、世帯主を名宛人として行われることとされている。

この点、吹田市では、世帯の構成員に年金の遡及受給といった収入が発生し、生活保護法第 63 条返還金が生じた際には、世帯主へ返還請求を行うものの、これが不調となった際に世帯主以外の構成員への請求等は行っていない。

本監査においても、以下のような事案が確認された。

<事案>

令和5年に世帯主の子に年金の遡及受給があったことにより数百万円の生活保護法第63条返還金を決定した。その後、子は返還に応じず、当該預貯金を持って市外へ転出した。このため、世帯主が保護費から分割納付により納付しているが、債権総額と比較すると全額の納付は困難な状況である。

吹田市は、世帯主以外の世帯構成員に資力が生まれ、かつ、世帯主への納付交渉では回収が困難な場合は、当該構成員を対象とし、請求その他の債権回収に係る手続を行うべきである。

なお、世帯主に対する返還決定については、世帯主が当該世帯の代表として名宛人となる以上、その効果は名宛人である世帯主にとどまらず、世帯の構成員全体に返還決定の効果が及ぶと解する考え方（参考：福岡高等裁判所平成10年10月9日判決^{8,9)}）や、返還決定が行政処分である以上、世帯員ごとに返還決定が必要であり、世帯主への返還決定のみでは世帯主以外の構成員には必ずしも効力が及ばないとの考え方がある¹⁰⁾、この点を正面から判断した裁判例は見当たらない。

この点、監査人としては、前記福岡高等裁判所判決が、脚注8で記載したように名宛人である世帯主の死亡後の子の訴訟承継ないし審査請求前置主義の充足が争点の一つとなった事案に過ぎず、逆に自治体が市民に対して返還金を求める場面にこの考え方をそのまま適用してよいのか躊躇を覚える。むしろ脚注10にあるように返還決定が行政処分である以上、個々に名宛人として返還決定を行い、その効力を争う機会を保障する必要がある、という考え方に説得力を感じる。

そこで、世帯主以外の構成員へ返還を求めるべき事案がある場合には、上記の法的な考え方や、被請求者との無用な紛争化を避けるためにも、例えば、当初の返還決定の名宛人に世帯員全員を列記するか、これが実務上困難であれば、世帯主以外の構成員へ返還を求めるにあたっては、改めて当該構成員に対して返還決定を行うのが望ましいと考える。

⁸ 保護変更処分の取消訴訟において、名宛人である世帯主の死亡後の子の訴訟承継ないし審査請求前置主義の充足が争点の一つとなった事案において、「世帯単位でされる生活保護においては、…被保護世帯の構成員が、それぞれ、保護受給権を有し、保護変更処分等を争う適格を有する一方で、右保護変更処分等の効果は、世帯全体ないしその各構成員全体に等しく及び、世帯主は、被保護世帯ないし保護受給権者のいわば代表として当該処分の名宛人となるものである以上、これに対する不服申立てについても、世帯を代表してこれを行うことができ、また、その構成員が現に各別に不服申立て等を行っているのではない限り、原則として、名宛人である世帯主が行った不服の申立て等は、当該世帯ないしその各構成員を代表して行ったものとして、その効果は世帯構成員全体に及ぶものと解するのが相当である」とし、世帯主の子について審査請求前置の要件を充足すると判断した。

⁹ この裁判例の論理から言えば、生活保護費の返還決定は世帯主を名宛人としてなされるが、その法的効果は被保護世帯の構成員全体に及ぶと解される、と説明される（弁護士法人マイスタット法律事務所代表弁護士須田徹編著「生活保護費返還金等債権管理マニュアル」（ぎょうせい、64頁））

¹⁰ 弁護士金岡宏樹「市町村アカデミー講義 Again 自立支援に配慮した生活保護返還金の徴収事務」（アカデミア vol.1 145、40頁）

第6 高齢福祉室の所管する債権管理回収に係る監査の結果及び意見

1 介護保険料

(1) 基本情報

所管室課	福祉部 高齢福祉室
債権の分類	強制徴収公債権
債権の発生	定期
債権の内容	介護保険料は、介護保険サービス提供のために必要な費用から利用者負担を除いた額のうち、公費（国・都道府県・市町村）が負担する半分を除いた残りを、被保険者一人ひとりから徴収するものであり、原則として40歳以上の人が対象となる。 65歳以上の人（第1号被保険者）は、吹田市に介護保険料を納めることとなるが、年金受給額が年18万円以上の場合には2か月ごとの年金から保険料を差し引いて徴収する特別徴収が行われており、吹田市による債権管理が必要となるのは、年金受給額が年18万円未満の場合等による普通徴収である。普通徴収においては、口座振替による納付も可能である。 介護保険料の未納期間が1年以上となると介護保険サービス利用時にサービス費用の全額をいったん自己負担する必要がある、1年6か月以上となると保険給付分の支給が差し止められる場合があり、2年以上の場合はサービス費用の自己負担が3、4割に引き上げられたり高額介護サービス費の支給も受けられなくなる等のデメリットがある。
関連法規等	発生根拠：介護保険法第129条 督促：地方自治法第231条の3第1項 滞納処分：介護保険法第144条
時効期間	2年（介護保険法第200条第1項）
交渉や管理の状況等の記録方法	・介護保険システム（パッケージ） ・財務会計システム

(2) 令和3年度から令和5年度までの徴収状況

ア 全体

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
調定額	6,323,265,734円	6,345,206,023円	6,385,079,646円
収入（徴収）済額	6,186,361,214円	6,224,324,832円	6,258,488,145円
不納欠損額	35,578,630円	14,915,146円	24,869,110円
収入未済額	101,325,890円	105,966,045円	101,722,391円
収入（徴収）率	97.8%	98.1%	98.0%

イ 現年度分

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
調定額	6,213,023,812円	6,243,989,567円	6,279,264,733円
収入（徴収）済額	6,171,520,707円	6,205,559,737円	6,243,413,769円

不納欠損額	0 円	0 円	0 円
収入未済額	41, 503, 105 円	38, 429, 830 円	35, 850, 964 円
収入（徴収）率	99. 3%	99. 4%	99. 4%

ウ 滞納繰越分

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
調定額	110, 241, 922 円	101, 216, 456 円	105, 814, 913 円
収入（徴収）済額	14, 840, 507 円	18, 765, 095 円	15, 074, 376 円
不納欠損額	35, 578, 630 円	14, 915, 146 円	24, 869, 110 円
収入未済額	59, 822, 785 円	67, 536, 215 円	65, 871, 427 円
収入（徴収）率	13. 5%	18. 5%	14. 2%

(3) 監査の結果及び意見

【結果 7】 介護保険法第 132 条の連帯納付義務者に対する請求の実施

吹田市は、介護保険料について、介護保険法第 132 条の連帯納付義務について市民に対して周知を図るとともに、連帯納付義務者に対する請求を実施し、介護保険料の公平かつ適切な徴収を行うべきである。

（関連する総論的意見）

【意見 6】 保証人、法律上の連帯納付義務者への請求

（理由）

介護保険法第 132 条第 2 項及び第 3 項は、第一号被保険者の保険料を普通徴収の方法によって徴収しようとする場合における世帯主及び配偶者の一方の連帯納付義務を定めているが、吹田市においては同条項に基づく連帯納付義務者に対する請求は実施されていない。

この点、高齢福祉室において利用されているシステムでは、被保険者の宛先は一人につき一か所しか設定できず、連帯納付義務者に対する請求を実施すると膨大な事務量が発生するため、実施していないとのことである。

確かに、高齢福祉室において現在使用されているシステムは、債権管理の観点からは使い勝手のよくないものとなっている上、高齢福祉室においては債権回収専従職員がいないため、十分な債権管理の実施は困難な状況とのことである。

しかしながら、介護保険法において連帯納付義務者が定められている以上、各自治体の導入するシステムや人員配置状況等により、連帯納付義務者への請求がなされるか否かが変わることは、本来、市政の公正・公平性の観点から相当ではない。

この点、例えば、芦屋市、明石市、今治市等複数の自治体において、各自治体のホームページの介護保険のページに、被保険者が属する世帯の世帯主及び被保険者の配偶者は、被保険者本人の介護保険料について連帯納付義務を負う旨や、連帯納付義務者に対して滞納処分等が行われる可能性がある旨等を記載し、市民に対し介護保険料の連帯納付義務があることについて周知する努力を行っている。また、保険料決定通知書の裏面に、連帯納付義務について明記する等の工夫を行っている自治体や、包括外部監査において結果 7 と同様の指摘を受け、対象世帯に対し個別訪

間等で連帯納付義務の説明を行って市民の理解を得た上で徴収につなげるような取組みを行っている自治体もある。

そこで、吹田市においても、市民に対し介護保険料の連帯納付義務の周知を図るとともに、滞納が発生した場合には連帯納付義務者への請求を実施し、介護保険料の公平かつ適切な徴収を実施すべきである。なお、吹田市は現状では第 1 号被保険者本人に対してのみ「介護保険料納入通知書」を送付（賦課）しているため、連帯納付義務者に対して請求を行うためには、改めて保険料賦課期日（当該年度の初日又は第 1 号被保険者資格取得日）現在の連帯納付義務者に対して、予め「介護保険料納入通知書」を送付しておくことが必要である。¹¹

【結果 8】 分納誓約書の記載内容の改訂

吹田市は、介護保険料について、滞納者から提出を受ける分納誓約書につき、滞納者に対し期限の利益を付与するとの誤解を与えないような記載に改めるべきである。

（関連する総論的意見）

【意見 5】 分納誓約の適正な活用

（理由）

介護保険料は強制徴収公債権であるところ、正式に期限の利益を付与する徴収猶予（介護保険法第 142 条、吹田市介護保険条例第 12 条）ではなく、滞納者による自主的納付を促す方法として、分納誓約が用いられている。

この点、高齢福祉室が滞納者より提出を受ける分納誓約書のひな形には、下記のとおり「なお、万が一この誓約に違反したときは、滞納処分をされても異議はありません。」との記載があるところ、当該文言が、分納誓約者に対し期限の利益を付与するものか否かは、議論の余地があるが、少なくとも滞納者に対し「誓約に違反しなければ、滞納処分をされない」と誤解を与えるおそれは十分にある。

分納誓約については、意見 52 に記載のとおり資産や収入等を踏まえた適正な分納を実現する必要があるため、高齢福祉室においては、令和 6 年 7 月ころより、少額分納を安易に認めない方針に変更となり、分納誓約時に、分納中であつたとしても資産や収入等の状況によっては滞納処分に移行する可能性がある旨を説明するとともに、その文言を分納誓約書に記載する等、対策を進めているとのことである。上記分納誓約の適正化の取組みに鑑みれば、分納誓約書の文言により、滞納者が期限の利益を付与されたと誤解することは避ける必要があり、上記文言は改めるべきである。

なお、高齢福祉室においては、令和 6 年 9 月より分納誓約書を変更し、上記文言は「なお、一括納付が困難なため分割納付を申し出ていますが、財産調査の結果、介護保険料等に充てることができる財産が見つかった場合に差押え又は公売等、税法に定められた滞納処分を受けても異議ありません。」と改められたとのことであるが、本意見の趣旨を踏まえて今後の誓約書書式変更に際しても、期限の利益を与えると誤解を与える文言を記載しないよう十分に留意されたい（意見 5 の理由(4)の具体的な文例参照）。

¹¹ 「地方公務員のための債権管理・回収実務マニュアル」（第一法規・【編集】大阪弁護士会 自治体債権管理研究会）91 頁

<令和6年8月以前使用のひな形>

分納管理番号：

令和 年 月 日

分納誓約書

吹田市長 宛

〒

住所 _____

誓約者氏名 _____

代筆者氏名 _____

電話番号 _____

被保険者番号		被保険者氏名	
被保険者住所			

私は、現在滞納している保険料等について、別紙「介護保険料未納明細書」にて確認し、今後は下記の分納計画に基づいて納付することを誓約いたします。

なお、万が一この誓約に違反したときは、滞納処分をされても異議はありません。

※ 分納誓約中であっても、督促状は発送されますので、ご了承ください。
納付が困難な場合は、必ず連絡のうえ、ご相談ください。

分納計画	分納額	1回 円	分納回数	回
	分納期間	令和 年 月 から 令和 年 月 まで		
	納付期限	各月月末（12月は28日、土日祝の場合は翌開庁日）		
	滞納理由			
	次回来庁日	令和 年 月 日（電話での受付も行います。）		

※ 吹田市入力欄

受付	受付者	発送日	決裁欄	参事	主幹	主査	係員
☐ 窓口 ☐ 郵送 ☐ その他							

備考欄	
-----	--

<令和 6 年 9 月以降使用のひな形>

分納管理番号：

令和 年 月 日

分 納 誓 約 書

吹田市長 宛

〒

住所

誓約者氏名

代筆者氏名

電話番号

被保険者番号		被保険者氏名	
被保険者住所			

私は、現在滞納している介護保険料等について、別紙「介護保険料未納明細書」にて確認し、今後は下記の分納計画に基づいて納付すること及び新たに滞納しないことを誓約いたします。

なお、一括納付が困難なため分割納付を申し出ていますが、財産調査の結果、介護保険料等に充てることができる財産が見つかった場合に差押又は公売等、税法に定められた滞納処分を受けても異議ありません。また、この誓約を不履行した場合は、差押又は公売等、税法に定められた滞納処分を受けても異議ありません。以上誓約し後日の証として本書を提出いたします。

分納計画	分納額		分納回数	回
	分納期間			
	納付期限	(12月は日、土日祝の場合は翌開庁日)		
	滞納理由			
	次回来庁日			

※ 吹田市入力欄

受 付	受付者	発送日	決裁欄	参事	主幹	主査	係員
☐ 窓口							
☐ 郵送							
☐ その他							

備考欄	
-----	--

【意見 5 2】 資産、収入等を踏まえた適正な分納額による分納誓約書の徴取

吹田市は、介護保険料について、滞納者からその資産、収入、支出等に関する資料の提出を受けた上で、資産、収入等の状況に見合った適正な分割額を納付する旨の分納誓約書を徴取すべきである。

(関連する総論的意見)

【意見 5】 分納誓約の適正な活用

(理由)

介護保険料は強制徴収公債権であるところ、正式に期限の利益を付与する徴収猶予（介護保険法第 142 条、吹田市介護保険条例第 12 条）ではなく、滞納者による自主的納付を促す方法として、分納誓約が用いられている。抽出事案を検討したところ、分納誓約については、次のような問題点が確認できた。

ア 分納誓約時に資力、資産等に関する資料の提出を求めている点

高齢福祉室によれば、分納誓約時には、滞納者から滞納理由や状況（失業・病気・収入減少等）、分納開始時期、1 回あたりの分納額の聞き取りを行うものの、従前より、資力、資産等に関する資料の提出は求めているとのことである。

この点、吹田市債権管理基本マニュアルには、以下のとおり分割納付時に生活状況や納付資力の調査を実施すべき旨が記載されている。

【分割納付】

1 一括納付が困難な場合、債務者の生活状況や納付資力を調査し、回収の実効性を高める観点から、やむを得ないと認められる場合は分割納付についても検討をする。

(吹田市債権管理基本マニュアル（第 6 版）14 頁)

また、同マニュアルには、「自力執行権のない債権（非強制徴収公債権・私債権）の回収」に関する記載としてではあるが、分割納付時に提出を受けるべき疎明資料について以下のとおり記載されている。

(6) 分割納付（分割納付の誓約）

～中略～

イ 分割納付の期間

納付総額が高額な場合でも分割納付期間は原則 1 年以内とし、分割納付の最終納付期日までに再相談することとし、再相談では債務者の生活状況を改めて事情聴取した上で、できる限り分割納付額の増額を試みる。

ウ 疎明資料の提出

長期間となる分割納付を認めるかどうかの判断材料として、資力または資産の状況が確認できる疎明資料を提出してもらう。

～中略～

(ア) 収入が確認できる資料

給与明細書、源泉徴収票、確定申告書（控え）、年金受給振込通知書、雇用保険受給資格者証、生活保護受給証明書、給与等振込の銀行通帳等

(イ) 支出を証明できる資料

賃貸借契約書（賃貸等の家賃を証明できるもの）、各種支払いを証明できる領収書（税金、保険、年金、生命保険料、電話、医療費、公共料金等）

(ウ) 借入、支払い事実の証明できる資料

返済計画表、引落履歴が見られる通帳（本人口座かどうかの確認ができるページの提出を求める）など、支払領収書等

(吹田市債権管理基本マニュアル（第 6 版）35 頁～36 頁)

前述のとおり、強制徴収公債権である介護保険料において分納誓約は介護保険法及び吹田市介護保険条例の予定しない例外的な取扱いであることや、吹田市債権管

理基本マニュアルにおいて分割納付を検討するにあたっては債務者に関する調査が求められていること、さらには市政の公正・公平性の観点から、分納誓約時、特に1年を超えるような長期の分割誓約の場合には、前記マニュアルが示すような客観的資料の提出を求めるべきである。

なお、分納誓約時に徴取する客観的資料から生活困窮状態が認められ場合は、生活困窮関連部署へ連携し、生活困窮者に対する適切なアプローチを実施すべきである。

イ 分納誓約時の資産状況に見合わない少額の方納誓約を行っている点

分納誓約時までに実施された財産調査の結果、滞納額全額を回収するに足りる資産を有していることが判明したにもかかわらず、分納額が極めて少額の方納誓約書を徴取した事案があった。

当該事案は以下のとおりである。

<事案>

令和元年10月に本人より月1,000円の方納誓約書が提出され、令和2年10月にも同様に月1,000円の方納誓約書が提出されたものの、その後の財産調査の結果200万円を超える預貯金が存在することが判明したが、令和3年11月にも従前と同様月1,000円の方納誓約がなされた。さらに、財産調査の結果900万円を超える預貯金の存在が判明したにもかかわらず、月1,000円の方納誓約が毎年継続され、令和5年末の段階で約46万円の介護保険料が未収となっている。

上記事案は、当初の方納誓約時には、前記アのとおり資産に関する資料の提出を求めているため、滞納者の希望する金額での方納誓約書を受領したものであるが、その後、方納誓約後に発生する債権の時効を更新する観点から、年に1回、方納誓約書を新たに徴取していた。

上記滞納者については、1回目の財産調査の結果、200万円を超える預貯金が存在することが判明していたのであるから、その後の納付交渉に際しては、一括納付を求める、又は、数回で分割納付が終了する程度の金額での納付を求める等、財産調査の結果を踏まえた交渉が実施されるべきであった。また、再度の財産調査の結果、900万円を超える高額な預貯金の存在が判明したのであるから、一括納付を求め、それに応じない場合は速やかに差押え等を実施すべきであったことは明らかである。

時効更新のための方納誓約の再徴取であっても、前の方納誓約時から一定の期間が経過している以上、その生活状況が異なる可能性は十分にあるから、あらためて滞納者の生活状況や納付資力を調査する必要があること、及び、方納誓約時までに実施された財産調査の結果を踏まえた納付交渉が実施されるべきことは当然であり、吹田市の上記対応は不適切である。

以上のとおり、方納誓約時には、最初の方納誓約であると、再徴取時の方納誓約であるにもかかわらず、滞納者の資産、資力等について十分な調査を実施した上で、その時点における滞納者の資産、収入等の状況に見合った適正な分割額を納付する旨の方納誓約書を徴取することが、市政の公正・公平性の観点からも必要である。具体的には、方納誓約時には、①滞納者の債権管理台帳を確認し財産調査実施の有無及びその結果を確認し、②財産調査が実施されていない、又は判明した財産額が少額である場合は、下記方納誓約時提出依頼書類チェックリスト案（参考文献：吹田市債権管理基本マニュアル（第6版）35頁～36頁）のようなチェックリストを作成し、当該リストに沿って滞納者から可能な限り資料の提出を求めるべきである。なお、②については、どの程度の金額を「少額」と判断するのか内部的な基準を設ける等して、人事異動等にかかわらず継続的・統一的な扱いができるシステムを構築すべきであろう。

さらに、分割納付額を協議するにあたっては、強制徴収公債権における分割納付が例外的な措置であることや、分割納付回数に比例して市の滞納管理事務が増加すること、他方において滞納者にとっても分割納付が長期間継続することを念頭に置き、分割納付期間は 1 年以内とすることを原則とし、資産、収入等を踏まえた適正な分納額による分納誓約書を徴取すべきである。特に、未納額が相当高額に及んでいる事案、納付義務者以外の同居家族も収入を得ていることがうかがえる事案などでは、その分割納付額の見極めはより重要であろう。

ウ なお、高齢福祉室においては令和 6 年 7 月ごろより、少額分納を安易に認めない方針に変更されているとのことであるが、本意見の趣旨も踏まえ、資産、収入等を踏まえた適正な分納の実現に向けた見直しが継続的に行われることを期待する。

分納誓約時提出依頼書類チェックリスト（案）

分類	依頼書類	確認すべき内容等	提出期限	請求者	受領者	済
基本	預貯金通帳の写し	・収入関係の履歴（給与、年金、雇用保険等）、支出関係の履歴（税金、保険、年金、固定電話、携帯電話、家賃、水道光熱費等）、借入関係の履歴（クレジットカード、住宅ローン等）の入出金のあるもの ・「オマトメ」「一括記帳」の記載がある場合は、別途その間の取引履歴を求める				☐
以下、上記1で確認できなかった点についての補足資料						
収入資料	給与明細	・給与所得者の場合 ・直近3カ月分 ・給与明細がない場合は直近の源泉徴収票でも可				☐
	確定申告書（控え）	・個人事業主の場合 ・直前期分				☐
	年金受給振込通知書	・毎年6月ごろに送付される				☐
	雇用保険受給資格者証	・雇用保険受給説明会時に交付				☐
	生活保護受給証明	・生活保護受給決定時に発行				☐
支出資料	賃貸借契約書	・賃貸等の家賃の確認				☐
	保険証券	・月々の生命保険料の確認				☐
	納付書	・税金、年金等の金額の確認				☐
	請求書または領収書	・携帯電話、固定電話の料金、医療費等の確認				☐
借入資料	返済予定表	・借入金（特に住宅ローン）の確認				☐
	請求書または支払領収書	・借入金の確認				☐

【意見 5 3】 分納誓約にいたった債権の適正な債権管理

吹田市は、介護保険料について、分納誓約後の債権管理を適正に実施すべきである。

(関連する総論的意見)

【意見 5】 分納誓約の適正な活用

(理由)

分割納付は債権回収の一手段であるから、分納誓約後も、債権管理が適切に実施されるべきことは当然である。

この点、抽出事案を検討したところ、分納誓約後の債権管理が適切になされていない事案があった。

<事案>

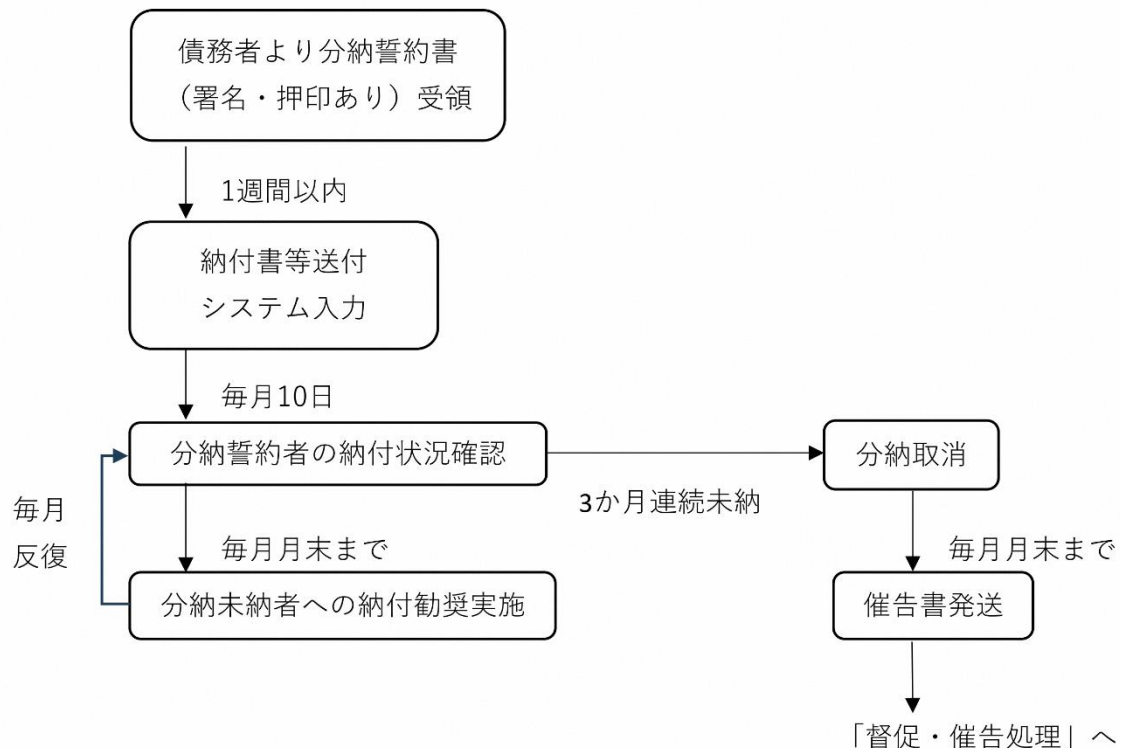
令和 2 年 9 月に、令和 2 年 10 月から分納する旨の分納誓約書を徴取したものの、令和 2 年 11 月に 1 度納付された後、令和 4 年 10 月まで約 2 年間にわたり納付がなかったが、その間、年 1 回の分納誓約書の再徴取以外は、架電や訪問等の滞納者への督促は一切なされていなかった。

高齢福祉室においては、分納誓約後に納付があった場合の分納管理上の消込は収納等受託者が行い、3 か月以上納付がない場合は、分納の取消しをして催告書を送付する手順となっていたが、上記事案においては、3 か月以上納付がないが分納の取消しが行われていなかった。

分納誓約書を提出している滞納者は、連絡のない滞納者と比べ、納付意識は一定程度あると考えられるため、分納誓約後も適切な債権管理を行い、必要に応じて架電や訪問等により積極的な納付勧奨を行うことが有意義である。この点、高齢福祉室においては、分納の申出がある場合につき、分納誓約書を徴取して分割納付書を発送するまでの収納等受託者との業務割り振りに関する図は存在するが、分納処理手続の流れ全体を記載した業務フロー図は作成されていない。

そこで、例えば、毎月 10 日に分納誓約者の納付状況確認を実施、毎月月末までに未納者に対する架電や訪問等による納付勧奨業務を実施、分納誓約者の納付状況確認時に 3 か月連続未納が確認された場合は分納を取消し当該月の月末までに催告書を発送等のように、分納誓約後の債権管理の具体的なスケジュールを、納付勧奨業務も含めて定めるとともに、以下の分納処理フロー図（案）のように、スケジュール付き業務フロー図を作成して仕組み化し、人事異動等にかかわらず継続的・統一的な債権管理を実施できる体制を構築すべきである。（なお、意見 5 でも記載したように、滞納者から分納誓約書の提出を受けても、法律的には吹田市が期限の利益を滞納者に付与するものではないため、たとえば分納期間中であっても、法的には一括請求をすることは可能である。したがって、上記の「分納の取消し」やフロー図にある「分納取消」は滞納者に対する法的手続ではなく、所管室課内で催告書を送付するにあたっての手順、という意味で記載している）。

分納処理フロー図（案）



【意見 5 4】 適正な債権管理のための仕組み化の実施

吹田市は、介護保険料について、滞納者に対する適正な債権管理に関する知見を蓄積し承継する観点から、徴収に関する業務の仕組み化を実施し、例えばスケジュール入り業務フロー図を作成する等して業務プロセスを体系化・効率化すべきである。

（関連する総論的意見）

【意見 3】 大量の債権を扱うシステムが不十分であることへの対応

【意見 15】 債権管理マニュアルや業務フロー図など

（理由）

吹田市は、「介護保険料収納補助・納付勧奨・コールセンター業務」を収納等受託者に委託しており、納付勧奨対象者情報の抽出は高齢福祉室が行い、提供された情報をもとにどのような納付勧奨を実施するかは収納等受託者が提案し、市が承認する形で実施されている。

抽出事案（5 件）を検討したところ、債権管理台帳（介護保険システム）には、滞納者側からの電話や訪問に対する対応は数多く記載されていたものの、吹田市側から積極的に訪問勧奨・電話勧奨を実施した旨の記載は 1 件しかなかった。なお、高齢福祉室では、分納誓約者以外の滞納者に対する納付勧奨は積極的に実施している（令和 5 年度の訪問勧奨実施件数は 3,942 件、電話勧奨は統計を取っていないものの多数実施とのことである。）ものの、分納誓約者に対する納付勧奨は実施しておらず、抽出対象となった滞納債権額上位 5 位の事案はいずれも分納案件であったため、積極的な納付勧奨が行われていなかった。

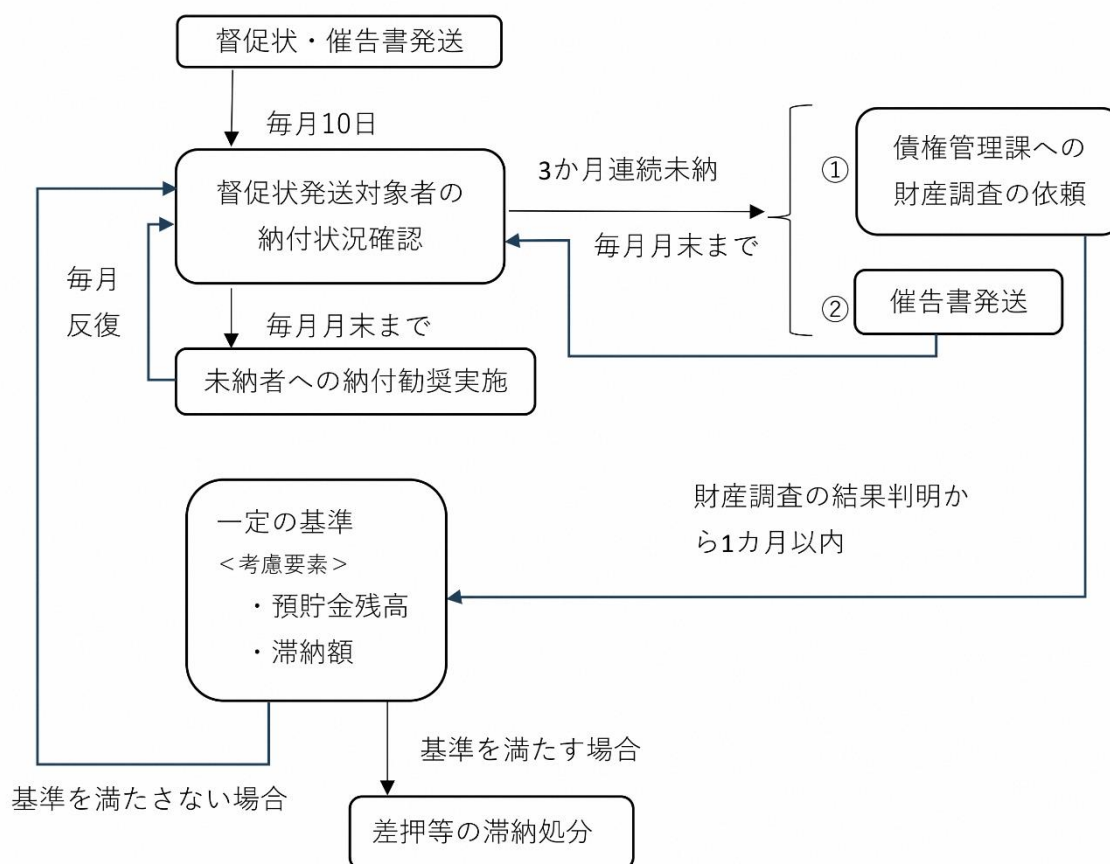
吹田市においては、滞納が発生した場合、まずは原課で債権回収を行い、その後条件に合致した債権を債権管理課に移管して債権回収を図るシステムが構築されている。債権回収においては、初動対応が重要であり、滞納額が少額である滞納開始時に、督促状等の送付のみならず架電・訪問等による積極的な納付勧奨が行われることで、滞納者の納付意識向上や、生活困窮者への早期のアプローチが可能になる。このような観点からすると、分納誓約にいたっていない滞納者のみならず、分納誓約後に誓約とおりの納付がなされない滞納者に対しても、前記意見 53 にも記載したとおり積極的な納付勧奨を実施すべきである。

この点、高齢福祉室は、前述のとおりシステムの問題や人員不足等の課題があり、現状においては十分な債権管理が実施できていない実情があるが、効率的な債権管理が可能となる新システムの導入までには数年を要する見込みであることに鑑みれば、現状において適正な債権管理を実施するための方策を検討する必要がある。

高齢福祉室には、督促状や催告書を発送するまでの収納等受託者との業務割り振りに関する図は存在するが、督促・催告処理の手続の流れ全体を記載した業務フロー図は作成されていないとのことであるが、スケジュール付きの業務フロー図を作成する等して業務を仕組み化し、適正な債権管理が継続的に実施できる体制を構築すべきである。

例えば、毎月 10 日に督促状又は催告書の送付対象者からの入金状況確認の実施、毎月月末までに未納付者に対する納付勧奨の実施、入金状況確認及び納付勧奨を 2 か月実施しても納付されない場合（3 か月連続未納の場合）は毎月末日までに財産調査の債権管理課への依頼実施、財産調査の依頼実施後も通常の催告書送付、入金状況確認及び納付勧奨は継続実施、財産調査の結果判明した預貯残高と滞納額を比較した一定の基準に基づき差押えを実施する等、以下の督促・催告処理フロー図（案）のように、具体的な業務内容とスケジュール、基準を記載したフロー図等を作成することが望ましい。また、滞納処分についても債権差押えなど比較的实施が容易なものについては、債権管理課と相談しながらその具体的な実施手順等をマニュアル化し、未経験の職員でも当該マニュアルに基づき適切に債権差押え等を実施できる体制を整えるべきである。このような業務の仕組み化により、職員の異動等にかかわらず知見を蓄積、承継できる上、収納等受託者が定型的な業務として納付勧奨業務を実施することも可能となる。

督促・催告処理フロー図（案）



【意見55】 財産調査の定期的な実施及び適正な滞納処分の実施

吹田市は、介護保険料について、その滞納者に対する財産調査を定期的の実施し、財産調査の結果及び滞納額を考慮した適正な債権差押え等の滞納処分を実施すべきである。

（関連する総論的意見）

【意見8】 強制徴収公債権での滞納処分のあり方

（理由）

高齢福祉室においては、滞納額や催告送付の回数、送付物の返戻の有無、介護保険料所得段階等を総合的に考慮して、随時、繁忙期を避けて、債権管理課へ財産調査を依頼しているのが現状とのことである。前述のとおりシステムの問題や人員不足等の課題があるため、財産調査の定期的な実施にはいたっていないとのことであるが、適正な債権管理の観点からは、滞納後早い段階で、定期的に財産調査を実施する体制に改めるべきである。

また、高齢福祉室においては、債権差押え等への取組みを開始したのは令和4年末からであり、令和5年度の差押えは6件であった。

この点、抽出事案を検討したところ、財産調査の結果、900万円を超える預貯金の存在が判明したにもかかわらず債権差押えが行われていないケースがあった。当該ケースは少額での分納誓約が提出された事案であり、当時は、分納誓約を提出して

も財産があれば滞納処分を行う可能性がある旨の説明が行われていなかったものであるが、上記のような多額の財産の存在が判明した場合、速やかに滞納者に連絡して滞納分の一括払いを求め、これに応じない場合は債権差押えを実施することが、市政の公正・公平性の観点から必要であったことは明らかである。

そこで、前記意見 54 においても記載したが、例えば、毎月 10 日に督促状又は催告書の送付対象者からの入金状況確認の実施、毎月月末までに未納付者に対する納付勧奨の実施、入金状況確認及び納付勧奨を 2 か月実施しても納付されない場合（3 か月連続未納の場合）は毎月末日までに財産調査の債権管理課への依頼実施、財産調査の依頼実施後も通常の催告書送付、入金状況確認、納付勧奨は継続実施、財産調査の結果判明した預貯残高と滞納額を比較した一定の基準に基づき差押えを実施する等、財産調査を定期的に実施するための具体的な基準及び財産調査の結果を踏まえて滞納処分を実施する基準を定め、市政の公正・公平性の観点から適正な債権管理を実施すべきである。

【意見 5 6】 催告文書の工夫

吹田市は、介護保険料について、一定回数以上催告書を送付している滞納者に対する催告書には、債権管理課への移管可能性について付言する等、催告文書の文言を工夫して、滞納者の納付意識を高めるべきである。

（関連する総論的意見）

【意見 4】 未収発生後の催告書のより一層の工夫

（理由）

吹田市においては、債権管理課に移管される可能性のある移管予定債務者に対しては、所管室課から移管予告文書が発送されることとなっており、令和 5 年度には、高齢福祉室から移管予定者 11 名に対し移管予告通知書を送付された。移管予告通知書を送付したところ、内 4 名から相談があり、分納誓約の提出を受けるにいったとのことであり、債権管理課へ移管する可能性があることを通知することは、滞納者の納付意識を高める可能性が十分ある。

この点、債権管理課においては、毎年、債権管理課への移管基準を満たす債権について抽出しているところ、令和 4 年度における収入未済件数と移管基準充足件数及び移管件数は以下のとおりである。

収入未済件数	移管基準充足件数	移管件数
20,342 件	125 件	15 件

現在は、債権管理課への移管可能性を記載した移管予告通知書は、上記表の「移管件数」欄記載の滞納者に対してのみ送付されるものであるが、上記表の「移管基準充足件数」欄記載の滞納者や、一定回数以上催告書を送付している滞納者に対する催告書においても、債権管理課へ移管する可能性がある旨を記載する等、滞納者の納付意識を高めるよう、文言を工夫するべきである。

2 返納金(介護保険給付費等:不正利得)

(1) 基本情報

所管室課	福祉部 高齢福祉室
債権の分類	強制徴収公債権
債権の発生	不定期
債権の内容	介護サービス事業者が偽りその他不正の行為によって受けた不正受給の返還を求めるほか、返還すべき額の 40%を加算金として徴収するもの。
関連法規等	発生根拠：介護保険法第 22 条第 3 項 督促：地方自治法第 231 条の 3 第 1 項 滞納処分：介護保険法第 144 条
時効期間	2 年（介護保険法第 200 条第 1 項）
交渉や管理の状況等の記録方法	・財務会計システム（納付書の発行等） ・エクセル（交渉や管理状況等の記録） ・債権管理台帳（債権の管理）

(2) 令和 3 年度から令和 5 年度までの徴収状況

ア 全体

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
調定額	4,068,605 円	3,222,067 円	3,454,005 円
収入（徴収）済額	846,538 円	40,000 円	1,570,854 円
不納欠損額	0 円	1,298,916 円	0 円
収入未済額	3,222,067 円	1,883,151 円	1,883,151 円
収入（徴収）率	20.8%	1.2%	45.5%

イ 現年度分

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
調定額	100,112 円	0 円	1,570,854 円
収入（徴収）済額	90,112 円	0 円	1,570,854 円
不納欠損額	0 円	0 円	0 円
収入未済額	10,000 円	0 円	0 円
収入（徴収）率	90.0%	0.0%	100.0%

ウ 滞納繰越分

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
調定額	3,968,493 円	3,222,067 円	1,883,151 円
収入（徴収）済額	756,426 円	40,000 円	0 円
不納欠損額	0 円	1,298,916 円	0 円

収入未済額	3, 212, 067 円	1, 883, 151 円	1, 883, 151 円
収入（徴収）率	19. 1%	1. 2%	0. 0%

(3) 監査の意見

【意見 5 7】 債権の適正管理に必要な情報の債権管理台帳への集約

吹田市は、返納金（介護保険給付費：不正利得）債権を適正に管理する観点から、債務者に関する情報等の必要な情報をすべて債権管理台帳に集約すべきである。

（関連する総論的意見）

【意見 2】 債権管理台帳の適正な整備

（理由）

債権管理台帳には、効率的かつ適正な債権管理の観点から、債務者との詳細な交渉経過や財産調査の実施結果等、債務者に関する情報をすべて集約して記載されるべきである。

抽出事案を検討したところ、財産調査を実施した旨の記載はあるもののその結果は債権管理台帳に記載されておらず、また、債務者からの事業休止の連絡等詳細な交渉経過も別紙には記載されていたものの、債権管理台帳には記載されていなかった。

この点、吹田市債権管理条例第 4 条は、「債権管理者は、債権を適正に管理するために必要な事項を記載した台帳を整備しなければならない。」と定める。台帳に記載すべき事項は、吹田市債権管理条例施行規則第 2 条において以下のとおり定められている。

第 2 条 条例第 4 条の台帳に記載する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 債権の名称
- (2) 債務者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、所在地及び代表者の氏名）
- (3) 債権額
- (4) 債権の発生原因及び発生年月日
- (5) 履行期限その他履行方法に関する事項
- (6) 債権徴収に係る履歴
- (7) その他市長が必要と認める事項

（吹田市債権管理条例施行規則）

そして、債権管理課が令和 5 年度に実施した債権管理入門研修の「03 債権管理業務の概要」において、債権管理台帳には徴収の管理に関する事項、具体的には督促状の管理、交渉等の経過、時効の状況、債務者に係る情報（勤務先や口座、電話番号など）を記載すべきとされている。

債権回収を効率的に行うためには、滞納発生後、早期に債務者への催告等を行い、その後も定期的に債務者に接触し納付を促すことが必要であるが、人事異動の際に、交渉経過が債権管理台帳に集約されていないと情報の適切な引継ぎができず、後任の債権管理の初動が遅れる可能性がある。また、財産調査の結果についても差押え実施や執行停止の有無等を判断する重要な情報であるから、債権管理台帳にすべて集約して記載されるべきである。

以上のとおり、発生した債権に関して、請求、納付交渉、督促、滞納処分、時効管理等を適切に行い、さらには徴収緩和や債権放棄等の債権整理を的確にかつ継続的に行うためには、債権管理台帳を確認すれば、債務者との交渉履歴も含めたすべ

ての情報が確認できることが必要であるから、債務者に関する情報等の債権管理に必要な情報はすべて債権管理台帳に集約すべきである。

3 返納金(介護保険給付費等:不当利得)

(1) 基本情報

所管室課	福祉部 高齢福祉室
債権の分類	非強制徴収公債権
債権の発生	不定期
債権の内容	介護保険負担割合変更等により介護保険給付費等の過誤等による過払い金の返済を求めるもの。
関連法規等	発生根拠：介護保険法に基づく介護保険給付の取消し（地方自治法第 236 条第 1 項、民法第 703 条） 督促：地方自治法第 231 条の 3 第 1 項
時効期間	5 年（地方自治法第 236 条第 1 項）
交渉や管理の状況等の記録方法	・財務会計システム（納付書の発行等） ・エクセル（交渉や管理状況等の記録） ・債権管理台帳（債権の管理）

(2) 令和 3 年度から令和 5 年度までの徴収状況

ア 全体

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
調定額	327,703 円	71,755 円	212,945 円
収入（徴収）済額	107,092 円	17,116 円	158,306 円
不納欠損額	165,972 円	0 円	0 円
収入未済額	54,639 円	54,639 円	54,639 円
収入（徴収）率	32.7%	23.9%	74.3%

イ 現年度分

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
調定額	53,400 円	17,116 円	158,306 円
収入（徴収）済額	53,400 円	17,116 円	158,306 円
不納欠損額	0 円	0 円	0 円
収入未済額	0 円	0 円	0 円
収入（徴収）率	100.0%	100.0%	100.0%

ウ 滞納繰越分

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
調定額	274,303 円	54,639 円	54,639 円
収入（徴収）済額	53,692 円	0 円	0 円
不納欠損額	165,972 円	0 円	0 円
収入未済額	54,639 円	54,639 円	54,639 円

収入（徴収）率	19.6%	0.0%	0.0%
---------	-------	------	------

(3) 監査の結果及び意見

【意見 5 8】 適正な債権管理の実施及びそのための仕組み化の実施

吹田市は、返納金（介護保険給付費等：不当利得）債権の管理に関する知見を蓄積し承継する観点から、債権発生後の業務の仕組み化を実施し、業務フロー図にスケジュールを入れる等して業務プロセスを体系化すべきである。

（関連する総論的意見）

【意見 15】 債権管理マニュアルや業務フロー図など

（理由）

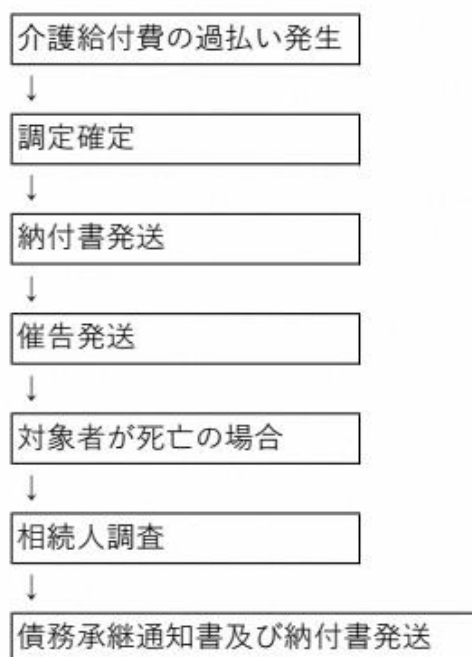
抽出事案を検討したところ、返納通知を送付後、納付書送付まで 3 年程度期間が空いている事案があった。返納通知送付から納付書送付までの期間が空くと、不当利得者の納付意識が弱まる可能性があるため、適切な債権管理の観点からは、返納通知送付後、可及的速やかに納付書を送付する必要がある。介護保険給付費等の不当利得者に対する返納金は不定期に発生する債権であり、当時は、吹田市として十分な債権管理ができていない状態であったとのことである。

この点、現在、高齢福祉室では、介護給付費等の不当利得者に対する返納金債権の発生後の業務につき、下記のような業務フロー図を作成し、適正な債権管理に向け取組みを進めている。

しかしながら、下記業務フロー図には、各業務を実施するスケジュールが記載されておらず、また、催告を発送しても支払のない滞納者に対する債権管理の記載が「対象者が死亡の場合」のみとなっており、この点は改善すべきである。

例えば、調定確定から 15 日以内に納付書を発送し、納付書に基づく支払をしない債務者に対しては納付書発行の 1 か月後に催告書を発送する、納付書及び催告書に基づく入金状況の確認は毎月 10 日に実施し、未納者に対しては毎月月末までに電話や訪問等による納付勧奨を実施し、催告書送付後 2 か月経過しても支払のない債務者に対しては支払督促の申立てをする、等のように、具体的な業務内容とスケジュール、基準を記載した業務フロー図等を作成することが望ましい。また、支払督促についても、債権管理課に相談しながらその具体的な申立手順や書式等をマニュアル化し、未経験の職員でも当該マニュアルに基づき適切に債権差押え等を実施できる体制を整えるべきである。このような業務の仕組み化を実施することにより、不定期に発生する債権であっても、職員の異動等にかかわらず知見を蓄積、承継でき、適正な債権管理が可能となる。

【個人返納金の流れ】



【自主点検による事業所返納金の流れ】



【結果 9】 債権管理台帳への記載の適切な実施

吹田市は、返納金（介護保険給付費等：不当利得）の債権管理にあたり、債権管理台帳への記載を適切に実施すべきである。

（関連する総論的意見）

【意見 2】 債権管理台帳の適正な整備

（理由）

介護保険給付費等の不当利得による返納金債権の債権管理にあたっては、債権管理課作成にかかる参考様式の債権管理台帳が使用されている。

抽出事案を検討したところ、債権管理台帳の「残高」欄に返納金残高の記載がなく、すべて「0 円」と記載されていた事案があった。当該事案においては、介護給付費等の返還について分割納付誓約が提出されたため、分割で返還されていたところ、「期限ごとに弁済すべき債権金額」欄に誓約された分納額を、「納付金額」欄に当該期限に実際に支払われた金額を記載し、「残高」欄には当該期限における弁済予定額の未払額として「0 円」との記載がなされていた。

しかしながら、債権管理台帳に記載すべき事項は、吹田市債権管理条例施行規則第 2 条において以下のとおり定められている。

第 2 条 条例第 4 条の台帳に記載する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 債権の名称
- (2) 債務者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名）
- (3) 債権額
- (4) 債権の発生原因及び発生年月日
- (5) 履行期限その他履行方法に関する事項
- (6) 債権徴収に係る履歴
- (7) その他市長が必要と認める事項

（吹田市債権管理条例施行規則）

第 3 号において債権額の記載が求められており、当該参考様式には「残高」欄以外に分割返還時の債権残額を記載する欄が存在しないことに鑑みれば、「残高」欄には分割納付後の債権残額が記載されるべきであることは明らかである。

必要事項が記載された債権管理台帳を作成するために、債権管理課の参考様式を使用した点はよいが、当該債権管理台帳への記載が適切に行われていなければ、適正な債権管理が実施できなくなる可能性もあるため、債権管理台帳への記載は適切に実施すべきである。

4 居宅サービス等に係る利用者負担額助成金返還金

(1) 基本情報

所管室課	福祉部 高齢福祉室
債権の分類	私債権
債権の発生	不定期
債権の内容	介護保険の利用者負担分を市が独自に助成しており（吹田市居宅サービス等に係る利用者負担額助成金交付要領）、その助成金を受給した者で、その後、介護保険制度でのサービス費を受給した結果、二重に受給した者等に対して返還を求めるもの。
関連法規等	発生根拠：吹田市居宅サービス等に係る利用者負担額助成金交付要領第9条、第10条 督促：地方自治法第240条第2項、同施行令第171条
時効期間	5年（民法第166条第1項第1号）
交渉や管理の状況等の記録方法	・財務会計システム（納付書の発行等） ・エクセル（交渉や管理状況等の記録） ・債権管理台帳（債権の管理）

(2) 令和3年度から令和5年度までの徴収状況

ア 全体

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
調定額	387,873 円	387,873 円	369,747 円
収入（徴収）済額	0 円	18,126 円	3,377 円
不納欠損額	0 円	0 円	0 円
収入未済額	387,873 円	369,747 円	366,370 円
収入（徴収）率	0.0%	4.7%	0.9%

イ 現年度分

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
調定額	0 円	0 円	0 円
収入（徴収）済額	0 円	0 円	0 円
不納欠損額	0 円	0 円	0 円
収入未済額	0 円	0 円	0 円
収入（徴収）率	0.0%	0.0%	0.0%

ウ 滞納繰越分

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
調定額	387,873 円	387,873 円	369,747 円
収入（徴収）済額	0 円	18,126 円	3,377 円

不納欠損額	0 円	0 円	0 円
収入未済額	387,873 円	369,747 円	366,370 円
収入（徴収）率	0.0%	4.7%	0.9%

(3) 監査の意見

【意見 5 9】 適正な債権管理の実施及びそのための仕組み化の実施

吹田市は、居宅サービス等に係る利用者負担額助成金返還金の管理に関する知見を蓄積し承継する観点から、債権発生後の業務の仕組み化を実施し、業務フロー図にスケジュールを入れる等して業務プロセスを体系化すべきである。

(関連する総論的意見)

【意見 15】 債権管理マニュアルや業務フロー図など

(理由)

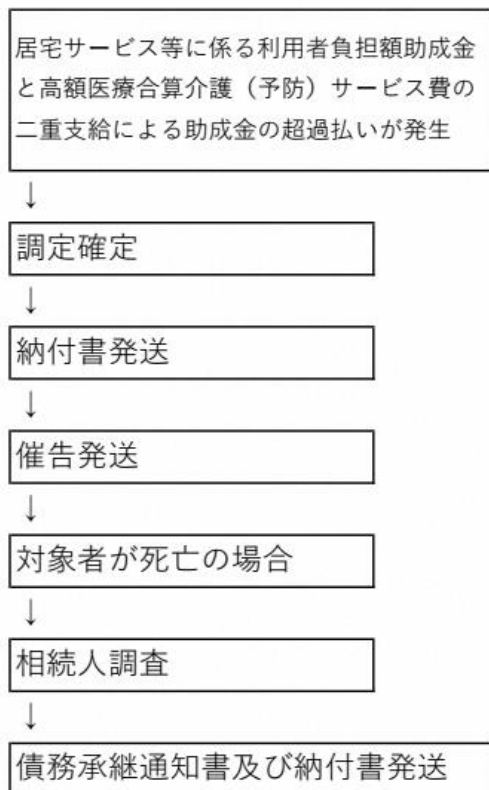
抽出事案を検討したところ、居宅サービス等に係る利用者負担額助成金返還金について、時効期間が経過した後に債権放棄等の適切な処理がなされることなく放置されている事案が複数あった。当時は私債権の時効に関する理解が不十分であり、公債権と同様、時効期間経過に伴い債権が当然に消滅すると誤解していたため、債権放棄等の適切な整理が行われることなく放置されていたとのことである。債権管理課とのヒアリングの際に指摘を受け、現在、相続人調査を行い、債権放棄に向けた整理が行われている。

この点、現在では、高齢福祉室では、居宅サービス等に係る利用者負担額助成金返還金発生後の業務につき、下記のような業務フロー図を作成し、適正な債権管理に向け取組みを進めている。

しかしながら、下記業務フロー図には、各業務を実施するスケジュールが記載されておらず、また、催告を発送しても支払のない滞納者に対する債権管理の記載が「対象者が死亡の場合」のみとなっており、この点は改善すべきである。

例えば、調定確定から 15 日以内に納付書を発送し、納付書に基づく支払をしない債務者に対しては納付書発行の 1 か月後に催告書を発送する、納付書及び催告書に基づく入金状況の確認は毎月 10 日に実施し、未納者に対しては毎月月末までに電話や訪問等による納付勧奨を実施し、催告書送付後 2 か月経過しても支払のない債務者に対しては支払督促の申立てをする、等のように、具体的な業務内容とスケジュール、基準を記載した業務フロー図等を作成することが望ましい。また、支払督促についても、債権管理課に相談しながらその具体的な申立手順や書式等をマニュアル化し、未経験の職員でも当該マニュアルに基づき適切に債権差押え等を実施できる体制を整えるべきである。さらに、居宅サービス等に係る利用者負担額助成金返還金は私債権であり、時効の援用がなければ消滅しない債権であるから、時効の援用がなされなかった場合の債権放棄に向けた具体的な手続についても、債権管理課に相談の上、マニュアル化する必要がある。

このような業務の仕組み化を実施することにより、不定期に発生する債権であっても、職員の異動等にかかわらず知見を蓄積、承継でき、適正な債権管理が可能となる。



【結果 10】 遅延損害金の適切な徴収

吹田市は、居宅サービス等に係る利用者負担額助成金返還金の滞納者に対し、遅延損害金を請求し、その適切な徴収を図るべきである。

（関連する総論的意見）

【意見 7】 税金以外の債権の遅延損害金、延滞金の徴収

（理由）

居宅サービス等に係る利用者負担額助成金返還金は、私債権であり、民法第 419 条第 1 項に基づき当然に遅延損害金が発生する。

この点、高齢福祉室においては、「吹田市居宅サービス等に係る利用者負担額助成金交付要領」において遅延損害金の定めがないため、徴収は適切でないとの判断のもと、遅延損害金を徴収していない。

しかしながら、私債権は、当事者間において何ら合意をせずとも、民法に基づき当然に遅延損害金が発生する以上、助成金交付要領に記載がないことは遅延損害金を請求しないことの合理的根拠とはなり得ない。確かに、助成金交付時に交付要領に記載されていることが、返還金滞納者との間でのトラブル防止等の観点から望ましいものの、当該記載がなくとも遅延損害金が発生する以上、それを請求しないことは市政の公正・公平性の観点から適切ではない。

よって、居宅サービス等に係る利用者負担額助成金返還金の滞納者に対し、遅延損害金を請求して、その適切な徴収を図るべきである。

第7 障がい福祉室の所管する債権管理回収に係る監査の結果及び意見

1 過年度分介護給付費返還金(移動支援)

(1) 基本情報

所管室課	福祉部 障がい福祉室
債権の分類	私債権
債権の発生	不定期
債権の内容	吹田市が実施する、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(平成 17 年法律第 123 号) 第 77 条第 1 項にいう地域生活支援事業の一つである移動支援事業(同項第 8 号、「吹田市地域生活支援事業実施規則」(平成 18 年吹田市規則第 49 号) 第 3 条第 1 項第 8 号)において、「吹田市地域生活支援事業者の登録に関する要領」に基づき移動支援事業者として登録を受けた者が、その登録を受けるにあたり偽りその他不正な手段を用いていたなどとして登録を取り消された場合等に、市が、当該者に対し、それまでに請求に応じて支給した移動支援費の返還を求める債権
関連法規等	発生根拠：民法第 703 条、第 704 条 督促：地方自治法第 240 条第 2 項、同施行令第 171 条
時効期間	5 年(民法第 166 条第 1 項第 1 号)
交渉や管理の状況等の記録方法	・債権管理台帳(債権管理マニュアル参考様式)

(2) 令和 3 年度から令和 5 年度までの徴収状況

ア 全体

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
調定額	2,796,300 円	2,796,300 円	2,845,680 円
収入(徴収)済額	0 円	0 円	49,380 円
不納欠損額	0 円	0 円	0 円
収入未済額	2,796,300 円	2,796,300 円	2,796,300 円
収入(徴収)率	0.0%	0.0%	1.7%

イ 現年度分

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
調定額	0 円	0 円	49,380 円
収入(徴収)済額	0 円	0 円	49,380 円
不納欠損額	0 円	0 円	0 円
収入未済額	0 円	0 円	0 円
収入(徴収)率	0.0%	0.0%	100.0%

ウ 滞納繰越分

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
--	---------	---------	---------

調定額	2,796,300 円	2,796,300 円	2,796,300 円
収入（徴収）済額	0 円	0 円	0 円
不納欠損額	0 円	0 円	0 円
収入未済額	2,796,300 円	2,796,300 円	2,796,300 円
収入（徴収）率	0.0%	0.0%	0.0%

(3) 監査の結果

【意見 6 0】 債権管理台帳の記載不備 1

吹田市は、過年度分介護給付費返還金（移動支援）の債権管理台帳には、時効の起算日や時効期間を記載すべきである。

（関連する総論的意見）

【意見 2】 債権管理台帳の適正な整備

（理由）

本債権に関しては、「吹田市債権管理基本マニュアル」の参考様式が債権管理台帳として用いられている。

債権管理の主要な目的の一つとして、債権の行使を怠り、時効により消滅させて権利行使の途を閉ざさない（時効管理）というものが挙げられるが、本債権の債権管理台帳には、「時効」の「起算日」欄及び「期間」欄に記載がなく、債権管理台帳上、時効管理がされているものとは見受けられなかった。

吹田市債権管理条例においては、「債権管理者は、債権を適正に管理するために必要な事項を記載した台帳を整備しなければならない。」（第 4 条）としている一方で、時効の起算日や時効期間の記載は、必ずしも条例上の債権管理台帳の記載事項とされているわけではない（吹田市債権管理条例施行規則第 2 条参照）。

しかしながら、上記の時効管理目的及び「吹田市債権管理基本マニュアル」の参考様式において記載欄を設けていることに鑑みれば、本債権に限らず、債権管理台帳には、時効の起算日や時効期間の記載をすべきである。

【意見 6 1】 債権管理台帳の記載不備 2

吹田市は、過年度分介護給付費返還金（移動支援）の債権管理台帳には、交渉経過等の記録に係る担当者ないし記録者の記載をすべきである。

（関連する総論的意見）

【意見 2】 債権管理台帳の適正な整備

（理由）

本債権の債権管理台帳の「交渉経過等の記録」欄をみると、債権発生当初から約 2 年の間、「担当者」欄が空欄となっており、約 2 年間、督促状及び催告状の送付と架電したが応答がなかったとの記録のみが残されていた。現担当者にはヒアリングをした際も、当時の担当者が誰であるか分からないとのことであり、なぜ現地確認や、法的手段を実施しなかったのかも分からないとのことであった。

交渉経過等の記録に係る担当者ないし記録者についても、必ずしも条例上の債権管理台帳の記載事項とされているわけではない（吹田市債権管理条例施行規則第 2 条参照）。

しかしながら、交渉経過等の記録に係る担当者ないし記録者の記載は、交渉経過の引継ぎ・検証のために必要であり、実際に本債権について上記の引継ぎ・検証不

全が生じている現状や、「吹田市債権管理基本マニュアル」の参考様式において記載欄を設けていることに鑑みれば、本件に限らず、債権管理台帳には、交渉経過等の記録に係る担当者ないし記録者の記載をすべきである。

なお、本債権の債権管理台帳に関しては、「直近の交渉経過等の記録」の「担当者」欄に、担当者ないし記録者の記載がされているが、本債権の監査の過程でやはり同欄に記載のない障がい福祉室所管の別債権（介護給付費の不正請求に係る返還金及び加算金債権）の債権管理台帳を目にしたことから、上記意見にいたった。

【意見 6 2】 不正事案への姿勢

吹田市は、過年度分介護給付費返還金（移動支援）のような不正事案に係る私債権の管理・回収にあたっては、債権発生後遅滞なく債権管理課と連携したり、内部の弁護士に相談したりするなどして、支払督促等の法的手段を早期かつ積極的に検討すべきである。

（関連する総論的意見）

【意見 9】 私債権等について支払督促の積極活用

【意見 10】 不正により発生した債権への厳格対応

（理由）

移動支援に係る過年度分介護給付費返還金債権は、「吹田市地域生活支援事業者の登録に関する要領」に基づき移動支援事業者として登録を受けた者が、その登録を受けるにあたり偽りその他不正な手段を用いていたなどとして登録を取り消された場合等に、市が、当該者に対し、それまでに請求に応じて支給した移動支援費の返還を求める債権であり、その法的性質は、私債権たる不当利得返還請求権（民法第 703 条、第 704 条）である。

このように、本債権は、不正な請求により、市がその財源より支給した金員を取り戻すという性質のものであるから、市としては、一般の債権よりも厳正に対処する姿勢を示すべきである。また、債権管理・回収一般に通じるものであるが、債権回収は早期に実施しなければ、債務者の財産が散逸し、債権回収の可能性は刻一刻と低下していくこととなる。殊に、不正請求事案においては、債務者が事業の継続をあきらめ、財産隠匿に走ることが往々にして生じ得るから、早期に対応をしなければ、市が不正請求の「やり得」を許しているようにみえるおそれがある。

本債権の交渉経緯をみると、督促状と催告状を発送することと、債務者に架電はするものの応答のないことで、債権発生から約 2 年間で費やされている。そして、約 2 年が経とうというところではじめて現地調査をしたが応答はなく、そこから約 4 年後に内部の弁護士に相談をしたが、債権発生から相当期間を経過しているため、支払督促の有効性がないとの回答を受け、今後の対応を検討することとしている。加えて、債務者の財産調査についても、実施履歴はないとのことであった。

このような交渉経緯に対しては、全てが後手後手であり、市の不正対応の姿勢について疑念を生じさせるものと言わざるを得ない。支払督促等の法的手段を検討するにあたって、費用対効果をも検討する必要があることは確かであるが、私債権や非強制徴収公債権においては、法的手段を取り、債務名義を得ることで金融資産等の財産調査が可能となる（弁護士法第 23 条の 2 によるいわゆる 23 条照会や、民事執行法第 204 条以下の第三者からの情報取得手続。）という側面にも目を向ける必要がある。債権発生から相当期間経過後、債務者財産が散逸したであろう後で着手することに有効性がないとされることは当然である。

したがって、不正請求に係る私債権の管理・回収にあたっては、債権発生後遅滞なく債権管理課と連携したり、内部の弁護士に相談したりするなどして、支払督促等の法的手段を早期かつ積極的に検討すべきである。

【意見 6 3】 債権分類の見直し

吹田市は、過年度分介護給付費返還金について、既に発生から 6 年以上経過していることから、破産更生債権等に分類し、その全額に対して徴収不能引当金を計上すべきである。

(関連する総論的意見)

【意見 13】 評価性引当金に関する会計基準の運用方法の周知徹底

【意見 14】 一般債権に係る徴収不能引当金の計上方法の見直し

(理由)

本債権は、徴収不能引当金の算定上、全額が貸倒懸念債権に分類されており、評価性引当金に関する会計基準第 4 条第 3 項に基づきその半額の徴収不能引当金が計上されている。しかし、本債権は平成 29 年度に発生した債権であり、令和 5 年度末時点で 6 年以上が経過しているものの債権の一部の回収にもいたっていない状況である。障がい福祉室の評価性引当金報告書によると債権の分類は滞納期間に応じて行うとしており、基準となる滞納期間は以下のとおりである。

< 債権の分類基準 >

債権の分類	分類基準	令和5年度残高
一般債権	通常債権（発生から 6 か月未満の債権）	0 円
貸倒懸念債権	注意債権（6 か月以上 2 年未満の債権）	2, 796, 300 円
破産更生債権等	危険債権（2 年以上の債権）	0 円

(吹田市提供資料より作成)

本債権は既に発生から 6 年以上経過していることから、破産更生債権等に分類し、その全額に対して徴収不能引当金を計上すべきである。

2 障害者福祉自己負担納入金(あいほうぶ吹田給食材料費)

(1) 基本情報

所管室課	障がい福祉室
債権の分類	私債権
債権の発生	定期
債権の内容	障がい者支援交流センター「あいほうぶ吹田」で生活介護又は短期入所を利用した際に生じる給食代請求債権。 なお、令和 5 年 4 月より、「あいほうぶ吹田」は指定管理者が収受した施設の利用料金等を自身の収入とする利用料金制を採用した指定管理が開始しており、同月の請求以後は新たな債権は発生していない。
関連法規等	発生根拠：吹田市立障害者支援交流センター条例（旧）第 8 条第 3 項、同（旧）第 15 条第 4 項、同施行規則（旧）第 4 条第 2 項及び第 6 項 督促：地方自治法第 240 条第 2 項、同施行令第 171 条
時効期間	5 年（民法第 166 条第 1 項第 1 号）
交渉や管理の状況等の記録方法	・エクセルファイル

(2) 令和 3 年度から令和 5 年度までの徴収状況

ア 全体

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
調定額	4,255,250 円	4,136,904 円	959,000 円
収入（徴収）済額	3,605,250 円	3,478,800 円	405,450 円
不納欠損額	0 円	4,554 円	0 円
収入未済額	650,000 円	653,550 円	553,550 円
収入（徴収）率	84.7%	84.1%	42.3%

イ 現年度分

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
調定額	3,614,950 円	3,481,250 円	305,450 円
収入（徴収）済額	3,548,700 円	3,402,900 円	305,450 円
不納欠損額	0 円	0 円	0 円
収入未済額	66,250 円	78,350 円	0 円
収入（徴収）率	98.2%	97.7%	100.0%

ウ 滞納繰越分

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
調定額	640,300 円	655,654 円	653,550 円
収入（徴収）済額	56,550 円	75,900 円	100,000 円

不納欠損額	0 円	4,554 円	0 円
収入未済額	583,750 円	575,200 円	553,550 円
収入（徴収）率	8.8%	11.6%	15.3%

(3) 監査の結果

【意見 6 4】 債権管理台帳の整理

吹田市は、障害者福祉自己負担納入金（あいほうぷ吹田給食材料費）債権に関し、「吹田市債権管理基本マニュアル」の参考様式を用いるなどして債権管理台帳を整理すべきである。

（関連する総論的意見）

【意見 2】 債権管理台帳の適正な整備

（理由）

本債権は、債務者別にエクセルファイルで滞納額が管理されているが、年度、サービス種類、該当月、件数、滞納金額のみが記載されているものから、これに加えて納付日、催告日、納期限の記載があるものもあり、様式が統一されていなかった。

また、交渉経過も別のエクセルファイルで管理がされており、一元的な債権管理がなされておらず、次項にて述べるとおり、既に消滅時効が完成している債権が複数みられた。

そのため、統一的に必要な事項を記載する様式の債権管理台帳による、一元的な債権管理の必要性が認められた。

一方で、本債権は、令和 5 年 4 月より、「あいほうぷ吹田」について指定管理者制度が導入され、以降は給食材料費に係る債権は指定管理者において発生するという事情があり、上記（2）のアの「全体」の「令和 5 年度」の「収入未済額」欄のとおり、令和 5 年度末時点での収入未済額は 55 万 3550 円にとどまる。

しかしながら、同収入未済額にかかる債務者は 5 名であって、あらためて一元的に情報を集約し、整理することの負担は過大ではない（なお、そのうち 2 名については、次項で述べるとおり、既に債権放棄の余地がある。）。また、上記（2）のウの「滞納繰越分」の各年度の「収入未済額」欄及び「収入（徴収）率」欄の数値をみれば分かるとおり、これらは複数年度にわたり徴収できずに滞納分として繰り越されてきたものであって、整理の必要性は高い。

したがって、過年度分の債権管理・回収あるいは不納欠損処理等債権整理のため、吹田市は、本債権に関して、「吹田市債権管理基本マニュアル」の参考様式を用いるなどして一元的に整理を行うべきである。

【意見 6 5】 債権放棄処理の推進

吹田市は、障害者福祉自己負担納入金（あいほうぷ吹田給食材料費）債権に関し、消滅時効が完成するなどして条例上債権放棄が可能なものや不納欠損が可能なものは、その処理を進めるべきである。

（関連する総論的意見）

【意見 12】 私債権の消滅時効の援用を促す方策

（理由）

上述のとおり、本債権には、既に消滅時効が完成しているものがみられた。

具体的には、平成 23 年度に発生した本債権について、債務者本人が平成 25 年に亡くなっていたことを平成 26 年に確認したが、そのまま管理は継続し、令和 5 年度に

なって相続人調査を実施したものの住民票の除票が廃棄されてしまっており、調査不能の結論となったものが存在している。

また、平成 19 年度及び平成 20 年度に発生した本債権について、債務者本人が平成 26 年に亡くなっていたことを確認したが、そのまま管理は継続し、同じく令和 5 年度になって相続人調査を実施したものが存在している。

吹田市債権管理条例第 9 条第 1 項第 7 号は、「私債権の時効期間が満了した場合において、時効を援用するかどうかの債務者の意思を確認できないとき」に債権放棄を可能としているのであるから、相続人が存在するものについては時効援用の意思確認をし、存在するかの調査すらできないものについては直接同規定の適用を検討するなどして、消滅時効が完成している債権については、その処理を進めるべきである。

【意見 6 6】 徴収不能実績率の計算方法の見直し

吹田市は、障害者福祉自己負担納入金について、統一的なルールに基づき適切に徴収不能引当金を計算できるよう計算方法を改めるべきである。

(関連する総論的意見)

【意見 13】 評価性引当金に関する会計基準の運用方法の周知徹底

【意見 14】 一般債権に係る徴収不能引当金の計上方法の見直し

(理由)

本債権の一般債権に係る徴収不能引当金の算定は、以下の方法で行われている。

<一般債権に係る要引当額の算定>

当該会計年度の債権の金額×徴収不能実績率

$$\text{徴収不能実績率} = \frac{\text{当該会計年度を含む過去 3 か年度の不納欠損額}}{\text{当該会計年度を含む過去 3 か年度の不納欠損額、債権の金額の合計}} \\ \text{(吹田市提供資料より作成)}$$

この算式の分母の債権の金額について、障がい福祉室では一般債権の金額のみを集計している。一方で、分子については、一般債権から生じた不納欠損額だけでなく、貸倒懸念債権や破産更生債権から生じた不納欠損額を各年度含めて集計し徴収不能実績率を計算している。

この方法は、分子と分母の対応関係が無くなり、徴収不能実績率が過大に計算される結果となるため合理的ではない。また、会計室は令和 4 年度より、分子の不納欠損額について、一般債権に関するものに限るという取扱いの変更を全庁的に行っているが、これに則ったものともなっていない。

債権の事情に応じて柔軟な債権区分の設定等を行い、実態に即した徴収不能引当金を算定することは重要であるが、吹田市において作成される財務諸表が室課によって異なる計算方法で作成されると、財務諸表間の比較可能性が担保できず、利用者に誤解を生じさせる懸念もある。このため、一般債権については、全庁的に同一の計算方法を適用することは、各債権の比較や適正な財務諸表の作成の観点から非常に重要である。吹田市は、統一的なルールに基づき適切に徴収不能引当金を計算できるよう計算方法を改めるべきである。

第8 国民健康保険課の所管する債権管理回収に係る監査の結果及び意見

1 国民健康保険料

(1) 基本情報

所管室課	健康医療部 国民健康保険課
債権の分類	強制徴収公債権
債権の発生	定期的
債権の内容	市が、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用その他の国民健康保険事業に要する費用に充てるため、被保険者の属する世帯の世帯主から徴収する保険料。
関連法規等	発生根拠：国民健康保険法第 76 条 督促：地方自治法第 231 条の 3 第 1 項 滞納処分：国民健康保険法第 79 条の 2、地方自治法第 231 条の 3 第 3 項
時効期間	2 年（国民健康保険法第 110 条第 1 項）
交渉や管理の状況等の記録方法	コンピューターシステム（パッケージ）

(2) 令和 3 年度から令和 5 年度までの徴収状況

ア 全体

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
調定額	9,892,962,646 円	9,511,960,324 円	9,002,941,667 円
収入（徴収）済額	7,107,497,196 円	6,989,662,864 円	6,800,796,732 円
不納欠損額	312,380,776 円	230,811,673 円	187,478,862 円
収入未済額	2,473,084,674 円	2,291,485,787 円	2,014,666,073 円
収入（徴収）率	71.8%	73.5%	75.5%

イ 現年度分

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
調定額	7,118,088,030 円	7,072,248,270 円	6,744,754,700 円
収入（徴収）済額	6,617,589,560 円	6,527,530,199 円	6,276,614,311 円
不納欠損額	8,750 円	0 円	19,910 円
収入未済額	500,489,720 円	544,718,071 円	468,120,479 円
収入（徴収）率	93.0%	92.3%	93.1%

ウ 滞納繰越分

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
--	---------	---------	---------

調定額	2,774,874,616 円	2,439,712,054 円	2,258,186,967 円
収入（徴収）済額	489,907,636 円	462,132,665 円	524,182,421 円
不納欠損額	312,372,026 円	230,811,673 円	187,458,952 円
収入未済額	1,972,594,954 円	1,746,767,716 円	1,546,545,594 円
収入（徴収）率	17.7%	18.9%	23.2%

(3) 監査の結果及び意見

【意見 6 7】 延滞金の請求

吹田市は、国民健康保険料について、条例を改正して、延滞金を導入することを検討すべきである。

（関連する総論的意見）

【意見 7】 税金以外の債権の遅延損害金、延滞金の徴収

（理由）

地方自治法第 231 条の 3 第 2 項では、「普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合には、条例で定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる」と規定されている。この点、吹田市国民健康保険条例では、第 19 条に「市長は、督促状を発したときは、1 通につき 70 円の督促手数料を徴収する」と規定するのみで、同条例に延滞金に関する条項はない。そのため、国民健康保険料滞納者に対して延滞金を請求することができていない。

延滞金には、納期限内に納付した者との公平性を保つことのほか、延滞金が発生することで納期限までに納付をしなければならないという納付意識の高揚を促す効果がある（吹田市債権管理基本マニュアル 22 頁参照）。

この点、滞納者の中には、吹田市の国民健康保険料には延滞金が課されないため、延滞金や遅延損害金が課せられる他の債権の弁済を優先し、国民健康保険料の納付を後回しにする者もいると考えられる。また、延滞金が課せられないことによって、支払期限を遵守することに対する意識が低くなり、結果として滞納を生みやすい状況にあると考えられる。

近隣の事例をみると、豊中市や枚方市では、納期限後 3 か月を経過するまで年 7. 3%、納期限後 3 か月を経過した後は年 14. 6%の延滞金を課すことを健康保険条例で定めている（豊中市国民健康保険条例第 21 条第 1 項、枚方市国民健康保険条例第 27 条第 1 項¹²）。また、高槻市も、納期限の翌日から 1 か月を経過するまで年 7. 3%、納期限の翌日から 1 か月を経過した後は年 14. 6%の延滞金を課している（高槻市国民健康保険条例第 24 条第 1 項）。

なお、吹田市の国民健康保険料を滞納した場合、通常の保険証は交付されず、短期被保険者証や資格証明書しか交付されないことから、延滞金を導入せず現行制度のままだとも公平性や納付意識は担保されているのではないかと、との意見もある。しかしながら、吹田市の保険料を滞納したまま他市に転居し、他市で国民健康保険に加入する場合には、新保険者（転居先の地方自治体）からは通常の保険証が交付されることとなる。上記のとおり、他市では国民健康保険料に延滞金を導入している例が多く、そうであれば、現在の国民健康保険料の支払いを優先し、過去の滞納分の支払いを後回しとする可能性が高い。

¹² 但し、枚方市国民健康保険条例では、滞納額 2, 0 0 0 円以上が延滞金の対象であると規定されている。

よって、吹田市でも、条例を改正し、延滞金を課すことを検討すべきである。

【結果 1 1】 納付誓約書の記載

吹田市は、国民健康保険料の納付誓約書の記載について、滞納者に期限の利益を与えるような誤解を生まないう、表現を改めるべきである。

(関連する総論的意見)

【意見 5】 分納誓約の適正な活用

(理由)

1 納付誓約書の運用状況

国民健康保険料を滞納し、市との間で分納誓約をした際には、滞納者に「納付誓約書」を作成させることとなる。

国民健康保険料に関する納付誓約書には「私は、下記の納付義務を承認し、分割納付計画どおりに必ず納付すること及び新たに滞納しないことを確約いたします。なお、この誓約を不履行した場合は差押え又は公売等、税法に定められた滞納処分をうけても異議はありません」との記載がある。

2 徴収猶予と分割納付

(1) 徴収猶予

強制徴収公債権においては、下記の事由に該当し、それにより納期限内に納付することができないと認められる時は、申請に基づき、納期限から 1 年以内の期間（やむを得ない理由で徴収猶予期間内での納付ができない時は、既に徴収猶予している期間と合わせて 2 年）、徴収を猶予することができる（国税通則法第 46 条、地方税法第 15 条）。

- ①納税者が震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難にあった時
- ②納税者若しくはこれらの者と生計を一にする親族が、病気に罹り又は負傷した時
- ③納税者が事業を廃止し、又は休止した時
- ④納税者が、事業で著しい損失を受けた時

(2) 徴収猶予、換価猶予に基づかない分割納付

徴収猶予等をする場合においては、その金額を適宜分割して納付すべき期限を定めることができる。

もっとも、吹田市債権管理基本マニュアルでは、徴収猶予等に基づかない分割納付も可能であり、その場合、期限の定めは特にないものの、原則として 1 年、最大でも 2 年以内とすると規定されている（吹田市債権管理基本マニュアル 27 頁）。

このような徴収猶予等に基づかない分割納付についても、上記納付誓約書を使用して分納誓約させている。

3 納付誓約書と期限の利益の付与

徴収猶予等の手続を経ずに、滞納保険料を分割納付させる場合において、納付誓約書は、市と滞納者との間で何等かの新たな合意をするものではなく、滞納者側の支払計画を市に通知するというものに過ぎない。

そうであるとする、納付誓約書の作成によって、滞納者に期限の利益を付すようなことはあってはならない。国民健康保険課のヒアリングにおいても、納付誓約書の作成で滞納者に期限の利益を付すことは想定しておらず、滞納金額を十分支払えるだけの換価可能な財産が発見された場合には、分割納付履行期間中であつたとしても滞納処分を実施することはあり得るとのことであつた。

現在の納付誓約書には、「この誓約を不履行した場合は差押え又は公売等、税法に定められた滞納処分をうけても異議はありません」と期限の利益を与えるような記

載となっており、少なくとも、期限の利益が与えられたものと滞納者が誤認するような記載となっているといえる。

納付誓約書について、期限の利益を与えないよう、また、期限の利益を与えたと誤認されないよう、その記載文言を見直すべきである。他方で、滞納者に自主的納付を促したいという意図は理解できるところであるので、例えば、納付誓約書に「分割納付誓約者は、本分割納付誓約書の提出により、法律上の期限が延長されるものではないことを承認します。財産調査の結果、国民健康保険料等に充てることができる財産が見つかった場合や、この誓約を履行しなかった場合等に差押え又は公売等、滞納処分を受けても異議はありません」といった文言を付記することで、期限の利益を与えていないことは明らかにしつつ、滞納者の自主的納付を促す文言となるとと思われる（意見 5 の(4)の具体的文例参照）。

【意見 6 8】 分割納付の際の疎明資料の提出

吹田市は、国民健康保険料において、滞納者の分割納付を認める際には疎明資料の提出又は財産調査の実施を徹底し、その旨を記載したマニュアルを策定すべきである。

（関連する総論的意見）

【意見 5】 分納誓約の適正な活用

（理由）

国民健康保険課において、従前は、国民健康保険料滞納者からの分割納付の申請に対し、疎明資料の提出や財産調査を経ることなく、安易に認める傾向にあった。また、分納期間が 2 年を超えるような場合でも、未収金額の一部でも回収できればよいと考え、特に財産調査等をすることもなく少額かつ長期の分納に応じることもあった。

現在では、債権管理課の財産調査の能力が向上し、多数の財産調査にも対応できるようになったことから、安易に分割納付申請や少額での分割納付を認めない運用となっている。

一括納付できるだけ資力がありながら、分割納付申請を許すことは、納付者間の公平性の観点から問題があり、また、安易に長期・少額での分割納付を認めることとなれば、一向に滞納金額が減少せず債権全額の回収は困難となる。

国民健康保険課では、現在、一括納付が可能な財産が判明している場合は一括納付を求め、徴収猶予の要件を満たしていない場合でも 1 年以内に完納となる納付計画を立てるよう指導している。そして、判明している財産や所得等の状況により職員が 1 年以内での完納ができないと判断した場合は、2 年以内に完納となる納付計画を立てるよう指導している。このように、以前と比べ、安易に分割納付を認めない運用に移行している点は評価できる。

もっとも、現在の運用でも、分割納付の誓約の際に、疎明資料の提出を求めることや、財産調査を行うことが国民健康保険課内でルール化されているわけではない。分割納付の誓約を行う全てのケースで財産調査等を行うことは現実的ではないものの、例えば、滞納者が 1 年を超える分割納付を求めるような場合には、家計収支表やその疎明資料の提出を求めることや、財産調査を実施するといったことをマニュアル化し、国民健康保険課として徹底すべきである。

【意見 6 9】 滞納処分の執行停止

吹田市は、国民健康保険料について、滞納者に滞納処分をする財産がない時や滞納処分をすることで滞納者の生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき等には、滞納処分の執行停止を活用することによって滞納繰越金の整理に努めるべきである。

(関連する総論的意見)

【意見 20】 生活困窮者自立支援法の支援会議による情報共有の推進

(理由)

1 他市との比較

令和 4 年度の国民健康保険料滞納繰越金額及び不納欠損額について、近隣同規模の中核市である豊中市及び高槻市と比較した表が次のとおりである。

【令和 4 年度国民健康保険料】

	滞納繰越金額	不納欠損額	不納欠損割合 (不納欠損額／滞納繰越金額)
吹田市	2,439,712,054 円	230,811,673 円	9.5%
豊中市	1,369,467,247 円	249,771,272 円	18.2%
高槻市	671,699,965 円	103,069,808 円	15.3%

2 滞納処分の執行停止

上記表のとおり、吹田市は、豊中市や高槻市と比べ、滞納繰越金額に対する不納欠損額の割合が低い。不納欠損額が大きくなる理由には消滅時効の完成など様々な要因が考えられるが、吹田市が同規模他市と比べて、滞納処分の執行停止の活用ができていない可能性もあると考えられる。

令和 5 年度の吹田市の不納欠損理由とその件数及び金額は次のとおりである。

【吹田市・国民健康保険料理由別不納欠損一覧（令和 5 年度）】

項目		件数	金額
時効完成による債権消滅 (執行停止処分以外)		10,908 件	147,911,235 円
滞納処分の執行停止	1 号 (財産無し)	110 件	1,239,910 円
	2 号 (生活困窮)	2,057 件	32,468,087 円
	3 号 (行方不明)	240 件	2,346,030 円
	即時 (破産)	121 件	2,625,100 円
	即時 (相続人不存在)	54 件	370,180 円
	即時 (法人消滅)	0 件	0 円
	即時 (外国人出国)	92 件	518,320 円

滞納処分をする財産がない時や滞納処分をすることで滞納者の生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき、又は滞納者や滞納処分できる財産がともに不明な時は、滞納処分を執行停止の上、原則は 3 年間の執行停止期間か時効完成の早い方で納付義務が消滅するが、事由によっては執行停止後、即時に消滅させることができる。

滞納繰越金についても回収の努力は行うべきであり、安易に不納欠損処理をするべきではないものの、回収可能性の乏しい債権についてまで繰り越して残存させる

と、その管理にかかる人的資源も含めたコストが増加することとなり、回収可能性のある債権に対するアプローチまで疎かになりかねない。

国民健康保険課は、国民健康保険料の滞納繰越分について、滞納者の財産調査や所在調査を積極的に行い、滞納処分の執行停止が可能であればこれを積極的に活用することで滞納繰越金の整理に努めるべきである。

【意見 70】 徴収不能実績率の計算方法の見直し

吹田市は、国民健康保険料について、統一的なルールに基づき適切に徴収不能引当金を計算できるよう計算方法を改めるべきである。

(関連する総論的意見)

【意見 13】 評価性引当金に関する会計基準の運用方法の周知徹底

【意見 14】 一般債権に係る徴収不能引当金の計上方法の見直し

(理由)

本債権の一般債権に係る徴収不能引当金の算定は、以下の方法で行われている。

<一般債権に係る要引当額の算定>

当該会計年度の債権の金額×徴収不能実績率

$$\text{徴収不能実績率} = \frac{\text{当該会計年度を含む過去 3 か年度の不納欠損額}}{\text{当該会計年度を含む過去 3 か年度の不納欠損額、債権の金額の合計}}$$

(吹田市提供資料より作成)

この算式の分母の債権の金額について、国民健康保険課では令和 4 年度までは、債権の総額を集計していたものの、令和 5 年度分は一般債権の金額のみを集計している。一方で、分子については、一般債権から生じた不納欠損額だけでなく、貸倒懸念債権や破産更生債権から生じた不納欠損額を各年度含めて集計し徴収不能実績率を計算している。

この方法は、分子と分母の対応関係が無くなり、徴収不能実績率が過大に計算される結果となるため合理的ではない。国民健康保険料は貸倒懸念債権と破産更生債権を合計すると 565,425,115 円（債権全体の 28%）もの金額となることから、計算結果に与える影響も大きい。また、会計室は令和 4 年度より、分子の不納欠損額について、一般債権に関するものに限るという取扱いの変更を全庁的に行っているが、これに則ったものともなっていない。

債権の事情に応じて柔軟な債権区分の設定等を行い、実態に即した徴収不能引当金を算定することは重要であるが、吹田市において作成される財務諸表が室課によって異なる計算方法で作成されると、財務諸表間の比較可能性が担保できず、利用者に誤解を生じさせる懸念もある。このため、一般債権については、全庁的に同一の計算方法を適用することは、各債権の比較や適正な財務諸表の作成の観点から非常に重要である。吹田市は、統一的なルールに基づき適切に徴収不能引当金を計算できるよう計算方法を改めるべきである。

2 後期高齢者医療保険料

(1) 基本情報

所管室課	健康医療部 国民健康保険課
債権の分類	強制徴収公債権
債権の発生	定期的
債権の内容	市が、後期高齢者医療に要する費用（財政安定化基金拠出金及び高齢者の医療の確保に関する法律第 117 条第 2 項の規定による拠出金の納付に要する費用を含む。）に充てるため、被保険者から徴収する保険料。 被保険者は 75 歳以上（一定の障害があると認定を受け、加入を選択された場合は 65 歳以上）の住民であり、広域連合の運営する独立した後期高齢者医療制度に加入し保険給付を受ける。
関連法規等	発生根拠：高齢者の医療の確保に関する法律第 104 条第 1 項 督促：地方自治法第 231 条の 3 第 1 項 滞納処分：高齢者の医療の確保に関する法律第 113 条、地方自治法第 231 条の 3 第 3 項
時効期間	2 年（高齢者の医療の確保に関する法律第 160 条第 1 項）
交渉や管理の状況等の記録方法	コンピューターシステム（パッケージ・独自）

(2) 令和 3 年度から令和 5 年度までの徴収状況

ア 全体

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
調定額	4,721,063,395 円	5,140,440,696 円	5,363,230,885 円
収入（徴収）済額	4,653,969,983 円	5,075,817,036 円	5,291,879,324 円
不納欠損額	9,411,768 円	7,341,112 円	8,648,470 円
収入未済額	57,681,644 円	57,282,548 円	62,703,091 円
収入（徴収）率	98.6%	98.7%	98.7%

イ 現年度分

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
調定額	4,658,526,580 円	5,083,089,418 円	5,306,061,196 円
収入（徴収）済額	4,638,706,619 円	5,060,263,646 円	5,277,412,677 円
不納欠損額	0 円	0 円	0 円
収入未済額	19,819,961 円	22,825,772 円	28,648,519 円
収入（徴収）率	99.6%	99.6%	99.5%

ウ 滞納繰越分

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
調定額	62,536,815 円	57,351,278 円	57,169,689 円
収入（徴収）済額	15,263,364 円	15,553,390 円	14,466,647 円
不納欠損額	9,411,768 円	7,341,112 円	8,648,470 円
収入未済額	37,861,683 円	34,456,776 円	34,054,572 円
収入（徴収）率	24.4%	27.1%	25.3%

(3) 監査の結果及び意見

【意見 7 1】 延滞金の請求

吹田市は、後期高齢者医療保険料について、条例を改正して、延滞金を導入することを検討すべきである。

(関連する総論的意見)

【意見 7】 税金以外の債権の遅延損害金、延滞金の徴収

(理由)

地方自治法第 231 条の 3 第 2 項では、「普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合には、条例で定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる」と規定されている。

この点、吹田市後期高齢者医療に関する条例では、第 6 条に「市長は、督促状を発したときは、1 通につき 70 円の督促手数料を徴収する」と規定するのみで、同条例に延滞金に関する条項はない。そのため、後期高齢者医療保険料滞納者に対して延滞金を請求することができていない。

延滞金の導入が公平性や納付意識の向上に資することは、国民健康保険料に関する意見で述べたとおりである（意見 67）。

後期高齢者医療保険料に関する近隣の他市の事例をみると、豊中市、高槻市及び枚方市も、国民健康保険料と同様の延滞金を課している（豊中市後期高齢者医療に関する条例第 5 条第 1 項、高槻市後期高齢者医療に関する条例第 6 条第 1 項、枚方市後期高齢者医療に関する条例第 5 条第 1 項）。

よって、吹田市においても、条例を改正し、延滞金を徴収することを検討すべきである。

【結果 1 2】 分納誓約書の記載

①吹田市は、後期高齢者医療保険料の分納誓約書の記載について、滞納者に期限の利益を与えるような誤解を生まないように、表現を改めるべきである。

②吹田市は、後期高齢者医療保険料の分納誓約書の提出を受けた際、滞納者に期限の利益を与えるような誤解をさせる分納承認連絡書の交付は行わないようにし、これに代えて意見①にしたがって表現を改めた分納誓約書のコピーを交付するように改めるべきである。

(関連する総論的意見)

【意見 5】 分納誓約の適正な活用

(理由)

1 分納誓約書の記載

後期高齢者医療保険料の分納誓約書には「私は、下記事由により現在のところ、保険料を完納することができません。つきましては保険料を下記の分納計画のとおり納入することを誓約いたします。なお、誓約違反のときは、地方税法の定めるところにより私の所有財産の差押え（公売）処分をうけても異議ありません」との記載がある。

2 分納承認連絡書の交付

【分納承認連絡書のひな形】

令和 6年11月 5日

| | | | | | | | | | | | | | | |

吹田市国民健康保険課
収納グループ

令和 6 年度分大阪府後期高齢者医療保険料の分納について、下記のとおり承認しましたので通知します。

被保険者氏名	被保険者番号
分納承認年月日	

[illegible]

分納誓約額のうち、今回の分納終了後の残額	円
----------------------	---

問い合わせ先
吹田市健康医療部国民健康保険課
〒564-8550 大阪府吹田市泉町1丁目3番40号
TEL 06-6384-1231

分納承認連絡書には「〇〇年度分大阪府後期高齢者医療保険料の分納について、下記のとおり承認しましたので通知します」と記載されている。

国民健康保険課では、当該分納承認連絡書を、分納誓約書の本人控えの目的で交付している。

しかしながら、「分納について承認しました」と記載する内容の分納承認連絡書を交付することは、法律上必要とされる要件を確認することがないまま滞納者に期限の利益を与えるものと考えられ、少なくとも期限の利益を与えるよう誤認させるものである。

そして、分納誓約書の本人控えという目的で分納承認連絡書を交付しているとのことであるが、それであれば提出された分納誓約書のコピーを本人に交付することで足り、「承認しました」との文言を加えた文書を交付する必要はない。

よって、滞納者に対し分納承認連絡書の交付を行うべきではない。

【意見 7 2】 分割納付の際の疎明資料の提出

吹田市は、後期高齢者医療保険料において、滞納者の分割納付を認める際には疎明資料の提出又は財産調査の実施を徹底し、その旨マニュアルを策定すべきである。

(関連する総論的意見)

【意見 5】 分納誓約の適正な活用

(理由)

国民健康保険料と同じ（意見 68）。

【意見 7 3】 債権管理システム取扱マニュアルの策定

吹田市は、後期高齢者医療保険料の債権管理において、債権管理システムの不足機能を補うための担当者レベルの様々な工夫、処理手順等について、債権管理システム取扱マニュアルを策定し、所管室課内で共有すべきである。

(関連する総論的意見)

【意見 3】 大量の債権を扱うシステムが不十分であることへの対応

(理由)

後期高齢者医療保険料の債権管理システムにおいては、分納について入力すると、①各期の保険料の納期限が分割納付書の使用期限に自動で変更される②各期の滞納保険料の時効完成日が分割納付書の使用期限の 2 年後に自動で変更される③分納を取消した場合、各期の滞納保険料の時効完成日が分納入力する前の時効完成日に自動的に戻るという仕様となっている。そのため、国民健康保険課では、債権管理システムに分納を入力し帳票（分納誓約書、明細書、納付書）を出力した後は、システム上、分納を取り消すという作業を毎回行う必要が生じている。

また、滞納処分が開始されると時効の完成が猶予されるはずであるが、システム上は時効期間が進行することとなる。さらに、滞納処分の執行停止を入力すると、システム上、即時に不納欠損として処理されることとなる。

上記システムの仕様は、債権管理、特に時効管理において人為的ミスを引き起こしかねない。後期高齢者医療保険料は毎月大量に発生する債権であることから、各債権を逐一、人によってチェックすることには限界がある。よって、当該システムはできる限り早期に改修されるべきものである。

この点、意見 3 で紹介したように、吹田市は令和 6 年度に滞納・収納管理機能としてシステム化すべく一般競争入札を行ったが入札不調となり、当面の間は、現行のシステムを使用せざるを得ない状況である。

現在、国民健康保険課では、当該システムにおける分納入力の際の注意点について文書を作成して回覧し、また、滞納処分の入力の際の注意点については職員が口頭で注意や指示をしている。

しかしながら、今後、人事異動等によって同システムを使い慣れていない者が債権管理に携わることも十分考えられる。そのような場合であっても、システムの操作ミスによって、時効期間経過後の債権を請求することや、要件を満たしていないにもかかわらず不納欠損処理をしてしまうようなことがあってはならない。

なお、保育幼稚園室の債権管理システムも、後期高齢者医療保険料のシステムと同様の問題を抱えているところ、保育幼稚園室では、意見 32 で紹介したように令和 6 年度末にシステムの不備を補う業務フローや業務手順マニュアルを整備するようである。

よって、国民健康保険課でも、保育幼稚園室の取組みを参考として、システム改修までの間、後期高齢者医療保険料債権管理システムに関する業務フローや業務手順マニュアルを整備し、国民健康保険課内で共有すべきである。

【結果 1 3】 高齢者の医療の確保に関する法律第 108 条の連帯納付義務者に対する請求の実施

吹田市は、後期高齢者医療保険料について、高齢者の医療の確保に関する法律第 108 条の連帯納付義務について市民に対して周知を図るとともに、連帯納付義務者に対する請求を実施し、後期高齢者医療保険料の公平かつ適切な徴収を行うべきである。

(関連する総論的意見)

【意見 6】 保証人、法律上の連帯納付義務者への請求

(理由)

高齢者の医療の確保に関する法律第 108 条第 2 項及び第 3 項は、被保険者の保険料を普通徴収の方法によって徴収しようとする場合における世帯主及び配偶者の一方の連帯納付義務を定めているが、吹田市においては同条項に基づく連帯納付義務者に対する請求は実施されていない。

この点、後期高齢者医療保険料の債権管理システムは、債権管理の観点からは使い勝手のよくないものとなっていることから、滞納者に対する請求だけで手一杯となり、連帯納付義務者への請求まで手が回らない現状であることは理解しうる。

しかしながら、法律において連帯納付義務者が定められている以上、各自治体の導入するシステムや人員配置状況等により、連帯納付義務者への請求がなされるか否かが変わることは、本来、市政の公正・公平性の観点から相当ではない。

この点、結果 7 で紹介したように、介護保険料についてはあるが、ホームページにおいて連帯納付義務について説明する記載をして周知する努力を行っている自治体や、保険料決定通知書の裏面に連帯納付義務について明記するという工夫を行っている自治体、個別訪問を行って連帯納付義務の説明を行っている自治体がある。そこで、吹田市は、市民に対し後期高齢者医療保険料の連帯納付義務の周知を図るとともに、被保険者が保険料を滞納したときは連帯納付義務者への請求を実施し、後期高齢者医療保険料の公平かつ適切な徴収を実施すべきである。なお、吹田市は現状では被保険者本人に対してのみ「納入通知書」を送付（賦課）しているため、

連帯納付義務者に対して請求を行うためには、改めて連帯納付義務者に対して、「納入通知書」を送付しておくことが必要である。¹³

【意見 7 4】 徴収不能実績率の計算方法の見直し

吹田市は、後期高齢者医療保険料について、統一的なルールに基づき適切に徴収不能引当金を計算できるよう計算方法を改めるべきである。

(関連する総論的意見)

【意見 13】 評価性引当金に関する会計基準の運用方法の周知徹底

【意見 14】 一般債権に係る徴収不能引当金の計上方法の見直し

(理由)

本債権の一般債権に係る徴収不能引当金の算定は、以下の方法で行われている。

<一般債権に係る要引当額の算定>

当該会計年度の債権の金額×徴収不能実績率

$$\text{徴収不能実績率} = \frac{\text{当該会計年度を含む過去 3 か年度の不納欠損額}}{\text{当該会計年度を含む過去 3 か年度の不納欠損額、債権の金額の合計}} \\ \text{(吹田市提供資料より作成)}$$

この算式の分母の債権の金額について、国民健康保険課では令和 4 年度までは、債権の総額を集計していたものの、令和 5 年度分は一般債権の金額のみを集計している。一方で、分子については、一般債権から生じた不納欠損額だけでなく、貸倒懸念債権や破産更生債権から生じた不納欠損額を各年度含めて集計し徴収不能実績率を計算している。

この方法は、分子と分母の対応関係が無くなり、徴収不能実績率が過大に計算される結果となるため合理的ではない。また、会計室は令和 4 年度より、分子の不納欠損額について、一般債権に関するものに限るという取扱いの変更を全庁的に行っているが、これに則ったものともなっていない。

債権の事情に応じて柔軟な債権区分の設定等を行い、実態に即した徴収不能引当金を算定することは重要であるが、吹田市において作成される財務諸表が室課によって異なる計算方法で作成されると、財務諸表間の比較可能性が担保できず、利用者に誤解を生じさせる懸念もある。このため、一般債権については、全庁的に同一の計算方法を適用することは、各債権の比較や適正な財務諸表の作成の観点から非常に重要である。吹田市は、統一的なルールに基づき適切に徴収不能引当金を計算できるよう計算方法を改めるべきである。

¹³ 「地方公務員のための債権管理・回収実務マニュアル」(第一法規・【編集】大阪弁護士会 自治体債権管理研究会) 39 頁

3 一般被保険者返納金

(1) 基本情報

所管室課	健康医療部 国民健康保険課
債権の分類	非強制徴収公債権
債権の発生	不定期
債権の内容	被保険者資格喪失後の受診等により発生した保険給付費の返還金債権。
関連法規等	発生根拠：民法第 703 条 督促：地方自治法第 231 条の 3 第 1 項
時効期間	5 年（地方自治法第 236 条第 1 項）
交渉や管理の状況等の記録方法	財務会計システム・エクセル・紙台帳

(2) 令和 3 年度から令和 5 年度までの徴収状況

ア 全体

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
調定額	23, 236, 902 円	29, 927, 919 円	38, 000, 881 円
収入（徴収）済額	10, 777, 747 円	16, 862, 426 円	25, 122, 197 円
不納欠損額	1, 300, 668 円	835, 401 円	3, 835, 154 円
収入未済額	11, 158, 487 円	12, 230, 092 円	9, 043, 530 円
収入（徴収）率	46. 4%	56. 3%	66. 1%

イ 現年度分

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
調定額	12, 005, 341 円	18, 769, 432 円	25, 770, 789 円
収入（徴収）済額	10, 328, 889 円	16, 508, 446 円	24, 552, 966 円
不納欠損額	0 円	0 円	0 円
収入未済額	1, 676, 452 円	2, 260, 986 円	1, 217, 823 円
収入（徴収）率	86. 0%	88. 0%	95. 3%

ウ 滞納繰越分

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
調定額	11, 231, 561 円	11, 158, 487 円	12, 230, 092 円
収入（徴収）済額	448, 858 円	353, 980 円	569, 231 円
不納欠損額	1, 300, 668 円	835, 401 円	3, 835, 154 円
収入未済額	9, 482, 035 円	9, 969, 106 円	7, 825, 707 円

収入（徴収）率	4.0%	3.2%	4.7%
---------	------	------	------

(3) 監査の結果及び意見

【意見 7 5】 説明文書の記載の工夫

吹田市は、一般被保険者返納金の債権管理について、医療費の返納に関する説明文書及び保険者間調整に関する説明文書をより分かりやすい記載となるよう工夫すべきである。

（関連する総論的意見）

【意見 1】 未収債権発生 の事前予防策の強化

（理由）

一般被保険者返納金は、吹田市の国民健康保険資格喪失後に、吹田市の健康保険証を使用して医療機関等を受診したとき、医療機関等へ支払われた国民健康保険給付分が不当利得となり発生するものである。

医療機関等を受診した際、他の地方自治体の国民健康保険や社会保険に加入していたときは、一旦は一般被保険者返納金を吹田市に返還する必要があるものの、その後、受診時に加入していた保険者に対して請求することで保険負担分の療養費の支給を受けることができる。

また、一部の保険者との間では、保険者間調整という処理を行うことが可能である。保険者間調整とは、旧保険者（吹田市）と新保険者の間で直接医療費の調整をするため、旧保険者が債務者に対し「同意書（兼委任状）」「療養費申請書」等を交付し、その提出をもって委任を受けることで新保険者から支給される療養費を代理受領し、これを返納金債権と相殺する手続をいう。すなわち、保険者間調整を利用すれば、被保険者は吹田市に対して返納金の返還を行わなくてもよいこととなる。ところが、吹田市では、保険者間調整が可能であるにもかかわらず、およそ 2 割の対象者から同意書等が返送されないため、保険者間調整ができず滞納につながっている。

吹田市への返納後に現保険者に請求すること、もしくは当初から保険者間調整を行うことで、被保険者には一切経済的負担が生じない可能性があるにもかかわらず、毎年、一定の収入未済が発生している。これは被保険者（滞納者）が、返納後に現保険者に請求できることや保険者間調整の制度を理解していないことも一因であると考えられる。

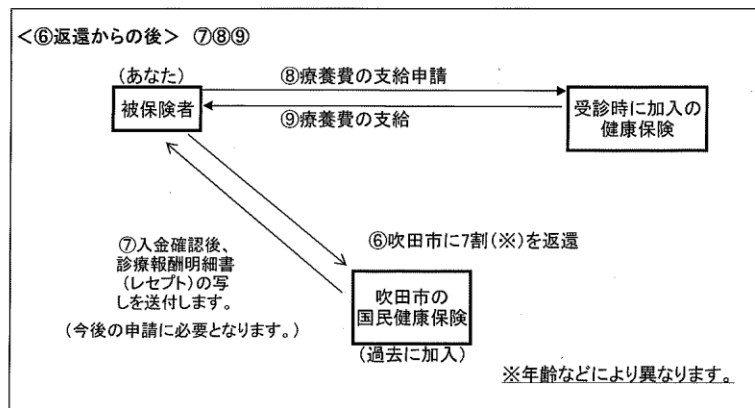
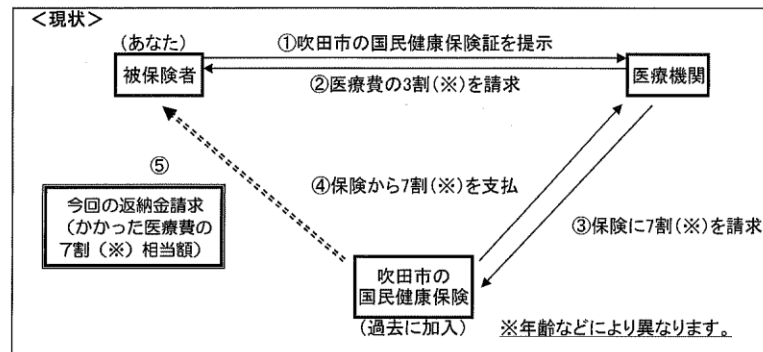
一般被保険者返納金は、上記（2）のとおり、現年度分の徴収率は 90%前後である一方、滞納繰越金額の徴収率は 4%程度と極めて低くなっている。つまり、返納金が発生した直後に、いかに債務者に制度等を理解してもらい、行動してもらえるのかという点が肝要である。そのため、返納金が発生した直後に債務者へ送付する文書の記載が、いかにわかりやすいものであるかが徴収率に直結すると考える。現在送付されている医療費返納に関する説明文書及び保険者間調整に関する説明文書は次のとおりである。

【現在送付されている医療費返納に関する説明文書】

医療費の返納について

吹田市国民健康保険課

- ・ 返納いただいた全額または大部分の医療費は、受診時に加入していた健康保険に「療養費」として支給申請することにより給付されます。
(ただし、受診日の翌日から2年間で時効となります)
- ・ 療養費支給申請の手続きの際に、同封の『国民健康保険 給付費の返納について』、領収書(納付書の右側)、後日お送りする診療報酬明細書(レセプト)の写しが必要となります。
- ・ 療養費支給申請については、受診時に資格のあった健康保険にお問い合わせください。
- ・ 期日までに返納が困難な場合や、問い合わせがあれば、下記までご連絡ください。



* お問合せ先は、吹田市国民健康保険課 電話06-6384-1337(直通)

【現在送付されている保険者間調整の説明文書】

令和6年7月16日
(2024年)

各 位

吹田市国民健康保険課

医療費返還における保険者間調整の案内について

あなた（あなたの家族）は、吹田市国民健康保険（以下「吹田市国保」）の資格を喪失された後、吹田市国保の被保険者証を使って医療機関を受診されております。

このため、本市が負担しました当該医療費について、吹田市国保に返還いただくこととなりますが、加入している社会保険によっては、直接吹田市から社会保険に医療費の請求を行うことができます。この制度を利用する場合、あなたに返還していただく額の減額、もしくは返還していただく必要がなくなります。

制度の利用を希望される場合は、同封の関係書類を期日までに御提出ください。

直接返還金の支払いを希望する場合、または期日までに書類の提出がない場合は後日納付書を送付しますので、納期限までに納付をお願いいたします。

記

・提出書類

裏面を御参照ください。

・提出期限

令和6年8月2日（金）

不明な点がございましたら下記までお問合せください。

【問合せ先】

吹田市国民健康保険課 給付担当
TEL 06-6384-1337
FAX 06-6368-7347

現行の説明文書は、制度全体を過不足なく説明してはいるものの、一般市民にとってのわかりやすさという点では十分なものといえない。

「現保険者に請求できること」「保険者間調整制度を使うことによって、吹田市への返納を行わなくてもよいこと」をより強調し、現行説明文書よりも平易な表現とする、イラストを用いるなどして一見して制度が理解できるよう記載を見直すべきである。なお、習志野市のホームページには返納金発生の仕組み、返納後の流れ、保険者間調整の仕組みが簡単なイラストを用いてまとめられており、参考になるものとする。

<https://www.city.narashino.lg.jp/soshiki/kokuhonenkin/gyomu/kokuho/kokuhoosirase/futoritoku.html>

【結果 1 4】 一般被保険者返納金の性質と延滞金の請求

吹田市は、過去に申し立てた支払督促について、一般被保険者返納金の元本に遅延損害金を付して請求したが、一般被保険者返納金の性質を非強制徴収公債権であると考えるのであれば、条例の規定なく延滞金（遅延損害金）を請求すべきではなかった。

（理由）

吹田市は、過去に一般被保険者返納金に関して支払督促を申し立てていたところ、当該支払督促申立書では、元金に加え民法所定の法定利率による遅延損害金も併せて請求していた。

一般被保険者返納金の性質は、多くの自治体で非強制徴収公債権であると考えられており、吹田市でも非強制徴収公債権であることを前提として時効処理等を行っていた。公債権については、条例の定めがなければ延滞金を請求することはできないところ（地方自治法第 231 条の 3 第 2 項）、吹田市においては、一般被保険者返納金の延滞金に関する条例は制定されていない。

そうであるとする、令和 4 年に申し立てた支払督促は、条例が制定されていないにもかかわらず民法所定の法定利率による遅延損害金を請求しており、これは地方自治法第 231 条の 3 第 2 項の規定に反する取扱いとなる。

【意見 7 6】 法的手段の活用

吹田市は、一般被保険者返納金の滞納金額が多額で、滞納者が財産を保有しているにもかかわらず納付意思を一切見せないような場合には、支払督促や訴訟提起といった法的手段を積極的に活用することを検討すべきである。

（関連する総論的意見）

【意見 9】 私債権等について支払督促の積極活用

（理由）

吹田市は、一般被保険者返納金について、過去に 1 件支払督促申立てを行ったのみで、その他の滞納者に対して支払督促等の訴訟手続を行った例はない。過去に支払督促を申し立てた事案は、滞納金額が 50 万円以上あり、財産を保有しているにもかかわらず滞納者本人が納付意思を一切見せなかったものである。吹田市は、同事案において債務名義を得る必要性が高いと判断し、支払督促を申し立てたことであった。なお、同事案では、支払督促申立てによって債務名義を得た後、債務者と協議して分納誓約をさせることができ、現在も分割納付がなされている。

当該事案のように、納付意思を見せない滞納者の事案であっても、支払督促の申立てを行い、債務名義を取得することによって、債務者が危機意識を持ち、結果として支払いや分割納付に応じるケースも相当数あると考えられる。

そうであるとする、現在、長期にわたって高額な滞納をしており、催告を繰り返して行っても奏功しないケースであったとしても、支払督促申立てや訴訟提起を行うことによって回収につながる可能性は十分ある。

したがって、国民健康保険課は、一般被保険者返納金についても、支払督促や訴訟提起といった法的手段を積極的に活用することを検討すべきである。

第9 住宅政策室の所管する債権管理回収に係る監査の結果及び意見

1 住宅使用料

(1) 基本情報

所管室課	都市計画部 住宅政策室
債権の分類	私債権
債権の発生	定期
債権の内容	市営住宅家賃、駐車場使用料
関連法規等	発生根拠：吹田市営住宅条例第 11 条 督促：地方自治法第 240 条第 2 項、同施行令第 171 条
時効期間	5 年（民法第 166 条第 1 項第 1 号）
交渉や管理の状況等の記録方法	・財務会計システム、コンピューターシステム（パッケージ）、オフィス系ソフトによる管理、台帳等の紙媒体による管理

(2) 令和 3 年度から令和 5 年度までの徴収状況

ア 全体

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
調定額	324, 157, 020 円	319, 795, 500 円	322, 395, 960 円
収入（徴収）済額	279, 865, 100 円	280, 996, 640 円	284, 758, 220 円
不納欠損額	4, 353, 820 円	635, 100 円	788, 300 円
収入未済額	39, 938, 100 円	38, 163, 760 円	36, 849, 440 円
収入（徴収）率	86. 3%	87. 9%	88. 3%

イ 現年度分

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
調定額	272, 778, 600 円	280, 158, 700 円	284, 232, 200 円
収入（徴収）済額	272, 778, 600 円	278, 649, 800 円	282, 005, 100 円
不納欠損額	0 円	0 円	0 円
収入未済額	0 円	1, 508, 900 円	2, 227, 100 円
収入（徴収）率	100. 0%	99. 5%	99. 2%

ウ 滞納繰越分

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
調定額	51, 378, 420 円	39, 636, 800 円	38, 163, 760 円
収入（徴収）済額	7, 086, 500 円	2, 346, 840 円	2, 753, 120 円
不納欠損額	4, 353, 820 円	635, 100 円	788, 300 円
収入未済額	39, 938, 100 円	36, 654, 860 円	34, 622, 340 円
収入（徴収）率	13. 8%	5. 9%	7. 2%

2 住宅共益費入居者負担金

(1) 基本情報

所管室課	都市計画部 住宅政策室
債権の分類	私債権
債権の発生	定期
債権の内容	直接建設型市営住宅の共益費
関連法規等	発生根拠：吹田市営住宅条例第 11 条 督促：地方自治法第 240 条第 2 項、同施行令第 171 条
時効期間	5 年（民法第 166 条第 1 項第 1 号）
交渉や管理の状況等の記録方法	・財務会計システム、コンピューターシステム（パッケージ）、オフィス系ソフトによる管理、台帳等の紙媒体による管理

(2) 令和 3 年度から令和 5 年度までの徴収状況

ア 全体

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
調定額	10,740,480 円	22,555,310 円	24,070,320 円
収入（徴収）済額	9,822,170 円	21,641,190 円	23,091,030 円
不納欠損額	75,480 円	0 円	0 円
収入未済額	842,830 円	914,120 円	979,290 円
収入（徴収）率	91.5%	95.9%	95.9%

イ 現年度分

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
調定額	9,639,590 円	21,712,480 円	23,156,200 円
収入（徴収）済額	9,639,590 円	21,598,980 円	23,003,900 円
不納欠損額	0 円	0 円	0 円
収入未済額	0 円	113,500 円	152,300 円
収入（徴収）率	100.0%	99.5%	99.3%

ウ 滞納繰越分

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
調定額	1,100,890 円	842,830 円	914,120 円
収入（徴収）済額	182,580 円	42,210 円	87,130 円
不納欠損額	75,480 円	0 円	0 円
収入未済額	842,830 円	800,620 円	826,990 円
収入（徴収）率	16.6%	5.0%	9.5%

3 借上型住宅使用料

(1) 基本情報

所管室課	都市計画部 住宅政策室
債権の分類	私債権
債権の発生	定期
債権の内容	民間の住宅を借り上げて、市営住宅として提供する借上型市営住宅の家賃
関連法規等	発生根拠：吹田市営住宅条例第 11 条 督促：地方自治法第 171 条第 2 項、同施行令第 171 条
時効期間	5 年（民法第 166 条第 1 項第 1 号）
交渉や管理の状況等の記録方法	・財務会計システム、コンピューターシステム（パッケージ）、オフィス系ソフトによる管理、台帳等の紙媒体による管理

(2) 令和 3 年度から令和 5 年度までの徴収状況

ア 全体

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
調定額	33,218,800 円	27,794,000 円	24,648,000 円
収入（徴収）済額	33,218,800 円	27,486,500 円	24,492,900 円
不納欠損額	0 円	0 円	0 円
収入未済額	0 円	307,500 円	155,100 円
収入（徴収）率	100.0%	98.9%	99.4%

イ 現年度分

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
調定額	33,218,800 円	27,794,000 円	24,340,500 円
収入（徴収）済額	3,218,800 円	27,486,500 円	24,185,400 円
不納欠損額	0 円	0 円	0 円
収入未済額	0 円	307,500 円	155,100 円
収入（徴収）率	100.0%	98.9%	99.4%

ウ 滞納繰越分

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
調定額	0 円	0 円	307,500 円
収入（徴収）済額	0 円	0 円	307,500 円
不納欠損額	0 円	0 円	100.0%
収入未済額	0 円	0 円	100.0%
収入（徴収）率	0%	0%	100.0%

4 借上型市営住宅共益費入居者負担金

(1) 基本情報

所管室課	都市計画部 住宅政策室
債権の分類	私債権
債権の発生	定期
債権の内容	民間の住宅を借り上げて、市営住宅として提供する借上型市営住宅の共益費
関連法規等	発生根拠：吹田市営住宅条例第 11 条 督促：地方自治法第 240 条第 2 項、同施行令第 171 条
時効期間	5 年（民法第 166 条第 1 項第 1 号）
交渉や管理の状況等の記録方法	・財務会計システム、コンピューターシステム（パッケージ）、オフィス系ソフトによる管理、台帳等の紙媒体による管理

(2) 令和 3 年度から令和 5 年度までの徴収状況

ア 全体

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
調定額	10,582,400 円	10,184,200 円	9,627,900 円
収入（徴収）済額	10,527,400 円	10,074,200 円	9,574,300 円
不納欠損額	0 円	0 円	0 円
収入未済額	55,000 円	110,000 円	53,600 円
収入（徴収）率	99.5%	98.9%	99.4%

イ 現年度分

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
調定額	10,517,400 円	10,129,200 円	9,517,900 円
収入（徴収）済額	10,517,400 円	10,019,200 円	9,464,300 円
不納欠損額	0 円	0 円	0 円
収入未済額	0 円	110,000 円	53,600 円
収入（徴収）率	100.0%	98.9%	99.4%

ウ 滞納繰越分

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
調定額	65,000 円	55,000 円	110,000 円
収入（徴収）済額	10,000 円	55,000 円	110,000 円
不納欠損額	0 円	0 円	0 円
収入未済額	55,000 円	0 円	0 円
収入（徴収）率	15.4%	100.0%	100.0%

5 住宅使用料等の債権回収に関する現況

(1) 市営住宅の管理及び債権回収の状況

吹田市は、一定の基準を満たす低額所得者の住民のため、市が自ら住宅を建設したり、民間の住宅を借上した上で市営住宅を提供している。

上記1及び2は、市が建設した市営住宅の使用料及び共益費であり、上記3及び4は、市が民間の住宅を借り上げた市営住宅使用料及び共益費である（以下、これら上記1ないし4を合わせて「住宅使用料等」という。）。

吹田市は、これら市営住宅の賃料等の収納に関する業務、市営住宅等の維持管理に関する業務等について、令和4年4月から指定管理者制度¹⁴を導入し、指定管理者にこれら業務を委託している。

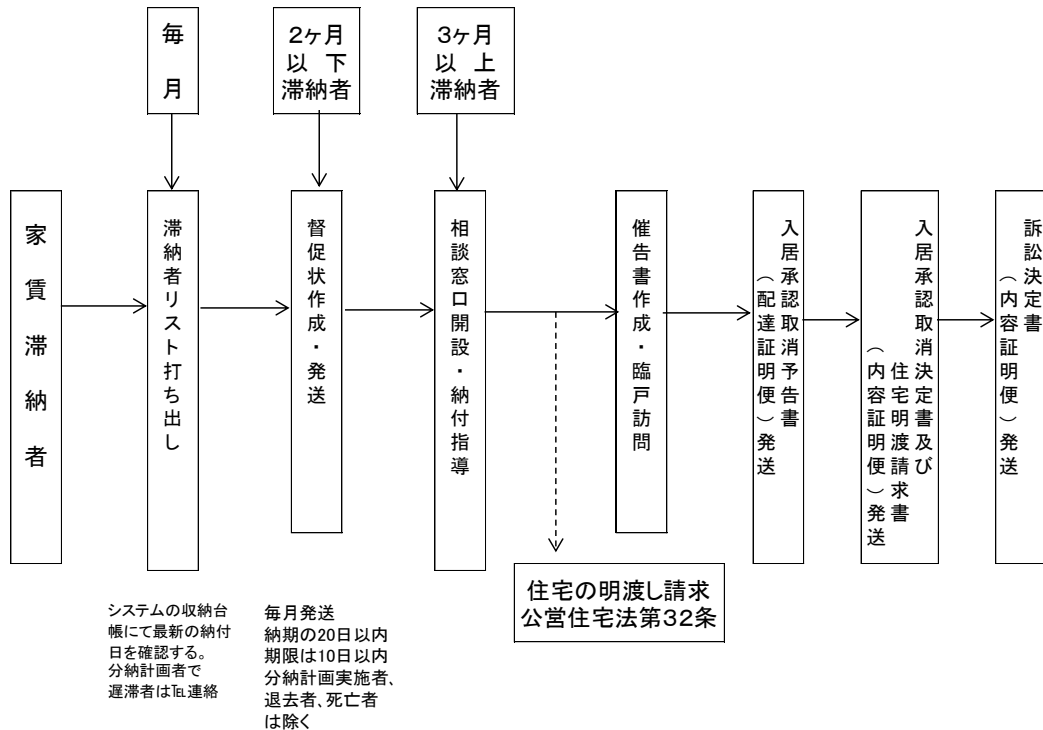
(2) 指定管理者の概要

指定管理者	日本管財株式会社
指定期間	令和4年4月1日～令和9年3月31日
選定方法	公募（プロポーザル方式）
指定管理者が行う業務内容	①家賃等の収納に関する業務 ②市営住宅等の維持管理に関する業務 ③前2号に掲げるもののほか、市営住宅等の管理に関し、市長が必要と認める業務
サービス水準の評価項目	・住宅使用料等の収納率 ・住宅使用料等の収納率（過年度分） ・その他修繕等の債権回収に関わらない項目
インセンティブ	・住宅使用料等の収納率（過年度分）が確保すべき水準＋1%となった場合、その1/2に相当する額 ・退去者が滞納している住宅使用料等が納入されたとき、その1/2に相当する額
サービス水準を下回った場合の対応	・サービス水準の数値を下回った場合、不十分又は不履行となった業務対する費用相当分を指定管理料から減額等を行う。

¹⁴ 詳細は、令和4年度包括外部監査報告書4頁以下を参照

(3) 滞納整理フローチャート

市営住宅家賃滞納者整理フローチャート



6 監査の結果及び意見

【意見 7 7】 不納欠損処理

吹田市は、住宅使用料等の債権について、時効完成、相続人不存在等の不納欠損処理を行うべき債権について、不納欠損事由に該当するかどうかの調査を適宜に行った上で、該当する場合は速やかに不納欠損処理を行うべきである。

（関連する総論的意見）

【意見 12】 私債権の消滅時効の援用を促す方策

（理由）

- (1) 住宅政策室における令和元年から令和 5 年度までの期間の不納欠損処理内容は、以下のとおりである。

令和元年～5年度不納欠損額一覧

番号	年度	債務者	債権の額	内訳		件数	月数	放棄決定日	放棄した事由等		
				住宅使用料	共益費				債権発生日	事由	事由の生じた日
1	令和5年	【債務者A】	788,300円	788,300円	0円	47	47	令和6年2月19日	平成18年10月5日～平成25年5月7日	時効期間満了	令和5年11月7日
2	令和4年	【債務者A】	136,400円	136,400円	0円	7	7	令和5年2月22日	平成27年3月5日～平成27年9月7日	相続人不存在	平成27年9月13日
3		【債務者B】	498,700円	498,700円	0円	42	21	令和5年3月17日	平成15年7月5日～平成17年3月5日	消滅時効完成の援用	令和5年1月27日
4	令和3年	【債務者A】	1,124,800円	1,124,800円	0円	82	119	令和4年2月21日	平成18年6月5日～平成29年2月6日	破産免責決定	令和3年6月9日
5		【債務者B】	1,690,500円	1,615,020円	75,480円	98	160	令和4年2月21日	平成18年7月5日～平成30年6月5日	破産免責決定	令和3年9月29日
6		【債務者C】	294,700円	294,700円	0円	68	68	令和4年2月21日	平成14年8月5日～平成21年3月5日	破産免責決定	令和3年9月29日
7		【債務者D】	1,319,300円	1,319,300円	0円	97	97	令和4年2月21日	平成13年6月5日～平成21年6月5日	時効期間満了	令和3年11月9日
8	令和2年	【債務者A】	2,445,100円	2,445,100円	0円	157	157	令和3年3月1日	平成3年12月5日～平成21年12月7日	時効期間満了	令和2年1月28日
9	令和元年	【債務者A】	478,940円	442,460円	36,480円	171	66	令和2年2月28日	平成23年10月5日～平成28年3月7日	破産等免責決定	令和元年8月28日
10		【債務者B】	124,500円	124,500円	0円	19	19	令和2年3月31日	平成18年2月6日～平成21年3月5日	消滅時効完成の援用	平成26年3月27日
11		【債務者C】	125,800円	125,800円	0円	13	7	令和2年3月31日	平成23年7月5日～平成25年4月5日	消滅時効完成の援用	平成30年4月27日
12		【債務者D】	380,710円	356,600円	24,110円	43	22	令和2年3月31日	平成21年9月7日～平成25年3月5日	消滅時効完成の援用	平成30年3月27日
計			9,407,750円	9,271,680円	136,070円	844	790				

- (2) 上記一覧を見ると、以下の事実関係の存在が確認された。
- ・事由の生じた日が平成 27 年度であるにもかかわらず、相続人不存在を事由として、不納欠損処理を行ったのが令和 4 年度であり、約 7 年を経過しているもの（番号 2）
 - ・事由の生じた日が平成 26 年度であるにもかかわらず、消滅時効完成の援用を事由として、不納欠損処理を行ったのが令和元年度であり、約 5 年を経過しているもの（番号 10）
 - ・事由の生じた日と不納欠損処理を行った年度は同一年度ないし直近年度であるものの、債権発生日から 10 年度以上を経過しているもの（番号 1、3、6、7、8）
- (3) 不納欠損処理を行うべきタイミングは、個々の債権ごとの個別の事情によるところはあるものの、事由の生じた日から 5 年以上を経過したものについては、速やかに不納欠損処理を行うべきであったと言わざるを得ない（番号 2、10）。
- また、債権発生日から 10 年以上経過しているものについても、それぞれ債権回収が進んでいない事情があったのであれば、10 年以上を経過すること無く、不納欠損処理を行うことは可能であったと思われる。
- (4) この点、住宅政策室の説明によると、上記のように長年かかったケースは、債務者に相続が発生し、その相続調査がスムーズに行われなかったことが要因の場合が比較的多い、とのことであった。そして、第 2 編、第 2、3 で紹介したように、令和 3 年度から、市税を除く市の債権を滞納している者が亡くなった場合、債権所管室課からの依頼に基づいて債権管理課が相続人調査を実施することとなっていることや、

令和 6 年度に、公営住宅管理システム改修を行って時効管理ができることとなる予定であることから、今後は改善していく見込みとのことであった。とは言え、このように長期にわたり滞納した後に、やっと不納欠損処理を行っている実情を見ると、本来的にはより早く不納欠損処理を行っておくべきであった債権が潜在している可能性があると言わざるを得ない。

- (5) なお、不納欠損処理を適切に行うことは、指定管理者への適切な報酬の支払いの観点からも重要と思われる。すなわち、契約上、以下の計算式に基づき指定管理料の減額があり得る。かかる計算式は、回収可能であるにもかかわらず、指定管理者の都合により十分な回収が行えなかったことに基づく減額を予定しているものと思われる。しかしながら、債権回収が（法的にはともかく事実上は）不可能となっている債権を下記計算に含めた場合、その趣旨に合致しないものと思われる。そのため、住宅使用料等については、指定管理者に対する適切な報酬支払の観点からも、適時に不納欠損処理を行うことが重要である。現在の指定管理の期間は令和 9 年 3 月 31 日までであるところ、吹田市が今後も継続して市営住宅の指定管理を行うことを検討するのであれば、この点を改善しなければ、入札への応募にも支障をきたす可能性がないとは言えないであろう。その意味では、市営住宅の指定管理を今後も継続していくにあたっても必要なことと思われる。

【計算式】 住宅使用料等調定額（過年度分）×確保すべきサービス水準（※年度ごとに定められる）－住宅使用料収納額（過年度分）
＝減額する指定管理料

【結果 15】 保証人への請求

吹田市は、住宅使用料等の債権について、滞納債務者について、保証人を立てている場合において、滞納債権者からの回収が見込めない場合には、保証人から回収すべきである。

【意見 78】 吹田市営住宅家賃滞納整理要領の整備

吹田市は、住宅使用料等の債権について、保証人に対する請求のフローを吹田市営住宅家賃滞納整理要領及びフローチャートに追記することを検討すべきである。

（関連する総論的意見）

**【意見 6】 保証人、法律上の連帯納付義務者への請求
（理由）**

吹田市営住宅条例第 7 条第 2 項では、特別の事情がある場合を除き、入居の承認を受けた入居者は、保証人を選任しなければならないとされている。これを受けて、現在、市営住宅に入居している各入居者については、それぞれ保証人が選任されている状態である（ただし、過去に保証人の選任を求めていなかった時期があり、その時期から契約が継続している入居者については、保証人が選任されていないとのことである。）。

しかしながら、ヒアリングによれば、吹田市においては、保証人は連絡先として機能しているが、保証債務履行を求めた実績はなく、保証人は単なる連絡先として機能しているのみである。このような対応は、条例が原則として、保証人を選任することを求め、債権回収の確実性を図った趣旨を没却するものであり、問題がある。

なお、公営住宅の入居に際して保証人の選任を求めるべきかどうかについては、「公営住宅への入居に際しての取扱いについて」（平成 30 年 3 月 30 日付国住整備第 503 号通知）で保証人の確保を入居の前提とすることから転換すべき、とされ、「公営住宅への入居に際しての保証人の取扱いについて」（令和 2 年 2 月 20 日国住備第

130号)の通知では、当面、引き続き保証人の確保を入居の要件とする事業主体においても、通知の趣旨を十分踏まえ、入居希望者の努力にもかかわらず保証人が見つからない場合には、保証人の免除を行う、緊急連絡先の登録をもって入居を認めるなど、住宅困窮者の居住の安定の観点から特段の配慮をお願いします、とされている。しかしながら、吹田市が現状、保証人の選任を条例で求めている以上は、かかる通知によって、保証人に請求しない正当な理由となるわけではない。同通知では、一定の配慮を行うべき場合の対応として「保証人の免除を行う、緊急連絡先の登録をもって入居を認める」等が例示されており、吹田市が現状に合わせて単なる連絡先として機能するだけで足りると判断するのであれば、保証人を求めることを取りやめ緊急連絡先の登録に変更すればよいと考えられる。保証人の選任を求めておきながら、全くこれに対する請求を行わないことは、地方自治法の債権管理の規定から問題があり許容されない(結果15)。

また、合わせて滞納整理要領には保証人に対する債権回収の記載が全くなされていないが、上記のとおり、保証人にも責任を追及すべきである以上、適切なフロー策定し、要領に追記すべきである(意見78)。

【結果16】 遅延損害金の請求

吹田市は、住宅使用料等の債権について、その滞納者に対し、遅延損害金を請求し、その適切な徴収を図るべきである。

(関連する総論的意見)

【意見7】 税金以外の債権の遅延損害金、延滞金の徴収

(理由)

住宅使用料等は、私債権であり、民法第419条第1項に基づき当然に遅延損害金が発生する。

この点、住宅政策室においては、使用しているシステムにおいて、自動的に遅延損害金を計算することができず、遅延損害金を含めて請求を行うことは、事務の複雑さを招くことから、遅延損害金を徴収していない。

しかしながら、私債権は、当事者間において何ら合意をせずとも、民法に基づき当然に遅延損害金が発生する以上、事務が煩雑であるからと行って、これを請求しないことは、市政の公正・公平性の観点から適切ではなく、意見7に述べた各理由からも適切ではない。例えば高槻市では、下記のような条例を制定し住宅使用料についても遅延損害金を請求している。

【高槻市市営住宅条例】

(督促及び延滞金の徴収)

第20条の3 市長は、家賃を滞納した者(以下「滞納者」という。)に対して督促(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第171条に規定する督促をいう。)をした場合において、当該滞納に係る家賃の額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、当該金額につきその督促により指定した履行期限の翌日から履行の日までの期間(同令第171条の5の規定により徴収停止をした期間を除く。)に応じ、年7.3パーセントの割合をもって計算した金額に相当する延滞金を徴収するものとする。

2 前項の延滞金の金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

3 第1項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

4 市長は、滞納者が督促により指定された履行期限までに履行しないことについて、やむを得ない理由があると認めるときは、第 1 項の延滞金を減額し、又は免除することができる。

よって、住宅使用料等の滞納者に対し、遅延損害金を請求し、その適切な徴収を図るべきである。

【意見 79】 債権管理の一元化

吹田市は、住宅使用料等の債権について、住宅政策室と指定管理者との間で滞納債権者に対する督促等の状況を適切に情報共有し、滞納債権の回収や整理につなげていくために、両者協議して適切な方法で情報管理の一元化を行うべきである。

(理由)

- (1) 第 4 編の共通質問と回答 7 の債権管理回収にあたっての課題について、住宅政策室からは住宅使用料等について、「指定管理者が一次的な対応を行うが、住宅政策室と足並みがそろわず、対応が後手に回ることがある」との回答が寄せられた。
- (2) また、令和 4 年度から吹田市は指定管理を導入しているところ、住宅使用料についてみると前記 1(2)の表にあるように、特に滞納繰越分の徴収率が低下傾向にあった。住宅政策室によると、徴収率自体は中核市 62 市中で、令和 4 年度で 14 位、令和 5 年度 19 位（ただし滞納繰越分は 41 位）と他市比較では必ずしも悪くないものの、直営時代に比べると低くなった、とのことであった。
- (3) そこで、本調査において、住宅使用料等の債権の管理について、住宅政策室及び指定管理者から確認を行ったところ、以下のような状況であった。

ア 滞納債権（債権額自体）

債権管理システムで管理し住宅政策室と指定管理者の双方がアクセスできる

イ 指定管理導入前の滞納債権（交渉履歴）

指定管理導入前の吹田市が直営で管理していた時代の滞納債権については、吹田市が紙の台帳等で交渉履歴などを保有している。指定管理の協定書などには、指定管理導入前の滞納債権についても目標値等が定められており（意見 77 の理由 (5)参照）、これを下回ると指定管理料の減額につながることもある。しかしながら、吹田市から指定管理者に対して、この過去の交渉情報の連携は行われていない。また、指定管理者から、指定管理開始後の、指定管理導入前の滞納債権の債務者との交渉経緯について面談メモが作成されているわけでもなく（そもそも、指定管理導入前の滞納債権の債務者であっても、住宅の建替えて新しい住居に移り新しい住宅の家賃は支払っているケースや、現在は生活保護を受給している現年度は住宅扶助で滞納が発生しないケースでは、指定管理者が債務者と面談しないため、下記ウのエクセルファイルなども作成されないとのこと）、吹田市にフィードバックもされていない。

ウ 指定管理導入後の滞納債権（交渉履歴）

前記 5(3)のフローチャートにあるように毎月滞納者リストを打ち出し、指定管理者から督促状を送付する（フローチャートでは 2 か月以下滞納者とあるが、実務では 1 か月滞納で送付している）。1 回目の督促で相当数の入金があるが、2 週間経っても入金がなければ指定管理者から架電をし、必要に応じて臨戸も行っている。臨戸訪問や交渉経緯については、債権管理システムに交渉記録欄がなく、またシステムにつながっているパソコンも 1 台しかないため、指定管理者が個別にエクセルファイルに入力し管理を行っている。このエクセルファイルについては、

指定管理者としては市から要請があれば提出することになるが、特に要請がないため提出はしていない。

- (4) 本調査において、このような情報管理の分散が生じてしまっている理由について確認したところ、

- ・吹田市としては、指定管理者に都度、確認等を行うことで、偽装請負の問題が生じることを懸念している。
- ・指定管理者としては、債権管理システムに情報を一元化しないのは、債権管理システムに交渉経過欄がなく、また、債権管理システムに情報を入力できるパソコンが1台しかなく、業務効率が悪くなる。

ためであるとのことであった。

- (5) しかしながら、まず、指定管理導入前の滞納債権（交渉履歴）については、偽装請負などの問題とは全く関係がなく、むしろ指定管理の協定書にも記載されているのであるから、吹田市が過去に行った交渉経過などを指定管理者に共有することは当然必要とされるものである。また、指定管理導入後の滞納債権について、都度、吹田市が指定管理者に報告を求めること自体は、偽装請負の問題になるとは思われず（当然、指示・指導を行うかどうかは別問題であるとして）、むしろ、指定管理者の業務を適切に監督できていない状況の方が問題があると思われる。前記で紹介した共通質問への住宅政策室の「指定管理者が一次的な対応を行うが、住宅政策室と足並みがそろわず、対応が後手に回ることがある」との回答を解消する必要がある、市側の意見には理由がない。

他方で、債権管理システムに交渉経過欄がなく、また、システムが1台しかなく、業務効率が悪いとの指摘は、指定管理者側のみで対応しうることではなく、それ自体を責めることはできないものの、少なくとも、指定管理者が作成している交渉経過のエクセルファイルを適宜に情報共有するなどすることは可能と考えられる。

吹田市では令和4年度に市営住宅の指定管理が開始したばかりであり、本監査の対象の令和5年度は、まだ市も指定管理者も手探りの部分があったと思われ、一定、やむを得ないことであると監査人も理解するところではあるが、指定管理導入後に僅かとはいえ、徴収率（特に滞納繰越分）が低下傾向にあるということでもあり、市・指定管理者側共に適切な情報一元化方法を協議し、策定していくべきであると言える。

【意見80】 法的措置による債権回収

吹田市は、住宅使用料等の債権について、訴訟等により回収を行うことができないか検討し、また、訴訟等により債務名義を得たものについては、強制執行等の手続による回収を行うことができないか、積極的に検討すべきである。

（関連する総論的意見）

【意見9】 私債権等についての支払督促の積極活用

（理由）

- (1) 住宅政策室における住宅使用料等の滞納上位者5名について、その内容を確認したところ、以下の状況であった。

【退去済を含む上位者5名】

	滞納月数	現在の状況	退去区分	承認取消日	最新納付日	分納誓約
A	71	退去	訴訟	H26. 2. 28	H29. 11. 30	—
B	96	退去	訴訟	H26. 10. 31	R2. 4. 3	—
C	67	退去	一般	R3. 11. 30	R3. 11. 10	有

	滞納月数	現在の状況	退去区分	承認取消日	最新納付日	分納誓約
D	58	入居	—	—	R6. 2. 26	有
E	24	退去	訴訟	H26. 9. 30	R5. 12. 28	有

(2) また、住宅使用料等の債権にかかる訴訟提起等の法的措置による回収状況を確認したところ、以下のとおりであった。

- ・退去区分が「訴訟」となっているもの（上記 A、B、E）については、建物明渡訴訟により退去を求めたものであり、この場合、建物明渡訴訟と合わせて、滞納住宅使用料等の支払請求も合わせて行っている。
- ・もっとも、滞納住宅使用料等について、債務名義を得た場合（≒強制執行により債権回収を行うことができる状態）であっても、特段、強制執行等による回収は行っていない。
- ・さらに、任意に市営住宅等を退去した場合など（上記 C など）、建物明渡訴訟を行わないときは、滞納住宅使用料等の支払請求訴訟を提起することはしておらず、また、特段、法的措置を検討することもない。

(3) 当然、法的措置による回収を行うべきかどうかは、費用対効果の予測を含め個々の事情によるところ、市営住宅が低額所得者の住民に向けたものであり、そもそも滞納住宅使用料等の回収困難な場合も多いと考えられることからすれば、（結論として）法的措置を採っていないこと自体はともかく、特段、法的措置を検討することが無いとの態度には、問題がある。

また、債務名義を得た場合であれば、一定の要件のもと財産開示手続（民事執行法第 196 条以下）や、弁護士法第 23 条の 2 の弁護士会照会制度の活用することができるのであり、これら財産調査でさえ行っていないとの現状は、債権回収の手を止めてしまっていると評価せざるを得ないものと考えている。

【結果 17】 催告書の送付

吹田市は、債権管理フローに沿って、滞納債務者には、すべからく催告書を送付すべきである。

（理由）

- (1) 滞納整理要領によれば、「家賃の督促後も滞納が 3 月以上ある者に対し、催告により納付を求めることとする。催告の方法は、臨戸催告、郵送催告又は電話催告による。」とされており、滞納が 3 月以上の者については、催告を行うべきこととされている。
- (2) 意見 79 の理由でも記載したように、指定管理者は毎月滞納者リストを打ち出し督促状を送付しているが、これとは別に毎年 12 月に催告書を送付している（年 1 回）。催告書送付の準備は指定管理者が行い、吹田市のチェックを経て送付しているとのことであるが、催告書の送付対象者からは、退去後の滞納債務者の一部が除外されているとのことである。また、毎月滞納者に送付する督促状は、新たに滞納が発生した場合にだけ送るものであるため、すでに退去後の滞納債務者には送られない。このため、退去後の債務者のなかには督促状も催告書も送られない者が生じることとなる。
- (3) 住宅政策室における退去済み及び入居中の住宅使用料等の滞納上位者 5 名について、その催告書の送付状況を確認したところ、以下の状況であった。

【退去済を含む上位者 5 名】

	滞納月数	最新納付日	分納誓約	最終催告日	催告の方法
A	71	H29. 11. 30	—	R4. 12. 15	郵送
B	96	R2. 4. 3	—	R4. 12. 15	郵送
C	67	R3. 11. 10	有	R4. 12. 15	郵送
D	58	R6. 2. 26	有	R2. 12. 7	郵送
E	24	R5. 12. 28	有	R5. 12. 12	郵送

【入居中の上位者 5 名】

	滞納月数	最新納付日	分納誓約	最終催告日	催告の方法
D	58	R6. 2. 26	有	R2. 12. 7	郵送
F	87	R4. 7. 1	有	R5. 12. 12	郵送
G	93	R4. 4. 28	有	R4. 12. 15	郵送
H	35	R5. 3. 27	有	R5. 12. 12	郵送
I	22	R4. 7. 26	有	送付なし	—

※Dは、上記Dと同一滞納者

上記のとおり、E、F及びHを除く滞納上位者に対しては、直近年度（R5）において、年に 1 回の催告書の送付を行っておらず、Iについては、本調査において確認できた限りでは、催告書の送付自体がなされていない状態であった。

- (4) 特段の理由があつて、催告書を送付しない取扱いとすること自体はあり得るものと思われるが、催告書を送付しないこととした理由を確認したところ、過去に催告書を送付し、債権回収を試みたが回収ができていない債権者であるとの説明はなされたものの、ヒアリングで伺える限りは、その妥当性、合理性を見いだすことは全くできなかった。
- (5) 滞納者に対して、平等に催告書を送付しないという取扱いは、債権者間の公平を害するほか、吹田市側の恣意的な基準によって、一部の債権者について債権回収の機会が失われている可能性がある状況が生じていることは妥当ではなく、地方自治法上からも許容されない。

【意見 8 1】 債権分類の見直し

吹田市は、住宅使用料について、各債権がその分類基準に照らして適切に集計されているか改めて点検し、適切な分類に基づいて徴収不能引当金を計算すべきである。

（関連する総論的意見）

【意見 13】 評価性引当金に関する会計基準の運用方法の周知徹底

【意見 14】 一般債権に係る徴収不能引当金の計上方法の見直し

（理由）

住宅政策室では、徴収不能引当金算定にあたっての債権分類において、簡便法を採用しつつ独自の区分を設定しており、その分類基準は以下のとおりである。

＜債権の分類基準＞

債権の分類	分類基準	令和5年度残高
一般債権	現年度収入未済分である債権	2, 227, 100 円
貸倒懸念債権	過年度収入未済分のうち、発生から 5 年未満の債権及び発生から 5 年以上で債務者が分納に応じている債権	34, 622, 340 円

債権の分類	分類基準	令和5年度残高
破産更生債権等	過年度収入未済分のうち、発生から5年以上で債務者が分納に応じていない債権	0円

(吹田市提供資料より作成)

上表で、破産更生債権等は0円となっているが、本監査において滞納者の債権管理台帳等を閲覧したところ、5年以上前に発生した債権で分納中でないものも含まれていた。

本債権については、発生が古い債権も多数あり、債務者には退去済みの者も含まれていることから、各債権がその分類基準に照らして適切に集計されているか改めて点検し、適切な分類に基づいて徴収不能引当金を計算すべきである。

第10 経営室の所管する債権管理回収に係る監査の結果及び意見

1 下水道使用料

(1) 基本情報

所管室課	下水道部 経営室
債権の分類	強制徴収公債権
債権の発生	定期
債権の内容	公共下水道の使用について、使用者から徴収する使用料債権。
関連法規等	発生根拠：下水道法第 20 条第 1 項、吹田市下水道条例第 22 条第 1 項 督促：地方自治法第 231 条の 3 第 1 項 滞納処分：地方自治法第 231 条の 3 第 3 項、同附則第 6 条第 3 号
時効期間	5 年（地方自治法第 236 条第 1 項）
交渉や管理の状況等の記録方法	・ I P K システム（徴収業務の一部の委託を受けた水道部が主に記録） ・ 紙媒体でファイリング（交付要求、不納欠損処理手続に係る記録は年度ごと・手続ごとにファイリングし、経営室のみで管理）

(2) 令和 3 年度から令和 5 年度までの徴収状況

ア 全体

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
調定額	5,830,761,709 円	5,765,209,808 円	5,789,418,191 円
収入（徴収）済額	4,979,155,947 円	4,927,936,432 円	4,944,942,454 円
不納欠損額	1,233,580 円	933,733 円	1,325,386 円
収入未済額	850,372,182 円	836,339,643 円	843,150,351 円
収入（徴収）率	85.4%	85.5%	85.4%

イ 現年度分

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
調定額	4,957,032,761 円	4,914,010,332 円	4,951,810,294 円
収入（徴収）済額	4,112,864,872 円	4,083,298,789 円	4,113,750,934 円
不納欠損額	0 円	3 円	751 円
収入未済額	844,167,889 円	830,711,540 円	838,058,609 円
収入（徴収）率	83.0%	83.1%	83.1%

ウ 滞納繰越分

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
調定額	873,728,948 円	851,199,476 円	837,607,897 円
収入（徴収）済額	866,291,075 円	844,637,643 円	831,191,520 円

不納欠損額	1, 233, 580 円	933, 730 円	1, 324, 635 円
収入未済額	6, 204, 293 円	5, 628, 103 円	5, 091, 742 円
収入（徴収）率	99. 1%	99. 2%	99. 2%

なお、現年度分と滞納繰越分の徴収率の逆転現象がみられる。これは、所管室の説明によると、「下水道使用料は2か月ごとの調定となっており、3月に調定された2か月分は翌月以降に収入となります。これに伴い、公営企業会計では出納整理期間がないことから、「債権徴収の整理計画書」の現年度分・収入未済額が多額となり、収入（徴収）率に影響しております。」とのことであった。

（3）監査の結果

【結果18】 債権管理台帳の整備

吹田市は、下水道部において交渉や交付要求、財産調査、不納欠損処理等を行った下水道使用料債権（滞納発生分）や下水道専用栓に係る下水道使用料債権に関し、「吹田市債権管理基本マニュアル」の参考様式を用いるなどして債権管理台帳を整備すべきである。

（関連する総論的意見）

【意見2】 債権管理台帳の適正な整備

（理由）

ア 下水道使用料の水道部への管理委託関係

吹田市においては、「水道事業管理者に権限を委任する規則」（昭和38年吹田市規則第16号）に基づき、市長が、吹田市水道事業管理者に下水道使用料の調定、減免、徴収及び精算に関する事務を委任している。これにより、下水道使用料に関しては、水道部が、自ら所管する水道料金及びメーター料（私債権）とまとめて、調定から債務者との交渉を含む滞納整理・給水停止までを行い、水道部は、IPKシステムを用いて債権の内容、交渉や管理状況等の記録を行っている。同システムによる記録は、下水道部も閲覧することが可能となっており、これが債権管理台帳の役目を果たしている。

もっとも、このように水道部が受託管理する下水道使用料について滞納が発生した場合で、給水停止（※時期としては滞納開始から約6～8か月）にいたったときや、水道部において水道料金及びメーター料に関して支払督促による法的手続をとり、債務名義を取得するにいたったとき等には、以後の対応は受託管理の範囲を超えるため、水道部は、下水道部に上記状況を報告する。

このような場合、下水道部は、滞納のある下水道使用料に関して、自ら交渉を行うほか、同債権が強制徴収公債権であることから地方税の滞納処分の例により財産調査、滞納処分、交付要求、執行停止や不納欠損処理等を行うことになる。

イ 水道部による管理委託範囲外の債権管理台帳の不備

これに際して、下水道部の所管する下水道使用料は強制徴収公債権であるのに対し、水道部の所管する水道料金及びメーター料は私債権であることから、下水道使用料の行使に関する財産調査の結果等を水道部のIPKシステムに入力・共有することは個人情報保護の観点等から制限されている。そのため、滞納発生分の下水道使用料については、下水道部が水道部のIPKシステムとは別の方法で管理を行う必要があるが、下水道部において行われた交付要求、不納欠損については手続ご

と・年度ごとにまとめて紙媒体でファイリングされているにとどまり、その他交渉経過や財産調査の結果についても台帳の形による一元管理はされていなかった。

また、以上とは別に、下水道専用栓に係る下水道使用料については、下水道部において調定し、債権管理を行っているが、滞納がないこと等を理由に、債権管理台帳の形では管理はされていなかった。

ウ 台帳管理の必要性

台帳による債権管理の趣旨は、各所に散らばった情報を一元管理することで、債権管理の適正を図る点にあると考えられるところ、吹田市債権管理条例第 4 条においても、「債権管理者は、債権を適正に管理するために必要な事項を記載した台帳を整備しなければならない」とされている。

しかしながら、上述のとおり、下水道部において交渉や交付要求、財産調査、不納欠損処理等を行った下水道使用料債権（滞納発生分）や下水道専用栓に係る下水道使用料債権については、債権管理台帳が整備されていないため、これらについては、「吹田市債権管理基本マニュアル」の参考様式を用いるなどして、債権管理台帳を整備し、情報を一元管理し、債権管理の適正を図るべきである。

なお、経営室においては、監査の過程での以上の意見を受けて迅速に対応がされ、今年度より、債権管理台帳の整備がなされている。

【意見 8 2】 引当金算定方法の統一的な運用

吹田市は、下水道使用料の貸倒引当金の計上について、会計室が定めた計算方法を統一的に運用すべきである。

（関連する総論的意見）

【意見 13】 評価性引当金に関する会計基準の運用方法の周知徹底

【意見 14】 一般債権に係る徴収不能引当金の計上方法の見直し

（理由）

本債権については、企業会計が適用されているが、貸倒引当金の計上にあたっては、新公会計制度の評価性引当金に関する会計基準に従っている。具体的には、一般債権について、過去 3 年間の債権に対する不納欠損額の割合で、徴収不能実積率を計算し、一般債権に当該実積率を乗じることで貸倒引当金を計上している（評価性引当金に関する会計基準第 4 条第 2 項）。

この点、会計室から令和 4 年度より、過去 3 年間の不納欠損は一般債権に係る不納欠損額に限るという取扱いの変更を行う旨の文書が発出されている。しかし、経営室においては、貸倒懸念債権や破産更生債権から生じた不納欠損額を含めて本債権の徴収不能実積率を計算している。

吹田市において作成される財務諸表が室課によって異なる計算方法で作成されると、財務諸表間の比較可能性が担保できず、利用者に誤解を生じさせる懸念もあることから、吹田市は、会計室が定めた計算方法を統一的に運用すべきである。

第11 学校教育室の所管する債権管理回収に係る監査の結果及び意見

1 小学校給食費

(1) 基本情報

所管室課	学校教育部 学校教育室
債権の分類	私債権
債権の発生	定期的
債権の内容	小学校の児童及び教職員に対して実施している給食に係る給食費。
関連法規等	発生根拠：吹田市学校給食費条例第2条、吹田市学校給食費条例施行規則第4条 督促：地方自治法第240条第2項、同施行令第171条
時効期間	5年（民法第166条第1項第1号）
交渉や管理の状況等の記録方法	コンピューターシステム（パッケージ） オフィス系ソフトによる管理 台帳等の紙媒体による管理

(2) 令和3年度から令和5年度までの徴収状況

ア 全体（令和5年度より公会計化されたため現年度分のみ）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
調定額	—	—	88,517,585円
収入（徴収）済額	—	—	88,517,585円
不納欠損額	—	—	0円
収入未済額	—	—	0円
収入（徴収）率	—	—	100%

※令和5年度は、児童の小学校給食費が無償化されたため、教職員のみに対するものが計上されている。

2 公立小中学校の給食費その他学校徴収金の債権管理について(国の動き)

吹田市では、かつて、市立小学校・中学校の給食費や学校徴収金（教材費、積立金、日本スポーツ振興センター掛金、生徒会費、PTA会費等）については、いわゆる「私費」として吹田市の歳入としては扱わず、各学校にて集金、管理を行うこととして、吹田市が管理する債権ではなかった。

文部科学省に設置された諮問機関である中央教育審議会は、平成31年1月25日付で「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」（第213号）を発出し、そのなかで「先進的な地方公共団体の取組みを踏まえれば、未納金の督促等も含めた学校徴収金の徴収・管理については、基本的には学校・教師の本来的な業務ではなく「学校以外が担うべき業務」であり、地方公共団体が担っていくべきである。仮に、学校が担わざるを得ない場合であっても、地域や学校の実情に応じて事務職員等に業務移譲すべきであり、教師の業務とすることは適切ではない。」「特に学校

給食費については公会計化及び地方公共団体による徴収を基本とすべきであり、それ以外の学校徴収金についても、公会計化に向けた取組みを進めるべき」とされた。

その後、文部科学省は、各都道府県知事等に対し、元文科初第 561 号令和元年 7 月 31 日「学校給食費等の徴収に関する公会計化等の推進について（通知）」（文部科学省初等中等教育長発）を発した。この通知では、上記答申を受けて、「特に、学校給食費については公会計化及び地方公共団体による徴収を基本とすべきとされた答申を受けて、この度、文部科学省においては、地方公共団体における学校給食費の公会計化を促進し、保護者からの学校給食費の徴収・管理業務を地方公共団体が自らの業務として行うことにより、公立学校における学校給食費の徴収・管理に係る教員の業務負担を軽減することなどを目的として」、「学校給食費の徴収・管理に関するガイドライン」を作成し公表している。

3 吹田市の取組み(給食費の公会計化、学校徴収金システムの導入)

吹田市では、上記国の動きを踏まえ、令和 2 年度、学校事務改善検討委員会にて、学校給食費の公会計化のほか、私費についても教育委員会事務局で一括徴収・管理する学校徴収金システムの構築が検討された。

そして、これら検討を経て、令和 5 年度より、小学校給食費の公会計化と併せて、給食費以外の学校徴収金の徴収・管理を教育委員会事務局の業務とすることにより、学校職員の負担軽減を図り、さらに、吹田市の会計ルールに基づいた管理・運用を行うことによる給食会計の透明性、公平性の向上を目指すものとされた。

その後、学校徴収金システムの構築、保護者への説明等を経て、令和 5 年度より、上記取組みが開始されている。なお、学校給食費のうち中学校給食費については、令和 10 年度に開始予定の全員給食実施に併せて公会計化が検討されている。

4 監査の結果及び意見

【意見 8 3】 未収金の解消に向けた取組み

吹田市は、各学校における学校徴収金等の未収金の実態調査をより詳細に行い、教員にいわゆる「自腹」を切らせないような解決策に向けた取組みを行うべきである。

(理由)

吹田市は、令和 5 年度から小学校給食費の公会計化や学校徴収金の一括徴収・管理の運用を開始し、学校職員の事務負担軽減や会計の透明化・公平性の確保等に向けて取り組んでいるが、未収金の処理は課題として残る。

公会計化前に発生している小学校給食費の未収金については、公会計には引き継がず、吹田市学校給食会の処理によるものとされており、また、一括徴収化前に発生している学校徴収金は一括徴収の対象ではなく、各学校の処理によるものとされている。また、一括徴収化後に発生する学校徴収金であっても、その未収金の処理について検討が必要である。

令和 5 年 11 月、学校教育室は、各小中学校長に対し、学校徴収金等の納付状況について調査依頼を行い、(一括徴収化前である) 令和 4 年度の学校徴収金等について、種別ごとに、①納付すべき金額(学年ごとの決算額)、②令和 4 年度中に納付された金額(学年の合計額)、③令和 4 年度末時点の未納額(学年の合計額)や、未収金の処理として一時補填したのちの回収状況について調査するなど、実態把握に努めている。

また、一括徴収化後である令和 5 年度の学校徴収金について、学校教育室が把握する未収金は、小中学校合計 276 万 5799 円であり、未収額が 10 万円未満や未収金がない学校が多数ある一方で、30 万円をこえる未収金が発生している学校も複数存在する。

＜令和 5 年度（小中学校別）学校徴収金未納額の分布＞

学校別の未納額合計	小中学校数
30 万円以上	3 校
20 万円以上 30 万円未満	1 校
10 万円以上 20 万円未満	6 校
1 円以上 10 万円未満	23 校
0 円	21 校

未収が解消されない学校徴収金の扱いについては、現在、吹田市としての方針は決まっておらず検討中とのことである（なお、学校教育室によれば、未収が解消されない学校徴収金の処理方法について、校長による補填の方向性は除いているとのことであった）。

今後、決定する処理方針が学校教育室の把握する未収金のみを対象とするものとなれば、公会計化前、一括徴収化前に発生した未収金について校長その他の学校職員が、保護者から支払いを受けるべき教材費等を立て替え、そのまま未収金が放置される事態、いわゆる「教員の自腹」の問題につながることも懸念される。

吹田市は、学校徴収金の未収金に関する処理を各学校の問題にとどめるのではなく、まずは、こうした学校徴収金の未収金の実態をより詳細に調査し、教員にいわゆる「自腹」を切らせないような解決策を検討し取り組むことが求められる。

第12 放課後子ども育成室の所管する債権管理回収に係る監査の結果及び意見

1 留守家庭児童育成室使用料

(1) 基本情報

所管室課	地域教育部 放課後子ども育成室
債権の分類	非強制徴収公債権
債権の発生	定期
債権の内容	留守家庭児童育成室を利用している児童の保護者が負担する使用料
関連法規等	発生根拠：吹田市留守家庭児童育成室条例第8条 督促：地方自治法第231条の3第1項
時効期間	5年（地方自治法第236条第1項）
交渉や管理の状況等の記録方法	コンピューターシステム（パッケージ）

(2) 令和3年度から令和5年度までの徴収状況

ア 全体

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
調定額	152,343,600 円	197,646,150 円	211,167,600 円
収入（徴収）済額	150,718,500 円	195,999,400 円	209,457,600 円
不納欠損額	123,950 円	164,650 円	292,300 円
収入未済額	1,501,150 円	1,482,100 円	1,417,700 円
収入（徴収）率	98.9%	99.2%	99.2%

イ 現年度分

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
調定額	150,954,300 円	196,145,000 円	209,685,500 円
収入（徴収）済額	150,546,300 円	195,759,000 円	209,141,500 円
不納欠損額	0 円	0 円	0 円
収入未済額	408,000 円	386,000 円	544,000 円
収入（徴収）率	99.7%	99.8%	99.7%

ウ 滞納繰越分

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
調定額	1,389,300 円	1,501,150 円	1,482,100 円
収入（徴収）済額	172,200 円	240,400 円	316,100 円
不納欠損額	123,950 円	164,650 円	292,300 円
収入未済額	1,093,150 円	1,096,100 円	873,700 円
収入（徴収）率	12.4%	16.0%	21.3%

(3) 監査の意見

【意見 8 4】 債権の回収に向けた取組みの強化

吹田市は、留守家庭児童育成室使用料について、翌年度利用予定の保護者以外の債務者に対しても架電等の取組みを強化し、債権の回収に努めるべきである。

(理由)

放課後子ども育成室では、滞納が発生した場合の対応について、督促状を送付してもなお納付がない債務者に対して、年 2 回定期的に催告書を送付している。また、次年度利用申し込みがある家庭に対しては、未納がある場合は利用ができない旨を架電等により伝え、未納を解消するよう働きかけを行っている。

この結果、翌年度利用予定がある保護者については、翌年度に繰り越される収入未済はほとんど発生していない。一方で、翌年度利用予定がない保護者については、毎年数十万円の収入未済が発生しており、これに対して、既述の定期的な催告以外の対応は実施されていない。

この点、翌年度利用予定の保護者は架電等の取組みの効果が大きいと重点的に対応することは効果的であるものの、そうでない債務者に対しての対応がほとんどできていないという点は、公平性の観点からも妥当ではない。

吹田市は、翌年度利用予定の保護者以外の債務者に対しても架電等の取組みを強化し、債権の回収に努めるべきである。

【意見 8 5】 収入未済の発生抑制に向けた取組みの強化

吹田市は、留守家庭児童育成室使用料について、翌年度利用予定の保護者以外の債務者に対しても吹田市留守家庭児童育成室条例第 7 条に基づく入室許可の取消しの適用がある旨を周知するなどし、収入未済の発生抑制に努めるべきである。

(関連する総論的意見)

【意見 1】 未収債権発生の事前予防策の強化

(理由)

既述のように留守家庭児童育成室使用料は翌年度利用予定のある保護者については、年度を繰り越す収入未済はほとんど発生していない。これは、未納があると翌年度利用が許可されないので、継続した利用のために未納を解消しようというインセンティブが働くためと考えられる。吹田市留守家庭児童育成室条例第 7 条では、「市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入室の許可の全部もしくは一部を取消し、又は出席を一時停止することができる。」とされており、第 2 号に「保護者が保育料を滞納したとき。」と規定されている。この点、翌年度の利用申請があり、これを受けて未納がある者に対して、2 月時点で未納があれば、入室を許可しない旨を伝え納付を促している。

しかし、現に利用中で翌年度利用予定のない保護者に対して、架電により許可の取消しや出席の一時停止を予告して納付を促すといった対応はとられておらず、結果として滞納額の多い者は 4 月～3 月の 1 年間の利用料を全く支払っていないケースもあった。許可の取消しや出席の一時停止を厳密に適用するか否かは別としても、そのような取扱いがあることを予告して納付を促すことは有効な手段となり得ると考えられる。滞納となった利用料については、時が経過するとともに徴収率も下がる傾向にあることから、滞納を早期に解消し翌年度に繰り越さないことが重要である。

吹田市は、翌年度利用予定の保護者以外の債務者に対しても吹田市留守家庭児童育成室条例第 7 条に基づく入室許可の取消しの適用がある旨を周知するなどし、収入未済の発生抑制に努めるべきである。

第13 水道部総務室の所管する債権管理回収に係る監査の結果及び意見

1 水道料金及びメーター料

(1) 基本情報

所管室課	水道部 総務室
債権の分類	私債権
債権の発生	定期
債権の内容	吹田市水道条例に基づき、水道使用者に対し、水道使用量・区分等に応じて料金を調定し、請求するもの。
関連法規等	発生根拠：吹田市水道条例第 22 条、第 23 条 督促：地方自治法第 240 条第 2 項、同施行令第 171 条
時効期間	5 年（民法第 166 条第 1 項第 1 号）
交渉や管理の状況等の記録方法	・ I P K システム（債権の内容、交渉や管理状況等の記録、その他の債権管理） ・ エクセル等のソフト（財産調査や強制執行の結果、非定型的な資料、情報の管理）

(2) 令和 3 年度から令和 5 年度までの徴収状況

ア 全体

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
調定額	8, 116, 225, 787 円	8, 082, 154, 181 円	8, 074, 322, 146 円
収入（徴収）済額	7, 513, 436, 757 円	7, 472, 956, 768 円	7, 458, 005, 782 円
不納欠損額	1, 892, 729 円	2, 103, 470 円	1, 026, 625 円
収入未済額	600, 896, 301 円	607, 093, 943 円	615, 289, 739 円
収入（徴収）率	92. 6%	92. 5%	92. 4%

イ 現年度分

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
調定額	7, 507, 373, 589 円	7, 481, 398, 311 円	7, 465, 211, 324 円
収入（徴収）済額	6, 918, 384, 278 円	6, 884, 783, 637 円	6, 861, 091, 703 円
不納欠損額	0 円	0 円	666 円
収入未済額	588, 989, 311 円	596, 614, 674 円	604, 118, 955 円
収入（徴収）率	92. 2%	92. 0%	91. 9%

ウ 滞納繰越分

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
調定額	608, 852, 198 円	600, 755, 870 円	609, 110, 822 円
収入（徴収）済額	595, 052, 479 円	588, 173, 131 円	596, 914, 079 円
不納欠損額	1, 892, 729 円	2, 103, 470 円	1, 025, 959 円

収入未済額	11,906,990 円	10,479,269 円	11,170,784 円
収入（徴収）率	97.7%	97.9%	98.0%

なお、現年度徴収率が 92%前後、滞納繰越分の徴収率が 98%前後で推移しているが、所管室課によると、現年度分の収入未済額のほとんどが 3 月分（納期限が次年度 4 月 10 日）であるため、現年度分が滞納繰越分より収入（徴収）率が低くなっているもの、とのことであり、公営企業会計上の処理方法の影響を受けたものである。

(3) 監査の結果及び意見

【結果 19】 分納誓約書の記載内容の訂正

吹田市は、水道料金及びメーター料について、滞納者から提出を受ける債務承認及び納付誓約書における、滞納者に対して期限の利益を付与する旨の記載を訂正すべきである。

(関連する総論的意見)

【意見 5】 分納誓約の適正な活用

(理由)

水道部総務室は、滞納者に対し期限の利益を与えるとの認識のもと、滞納者より債務承認及び納付誓約書の提出を受けており、そのため、当該誓約書のひな形には、下記のとおり「なお、納付計画のとおり支払いがなかった場合は、当然に期限の利益を喪失し、直ちに残額を支払います。」と記載されている。

しかしながら、地方自治体の有する債権については、政令の定めるところにより、その履行期限の延長が行われる必要があるところ（地方自治法第 241 条第 3 項）、地方自治法施行令は、履行期限を延長する特約をすることができる場合につき、以下のとおり定める。

第 171 条の 6 普通地方公共団体の長は、債権（強制徴取により徴収する債権を除く。）について、次の各号の一に該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

- 一 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
- 二 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
- 三 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。
- 四 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。
- 五 貸付金に係る債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付けを行なった場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第一号から第三号までの一に該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。

(地方自治法施行令)

これを本件についてみるに、水道部総務室においては、滞納者から提出される債務承認及び納付誓約書のみで期限の利益を与える扱いをしているとのことであるところ、上記地方自治法施行令第 171 条の 6 第 1 項に基づく履行延期の特約に該当するためには自治体側の行為が必要であるから、上記取扱いが地方自治法施行令の定める履行延期の特約とは認められない。

したがって、水道部総務室が滞納者から提出を受ける債務承認及び納付誓約書は、法律上の根拠のない、いわゆる「分納誓約」に該当するものと言わざるを得ない。分納誓約は、納付義務者が一方的に自治体に対して提出するものであり、履行期限を延期する、すなわち期限の利益を付与する等の法的効果は一切生じない。

この点、前記のとおり、水道部総務室において用いられている債務承認及び納付誓約書のひな形には、「なお、納付計画のとおり支払いがなかった場合は、当然に期限の利益を喪失し、直ちに残額を支払います。」と、納付誓約書の提出により滞納者に期限の利益が生じる記載となっている。

そこで、債務承認及び納付誓約書の上記記載については、下記のように、滞納者に期限の利益を付与しない旨の文言に改訂すべきである。

<記載参考例>

なお、下記分納計画に基づき履行したとしても、私の資産や収入等の状況に鑑み下記分納計画が相当ではないと吹田市が判断する場合、法的手続等を実施されても、異議を申し立ていたしません。併せて裏面記載の範囲で個人情報の収集及び利用することに同意します。

吹田市水道事業管理者 あて

債務承認 及び 納付誓約書

冊 番	
契 約 番 号	

水道使用場所 吹田市〇〇〇〇

使用者氏名 吹田 太郎 様

私は下記の上下水道料金等について未納であることを承認し、納付計画のとおり支払うことを約束します。
なお、納付計画のとおり支払いがなかった場合は、当然に期限の利益を喪失し、直ちに残額を支払います。併せて裏面記載の範囲で個人情報の収集及び利用することに同意します。
さらに、不履行に伴い給水停止または法的手続きを実施された場合でも、異議を申立ていたしません。

誓約日 (承認日)	令和	年	月	日
現住所				
氏名	Ⓜ			使用者との関係 (本人)
電話番号				
生年月日	(大正・昭和・平成)			年 月 日

上下水道料金等未納額	令和 4 年 2 月 定例分 ～ 令和 4 年 7 月 精算分 (4 調定分)
	合 計 26,705 円 ※ 内訳は、別紙「未納明細書」のとおり

納付計画	① 支払月日	偶数月10日 (支払日が金融機関の休日にあたる場合は、その翌日)		③ 支払方法	納付書
	② 支払金額	3,000 円 / 回		④ その他	なし
支払予定日	年	月分	金額 (円)	収入日	備考
※1 初回の支払いは、令和 5 年 2 月 14 日とし、以降は完納まで納付計画のとおり支払う。					
※2 次回納付相談日は、令和 6 年 2 月中とする。					
					以上

【結果 20】 遅延損害金の適切な徴収

吹田市は、水道料金及びメーター料について、滞納者に遅延損害金を請求し、その適切な徴収を図るべきである。

(関連する総論的意見)

【意見 7】 税金以外の債権の遅延損害金、延滞金の徴収

(理由)

水道料金及びメーター料については、平成 15 年 10 月 10 日の最高裁判所決定により、私債権であることが確定したため、民法第 419 条第 1 項に基づき当然に遅延損害金が発生する。

この点吹田市においては、水道料金が公債権であった平成 5 年に、収納率の向上や、停水処分も含めた滞納整理の業務体制が確立したこと、料金改正で延滞金負担も高額となり滞納者とのトラブルが増加し対応に時間がかかること、延滞金を徴収している自治体は全国的にもほとんどないこと等を理由として、水道料金の延滞金を廃止することとなり、同年の吹田市水道条例施行規程改正により「延滞料を徴収する」旨の規定が削除された。その後、平成 28 年の水道条例改正により「延滞料を徴収することができる」旨の規定も削除された。

前記平成 15 年の最高裁決定により、水道料金は私債権であることが確定し、民法に基づき遅延損害金が発生することとなったが、吹田市においては、遅延損害金を請求しても、収納率向上の効果より滞納者とのトラブル増加や徴収事務の煩雑化などの弊害が大きくなることが懸念されるとの理由で、現在も遅延損害金の請求は行われていない。

しかしながら、遅延損害金が法律上当然に発生している以上、上記理由は遅延損害金を請求しない合理的理由とはなり得ない。

確かに、停水予告及び給水停止実施により、水道の使用を続けるためには納付しなければならないとの意識を滞納者に与えることができ、また、給水停止実施となれば滞納水道料金の増加も阻止できることから、停水処分は有効な滞納整理の手法である。

しかしながら、停水処分の効果にも限界がある。滞納者が吹田市外に転居してしまった場合、当該自治体においては何らの制約もなく水道の利用開始ができる上、吹田市の滞納水道料金に対して遅延損害金も加算されないのであれば、滞納者の納付意識は低下する一方である。

この点、包括外部監査人において近隣の中核市の状況を確認したところ、豊中市及び枚方市においては水道料金に対する遅延損害金が発生する旨が市のホームページの水道料金に関するページに明記されており、また高槻市においては水道料金のページには明記されていないものの債権管理条例において私債権の履行遅滞に係る損害賠償金を徴収する旨明記されており、いずれの市も水道料金の遅延損害金を徴収している（意見 7 で紹介した条例参照）。

以上のとおり、滞納水道料金に対する遅延損害金を一切徴収しない取扱いは、滞納者の納付意識の低下を招き、ひいては市政の公正・公平性や自治体財政の健全性を害することとなるから、水道料金及びメーター料の滞納者、特に停水処分後に他市へ転居したような滞納者に対しては、遅延損害金を請求し、その適切な徴収を図るべきである。

【意見 8 6】 債務名義取得後の債権の定期的な管理

吹田市は、水道料金及びメーター料について、債務名義を取得した後についても、定期的に管理が実施できるよう業務フロー図等を作成すべきである。

(関連する総論的意見)

【意見 15】 債権管理マニュアルや業務フロー図など

(理由)

抽出事案を検討したところ、債務名義を取得してから催告書を発送するまでに 3 年半が経過していた事案、及び、同じく催告書発送までに 1 年半が経過していた事案があった。

この点、水道部総務室としては、回収困難な債権と見込まれたため請求等を行っていなかったとのことであるが、債務名義取得後、長期間にわたり債務者に対し何ら働きかけをしないことは、債権管理として不十分といわざるを得ない。

債務名義を取得した後の債権管理についても、例えば、債権額が 2 万円以上の場合には民事執行法第 204 条以下の第三者からの情報取得手続を実施し、その結果に応じて差押えを実施する、当該金額に満たない場合は債務名義取得後 1 か月以内に催告書を送付するとともに架電又は訪問による納付勧奨を実施し、その後 1 年ごとに催告書を送付する等のように、債務名義取得後の債権管理についても業務フロー図等を作成して、定期的な債権管理を実施すべきである。

【意見 8 7】 引当金算定方法の統一的な運用

吹田市は、水道料金及びメーター料について、会計室が定めた計算方法を統一的に運用すべきである。

(関連する総論的意見)

【意見 13】 評価性引当金に関する会計基準の運用方法の周知徹底

【意見 14】 一般債権に係る徴収不能引当金の計上方法の見直し

(理由)

水道料金及びメーター料については、企業会計が適用されているが、貸倒引当金の計上にあたっては、新公会計制度の評価性引当金に関する会計基準に従っている。具体的には、一般債権について、過去 3 年間の債権に対する不納欠損額の割合で、徴収不能実積率を計算し、一般債権に当該実積率を乗じることで貸倒引当金を計上している（評価性引当金に関する会計基準第 4 条第 2 項）。

この点、会計室から令和 4 年度より、過去 3 年間の不納欠損は一般債権に係る不納欠損額に限るという取扱いの変更を行う旨の文書が発出されている。しかし、水道部総務室においては、貸倒懸念債権や破産更生債権から生じた不納欠損額を含めて本債権の徴収不能実積率を計算している。

吹田市において作成される財務諸表が室課によって異なる計算方法で作成されると、財務諸表間の比較可能性が担保できず、利用者に誤解を生じさせる懸念もあることから、吹田市は、会計室が定めた計算方法を統一的に運用すべきである。

第8編 まとめ

地方自治体が適切に債権管理回収を行うことの重要性について、本監査報告書の冒頭で3つの視点を述べた。すなわち、第一に、自治体財政の健全性の確保の点、第二に、市民の公平性・市政への信頼確保の点、第三に、市民の生活困窮状況の早期把握による生活再建、ひいては滞納の解消、という点である（第4、1）。

様々な行政サービスを担う所管室課においては、事務分掌に基づく主たる業務に比べ、債権管理回収業務へ投入する人的物的資源には限りがあることが多く、吹田市における各債権所管室課でも同様の実態が多くみられた。総合的な滞納・収納管理システムの早期整備も強く望まれるところである。

他方で、適切な債権管理回収の重要性に鑑みれば、投入資源の限界を理由にこれを怠ることもあってはならない。

吹田市は、平成25年4月に「吹田市債権管理条例」を施行し、債権管理課を設置し、各債権所管室課の限界を補いつつ、市全体の適切な債権管理回収業務の実現のために、積極的に取り組んでいる。

これまで、債権管理課が率先して、各種マニュアルの整備、各債権に関する管理回収状況の情報収集と課題の整理、一元的な財産調査、一部の強制徴収公債権の移管、債権管理回収に関する研修の実施等を進めており、本監査は、こうした様々な取組みを基本的に評価しつつ、更なる改善を期待するものである。

適切な債権管理回収事務を具体的場面で実現することは決して容易ではない。担当する職員が、具体的な事案を目の前にしたときに、誰に対して何を行うべきなのかを、迅速かつ適切に判断するには、実務的なノウハウや経験（それは回収を強化する方向だけでなく、適切に徴収緩和の方向に進めることの両者を含む）が必要である。吹田市では、そうした実務的なノウハウ等が、各債権所管室課の職員にどこまで浸透しているか、という点について、改善の余地があると感じられた。

本監査では、特に、納付交渉・分納誓約の場面における意見を各所で述べた。滞納が発生した場合に、多くの担当職員が、日常的に直面するのが納付交渉・納付誓約の場面であり、適切な債権管理回収業務を実現する肝となる業務として最も重要だと考えたからである。納付交渉・分納誓約の具体的な場面で、担当職員が、どのような情報を収集・整理すべきか、滞納者からどのように分納誓約をもらうか、分納金額をどのように設定するか、という実務的なノウハウ等は、辞書的な網羅的な債権管理マニュアルだけで培うことは難しいと思われる。本監査では、特に、分納誓約書の記載のあり方について繰り返し意見や指摘をし、分納誓約をもらうための前提となる過去の交渉経過を含め債権管理台帳への正確な記載を求め、分納誓約書の提出を受ける前の滞納者の収入や財産状況の調査の重要性を強調し、分納誓約の場面にフォーカスしたロールプレイング研修と、それをもとにした分納誓約に関するマニュアル整備などを意見で出しているのは、こうした認識によるものである。

また、遅延損害金や延滞金の請求を今後行うことを検討すべき、との意見についても、市民の間の公平性・合規性の確保という観点にとどまらず、滞納者に適正な期間での分納誓約を促すためにもこの制度の運用が必要という認識によるものである。強制徴収公債権の滞納処分や私債権の支払督促等の法的手続のより一層の活用を求めたのも、その活用の可能性を滞納者に伝えることが、日々の納付交渉・納付誓約の場面でも役立つ、という観点も含んでいる。

最後になるが、本監査において、債権管理課ほか各債権所管室課には、円滑な資料提供・ヒアリング実施などに多大なご協力いただくとともに、現場の状況を踏まえた貴重な意見もいただいた。改めて感謝申し上げたい。

報告書記載の各意見が、今後の吹田市の債権管理回収業務に少しでも役立つことを切に願う次第である。

以上